The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	安定的な皇位継承と南北朝正閏問題 : 明治天皇による「御歴代ニ関スル件」の「聖裁」とその歴史的影響
Author(s)	野村, 玄
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2019, 59, p. 1-125
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/72105
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

安定的な皇位継承と南北朝正閏問題

――明治天皇による「御歴代ニ関スル件」の「聖裁」とその歴史的影響――

野村　玄

はじめに

平成二十九年（二〇一七）十二月十三日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布され、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の施行年月日は平成三十一年（二〇一九）四月三十日となった。(1)

いっぽう、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が衆参両院の本会議で審議・可決されるにあたり、両院の委員会では附帯決議が行われており、その決議文には「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。」という文言が盛り込まれ、決議後に国務大臣の菅義偉内閣官房長官は「ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと存じます。」と発言している（本稿では、天皇・皇族・政治家・研究者等に対する敬称・敬語を省略する）。(2)

周知のように「皇室典範」第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定めている。(3) なぜいま附帯決議において「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」が認識されているのかといえば、「皇室典範」第二条によると（以下の皇族の身分・

年齢は平成三十一年〈二〇一九〉三月三十一日現在のもの）、皇太子徳仁親王（五十九歳）・秋篠宮文仁親王（五十三歳）・秋篠宮悠仁親王（十二歳）の順で継承されるが、そのほかの男系男子は常陸宮正仁親王（八十三歳）しかいないからである。すなわち、今回の今上天皇の退位の年齢（八十五歳）をふまえ、歴代の天皇が健康ならば八十歳過ぎまで在位できると仮定すると、二十一年後に徳仁親王は八十歳となり、文仁親王は七十四歳、悠仁親王は三十三歳となる。三十三歳の悠仁親王が婚姻して男子をもうけていればよいが、もし男子がいなければ、悠仁親王の段階で皇位継承者はいなくなる危険性が高い。しかも、その頃には、現在複数いる女性皇族も民間に降嫁していると思われるから、悠仁親王の世代には同親王以外の皇族の不在という状況が生じるおそれもある。もし憲法上の制度である皇室制度を維持するならば、悠仁親王への重圧は相当なものとなることが予想される。

この将来に予想される状況は、政府関係者や有識者の間でも共有・認識されていようが、問題は、その将来あり得る問題に対処しようとするにあたり、皇位継承者の確保の必要性については一致しているものの、確保の方法をめぐって深刻な意見の対立があることである。

とくに皇位継承者が極端に少なくなるのだから、その皇位継承候補者を増やす必要があるが、その方法論として、かつて小泉純一郎内閣が検討したように、女性皇族にも皇位継承資格を認めようとする議論がある。[4] これに対しては、男系男子による皇位継承を重視する立場からの根強い批判があり、男系男子による皇位継承を重視する立場からは、昭和二十二年（一九四七）に皇籍離脱した旧皇族・元皇族の男性子孫を皇族に復帰させるか女性皇族と婚姻させるなどの案が提起されている。[5] 両案の差は皇位の正統性をめぐる認識の差であり、正統性の根拠を、憲法のいう世襲の維持のための安定性や皇位継承候補者が皇族として皇室において育ってきたことへの国民の理解と支持、家族のあり方と男女の役割の変化などに求める考え方と、[6] 古代から現代まで続いてきたとされる男系男子による皇位継承方法に求める考え方の差でもある。[7] 両案の差は大きいといわざるを得ず、意見の一致をみる気配はない。[8] このまま時間が経過すれば、皇族の減少は確実に進行し、気がつけば女性皇族が全員民間に降嫁してしまっているということにもなりかねない。そこで、野田佳彦内閣において、まずは皇位継承問題と切り離す形で、婚姻した女性皇族に皇族としての身分を維持させて宮家を創立させるか、または民間に降嫁する女性皇族に婚姻後も民間人の公務員として皇室の務めを補佐させる案などによる皇族減少対策が先行して議論されたが、[9] これも政権交代により頓挫した。このような経緯をふまえての前述の附帯決議なのである。

附帯決議によると「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について」は「本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行」うようにとある。すなわち、国会は、これまで頓挫していた皇室制度の存続に関する議論について「本法施行後速やかに」すなわち「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の施行日である平成三十一年（二〇一九）四月三十日から速やかに開始し、検討結果の報告を政府に求めたのである。

さて、問題は、附帯決議がその「諸課題」を例示して、「女性宮家の創設等」と表現したことである。衆議院議長の大島理森が附帯決議の基となった文章を説明した時の発言によれば、「昔の宮家を復帰させるとかそういう問題は、この「等」の中で読んでいただきたい。」とのことであった。[10] だとすると、今後予想される議論では、女性皇族への処遇のみならず、男系男子による皇位継承方法を存続させるか否かも当然議論され、その具体的方法の一つとして旧皇族・元皇族の男性子孫への処遇も問題となる可能性がある。

このような「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」に関する議論の困難な点は、これまでの議論の経緯をふまえると、前述のように女性皇族を活用し、さしあたり皇族の減少に歯止めをかけながらも将来的には女帝を容認してその子孫による女系天皇も可とする案（以下、A案という）と、旧皇族・元皇族の男性子孫を活用した男系男子による皇位継承または女性皇族との婚姻を進める案（以下、B案という）とに別れざるを得ず、両案の間において、それぞれの案に基づく皇位継承候補者の正統性をめぐる議論の応酬が続いてしまう恐れがある点である。最終的には、両案の内包する不安や問題点を少しずつ解決し、両案を組み合わせていくしか方法はないように思われるが、仮にA案がB案について国民からの認知と同意が得られにくいと主張し、B案がA案について皇位の正統性に反すると主張した場合、今のところB案がA案について投げかけた主張がそのままB案に跳ね返ってくる恐れがあるということを本稿では指摘しておきたい。

確かにB案によると、「皇室典範」の第九条や第十五条を改正すれば、形式上は男系男子による皇位継承を存続させられるかもしれない。なぜ旧皇族・元皇族の男性子孫がそのような存在として把握され得るかというと、昭和二十二年（一九四七）に皇籍離脱した旧皇族・元皇族は伏見宮家とそこから別れた各宮家を出自とし、[11] 各家とも男系で相続されていると考えられるからである。しかし、これら伏見宮家と各分家は後花園天皇の父、後崇光院（伏見宮貞成親王）の系譜を引く存在として宮家の由緒を有しており、とくに伏見宮家は中・近世を通じて後崇光院の父栄仁親王から崇光天皇へとさかのぼる由緒を誇りとしてきたが、その崇光天皇は、現行制度下における皇

統譜、すなわち明治二十八年（一八九五）編輯の「旧譜・皇統譜」（後掲【写真A－1】から【写真A－18】）上、歴代外となっている。[12] したがって、現状では、歴代外の天皇を祖先に持つ旧皇族・元皇族の男性子孫に今後の皇位継承を託すのかという問題が生じるのである。

管見の限り、「皇室典範に関する有識者会議報告書」や「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」における説明を除き、北朝の第三代とされる崇光天皇に言及した現代の皇室制度論には接していないが、なぜ旧皇族・元皇族の共通の祖先、そして後花園天皇を通じて今上天皇の祖先でもある崇光天皇は歴代外となっているのだろうか（したがって、現在の皇室は北朝の系統である）。

その理由について、日本史学の観点からは、明治四十四年（一九一一）に推移した南北朝正閏問題とその決着過程においてなされた明治天皇の判断によるということになるが、そのことはもはや国民からほとんど忘却されているといってよいかもしれない。[13]

いっぽう、その南北朝正閏問題に関する先行研究を繙くと、明治四十四年（一九一一）三月三日の、明治天皇による歴代天皇の系譜に関する南朝正統論の立場での勅裁に至るまでの政治過程については、山本四郎や大久保利謙、大日方純夫、千葉功による研究で尽くされているといえようが、[14] 近年、南北朝正閏問題については、「原因をどこに求め、なぜイデオロギー強化に結果したのかを整合的に説明することは益々難しくなってきている」中で「学問弾圧だとすれば、世論主導という発端と国体論的主張をもつ歴史学者が批判された理由が説明できず、論争的側面を強調して正閏問題の結果に世論の勝利を読み取り、勝利した南朝正統論に天皇・国家・国民を結び付ける性格があるとすれば、その上なぜ政治主導によるイデオロギー強化が行われたのかが説明できない」という指摘があり、[15] また「単に史実が政府の介入により抑圧された事例としてのみみなすこと、そして政府による抑圧に対する反応という観点からのみ歴史学の発展を説明することは、過度の単純化である」[16] との批判がなされるなど、南北朝正閏問題の評価の観点・方法をめぐる新たな研究も生まれている。

しかし、南北朝正閏問題の特異性と重要性は、問題の解決に際して当時の内閣と明治天皇によって示された判断が現代の皇室制度にまで影響している点にあるように思われ、筆者はこの問題の持つ現代性にもう少し注目したいという立場である。その意味で、南北朝正閏問題を論ずるためには、なお大きな課題が残されているといわざるを得ない。すなわち、当時の第二次桂太郎内閣はなぜ明治天皇をこの問題に巻き込むことを決断したのか、そして、そのような内閣の動きに対して天皇はどのような態度を示したのかということである。先行研究は南北朝正閏問題を議論するに際し、国定歴史教科書の問題などを重視するあまり、肝心の上奏・仰裁の実態とその成功如何を問

うていない。また、南北朝正閏問題における上奏・仰裁への動きを扱った研究においても、例えば、山本四郎は基本的な事実を誤認しているし、[17] さらに主要な明治天皇の伝記や評伝も南北朝正閏問題を扱っていない。[18] これらのことが影響し、我々は現代の皇室制度に内包される南北朝正閏問題の遺産に対してどのように向き合えばよいのか、答えを出せないでいる。したがって、本稿は、南北朝正閏問題のうち、現代の皇室制度に影響を与えることになった深奥部分について、新史料を用いながら可能な限り迫ってみたい。

一、桂太郎による上奏・仰裁の決断とその理由

もともと南北朝正閏問題の政治的決着の方法については、内閣として、明治天皇の勅裁を仰ぐべきだという確たる方針が最初からあったわけではなかった。むしろ閣内には勅裁を避けるべきではないかという考えをもつ閣僚もいたらしいことは、「明治四十四年二月二十五日付山県有朋宛二宮熊次郎書簡」に「南北孰れか正統なりやに就き勅裁を仰く様之事ありては大変につき、夫等之事なしに済ませ度と云ふが内相（平田東助）之真意と被察候。」とあることからもうかがわれる。[19] また、後述するように原敬は内閣総理大臣の桂太郎から勅裁を仰ぐ決心など極秘事項を打ち明けられているのだが、原は日記で桂の内話のことを記す中で「余（原敬）は聖断を仰ぐ迄もなく責任を以て之を定めて可なる様に思ふも」と記しているから、[20] 当時の主要な政治家も勅裁を問題解決の必須条件として捉えていたわけではないらしい。

それもそのはずで、明治四十四年（一九一一）一月十九日の読売新聞の「論議」[21] などによって提起された国定歴史教科書における天皇の記述への疑義が、わずか約一ヶ月余の間に南北朝正閏問題という当時の政界を揺るがす一大事案へと拡大・深刻化するなどということ自体、首相である桂でさえ「明治四十四年二月二十六日付山県有朋宛桂太郎書簡」で「過日来教科書問題突然相起り、最初之程は文部当局と議員間位之問答に留り居候ものと相見へ、小生（桂太郎）も聞き及ばさる位の情勢なりしも、追々火の手を挙け比日之一大事件と相成、初めて事の容易ならさるを研究発見仕候」と告白しているように、[22] 予想外のことであった。しかし、なぜ桂は問題の拡大を予想できず、またなぜ政治家の中には最初から勅裁の必要を感じない者がいたのだろうか。

例えば、原は日記で「教科書に至りては学者の議論としては何れにても差支なき事ながら児童に教ゆる教科書には従来の通に据置きても差支なき事なるが、之を改めたるは適当の処置とも思はれざるなり、但し右教科書なるものゝ実は教師用に右様の説を載せ尋常高等の

小学用には左までの事なし、又或者の説によれば三十(明治)六年已来同様の記載をなし居るものなりと云ふ、果して然るや否や判然せざるも兎に角穏当の事にはあらず」[23]と述べており、そもそも国定歴史教科書改訂は必要ないとの考えであった。また、桂は「明治四十四年二月二十六日付山県有朋宛桂太郎書簡」で「維新已来王事に従事仕候輩に於而は決して一点之疑もなく、又疑ふへき心念も出つべき筈無之候事件に候」というように南朝正統論を疑ったことはなかったと述べるいっぽう、[24]「明治四十四年二月二十七日付井上馨宛桂太郎書簡」では「教科書中恐多くも皇統之正閏論を議論し、其結果我々脳中些かたりとも不審を生せさる南北幷立論を論議するに至り」とも述べており、[25]南北朝並立論にも不審を抱いてはいなかったとしているから、桂にとって従来の南朝正統論に力点を置いた南北朝並立論に疑問の余地はないはずなのであった。

しかし、問題の拡大を予期できなかった桂は「明治四十四年二月二十六日付山県有朋宛桂太郎書簡」で山県有朋に「畢竟平素之監督不充分之段は実に恐縮仕居申候。」と詫びざるを得ず、彼は「大義明文(名分)之根本を確定し置かされは、不文不決之儘にては将来之事実に案しられ申候」として「其根本之問題に至りては文部当局之不注意は勿論なれとも、一方根本不定の結果に有之候。爰に於而根本之定議を一決仕置き不申候半而は将来国民指導之方針を誤り、不可言之情勢に立至り可申候に付断然決意、其根本確定之方針上奏、決定を仰き候事に決心仕候。」と天皇への上奏と仰裁の決意を表明することになる。[26]この桂の所見と決意は「明治四十四年二月二十七日付井上馨宛桂太郎書簡」にも「大義名分を誤まる一大事件に付、此際に於而断然たる所置(処)に出でさるときは、今後如何なる事に立至り候も難計」とあり、「明日(明治四十四年二月二十八日)は参内右に関する事件親しく奏上仕、大義名分之大根本御確定を仰き候筈」と表明されている。[27]

いっぽう山県は「明治四十四年二月二十七日付桂太郎宛山県有朋書簡」で「勿論南朝正統論は既に事実上決定致し候事は何人も所不疑」と述べ、桂と若干異なる徹底した南朝正統論を示しており、「先般教科書中南北朝并立之大事件を議院に提出し、遂に政事問題と相成」ったうえは「断然たる御所置(処)可有之」との考えから「老生(山県有朋)之意見を陛下(明治天皇)に奉呈し、南朝之為以一死答君恩我事畢矣と実は決心罷在次第に候」として、自らが明治天皇に意見するつもりであった。[28]しかし、山県は前述の桂の決意を聞いて「鬱憤を一掃し」たという。[29]

ここまでの検討から桂は、山県とは異なって南北朝並立論を問題視はしておらず、その枠内での南朝正統論者であったと推測されるのだが、「将来之事実」または「将来国民指導之方針」[30]に過誤を来さぬよう天皇への上奏・仰裁を決意したことがわかる。だが、なるほどそのように「将来」のことを慮っての上奏・仰裁であったとしても、それのみで桂の行動の理由の総てを説明できるわけではない。なぜ

第二次桂太郎内閣に至るまで、南北朝の取り扱いに関する明治天皇の判断は求められてこなかったのかという点についても説明を要するように思われるのである。

いったい桂はいつ天皇への上奏・仰裁を決断したのだろうか。この点について、原敬は自らの日記の明治四十四年二月二十五日条で桂から聞かされた話を次のように書き留めている。(31)

又南北朝の事に関しては自分（桂太郎）は奏聞して御取極めを仰ぐ積りなり、楠（楠木正成）、新田（新田義貞）の贈位を始めとして殆んど疑念なき事なれども（事実上には）如此問題起りたる已上は陛下（明治天皇）の御裁断により教育方針を定むる事最も適当なりと考ふるに因り右様の処置を取る筈なり、夫れに付き先刻も自分宅に渡邊（千秋）宮相を招き話合居たる次第なり（之れが為め遅く出院せり）、但し聖断を仰ぎたる已上は陛下直に御裁断あるとも枢密院に御下問あるとも一に聖慮次第なれども、自分よりは将来の為め枢密院に御下問ある様に申上ぐる筈なりと云ふに付、（以下略）

ここからは、少なくとも桂が明治四十四年（一九一一）二月二十五日までに「奏聞」などを決意していたことがわかり、それまでも南朝の功臣への顕彰で南朝の正統性は明らかであったけれども、今回のように政治問題化した以上は天皇の裁断を求めざるを得ず、そのように考えた桂は宮内大臣の渡邊千秋と打ち合わせていたという。桂はその場で裁断するも枢密院に諮詢するも天皇の判断だが、桂としては枢密院への諮詢を天皇に進言するつもりだと原に打ち明けている。(32) また、二月二十七日には桂が原に「南北朝問題解決の為め勅裁を仰ぐ事に本日閣議決定したりとて其案を内示」しており、その内容は「要するに南北朝何れを正統とすべきやは維新後朝廷の御処置振りにて明かなるも、別に決定したるものなきに因り惑を生ずる事あるに因り、南朝を正として御歴代の御順位を定められたく且つ此事は枢密院に御諮詢ありて御決定ありたしと云ふにありき」というものであった。(33) ここまでする桂の決意は当然の事ながら並大抵のことではなかったが、なぜこの時までそのような行動はとられなかったのだろうか。この点について、桂は原に次のように説明している。(34)

桂（太郎）は維新後此事を極め置かざるは一の欠点なりと思ふに付自分（桂太郎）は責任を以て之をなすべき考なり、元来如此問題の生じたるは、先年田中光顕宮相たりし時代に学者等を集めて御系譜の調査をなしたるが、其時歴代主上の御日記様のものありて学者等は宮内省の参考に供せんと云ふよりは宮内省より参考材料を取出して正閏なき説などを出したるが如し、三上（参次）、喜田（貞吉）両博士など皆な其委員たりと云ふ事なり、之が即ち今回の如き間違を生じたる基なるが故に此際聖断を仰ぎて之を決定し置く事必要なりと云へり、（以下略）

桂によると、田中光顕宮内大臣の時に「御系譜の調査」が行われたが、三上参次や喜田貞吉らがその委員であり、そこでは宮内省のために議論するというよりも宮内省を使う形で南北朝に「正閏なき説などを出したるが如し」という状況であったという。この田中宮相の時の「御系譜の調査」とは何であるのかが判然としないが、これはおそらく次の『明治天皇紀』の記述に関わるものであろう。(35)

抑々両朝合一より江戸時代の初期に至る間、南北朝御歴代は北朝によりて数へられたるのみならず、史家の皇統を記す者亦多く北朝を正統とせり、徳川光圀大に国史を研究して大義名分を論じ、大日本史に於て南朝の天皇を正位に置きたてまつりし以来、南朝を正統とするの主義有力となり、王政復古の運動の如きも実に此の主義に由りて起り、又維新以後にありても、此の主義に基づきて追賞の典其の他の取扱を行へる例尠からず、然れども未だ其の正閏を公定するに至らず、三十七年四月宮内省に於て年表草案調査委員会を設置し、翌三十八年二月に至るまで御歴代の年表を調査せしが、南北両朝に対する方針は未だ決定せずして会議停頓す、東京帝国大学史料編纂掛に於て大日本史料を編纂するに当りても、唯史実を編纂するの方針を持せるを以て、亦南北両朝の間に正閏の別を立てず、文部省は蓋し姑く此の方針に準拠せるのみ、（以下略）

ここに言及のある「年表草案調査委員会」は、明治三十七年（一九〇四）四月に宮内省に設置され、明治三十八年（一九〇五）二月まで活動したというから、田中光顕の宮内大臣在職中にあたり、桂のいう系譜調査とはこの委員会のことを指すのであろう。しかも第一次桂太郎内閣の時でもあったから、桂としては内心忸怩たるものがあったはずである。桂の言を信ずれば、この年表草案調査委員会の活動如何が明治四十四年（一九一一）二月下旬の決断の主要因であったということだから、年表草案調査委員会の実態の究明が必要となる。

しかし、管見の限り、この委員会について解明した先行研究は見当たらず、また関連する史料も見出すことができない。かといって、公刊された『明治天皇紀』の記述のみでは限界がある。したがって、公刊本の『明治天皇紀』を参照しながらも、その典拠史料にまで遡り、研究の水準を上げることが求められる。

二、年表草案調査委員会における議論とその限界

『明治天皇紀』の典拠史料名は、公刊本の綱文末尾に列記されているが、全てに遡ることができるわけではない。しかし、綱文作成の

基となった『明治天皇御紀資料稿本』には、典拠史料として筆写された史料が綴じ込まれている。この『明治天皇御紀資料稿本』は宮内庁宮内公文書館に所蔵されているが、まだその大半が要審査であり、[36]研究者もほとんど使用していないようである。事実、筆者は本稿の検討のために、『明治天皇紀』第十二の明治四十四年二月二十八日条と明治四十四年三月一日条に該当する『明治天皇御紀資料稿本』を初めて利用請求し、一部利用の利用決定を受けたから、[37]南北朝正閏問題の上奏と勅裁についても、本稿が『明治天皇御紀資料稿本』を用いた初めての研究となろう。本稿で後掲する【写真B－1】から【写真B－4】と【写真C－1】から【写真C－85】が『明治天皇紀』第十二の明治四十四年二月二十八日条と明治四十四年三月一日条に該当する『明治天皇御紀資料稿本』である。

さて、その『明治天皇御紀資料稿本』を検討すると、必ずしも『明治天皇紀』の公刊本の典拠史料（枢密院会議筆記、公文類聚、侍従日録、御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革資料、徳大寺実則日記、加藤弘之書翰、寺内正毅書翰、桂太郎書翰、二宮熊次郎書翰、山県有朋書翰、公爵桂太郎伝、尋常小学日本歴史、官報、恩賜録）と一致するわけではなく、公刊本には示されていない史料が含まれていることがわかる。例えば、侍従日記、内閣記録課、内大臣府文書、明治廿五年祭祀録（不開示）、儒教時言講経新義である。

ここでは、とくに桂が自ら上奏・仰裁に追い込まれた原因として語り、また『明治天皇紀』第十二も言及していた年表草案調査委員会について、その実態を究明したいが、その分析に資する典拠史料が後掲の【写真C－42】から【写真C－46】の内大臣府文書である。この内大臣府文書については、「本史料群は、宮内卿・侍従長・内大臣といった職掌を通じて明治天皇の秘書的役割を担っていた徳大寺実則の所管史料という性格が強いものであり、『明治天皇紀』の典拠史料として「明治天皇御手許書類」の名称が使用されなかったのも以上述べてきたような性格に基づくものであろうと考えられる。また「内大臣府文書」の名も、昭和初年段階で内大臣府に所蔵されていたという以上の意味を持つものではなく、実態を示すものとしては「徳大寺実則内大臣・侍従長旧蔵書類」というべき性格のものであると考えられる」[38]という真辺将之の指摘がある。この【写真C－42】から【写真C－46】の内大臣府文書について、さらに遡り得る史料は臨時帝室編集局による写本の内大臣府文書であろう。真辺は、原本の所在は不明であるものの、「藤波（言忠、引用者註）による収集本と、昭和の収集本との二種類の内大臣府文書写本が存在しているのではないかと推測される」[39]としている。真辺論文の執筆当時、まだ内大臣府文書の写本は全部公開されていたわけではなかったが、現在は特定歴史公文書等として宮内庁宮内公文書館で閲覧可能である。実際に大正期と昭和期の二種類の写本があり、昭和期の写本のほうが収録文書数も多い。筆者が【写真C－42】から【写真C－46】の内大臣府文書を含む写本を

検討したところ、南北朝正閏問題の検討に資するものは『内大臣府文書　明治四十四年』である。[40] これは同本の裏表紙によると昭和四年（一九二九）から昭和七年（一九三二）にかけて採集されたものであり、後掲の【写真D－2】から【写真D－15】が南北朝正閏問題に関わるものである。それぞれ興味深い事実を示すが、詳しくは順次検討することとし、ここでは年表草案調査委員会について検討してみよう。『内大臣府文書　明治四十四年』には次のような記述がある（後掲【写真D－11】から【写真D－13】）。

一宮内省ニ於ケル御京譜（系）取調ノ儀ハ明治初年内務省御京譜（系）掛時代ノ事務引繼從事致來候次第ニテ、明治二十六年（ママ）月ニ至リ圖書頭ヨリ皇統譜稿本ヲ提出シ、宮内大臣意見ヲ條陳シテ、之ヲ奏上セシモ、尋テ二十七八年（明治日清戰爭）ノ役アリ其儘御處分無之候事

一年表調査ノ儀ハ國史ノ根本トシテ先以テ御歴代ノ御次第ヲ一覽シ易カラシメントノ旨趣ニテ、帝國年表ヲ官撰セントシ、明治三十七年五月宮内大臣（田中光顯）ヨリ奏請シテ左ノ諸員年表草案調査委員ヲ仰付ラレ

東京帝國大學文科大學教授文學博士　星野　恒
東京帝國大學文科大學教授文學博士　井上哲次郎
東京帝國大學文科大學教授文學博士　坪井九馬三
明治四十三年十月六日薨　文學博士　重野安繹
東京帝國大學文科大學教授文學博士　三上參次
從四位　谷森善臣

爾後、其月ヨリ翌年（明治三十八年）二月マテノ間ニ於テ數回ノ會議ヲ重ネ、元弘元中年間ノ問題ニ入リテ、未タ終結ニ到ラス候事

一宮内大臣ヨリ前件委員會ニ諮問致候議題ハ

（中略）

第六元弘元中年間ノ事

朝廷正史ナク、後醍醐天皇ヨリ後小松天皇マテノ間、世論歸一スル所ナシ、其説如何ト云フニ在リ

大要右ノ通ニ候事

ここからは、まず皇室の系譜については、内務省御系譜掛以来の事業を基礎としながらも、そこに明治二十六年（一八九三）の「皇統

譜稿本」作成の動きも加わり、それが日清戦争で頓挫して以降は、「帝國年表」の作成により歴代天皇の一覧化を進めようとした経緯であったことがわかる。なお、ここで注意すべきは皇統譜の問題であり、西川誠による大正十五年（一九二六）の皇統譜令と皇統譜令施行規則の制定過程の検討では「大正期皇室制度整備の遅延の理由は、御歴代調査という歴史の確定のためであった。そして、皇統譜は大正後期まで存在しなかったこと」が明らかとなっている。[41] これは、なぜ現代に至っても明治天皇から今上天皇の「大統譜」[42]に加えて【写真A－1】以下に示すような明治二十八年（一八九五）編輯の「旧譜・皇統譜」が現用文書として運用・併用され続けているのかという問題につながるのだが、この点の歴史的な評価については後考を期したい。その皇統譜の問題が積み残され続ける中、「帝國年表」の「官撰」の動きが生じ、年表草案調査委員会が設置され、六名の委員が任命されたということのようであるが、桂のいう喜田貞吉は含まれていなかったことに注意したい。また、委員会名にある「年表」とは「帝國年表」のことであったが、同委員会には六つの諮問事項があったことがわかり、その六つ目が「元弘元中年間ノ事」であった。委員会では、その六名の委員で一つ目以外の五つの事項について明治三十七年（一九〇四）五月から明治三十八年（一九〇五）二月まで「數回」の検討を重ねたようだが、詳しい回数は記されていない。管見の限りでは、議事録も発見できなかった。しかし、『内大臣府文書　明治四十四年』所収の文書からは、その六つ目の諮問事項で委員会の議論は暗礁に乗り上げ、「末タ終結ニ到ラス」という事態となったことがわかる。

六つ目の諮問事項の「元弘元中年間ノ事」とは「朝廷正史ナク、後醍醐天皇ヨリ後小松天皇マテノ間、世論歸一スル所ナシ、其說如何ト云フニ在リ」であり、これはまさしくのちに南北朝正閏問題として顕在化してしまう問題そのものであった。この委員会で結論を得られていればと桂が後悔したことも首肯されよう。そして実際には、結論を得られなかったのである。具体的には、どのような状況で委員会は機能しなくなったのであろうか。議事録を得られていないために詳細は不明とせざるを得ないが、『内大臣府文書　明治四十四年』所収文書中に、当時の状況の一端をうかがうことのできる記述がある（後掲【写真D－15】）。

第六元弘元中年間ノ事ニ對スル意見

井上哲次郎　委員
谷森善臣　委員

右宜シク後醍醐天皇後村上天皇後龜山天皇後小松天皇ヲ正統トセラルヘシトノ說

坪井（九馬三）委員
星野（恒）委員
三上（参次）委員
重野（安繹）委員

右南北兩統説

右未タ意見ヲ發言セス

一明治三十八年三月以後會議中絶、以テ今日ニ至リ候事

すなわち、「元弘元中年間ノ事」については、南朝正統説が二名、南北両統説が三名、意見を表明しなかった者が一名と意見が割れた状態であった。重野安繹の態度によっては南朝正統説と南北両統説が同数で並ぶか、またはどちらかに決するという際どい情勢であった。そもそも学説の妥当性を多数決で決せられるのかという根本問題があるが、年表草案調査委員会の手には負えず、しかも形としては南北両統説の数のほうが多かったため、委員会としては膠着状態に陥ったということなのかもしれない。そこへ態度を明らかにしなかった重野が明治四十三年（一九一〇）に没した以上、年表草案調査委員会としては、南北両統説の優勢が記録として確定していたのである。南北両朝について、南朝を正統とするか、南北朝の両立とするかの問題は、宮内大臣の主導する委員会という枠組みを以てしても容易に決着させられる問題ではなかった。そこに政治が関与することは危うく、政治の立場としては先送りが最も安全な方法であったろう。

三、桂太郎による上奏・仰裁への明治天皇の反応

だが、今回、桂太郎はこれ以上の問題の先送りを選択しなかった。選択できなかったというべきかもしれないが、そのように決断した桂の意図と立場については、追い込まれての決断というよりは、そこに積極的な意図を見出す研究もある。例えば、廣木尚は桂らの進めた国定歴史教科書の改訂に注目して「教科書改訂は国定教科書の記述に対し公然と異を唱え、天皇に勅裁を迫るほどの「殆と不知所底止」世論を押さえ込むことを意図したものだった」とし、「政府が「吉野の朝廷」の採用にこだわった理由」について「「吉野朝」と

は唯一の王朝が吉野に遷都した姿である。「北朝」と抗争する「南朝」ではない。そもそも天皇は一人しかいないのだから正閏の問題は生じようもない。「南北朝」の対立がなければ「草莽」の出番もない。もっとも「忠臣」は存在する。それは唯一の王朝の「忠臣」である。ちょうど桂内閣がそうであるように。」と見て「桂内閣は南朝正統の世論を受け入れて批判をかわしつつ、実際は北朝の抹殺を通じて「南北朝」という問題系そのものを抹消することで『太平記』的対抗図式を消滅させ、尊皇論の無秩序な氾濫状態を押さえ込もうとしたと考えられる」という見解を示している。(43)

国体論の問題を考えるうえでも重要な学説と思われるが、(44)本稿の関心からは、桂が行った上奏と仰裁の実際のほうが問題である。「はじめに」でも述べたが、廣木を含め、先行研究は南北朝正閏問題を議論するに際し、国定歴史教科書の問題を重視するあまり、肝心の上奏・仰裁の実態とその成功如何を問うていない。桂の主観的意図は廣木の見立てのようであったと仮定しても、なぜ先行研究が国定歴史教科書の問題に注目せざるを得なかったかといえば、南北朝正閏問題の決着は主として国定歴史教科書の改訂という手法で図られたからである。(45)いっぽう、明治天皇が桂の上奏・仰裁時に国定歴史教科書の問題についてどのような姿勢を示したのか、そもそも発言したのかどうかについては不明である。当時、原敬が国定歴史教科書の改訂は必要ないと見ていたことを思い起こしてみて欲しい。なぜ第二次桂太郎内閣が明治天皇への上奏・仰裁という最後の手段を採りながらも、国定歴史教科書の改訂に前のめりとなったのかについては、上奏・仰裁の実態からも説明を試みることが必要なのである。

それでは、明治四十四年（一九一一）二月二十八日の桂による上奏・仰裁の実態とはどのようなものであったのだろうか。『明治天皇御紀資料稿本』によると（後掲【写真B－2】から【写真B－3】）、桂の拝謁時間は午前十時半から午後十二時半までの二時間であり、侍従長の徳大寺実則は侍立していたかもしれないが、閣僚が連れ立っての拝謁ではなく、桂単独での拝謁であったようである。

興味深いことに、公刊本の『明治天皇紀』と『明治天皇御紀資料稿本』の双方ともの典拠史料である『公爵桂太郎傳』坤巻は上奏と仰裁のことに一切言及しておらず、国定歴史教科書問題とそれに伴い小松原英太郎文部大臣とともに行った進退伺のことを主に述べている。(46)なぜ桂の功績として上奏・仰裁を誇らないのか、いや事の性格上、誇るべきではないとしても、全く言及がない点については、そもそも上奏・仰裁の事実を公表すべきではないという判断があった可能性はある。だとすると、ますます上奏・仰裁の内容を追究することは困難となるが、前述の明治四十四年（一九一一）二月二十五日に桂が原に打ち明けた内容によれば、桂は明治天皇に南北朝正閏問題に

ついて取極めを仰ぐつもりであること、そして天皇の裁断によって教育方針を定めるとも述べ、さらに枢密院へ諮詢するよう申し上げる予定であると付け加えていた。これによると、桂は歴史教育の問題についても仰裁する考えであったとも読める。果たして二時間の会話内容はどのようなものであったのだろうか。

まず、参考となる史料は『明治天皇御紀資料稿本』の【写真C－6】から【写真C－7】における『徳大寺実則日記』であろう。『徳大寺実則日記』の原本は長らく非公開であったが、近年、宮内庁書陵部の図書寮文庫での閲覧が可能となった。次の史料は、その『徳大寺実則日記』の明治四十四年二月二十八日条である。(47)

廿八日（明治四十四年二月）、参、桂首相（太郎）協議アリ、参　内申来

皇統正閏論世上説紛々、如左首相（桂太郎）伺済

光厳（北条足利擁立）天皇　光明　崇光　後光厳　後円融各天皇山陵祭典御崇尊ノ典ハ従前ノ如変更セラレザル事、御歴代ニ筭セス

九十六後西（後眼闕）九十七後村上九十八後亀山○光厳○光明○崇光○後光厳○後円融九十九後小松（南北一統）百称光　纂輯御系図明治十年福羽美静

枢密院へ諮詢セラル

ここからは、桂が徳大寺との協議後、参内を申し入れたことがわかる。この記述から推すと、両名の協議は当日の拝謁前の時間となろう。おそらく何をどこまで上奏し、仰裁するかの打ち合わせを行ったものと思われる。それまでも桂は原に、宮内大臣の渡邊千秋とも打ち合わせていると述べていたが、最終的には北朝の五帝の陵と祭典は従来のままとしながらも、北朝の五帝を歴代には算入しないこと、かつて福羽美静の編んだ『纂輯御系図』をふまえてという意味なのか、それを根拠に歴代の数え方についても伺ったようである。この段階では、長慶天皇の在位が証明されていないため、現在の歴代数とは異同がある。なお、これらのことは、伺い済みとはされながらも、枢密院へ諮詢の運びとなったとある。概ね桂が原に話した通りであったということになろうか。だが、桂が原に天皇の裁断によって教育方針を定めると述べていたことはどのように捉えればよいのか。徳大寺の日記には、その点についての言及はない。これについては、同じく『明治天皇御紀資料稿本』の【写真C－26】から【写真C－32】における「公文類聚第三十五編巻一」を参照する必要があろう。これの原本は、現在、国立公文書館において特定歴史公文書等として閲覧が可能である。後掲の【写真E－1】から【写真E－13】である。

ここで注意を要する点は、国立公文書館デジタルアーカイブにおいて、「御歴代ニ関スル件」と題されている文書は、上奏・仰裁する

ことを閣議決定した文書ではなく、上奏・仰裁に関する閣議決定書の原本は「皇室喪服規程案」と題する文書中に含まれてしまっているということである（【写真E－1】から【写真E－6】）。

これらの原本を検討してわかることは、まず上奏書類ではない閣議決定書を天皇の御覧に供していること自体、手続き的に珍しい事例なのではないかということである。天皇が求めたことなのか、内閣の判断によることなのかは不明である。あるいは拝謁時に桂が宮中へ持参していたのであろうか。そして、「御歴代ニ関スル件」には、閣議書、宮内大臣・枢密院議長への通牒案、侍従長聖旨伝宣書（この名称は【写真D－2】から【写真D－4】による）、枢密院議長奉答書（この名称は【写真D－7】から【写真D－8】による）、「聖裁」を仰ぐべき内容を記した文書という五種類の文書が綴じ込まれているということもわかる。ここで注目する文書は五つ目の「聖裁」を仰ぐべき内容を記した文書である。これは内閣の罫紙を用いているから、枢密院の罫紙を用いた山県有朋の奉答書とは別の文書と考えられ、閣議決定書における【写真E－2】から【写真E－4】の内容とも一致するから、桂が明治天皇の「聖裁」を仰いだ時の内容と考えて差し支えなく、だから全ての結論の前提として綴じ込まれたのであろう。そして、【写真E－1】と【写真E－2】によれば、枢密院への諮詢を奏請することもあらかじめ閣議決定されていたようである。

これらの検討をふまえると、桂が仰いだ「聖裁」の要旨は、次のようなものとなろう。すなわち、これまで皇統は一系で天に二日なしということが国体の根本で国民の道義の源泉であったが、後醍醐天皇から後小松天皇の間には、北条氏の擁立した光厳天皇と足利氏の擁立した光明天皇以下の五帝が六朝にわたって相対する現象があった。したがって、後世には歴史家の間で南北朝正閏論が提起されて結論が出ず、また維新以降の公文書にも南北両朝いずれが正統であるかについて明記したものがなかった。小学校の歴史教科書の教師用書に偶々南北両朝の正閏を論議しないとの主旨を記述したため、世論を惹起してしまった。ついては、この際、世論を一定し、国民に疑念を抱かせないようにすることは最重要のことである。思うに、維新以降の朝廷は歴史家のいう南朝の功臣や南朝正統論を主唱してきた者に優旨を賜ってきたが、その聖旨に副って我が国民が普通の信念を維持することは当然のことであるので、爾後の教科書等において皇統を明記する場合には後醍醐天皇から後小松天皇に至るまでの皇統を、後醍醐天皇、後村上天皇、後亀山天皇、後小松天皇とし、光厳・光明・崇光・後光厳・後円融の五帝は歴代の中に記載しないこととし、政務上においてもこの方針で処理することについて「聖裁」を仰ぐことが適切ではないか。なお、後村上天皇の次に長慶天皇を加える説を唱える歴史家もいるが、長慶天皇の在位については歴史家の見解

も一致しておらず、宮中における取り扱いも未確定であるため、現段階では歴代に算入せず、さらに他日在位の事実が判明した場合に歴代へ加えることについて併せて「聖裁」を仰ぎたいという内容である。

この内容から考えると、もともと南北朝正閏論に結論を出すことはできず、公文書にも結論を明記したものはなかったが、国定歴史教科書の教師用書における記述が世論の関心を呼び起こしてしまったことから、その鎮定を目的に据え、まず教科書に皇統をどのように明記するかの政府案を上奏したということ、そして政務上の皇統の取り扱いについては今後の教科書における記述と同様に取り扱いたいとの政府案についても上奏し、あわせて長慶天皇の取り扱いは保留することを上奏したということのようである。したがって、桂は三つの事柄を上奏・仰裁したということになろう。それへの明治天皇の具体的な反応は定かではないが、前引の『徳大寺実則日記』の記述をふまえると、天皇は国定歴史教科書については政府案のように扱え、政務上もそれに準じて取り計らえというような個別の「聖裁」はせず、歴代の取り扱いについて、従来の宮中における祭祀とそれまで明治天皇が南朝関係者に示し続けてきた態度を勘案しつつ、これまでよりも南朝への態度を明確化させるということ、しかもその具体的な態度表明をしたとしても、既に明治十年（一八七七）の『纂輯御系図』に歴代のことは記されているのだから唐突な判断ではないということを根拠に、自らを納得させながら、政府案の方向性のみを了としたのではなかろうか。なぜなら、先行研究の明らかにする国定歴史教科書の改訂ぶりにおいても、当時の政府は天皇の「聖裁」を根拠に改訂を進めているわけではなく、あくまでも文部大臣の小松原英太郎の政治判断で決着させているからである。(48)

四、山県有朋に対する明治天皇の勅語と枢密院における審議

ところが、このような推定を困難にさせる史料がある。それは、明治四十四年（一九一一）二月二十七日の桂宛の書翰で自らも明治天皇に意見するつもりであったと述べていた山県有朋の動きに関する史料である。次の史料は、『公爵山縣有朋傳』下巻の一節である。(49)

桂（太郎）が勅裁を仰ぎ、國家教育の方針を確定せんとするの論は、公（山県有朋）の意見と一致してゐることは勿論だが、其の如何に之を決定すべき乎の問題は、公の力に待たざるを得なかつた。

是に於て、公は勅裁を仰いで、南北朝正閏問題の方針を確定する必要を感じ、書柬を徳大寺（実則）侍従長に贈り、此際大義名分を明に

し、國體の尊嚴を維持せざる可からざる所以を論じた。未だ幾くならず、公は召に應じて上奏する所あつたが、終に勅裁に由りて、南北正閏の議が確定され、其の結果、國定教科書が改訂さるゝに至つた。

これでは、まるで桂ではなく山県が一連の問題を決着させたかのような記述である。筆者は、ここでいう山県が徳大寺に宛てた書簡を見出すことはできていないが、確かに山県は明治四十四年（一九一一）三月一日に召されて参内している。【写真C－4】によると、山県は同日の午前十時半から午後十二時半までの明治天皇の出御中、小村寿太郎の次に拝謁している。実はこのことから、公刊本の『明治天皇紀』が小村の参内・拝謁を明治四十四年（一九一一）三月一日、山県の参内・拝謁を明治四十四年（一九一一）三月二日としていることの誤りがわかる。[50] 公刊本がそのようにした意図はわからないが、おそらく山本四郎は公刊本の記述を根拠に山県と明治天皇の「聖裁」の動きを叙述してしまったのだろう。[51] 正しくは、明治四十四年（一九一一）三月一日に、小村寿太郎の後、山県有朋は拝謁したのであり、二時間の出御時間中に小村と山県が拝謁したのだから、山県の拝謁時間は前日に単独で拝謁した桂よりも短かったはずである。それでは、山県の拝謁の模様はどのようなものであったのだろうか。この点について、山県から直接電話と面会で拝謁の模様を聞いた井上通泰は次のように述べている。[52]

南北正閏問題の起つたときに、予（井上通泰）は憂慮の餘、夜も碌々睡られなかつた。一日（明治四十四年二月二十五日）、賀古鶴所、市村瓚次郎を伴ふて、山縣（有朋）公を古稀菴に訪問し、忌憚なく南北正閏問題に關する内情の經過を詳述した。すると公爵は非常に驚かれた模様で『桂（太郎）は何をして居る』と云はれたが、最後、全身に痙攣を起された。是は極度に感情を刺戟された結果であらう。蓋し公爵が激昂の餘り、痙攣を起されたのは、彼の乃木（希典）襲爵問題の起つた時と、此日との二度であつた。

やがて公爵は秘書官に命じ、電話にて河村（金五郎）宮内次官を東京から呼寄せられたが、我等の歸るとき、汽車で次官（河村金五郎）と入れ違になつた。公爵は其後、徳大寺（実則）侍從長と桂首相とに對して、長文の書牘を出された。特に桂首相に對しては『大義親を滅す』とまで極言された詰問狀であつたことを聞てゐる。同時に、寺内（正毅）陸相にも言ふてやるとのことだが、夫れは書牘であつたか、判然としてゐなかつた。

斯くて數日を經ると、（明治四十四年三月一日カ）一日宮中より電話があつた。取敢へず、出て見ると、公爵の直電話であつた（ママ）『唯今陛下（明治天皇）から南朝正統の勅裁があつた。今晩からは、枕を高うしてやすみなされて宜からう』と。此の問題の爲に、予が憂慮の餘り、睡られないと話したのに對し、特に『今晩から』と云はれたのである。早速公爵の電話の趣を市村（瓚次郎）、賀古（鶴所）の兩君に傳達し、其晩は予は心からの太白を浮べて喜

んだのであつた。

其の翌日（明治四十四年二月二日カ）、予は御禮旁、古稀菴に至り、公爵を訪問し、公爵が盡力された經過を聞いたが、其時桂（太郎）公に宛てた手簡に就ても、親しく話された。『若し今日の如くに、北朝の天皇が依然として皇位に登載され、南朝正統の大義が確定せざるが如きことあらば、畏れ多くも、我が皇室の前途は申すに及ばず、王政維新の鴻業が、全く其の結末がつかぬことになり、國家の將來は實に寒心に勝へざるものがある。是れ予が桂に對して『大義親を滅す』と云ふた所以である』と云はれた。

又た公爵が德大寺侍從長に致された書牘は、其儘天覽に供し參らせ、さてこそ公爵を御召しに相成つた次第であつた。公爵は小田原より出京して、天顏に咫尺した處、畏れ多くも、親ら南朝正統の御勅裁があつた御思召の程、今更ら感激に堪へなかつたと。公爵は泫然として語られた。

井上は市村や賀古と古稀庵を明治四十四年（一九一一）二月二十五日に訪問すると山県に約していたから、[53]話はそこから始まっている。井上の話によると、山県は井上らとの面会後、二月二十五日のうちに宮内次官の河村金五郎を呼び、[54]また德大寺実則と桂太郎、寺内正毅に書簡を出したというが、德大寺宛の書簡とは、前述の『公爵山縣有朋傳』下巻の本文でも言及されていたそれであろう。寺内宛のものは国立国会図書館に現存するものかもしれないが、[55]德大寺宛・桂宛ともに、井上のいう書簡の案文等は『山縣有朋関係文書』三に含まれておらず、井上のいう桂宛の書簡も千葉功編『桂太郎関係文書』には収められていない。しかし、いずれにせよ、德大寺宛の書簡の内容が德大寺を通じて天皇に見せられ、それが明治四十四年（一九一一）三月一日の召し出しのきっかけとなったようである。

山県は宮中から直接井上に電話をかけ、「唯今陛（明治天皇）下から南朝正統の勅裁があつた」と告げている。宮中からの電話で「唯今」とあるから、三月一日の参内中に電話をしたのであろう。その電話をうけた翌日、井上はあらためて山県を訪問し、山県から直接「天顏に咫尺した處、畏れ多くも、親ら南朝正統の御勅裁があつた御思召の程、今更ら感激に堪へなかつたと」聞かされている。[56]これほどまでに山県を感激させる明治天皇とのやりとりとはどのようなものであったのだろうか。

この点について、山県の没後、生前の山県から聞いた話などをまとめた牧野謙次郎の『儒教時言講経新義』が『明治天皇御紀資料稿本』に収録されているが、そこで説明されている明治天皇と山県とのやりとりとは、次のようなものであった（【写真C－80】）。[57]

樞密院議長元帥陸軍大將山縣有朋入朝謁覲、天皇（明治天皇）特賜坐便殿、有朋（山県）進見、將發言、

天皇正色曰、卿遠來自小田原、無乃由南北両朝論而然耶、南朝正統之議定久矣、明治維新之大業、實繼建武中興之遺猷而成、此事朕曩告之于（明治天皇）吉野神宮（ママ、明治天皇存命中は吉野宮）、乃今何遽變更為、人或可欺、祖宗神靈豈可罔哉、卿其安意可也、有朋感激、潸然涙下、拜稽首而退、

天皇は小田原から上京した山県の労をねぎらうとともに、南朝正統が議定されてから久しいこと、明治維新の大業は実に建武中興の道筋によって成立したこと、このことはすでに後醍醐天皇を祀る吉野宮に告げていること、それらのことを今どうして変更することができようか、人を欺くことはできるとしても、祖宗祖霊を欺くことができようか、山県よ安心せよという趣旨を述べたという。これに山県は感激し、涙して退出したとある。

牧野は南朝正統論者であり、衆議院議員の藤澤元造を南北朝正閏問題に巻き込んだ人物だが、[58]これを一つの証言として見ると、明治天皇の発言は従来の姿勢の再確認と口頭での慰撫の域を出ない。南北朝正閏問題の発端の一つとなった読売新聞の「論議」でさえ、一応それまでの明治天皇の行動については「是を以て維新後　聖上（明治天皇）は御身實に北朝の皇胤に亘らせ給ふにも拘はらず、果然南朝の元勲に贈位し、別格官幣社に祀り、將た其子孫をも華族に列し、以て丕に斯の大義名分を明にせさせ給へり。」と評価していたが、[59]天皇は今まで明言せずに南朝関係者への優遇を態度で示してきたのであって、周囲は天皇の口から南朝が正統であるとの発言を聞いたことはなかった。北朝の血を引く明治天皇とすれば、明言せずに態度で示し続けることで南朝正統論者の理解を得たかったに違いない。しかし、それではもはや不足であると上奏されてきた今、天皇としては桂に対しても山県に対しても、それまでより踏み込んで南朝正統の旨を発言せざるを得なくなったということが真相ではなかったか。そして、その発言が実際以上に「聖裁」や「勅裁」と解釈されたのだろう。一見、桂に対する消極的な「聖裁」という前述の想定を否定するかに見えた山県への「勅裁」は、かえって明治天皇のぎりぎりの抵抗、抵抗という語が適切でないなら、明治天皇による桂と山県への消極的同意を浮かび上がらせているように思われる。

さらに山県について確実なことは、彼に賜った「皇室歴代ニ關シ諮詢ノ件ハ時機緊急ヲ要スルニ付其心得ヲ以テ審議ヲ為スヘシ」という勅語に明らかなように、[60]天皇が山県に期待した役割は枢密院議長としてのそれであるということであった。もともと枢密院総委員会が明治四十四年（一九一一）三月一日の午前十時に開催されることは二月二十五日に決まっており、[61]諮詢のタイミングとしては好機であった。枢密院での議論について、桂が五日後の三月六日に原に内話した内容は次のようなものであった。[62]

桂（太郎）の内話によれば、過日（明治四十四年三月一日）南北朝正閏問題に付枢密院にて全院委員会を開らき種々打合せたるに顧問官の一人なる加藤弘之は教科書

審査委員長なるにより当時の事情を説明し、自己の脳中には正閏論固より定り居たるも恐懼に堪へざるに因り（今上陛下（明治天皇）の御血統に対しての意ならん）両立の如き説を其儘に置きたりと、又米国史家より尋ねありたるときに正閏なき様に返答したる事ありと云ふに対し当時の文相たりし牧野伸顕は明かに記憶せずと答へたる様の次第にて一人の異議者なく可決上奏し陛下（明治天皇）よりは南朝を正となすべき旨御沙汰ありて宮中に於ても其論一致せりと。（以下略）

ここでは、加藤弘之が国定歴史教科書の内容に関わった責任からであろう、なぜ南北朝の両立の記述を残してきたかを弁明したこと、また、『太陽』誌上で三上参次も証言している明治四十年（一九〇七）の米国からの「世界各國の帝王の世系代數を調査して一定したいから回答を乞ふ」との照会に対して「文部省では恰も教科書の修訂中であつたが之を重要の事項として編纂關係者一同へも諮詢し尚或る筋とも協定の上で」作成した「其返答の内容と教科書の記載とは全く一致することになつた」ことについて、[63] 当時の文部大臣の牧野伸顕の見解を質したが、牧野は記憶にないと答えて加藤の質疑は不発に終わり、そのまま全会一致で諮詢に対する奉答内容が可決・上奏され、「陛下（明治天皇）よりは南朝を正となすべき旨御沙汰ありて宮中に於ても其論一致せりと」説明されている。

しかし、『明治天皇御紀資料稿本』には収録されていないが、国立公文書館デジタルアーカイブでは枢密院総委員会の委員会録が公開されている。それによると、議事の様子は桂による原への説明と少々異なっていたようである。[64]

桂内閣（太郎）總理大臣ハ今回御歴代御決定ヲ奏請セルノ主意ヲ述ヘ、渡邉（ママ、渡邊千秋）宮内大臣ハ従来皇室内部ノ御取扱ハ所謂南朝ヲ正統トセル旨ヲ述ブ、扨此加藤（弘之）顧問官ハ教科書制定ノ當時（明治三十六年）牧野（伸顕）顧問官文部大臣タリシ時、南北朝孰レカ正統ナリヤニ関シ未定宮内省ニ照會シタルニ、宮内省ヨリ未定ノ旨回答アリ、然ルニ渡邉（ママ、渡邊）宮内大臣ハ今従来南朝ヲ正當（統）トセラレシ由ヲ述ラレタルハ如何トノ意ヲ質問シ、牧野顧問官ハ本席ニ於テ回答シ能ハスト述ヘ、渡邉（ママ、渡邊）宮相ハ宮中内部ノ御取扱ハ南朝ヲ正統トスルモ、明文ノ之ヲ確定セルモノナシ、因テ外部ヨリノ照會等ニハ調査中ナリトノ回答ヲナスヲ例トセリト述ヘ、次テ船越（衛）顧問官ハ教科書委員會當時ノ誤解ヲ述ヘテ南朝正統ヲ主張シ、東久世（通禧）副議長ハ明治以前ノ宮中ハ（内ノ風習）北朝ヲ尊重セルモ明治後ハ南朝ヲ以テ正統トセラレタルノ事實ヲ述ヘ、南朝ノ正統ナルヲ賛シ、九鬼（隆一）顧問官亦南朝ヲ正統トセサルヘカラサルヲ主張シ、末松（謙澄）顧問官ハ此ル問題ノ生シタルヲ悲ミ、南朝ノ正統タルハ既定ノ事實ニシテ一点ノ疑ナキコトヲ熟心（ママ、熟）ニ論セラレタリ、此ニ於テ山縣（有朋）議長ハ本件ニ関シ議論ナキヲ宣シ、併テ満場一致大義（ヲ以テ本案ヲ）可決セラルヘキコトヲ希ヒ、仍テ右ノ奉答文案ヲ朗讀セシメ衆議ヲ問ヒ、異議ナク之ヲ可決セリ

すなわち、冒頭、内閣総理大臣の桂太郎から諮詢を奏請した理由の説明があり、その後、宮内大臣の渡邊千秋が宮中では南朝を正統としている旨を発言した際、加藤弘之が立ち上がったということのようである。加藤は、牧野伸顕の文部大臣在職中であった明治三十六年（一九〇三）に国定歴史教科書の編纂に際して宮内省へ南北朝のどちらが正統なのかと照会したところ、当時の宮内省は未定と回答したのに、いま渡邊宮内大臣は宮中で南朝を正統としていると発言したが、それはどのような意味なのかと質した。明治四十年（一九〇七）の米国からの照会の件についても発言したのかどうかは記述がないため不明であるが、いずれにしてもかなり鋭い質問である。これに対して牧野はここでは回答できないと答弁を回避し、渡邊は宮中では南朝を正統としているけれども、明文の根拠があるわけではなく、外部からの照会に対しては調査中と回答することになっているという苦しい弁明をせざるを得なかった。渡邊の答弁は、宮内省自らが組織した年表草案調査委員会の活動とも不整合を生じさせるものであった。渡邊としては、冒頭の総理発言を受けて一気に議論の流れを付けたい考えであったと思われるが、それが裏目に出て加藤の反撃を招いてしまった。その後、この宮内大臣の発言が招いた劣勢を立て直すべく、次々と枢密顧問官が南朝正統論の線で発言し、山県議長が引き取って満場一致での可決を求めるという異例の展開で採決が行われ、「異議ナク之ヲ可決セリ」という運びとなった。その後、同日の午後一時二十分から枢密院会議が開かれ、「聖上不被為在」という状況であったが、あらためて全会一致で【写真E－10】から【写真E－11】に見える奉答書を可決している。(65)

ここからは、桂が原に全てを話したわけではないことがわかり、実際には全会一致とはいうものの、これまで決定しようにも決定できず、また本来は決められないものを押し切る形で枢密院において決議されていたことが浮き彫りとなった。では、そのかなり無理をして導き出された結論はどのように公表されたのだろうか。

五、侍従長の聖旨伝宣書及び宮内大臣の伺定と公式令

枢密院からの奉答後、南朝正統という方針の公式決定に係る手続きがいかなるものであったのかについては、公刊本の『明治天皇紀』において次のように説明されている。(66)

而して内閣にありては、速かに世論を統一し、国民をして疑惑なからしむるの緊要なるを思ひ、遂に皇統の順位につきて聖裁を請

ひ、以て南朝の正統なるを定めざるべからずと為し、昨二十七日（明治四十四年二月）閣議を以て其の議を決し、是の日太郎（桂）、天皇（明治天皇）に謁して聖裁を奏請せるなり、仍りて三月一日（明治四十四年）、天皇之れを枢密院に諮詢したまひ、同日午後枢密院会議を東溜の間に行ふ、天皇臨御あらせられず、有朋（山県）以下副議長（東久世通禧）・顧問官並びに太郎・東助（平田）及び外務大臣伯爵小村寿太郎・司法大臣子爵岡部長職等出席し、内閣上奏の如く議決奉答す、宮内大臣子爵渡邊千秋亦内閣奏請の如く認定あらせられんことを言上す、尋いで三日（明治四十四年三月）天皇、内閣総理大臣（桂太郎）の上奏及び御諮詢に対する枢密顧問の奉答並びに宮内大臣（渡邊千秋）の上奏を採納したまひ、侍従長侯爵徳大寺実則をして、後醍醐天皇より後小松天皇に至る間の皇統は、後醍醐天皇・後村上天皇・後亀山天皇・後小松天皇なることを認定したまへる旨を内閣総理大臣並びに宮内大臣に達せしめたまふ、此の御裁定に際し、宮内大臣、北朝の天皇に対する宮中の取扱方に就きて聖旨を候せしに、光厳・光明・崇光・後光厳・後円融の各天皇に対しては尊崇の思召により尊号・御陵・御祭典等総て従来の儘たるべき旨を命じたまふ、

これによると、枢密院の奉答後、宮内大臣の渡邊千秋が内閣の奏請どおりの認定を天皇に求め、明治四十四年（一九一一）三月三日には天皇が内閣総理大臣からの上奏、枢密院からの奉答、宮内大臣からの上奏を容れる形で侍従長より「後醍醐天皇より後小松天皇に至る間の皇統は、後醍醐天皇・後村上天皇・後亀山天皇・後小松天皇なることを認定したまへる旨を内閣総理大臣並びに宮内大臣に達せしめたまふ」たとある。また、宮内大臣が天皇に「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」について伺ったところ、天皇は宮内大臣に「光厳・光明・崇光・後光厳・後円融の各天皇に対しては尊崇の思召により尊号・御陵・御祭典等総て従来の儘たるべき旨を命じたまふ」たという。

これらの内容は一読した限りではいかなる問題もないように思われるが、これまで天皇の意思決定のあり方などについて研究してきた筆者からは、どうしても疑問を拭うことのできない点がある。

まず明治天皇が内閣総理大臣からの上奏、枢密院からの奉答、宮内大臣からの上奏を容れた結果、「後醍醐天皇より後小松天皇に至る間の皇統は、後醍醐天皇・後村上天皇・後亀山天皇・後小松天皇なること」が「認定」されたのだが、そのことを「侍従長侯爵徳大寺実則をして」「内閣総理大臣並びに宮内大臣に達せしめたまふ」たとある点については、確かに文書でも裏づけられる。例えば、『内大臣府文書　明治四十四年』には「御京譜（系）ニ關シ侍従長徳大寺實則ノ聖旨傳宣書」が示されており、「本案ハ淨書ノ上宮内大臣（渡邊千秋）ヨリ御手許ヘ差上ケ濟」とあるから、内閣総理大臣と宮内大臣のそれぞれに宛てた伝宣書が天皇も了解のうえで作成された文書であることは間違いない

（後掲【写真D－2】から【写真D－4】）。その伝宣書のうち内閣総理大臣宛の原本は【写真E－9】から【写真E－10】で見ることができる。伝宣書は侍従長名・侍従長印で発出されており、しかも罫紙は宮内省の罫紙ではない。筆者はこの文書様式は当時の法令にはない文書、そのような表現が適切ではないとすれば、公文書としては事務連絡文書に近いものなのではないかと考えている。

というのも、当時は明治四十年（一九〇七）一月三十一日に公式令が公布されたばかりであり、その第一条は「皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ノ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス」と定め、第二条は「文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣誥セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス」と定めているうえ、いずれも親署の後に御璽を鈐すること、詔書で皇室の大事に関わることについては宮内大臣、また詔書には内閣総理大臣、勅書で皇室の事務に関わることは宮内大臣、勅書で国務大臣の職務に関することは内閣総理大臣のそれぞれ副署を要すると規定していたからである。[67] 皇統の歴代に関することが皇室の大事ではないはずがなく、また桂が「聖裁」を求めた際には「世論ヲ一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムル」ことが目指されていたはずであった（【写真E－3】と【写真E－12】）。ならば、この際に必要な文書は侍従長名・侍従長印の伝宣書などではなく、詔書であるべきであったろう。

当時、詔書の形式を避け、勅書の形式をも採らなかった背景・意図が問題なのではなかろうか。南朝正統論に基づく皇統の歴代確定については、国民に宣誥できないとの判断があったか、あるいは積極的には確定させたくないとの明治天皇の意図があったとは考えられないだろうか。なぜなら、当時の内閣の命運を懸けて決定した事項は、官報にも告示されていないからである。[68]

同じことは、宮内大臣が天皇に「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」について伺い、天皇が宮内大臣に「光厳・光明・崇光・後光厳・後円融の各天皇に対しては尊崇の思召により尊号・御陵・御祭典等総て従来の儘たるべき旨を命じたまふ」た際の文書様式にも当てはまる。この時に作成された文書は『内大臣府文書　明治四十四年』に文書の本文のみが記されている（【写真D－5】）。いっぽう、この文書については『明治天皇御紀資料稿本』にも記載があり（【写真C－84】と【写真C－85】）、そこでは宮内省図書寮所蔵とある「附錄御歴代ノ代數年紀及院號ニ關スル調査ノ沿革資料　下」を引く形で文書の形式が写されているが、これによると、「後醍醐天皇以下皇統ニ關スル件　御裁定ノ際宮内大臣ヨリ伺定ム」とある表題の上下に宮内次官の河村金五郎と宮内大臣秘書官の近藤久敬の押印があり、本文の「光嚴光明崇光後光嚴後圓融ノ各天皇ニ對シテハ御尊崇ノ思召ニ依リ尊號御陵御祭典等ハ従前ノ通リタルヘキ事」という文章の右肩には宮内大臣の渡邊千秋の押印がある。筆者はこの「附錄御歴代ノ代數年紀及院號ニ關スル調査ノ沿革資料　下」の原本と写された「伺

定」の原本を確認できていないが、同じ「伺定」は後掲の【写真F－5】においても写されていることが確認できるから、「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」を定めた「伺定」の形式もまた、事の重大性に比して、あくまでも宮内省内部の取り扱いであることを示す形式であったことは間違いないであろう。

これらのことは、桂や山県からの働きかけに対する明治天皇の意思の在処を示しているように思われる。天皇は、やはり南朝正統論を公式に確定させることをしたくなかったのではなかろうか。少なくとも国民に対しては、南朝正統論に基づく歴代の確定も、宮中における北朝の天皇に対する尊号や祭祀の維持も、明治天皇の意思として宣詔されることはなかったのである。

このように曖昧な状態であったからこそ、大正十五年（一九二六）の皇室陵墓令案と皇統譜令案の検討過程において、北朝の天皇の埋葬施設を陵と呼称するのか否か、皇統譜に北朝の天皇を登録する際はどのように登録するのか、そして北朝の天皇を歴代の天皇と同様に取り扱うならば、国定歴史教科書における記述との整合性はどのように確保するのかという疑問が「南北朝問題ノ如キ紛議」の再燃を危惧する立場から噴出し続けた。[69] このような疑問に対し、文部省は大正十五年（一九二六）になっても国定歴史教科書の記述は明治四十四年（一九一一）の方針のままでよいのかを内閣に閣議請議をしてまで再確認しなければならず、宮内省も前述の「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」を定めた「伺定」や皇室陵墓令が同省の所管に関する事柄を定めるのみで国民を拘束するものではなく、また北朝の天皇の天皇号も追尊天皇や尊称天皇の事例に類似するものだとの解釈を示し、国定歴史教科書との切り離しに努めざるを得なかったのである（後掲【写真F－1】から【写真G－4】）。

おわりに

本来、南朝正統論に基づく皇統の歴代を確定させるならば、それは詔書によってなされるべきであったのではないかとの推定が正しいことは、大正十五年（一九二六）に長慶天皇の在位問題が決着した際、長慶天皇を後村上天皇の次に列することは詔書で宣詔されたことによって裏づけられる（【写真H】）。しかし、この詔書を以てしても、皇統の歴代は「大統」とのみ表現されており、その中の後村上天皇の次が長慶天皇であることを述べているに過ぎないから、実は南朝正統論に基づく歴代の全容は、この詔書によっても宣詔されていな

いのである。筆者の検討によれば、この詔書の文案をめぐっては、当時かなりの検討がなされたことがわかっており、それについては今後あらためて論じたいと思っているが、その際、詔書の文案に明治四十四年（一九一一）の「聖裁」を書き込むことが考慮されなかったのかどうかは重要な論点である。もしそのことが考慮されていなかったとしたら、南朝正統論に基づく皇統の歴代は、実はその全容を詔書で宣誥せずに曖昧なまま、常に北朝の天皇の存在を意識せざるを得ないものであったにもかかわらず、いっぽうでは詔書での明文化の必要性に気づかないほどに、当時の関係者によって既に不動のものとして認識されてしまっていたということであり、天皇の意思とは、いったん示されると文書の形式を問わずに国民を拘束する力を有しているということになろう。あるいはそれは、現代の国民をも束縛しているのかもしれず、かつて示された天皇の意思は天皇によってのみ変えられるということならば、果たして現代においてそのようなことが可能なのかどうか、今から思考しておくことは必要なことのように思われる。

そして、この南朝正統論に基づく皇統の歴代が、その曖昧な決定方式にもかかわらず、国民のみならず皇族をも束縛する問題であったことは、北朝の崇光天皇以来の由緒を有する伏見宮家とその分家に属する皇族の位置づけの問題に注目すると、より明らかとなる。

もともと崇光天皇以来の出自を有する皇族は多くを数え、宮内省はその把握に努めるいっぽう（後掲【写真Ⅰ－1】から【写真Ⅰ－4】）、浅見雅男によると、際限なく増加する皇族数にどのように歯止めをかけるかに苦慮しており、明治四十年（一九〇七）における一つの到達点が皇族の臣籍降下について規定した「皇室典範増補」の制定であり、それが可能となった背景には、明治天皇の直系の男子が増加したことと、「皇室典範増補」の公布前に五つの宮家を創設したことにより、皇位継承者の不足という明治天皇の心配が軽減したこともあったようである。[70] その四年後に南北朝正閏問題が発生し、明治天皇は南朝正統論に基づいて皇統の歴代を確定させる中で、北朝の五帝を歴代に算入しないことを決めた。このことは現に北朝の子孫である明治天皇のみならず、北朝の崇光天皇に出自を求めている伏見宮家とその分家に属する皇族の存在をも否定しかねない深刻な問題であったはずであり、だから明治天皇は、詔書や勅書での確定には踏み込まなかったものと思われ、そのような明治天皇とその周辺による検討・決定の背景に、「皇室典範増補」の制定を可能にしたほどの、皇位継承者不足の心配からの解放があった可能性はある。いっぽう、当然のことながら伏見宮家とその分家に属する皇族にとっては、自らを今後どのように位置づけるのかという問題が同時に浮上していたものと予測される。

この点について検討した先行研究は管見の限り把握していないが、少なくとも史料を検討していると、崇光天皇の在位を否定された伏

見宮家とその分家に属する皇族を新たに位置づけなおすため、大正期から昭和期にかけて、その系譜を後伏見天皇にまで遡らせる動きのあったことが断片的ながら知られる。すなわち、後掲の【写真J】から【写真K－10】に示されるように、帝室制度審議会での配付資料や皇統譜・皇族譜の作成過程において、崇光天皇系の皇族を全て後伏見天皇系の皇族として再編成しようとしていたことがうかがわれるのであり、この動きがその後どのように推移したのかを検討することは、北朝の五帝の在位を否定した後の伏見宮家とその分家に属する皇族及びその子孫の位置づけを考えるうえで、今後ますます重要になってくるものと思われる。

本稿の検討によれば、南朝正統論に基づく皇統の歴代確定の根拠は、【写真E－1】から【写真E－6】に示した第二次桂太郎内閣の閣議決定書ではなかった。閣議決定は、あくまでも「御歴代ニ関スル件」について「聖裁」を求めるということまでであり、その後の判断はまさに明治天皇の判断であった。しかし、その明治天皇の判断は、皇統の歴代確定という皇室の大事についてのことでありながら、当時の公式令で定められていた詔書でも勅書でもない、内閣総理大臣と宮内大臣のそれぞれに宛てた侍従長の伝宣書という形式で示されていた。本稿は、そこに自らも北朝の子孫であった明治天皇の苦しい立場を読み取った。そして、その明治天皇の判断は、北朝の崇光天皇以来の由緒を有する伏見宮家とその分家に属する皇族にも波及し、大正期から昭和期には崇光天皇系の皇族を後伏見天皇系の皇族として再編成することにより、伏見宮家とその分家に属する皇族について、歴代外の天皇の子孫というわけではないことを示す動きにまでつながっていたこともうかがわれた。

これらのことをふまえると、我々主権者たる国民が、憲法上の制度としての皇室制度の行く末を考えていく際、南北朝正閏問題の遺産とどのように向き合っていくのかということが、次の重要な問題となろう。

かつて瀧川政次郎は、南北朝正閏問題に伴う国定歴史教科書の修正に関連して「吉野朝、吉野時代の語が用いられるようになったのは、この修正以後のことである。従って大正以後終戦に至る期間に出版された歴史書は、いずれもこの語を用いているが、終戦後はまた南北朝の語が一般に用いられるに至った。このことは、國民の大部分が、南北朝正閏論を既に返上していることを語るものといってよい。」と述べた。(71) そして、佐藤進一は「敗戦後は、名分論的南北朝史は影をひそめ、唯物史観に立つ松本新八郎（まつもとしんぱちろう）氏の「南北朝内乱の諸前提」が昭和二十二年に発表されると、氏の見通しの上に立って、多数の個別荘園研究が学界をにぎわすようになったが、他面、南北朝政治史の研究はほとんど学界から忘れ去られた。われわれは今、南北朝政治史を詳細にあとづけようとすれば、少なくとも田中（義成、引用者註）の『南北朝

時代史』にまで立ちもどらなければならない。むしろ田中以前の、つまり明治・大正期の、素朴ではあるが自由な史論に多くのものを学ばなければならない。」と指摘した。(72)

戦後、日本国民は南北朝の正閏を論ずる枠組みから自由になったはずだが、南北両朝の天皇をどのように捉えればよいのかということについての研究は、田中義成の「神器の真偽（しんぎ）という事実は明瞭（めいりょう）ならず。故に只（ただ）神器の所在（しょざい）を以て正統となす説は、学術上には価値なし。南北朝を論ずるに事実を基礎とする史学と大義名分論との区別を明（あきら）かに付して之を論ずるは可なり。二者を混同するは非ならん。」という姿勢をふまえ、(73)再びやり直さなければならなくなった。その結果、戦前・戦中の思索と蓄積をふまえた村田正志の研究が公にされ、村田は「かく見來ると南北兩朝いづれの神器が眞正であるか、當時といへども何人にも伺ひ奉ることが出來ぬのである。かりに光明天皇に渡御せられた神器が僞器であつたとすれば、これは全く後醍醐天皇御一人のみが知ろしめすところである。神器の神聖なるゆゑんは、もののみに存するのではないといふ見地に立てば、光明天皇に渡御せられた神器がかりに僞器であつたとしても、この一事のみを以て光明天皇以下の北朝天皇の皇位をしりぞけ、後醍醐天皇以下の南朝天皇の皇位が正統なりと申すわけにはゆかぬのである。」と明言した。(74)このように村田が述べた理由は「神器の眞僞存否のみに拘泥し、これを根據として南朝正統を強調するのは穩當でない。神器の眞僞存否のみにより正閏を定むとの論議を許すならば、かの嘉吉の變後における後花園天皇は如何かとの論議も生ずるわけである。神器問題は南朝正統論者の最も重大視するところである」からであった。(75)神器の問題については、瀧川も「神器のあるところ卽ち皇位のあるところで、神器なきところに皇位はないという説は、北畠親房によって初めて唱道せられた説であって、それ以前にはそんな説はなかったと思う。安德天皇が神器を奉じて西海に赴かれた後、後鳥羽天皇は神器なくして京都で卽位せられたが、後鳥羽天皇は正位の天皇は認め難いなどとは、當時の人は誰も言っていない。」とし、「神器がなければ、天皇の位がないというならば、神器が自然の災厄によって滅失してしまったときには、日本國は亡びるという愚かなことになる。」と注意を喚起していた。(76)

なぜこれほどまでにかつて神器の問題が論じられたのかという点について、市沢哲は「親房（北畠引用者註）は、まず帝徳論で正統な天皇を規定しておいた上で、帝徳論が革命思想と結びつかないよう、大覚寺統＝神器の継承者を正統の天皇とする神器論を展開したのであった。このように、神器論の役割の一つは、分裂した天皇家のうち、大覚寺統の正統性を証明することにあったことはいうまでもないが、これに加えて、生身の天皇に生命の危機が迫っている戦争という現実のもとで、天皇家を維持、再興する目的からも、神器を正統の証とする発想が

強まったとは考えられないだろうか。」との見解を示したうえで、「太平洋戦争末期、長野県松代に大本営とともに仮皇居がつくられた際、賢所を天皇の居所に隣接させようとした現場の計画に対し、宮内省から両所を分離するよう指導が入ったという。その指導は、天皇制を維持するために生身の天皇より神器を重視する考えからなされたと工事関係者は回顧している」ことをも紹介している。(77)

村田と瀧川は、南朝正統論からの脱却の契機を神器論に見出し、神器の新たな捉え方を提起したのだが、戦後、この新たな神器論が有効に作用したとはいえず、実際には本稿の冒頭でも確認したように、現在も北朝の五帝は歴代外のままである。明治天皇が裁断しながらも宣詔はしなかった南朝正統論に基づく皇統の歴代は変わっていない。

そして、皇位継承者の確保自体が困難になりつつある現状において、皇室制度の存続方法をめぐっては、女性皇族を活用し、さしあたり彼女らを皇族のままとし続けることで皇族の減少に歯止めをかけながらも将来的には女帝を容認してその子孫による女系天皇も可とする案と、旧皇族・元皇族の男性子孫を活用した男系男子による皇位継承または女性皇族との婚姻を進める案との間で意見の相違が見られるが、旧皇族・元皇族の男性子孫は歴代外で北朝第三代の崇光天皇を出自とするにもかかわらず、その出自を後伏見天皇にまで遡らせることによって、南朝正統論との齟齬を来さぬように位置づけなおされた可能性のある一族であることも判明した。今後さらなる研究が必要であるが、もしそうだとすれば、旧皇族・元皇族の男性子孫もまた、南朝正統論と無縁ではなく、南朝正統論によって歴史的に位置づけなおされた存在ということになろう。

現実には北朝の皇統を戴き、今後も女性皇族、旧皇族・元皇族の男性子孫のいずれにせよ、北朝の子孫を活用しなければ皇室制度の存続が叶わないにもかかわらず、いっぽうで南朝正統論に基づく皇統理論を維持し続けることは論理的に見て困難である。明治天皇の「聖裁」が、皇位継承者不足の心配のない前提で行われたものならば、もはやその前提は変わったのである。おそらく皇室制度は、歴史上、最大の危機に直面しつつあるが、ならばこの際、いま一度、実際の制度の運用面においても南北両朝の天皇の存在を認めるという田中義成以前の理解に立ち戻り、系譜を歴史的事実に即したものに整序しなおすほうが、今後の無理のない制度の存続に資するのではなかろうか。それは、明治天皇も敢えて南朝正統論に基づく皇統の歴代を詔書や勅書で確定しなかったと思われるのだから制度的には可能であろうし、今上天皇の退位の実現過程を参照すると、国民の代表で組織される国会と内閣が現状と今後のあるべき姿を歴史的事実に基づいて整理し、それらの意見に基づいて天皇が明治天皇の判断の変更を認証する手続きとなるように推測される。いっぽう、女性皇族や旧皇

族・元皇族の男性子孫に依存しなければ存続できない皇室制度となった時、常に皇位の正統性に関する議論がなされる状況に陥るかもしれない。そのような状況においては、市沢のいうように「生身の天皇より神器を重視する考え」[78]が今まで以上に強固となるおそれはある。主権者たる国民には、過去の歴史に関心を持ち続け、皇室制度を存続させるならば、その制度に何を期待し、なぜ存続させるのかを論理的に考えることが今後ますます求められよう。

註

（1）「官報」第七一六三号（平成二十九年十二月十三日）第一面、政令第三百二号。

（2）「第九十三回国会衆議院議院運営委員会議録第三十一号」一八頁四段目～一九頁二段目。「第百九十三回国会参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第二号」一五頁三段目～一六頁一段目。以下、本稿における「附帯決議」の典拠は本註に同じ。

（3）「e-Gov法令検索」による。以下、本稿における「皇室典範」の典拠は本註に同じ。

（4）「皇室典範に関する有識者会議報告書」（平成十七年十一月二十四日）。ほかには例えば、高松宮妃喜久子「〈敬宮愛子さまご誕生に想う〉めでたさを何にたとへむ」（『婦人公論』第八七巻第二号通巻一〇九九号、二〇〇二年一月）一三五頁、所功『皇室典範と女性宮家　なぜ皇族女子の宮家が必要か』（勉誠出版、二〇一二年）。

（5）例えば、「特別インタヴュー　寛仁親王殿下　皇室典範問題は歴史の一大事である　女系天皇導入を憂慮する私の真意（聞き手　小堀桂一郎）」（『日本の息吹』通巻第二一九号、二〇〇六年二月）八頁・一一頁、皇室典範問題研究会「皇室の弥栄を願って　皇位の安定的継承をはかるための立法案」（『正論』通巻第四八二号、二〇一二年三月）。なお、議論の対象となる可能性のある旧皇族・元皇族の男性子孫については、保阪正康「特集平成皇室の命運　新宮家創設八人の「皇子候補」　お婿さんの大本命、旧宮家には適齢男子が八人」（『文藝春秋』第八三巻第三号、二〇〇五年三月）を参照のこと。

（6）前掲註（4）「皇室典範に関する有識者会議報告書」八頁～一〇頁。

（7）例えば、二階堂友紀「男系維持派困惑　生前退位政府が特措法検討」（朝日新聞（大阪）、朝刊、二〇一六年九月十日付、第四面）、聞き手・二階堂友紀「生前退位　男系維持派は　八木秀次氏・公務縮小し臨時代行も活用を　桜井（ママ）よし子氏・伝統との両立特措法も選択肢」（朝日新聞

（大阪）、二〇一六年九月十一日付、第四面）。

（8）竹中拓実「記者の目　皇位継承、議論を緒に［天皇陛下「おことば」から1年］」（毎日新聞（大阪）、朝刊、二〇一七年八月二十三日付、第八面）。

（9）内閣官房「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（平成二十四年十月五日）六頁～一三頁。

（10）衆議院ホームページ（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/taii_index.html、二〇一八年十月十一日閲覧）「天皇の退位等についての立法府の対応について」における「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議（平成二十九年三月十五日）」の「議事録」PDFファイル。「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議（平成二十九年三月十五日）」の「議事録」七頁一段目。

（11）小田部雄次『皇族　天皇家の近現代史』（中央公論新社、二〇〇九年）第六章。十一宮家五十一名の皇籍離脱については、宮内庁『昭和天皇実録』第十（東京書籍、二〇一七年）二八六頁～二八七頁・四九一頁～四九二頁・四九六頁～四九七頁・五〇三頁～五〇六頁。

（12）宮内庁書陵部編『皇室制度史料』皇族四（吉川弘文館、一九八六年）第五章第二節、浅見雅男『伏見宮　もうひとつの天皇家』（講談社、二〇一二年）第一章。「旧譜・皇統譜明治一年度（白紙除く）」については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、宮内秘発甲第二三一号・平成二十八年三月二十四日付けで開示決定を受けた。なお、明治二十八年（一八九五）編輯の「旧譜・皇統譜」が既に南朝正統論に基づいて皇統の歴代を記述していたことの意味については後考を期したい。

（13）そのような中、井上亮「日曜に考える　熱風の日本史　第31回　歴史学が抹殺された日（明治）」（日本経済新聞（東京）、二〇一四年三月三十日付、第一三面）は珍しい特集記事である。同記事は、大逆事件と国定歴史教科書問題、南北朝正閏問題を取り上げているが、「明治天皇は北朝系」であることを明記するとともに、原武史による「遠見卓見　現在まで続く北朝除外史観」と題する記事も掲載している。

（14）山本四郎「南北朝正閏問題について」（『史林』第五六巻第三号、一九七三年五月）、大久保利謙「ゆがめられた歴史」（同『大久保利謙著作集7　日本近代史学の成立』吉川弘文館、一九八八年）、大日方純夫「南北朝正閏問題の時代背景」（『歴史評論』№七四〇、二〇一一年十二月）、千葉功「歴史と政治―南北朝正閏問題を中心として」（『史苑』第七四巻第二号、二〇一四年三月）。

（15）廣木尚「南北朝正閏問題と歴史学の展開」（『歴史評論』№七四〇、二〇一一年十二月）一八頁。

（16）マーガレット・メール著／千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家　19世紀日本のナショナル・アイデンティティと学問』（東京大学出版会、二〇一七年）一八四頁。

（17）前掲註（14）山本「南北朝正閏問題について」五三頁。

（18）例えば、飛鳥井雅道『明治大帝』（筑摩書房、一九八九年）、ドナルド・キーン／角地幸男訳『明治天皇』下巻（新潮社、二〇〇一年）、伊藤之雄『明治天皇　むら雲を吹く秋風にはれそめて』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）は、南北朝正閏問題を扱っていない。

（19）尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』三（山川出版社、二〇〇八年）四七頁。

（20）『原敬日記』明治四十四年二月二十五日条（原奎一郎編『原敬日記』内務大臣三、福村出版、一九六五年、九三頁）。本稿では、本書からの引用に際し、原則として漢字を常用漢字に改める。

（21）半嶺子「南北朝對立問題（國定教科書の失態）」（読売新聞（東京）、明治四十四年一月十九日付、第一面、読売新聞（マイクロフィルム版）№一三五、明治四十四年一月－三月、読売新聞社、一九七四年、日本マイクロ写真株式会社撮影）。このように国定歴史教科書の問題が南北朝正閏問題と結びついた過程については、三上参次「教科書に於ける南北朝正閏問題の由來」（『太陽』第十七巻第五号、一九一一年五月）九頁～一〇頁、瀧川政次郎「後南朝を論ず」（後南朝史編纂會編『後南朝史論』新樹社、一九五六年）三二頁、瀧川政次郎「誰も知らない幸徳事件の裏面」（『特集人物往来』十二月号、一九五六年十二月）五八頁、前掲註（14）山本「南北朝正閏問題について」三七頁に説明があるが、本稿では取り扱わない。

（22）千葉功編『桂太郎発書翰集』（東京大学出版会、二〇一一年）四二一頁。同書簡は尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』一（山川出版社、二〇〇五年）三六九頁にも収録されている。本稿での引用は『桂太郎発書翰集』による。

（23）『原敬日記』明治四十四年二月二十一日条（前掲註（20）『原敬日記』九一頁）。この原の見識について、前掲註（14）山本「南北朝正閏問題について」四八頁は犬養毅と比較して「いっそう広い視野に立って物をみている」と評している。

（24）前掲註（22）。

（25）前掲註（22）千葉編『桂太郎発書翰集』一三三頁。

（26）前掲註（22）。

(27) 前掲註(25)。

(28) 千葉功編『桂太郎関係文書』(東京大学出版会、二〇一〇年)四三七頁。同書簡とその案文は尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』一(山川出版社、二〇〇五年)三七〇頁と尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』三(山川出版社、二〇〇八年)四一一頁にそれぞれ収録されているが、文字に異同がある。本稿での引用は『桂太郎関係文書』による。

(29) 前掲註(28)。

(30) 前掲註(22)。

(31) 前掲註(20)。

(32) 当時の桂太郎と原敬との関係や原敬の政治的立場については、山本四郎・松尾尊兊「原敬関係文書第九巻(書類篇六)解説」(原敬文書研究会編『原敬関係文書』第九巻・書類篇六、日本放送出版協会、一九八八年)七三五頁〜七三八頁、山本四郎「桂と原」(『原敬関係文書編集室だより(第九巻附録)』日本放送出版協会、一九八八年四月)一頁、伊藤之雄『原敬　外交と政治の理想』下(講談社、二〇一四年)「第二一章米欧周遊とその後の円熟—米国への高い評価と日本の指針」を参照。

(33) 『原敬日記』明治四十四年二月二十七日条(前掲註(20)『原敬日記』九五頁)。

(34) 『原敬日記』明治四十四年二月二十五日条(前掲註(20)『原敬日記』九三頁〜九四頁)。

(35) 宮内庁『明治天皇紀』第十二(吉川弘文館、一九七五年)五六三頁〜五六四頁。本稿では、本書からの引用に際し、原則として漢字を常用漢字に改める。

(36) 宮内庁ホームページ「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」。

(37) 宮内書発甲第六二七号・平成二十九年七月二十五日付け。宮内書発甲第七一一号・平成二十九年八月二十八日付け。宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号八一四八六、識別番号八一四八七。以下、本稿で検討する『明治天皇御紀資料稿本』の所蔵機関名・識別番号の註記は省略する。

(38) 真辺将之「内大臣府文書(明治天皇御手許書類)に関する基礎的研究—深谷博治旧蔵文書を手がかりとして—」(『近代史料研究』第九号、二〇〇九年十月)一一頁。

(39) 前掲註(38)真辺「内大臣府文書(明治天皇御手許書類)に関する基礎的研究」一五頁。

（40）宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号三六一四九。以下、本稿で検討する『内大臣府文書　明治四十四年』の所蔵機関名・識別番号の註記は省略する。

（41）西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」（『年報近代日本研究20　宮中・皇室と政治』山川出版社、一九九八年）一〇六頁～一〇七頁。

（42）明治天皇の大統譜については、拙稿「近世における天皇の地位と正統性―大刀契・剣璽・通過儀礼及び皇統の扱いに注目して―」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』第五七巻、二〇一七年三月）、今上天皇の大統譜については、拙稿「国事行為臨時代行の制度と勅書」（『二十世紀研究』第十八号、二〇一七年十二月）で扱ったことがある。

（43）前掲註（15）廣木「南北朝正閏問題と歴史学の展開」二五頁。

（44）例えば、南朝正統論をふまえながらも、国体論の構築を優先させた藤田幽谷らの動きに注目した業績として、兵藤裕己『後醍醐天皇』（岩波書店、二〇一八年）第八章がある。

（45）前掲註（14）千葉「歴史と政治」一一一頁～一一八頁。

（46）徳富猪一郎『公爵桂太郎傳』坤巻（故桂公爵記念事業會、一九一七年）五一五頁～五二〇頁。

（47）『徳大寺実則日記』三十八（宮内庁書陵部所蔵原本）明治四十四年二月二十八日条。

（48）前掲註（45）。

（49）徳富猪一郎『公爵山縣有朋傳』下巻（山縣有朋公記念事業會、一九三三年）七七四頁～七七五頁。なお、公刊本の『明治天皇紀』と『明治天皇御紀資料稿本』の双方が典拠史料として『公爵山縣有朋傳』を採用していないことは、その刊行時期を考慮に入れたとしても不思議である。

（50）前掲註（35）宮内庁『明治天皇紀』第十二、五六六頁。

（51）前掲註（17）。

（52）「醫學博士井上通泰の實話」（前掲註（49）『公爵山縣有朋傳』下巻、七七五頁～七七六頁）。

（53）「明治四十四年二月二十三日付山県有朋宛井上通泰書簡」（尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』一、山川出版社、二〇〇五年、一九一頁～一九二頁）。

（54）現存する前掲註（28）『山縣有朋関係文書』一の三七〇頁にある桂宛の二月二十五日付書簡案は、この時の河村金五郎からの報告聴取後に記さ

れたものの、山県は二月二十六日付の桂書簡を受領し、あらためて前掲註（28）『山縣有朋関係文書』三の四一一頁にある書簡案を調え、二月二十七日付けで発信したものと思われる。

（55）国立国会図書館憲政資料室所蔵寺内正毅関係文書三六〇―八三。

（56）山県の基本的認識は、いまは確認できない桂宛の書簡の内容を井上に説明する中でも示されていたように「北朝の天皇が依然として皇位に登載され、南朝正統の大義が確定せざるが如きことあらば、畏れ多くも、我が皇室の前途は申すに及ばず、王政維新の鴻業が、全く其の結末がつかぬことになり、國家の將來は實に寒心に勝へざるものがある。」（前掲註（49）『公爵山縣有朋傳』下巻、七七六頁）というものであった。皮肉なことに、現代の皇室の前途が困難に直面している一因は、まさに当時の北朝の天皇の取り扱いにあるのだが、なぜ当時の人々がそのことに思い至らなかったのかについては後ほど考察しよう。

（57）明治天皇と山県とのやりとりについて、前掲註（16）メール著／千葉・松沢訳『歴史と国家』一八〇頁は「明治天皇（彼自身は北朝の後裔である）は、自分は常に南朝が正統であると考えてきており、明治維新は後醍醐天皇の建武新政の実現であるとみなしていると返答した。」とするが、典拠を示していない。なお、『儀式祭典録』二・明治二十二年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号一五九―二）所収の「第三六號　吉野宮創立竝攝社々號仰出サレノ件」によれば、吉野宮は「後醍醐天皇・尊良親王ノ聖謨遺烈ハ史乗ニ昭々トシテ著キヨリ、頃日一社創立官幣社加列之儀陸續建言セル者有之、熟考候ニ、既ニ至尊ニ在テハ、白峯宮・赤間宮・八代宮等、何レモ官幣中社ニ列セラレ、其他人臣ニ在テモ、湊川・藤島・阿部野・結城神社等、巨多別格官幣社ニ列セラレ、後醍醐天皇・尊良親王ノ官幣社ヘ奉齋不相成ハ不権衡ニ有之、且南朝功臣ニテ、維新後贈位ヲ賜リシ内ニモ、其典ニ漏レタル者有之、旁此際大和國吉野郡吉野山ヘ官幣中社一社創立、宮号ヲ賜ヒ、右ヘ後醍醐天皇・尊良親王ヲ祭神トシ、奉齋相成」たいとの照会が明治二十二年（一八八九）六月一日付けの秘甲第二八号で内務大臣の松方正義から宮内大臣の土方久元宛になされたことに端を発して創立された。吉野宮の創立は、明治天皇の発意ではなく、内務省への建言者の行動と内務大臣の宮内大臣に対する照会が契機であったことに留意する必要があり、吉野宮に関する明治天皇の発言を過大評価してはならない。

（58）前掲註（14）山本「南北朝正閏問題について」三九頁。

（59）前掲註（21）半嶺子「南北朝對立問題（國定教科書の失態）」。なお、新聞記事には漢字によみがなが付されているが、本稿での引用に際しては省略した。

(60) 枢密院文書・御歴代ニ関スル件会議ニ際シ議長ニ賜ヘル御沙汰・明治四十四年三月一日（請求番号：枢〇〇〇二三一〇〇、保存場所：本館―二A―〇一六―〇二、明治四十四年三月一日）国立公文書館所蔵。前掲註（47）『徳大寺実則日記』三十八の明治四十四年三月一日条には「皇位歴代数速ニ確定スヘク勅（平出）語ヲ賜退入」とある。

(61) 御歴代ニ関スル件、世伝御料中解除ノ件（明治四十四年）（配付案・自明治四十三年至明治四十五年、請求番号：枢E〇〇〇〇二一〇〇、件名番号：〇一六、保存場所：本館―二A―〇一五―〇七、明治四十四年）国立公文書館所蔵。

(62) 『原敬日記』明治四十四年三月六日条（前掲註（20）『原敬日記』九七頁）。

(63) 前掲註（21）三上「教科書に於ける南北朝正閏問題の由來」七頁。

(64) 世伝御料中解除ノ件（明治四十四年三月一日）（枢密院委員録・自明治三十二年至大正四年、請求番号：枢B〇〇〇〇一一〇〇、保存場所：本館―二A―〇一五―〇七、明治三十二年―大正四年）国立公文書館所蔵。

(65) 枢密院会議筆記（御歴代ニ関スル件）（請求番号：枢D〇〇三一〇一〇〇、保存場所：本館―二A―〇一五―〇九、明治四十四年）国立公文書館所蔵。

(66) 前掲註（35）宮内庁『明治天皇紀』第十二、五六五頁。

(67) 公式令制定公文式廃止・御署名原本・明治四十年・勅令第六号（請求番号：御〇六九一六一〇〇、保存場所：分館―KS―〇〇〇―〇〇、明治四十年）国立公文書館所蔵。

(68) 「国立国会図書館デジタルコレクション」において閲覧可能な「官報」第八三〇三号（明治四十四年二月二十八日）から「官報」第八三〇六号（明治四十四年三月三日）。

(69) 前掲註（41）西川「大正後期皇室制度整備と宮内省」一〇六頁～一一一頁。皇室陵墓令案（四月二十四日）（枢密院委員会録・大正十五年、請求番号：枢B〇〇〇一二一〇〇、件名番号：〇〇六、保存場所：本館―二A―〇一五―〇七、大正十五年・昭和元年）国立公文書館所蔵。皇統譜令案（七月二十一日）（枢密院委員会録・大正十五年、請求番号：枢B〇〇〇一二一〇〇、件名番号：〇一〇、保存場所：本館―二A―〇一五―〇七、大正十五年・昭和元年）国立公文書館所蔵。『倉富勇三郎日記』大正十五年五月十八日条（国立国会図書館憲政資料室所蔵倉富勇三郎関係文書八―五）。なお、前掲註（41）西川「大正後期皇室制度整備と宮内省」一二二頁の註（94）は「江木の質問と宮内省の回答をまと

めたものに「平沼文書」二四一―四がある。」としているが、文書の資料番号と枝番号に誤りがある。正しくは三六六―三である。

(70) 浅見雅男『皇族誕生』（角川書店、二〇〇八年、のち角川書店より二〇一一年に文庫版発行）「Ⅰ　皇族の作られ方」の「第3章　皇室典範増補」、高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程―その一　近代宮家の編成過程―」（『社会科学』第二七号、一九八一年二月）。皇室典範増補・御署名原本・明治四十年・皇室典範二月十一日（請求番号：御〇六八五八一〇〇、保存場所：分館―KS―〇〇〇―〇〇、明治四十年二月十一日）国立公文書館所蔵。

(71) 前掲註（21）瀧川「後南朝を論ず」三五頁～三六頁。

(72) 佐藤進一『日本の歴史9　南北朝の動乱』（中央公論新社、二〇〇五年）一九頁。

(73) 田中義成『南北朝時代史』（講談社、一九七九年）一五二頁。

(74) 村田正志『村田正志著作集　第一巻　増補南北朝史論』（思文閣出版、一九八三年）五七頁。

(75) 前掲註（74）村田『増補南北朝史論』五九頁。

(76) 前掲註（21）瀧川「後南朝を論ず」三七頁。

(77) 市沢哲「南北朝内乱期における天皇と諸勢力」（『歴史学研究』№六八八、一九九六年九月、同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年に再録、本稿での引用は『日本中世公家政治史の研究』による）三〇五頁～三〇六頁。

(78) 前掲註（77）市沢「南北朝内乱期における天皇と諸勢力」三〇六頁。

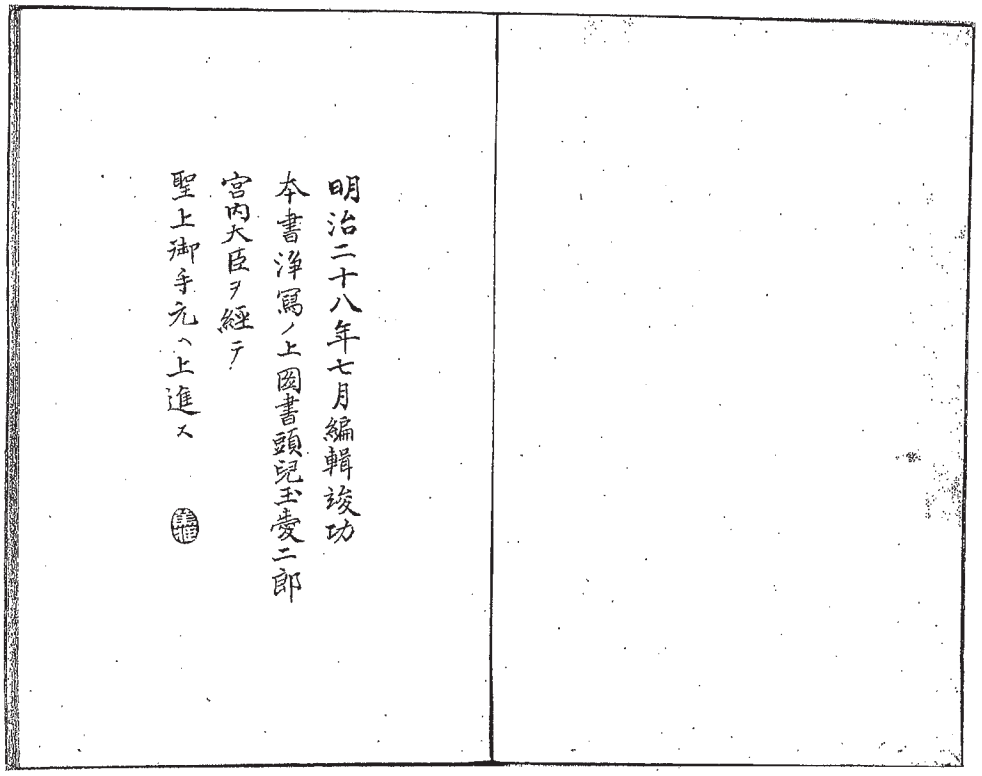

明治二十八年七月編輯竣功
本書淨寫ノ上圖書頭兒玉愛二郎
宮内大臣ヲ經テ
聖上御手元ヘ上進ス

【写真 A-1】旧譜・皇統譜明治 1 年度　第 1 冊の識語（宮内庁保有行政文書）

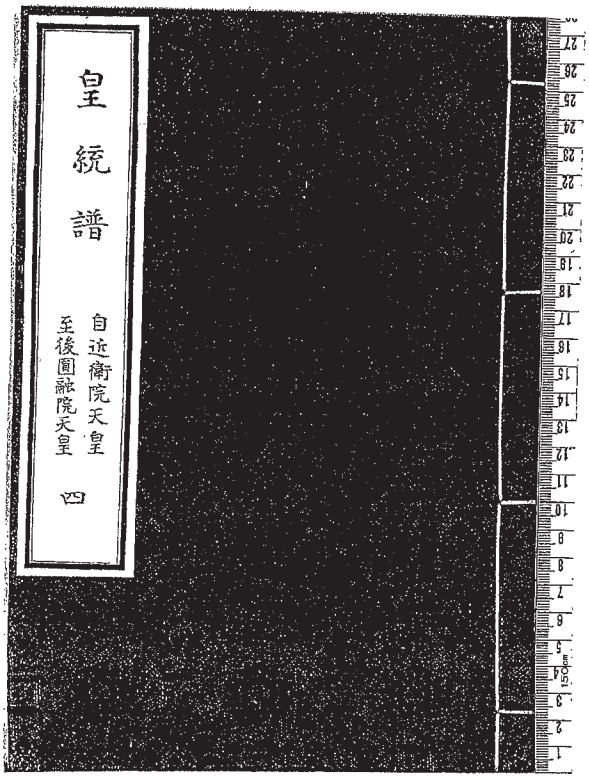

皇統譜

自近衛院天皇
至後圓融院天皇

四

【写真 A-2】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

皇統第九十六　世系第五十四

後醍醐天皇

尊治　初稱吉野院天皇

後宇多院天皇第二子

御母　談天門院忠子　後宇多院天皇典侍

中宮　禧子

東宮　瑞子内親王

皇后　廉子

正應元年戊子十一月二日癸未降誕

嘉元元年癸卯十二月二十日癸卯元服

【写真 A-3】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

延慶元年戊申九月十九日甲辰立太子

文保二年戊午二月二十六日戊午受禪

文保二年戊午三月二十九日庚寅即位

文保二年戊午十一月二十二日己卯大嘗祭

文保三年己未四月二十八日癸丑改元元應

元弘元年辛未八月二十四日丁卯行幸山城國笠置山

元弘元年辛未十月三日乙巳遷幸京都六波羅

元弘三年壬申三月七日丙子遷幸隱岐國

元弘三年癸酉六月五日丁卯還幸

延元元年丙子十二月二十一日癸巳行幸大和國吉野

延元四年己卯八月十五日辛丑讓位

延元四年己卯　紀元千九百九十九年　八月十六日壬寅　陽曆九月二十七日　崩吉野行宮

御年　五十二歳

在位　二十二年

延元四年己卯十月二十三日戊申葬大和國吉野郡吉野山塔尾　吉野村大字吉野山陵

【写真 A-4】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

皇統第九十七　世系第五十五

後村上天皇

義良　初名憲良　初稱陸奥親王　又稱賀名生殿　又稱住吉殿　又稱吉野殿

後醍醐天皇第十二子

御母　新待賢門院廉子　後醍醐天皇皇后

嘉暦三年戊辰降誕

延元元年丙子三月十日丁巳元服

延元四年己卯三月立太子

延元四年己卯八月十五日辛丑受禪

【写真 A-5】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

延元四年己卯十月即位吉野行宮

延元五年庚辰四月二十八日辛亥改元興國

正平二十三年戊申紀元二十二年三月十一日辛巳晦日　四月六日崩摂津國住吉行宮

御年　四十一歳

在位　三十年

葬河内國錦部郡檜尾川上村大字寺元陵

皇統第九十八　世系第五十六

長慶院天皇

寛成

後村上天皇第一子

正平二十三年戊申三月踐祚

文中二年癸丑八月二日辛未讓位稱太上天皇

在位　六年

此天皇御代數ニ加ヘ奉ルベキヤ否ヤノ儀伺中

【写真 A-6】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

皇統第九十九　　世系第五十六

後龜山院天皇

熙成　又稱　大覺寺殿

後村上天皇第二子

御母　嘉喜門院勝子

正平二十三年戊申立太弟

文中二年癸丑八月二日辛未受禪

元中九年壬申閏十月二日己卯還幸京都

元中九年壬申閏十月五日壬午傳神器于後小松

院天皇

【写真 A-7】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

明德五年甲戌二月二十三日癸巳稱太上天皇

應永三十一年甲辰紀元二十八十四年四月十二日丁巳陽曆五月十九日崩

在位　二十年

葬山城國葛野郡嵯峨小倉嵯峨村大字上嵯峨陵

光嚴院天皇　　世系第五十五

量仁

後伏見院天皇第三子

御母　廣義門院寧子後伏見院天皇女御

中宮　懽子內親王

正和二年癸丑七月九日丁酉降誕

嘉曆元年丙寅七月二十四日丙寅爲後醍醐天皇

太子

元德元年己巳十二月二十八日庚戌元服

【写真 A-8】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

元弘元年辛未九月二十日癸巳依花園院上皇宣
旨踐祚
元弘二年壬申三月二十二日辛卯即位
元弘二年壬申四月二十八日丁卯改元正慶
正慶元年壬申十一月十三日己卯大嘗祭
正慶二年癸酉五月二十五日丁巳遜位
元弘三年癸酉十二月十日庚午稱太上天皇
貞治三年甲辰紀元二千二十四年七月七日己巳陽暦八月十三日
崩丹波國山國
御年　五十二歲

在位　三年
貞治三年甲辰七月八日庚午葬丹波國桑田郡山國北桑田郡山國村大字井戸陵

【写真 A-9】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

世系第五十五

光明院天皇
豐仁
後伏見院天皇第九子
御母　廣義門院寧子後伏見院天皇女御
元亨元年辛酉十二月二十三日壬戌降誕
建武三年丙子八月十五日戊子元服
建武三年丙子八月十五日戊子為光嚴院天皇猶
子踐祚
是年為元年

【写真 A-10】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

建武四年丁丑十二月二十八日甲午即位
曆應元年戊寅十一月十九日己卯大嘗祭
貞和四年戊子十月二十七日庚寅讓位
貞和四年戊子十一月二十五日戊午稱太上天皇
康曆二年庚申（紀元二千四十年）六月二十四日癸未（陽曆八月三日）崩太和國長谷
御年　六十歲
在位　十三年
葬山城國紀伊郡伏見大光明寺（狐内村大字狐内）陵

崇光院天皇　世系第五十六
興仁（初名益仁）
光嚴院天皇第一子
御母　陽祿門院秀子（光嚴院天皇典侍）
女御　藤原氏
建武元年甲戌四月二十二日己卯降誕
建武五年戊寅八月十三日乙亥立太子
貞和四年戊子十月二十七日庚寅元服受光明院天皇禪

【写真 A-11】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

貞和五年己丑十二月二十六日壬子即位
是年爲元年
觀應二年辛卯十一月七日癸丑遜位
觀應三年辛卯十二月二十八日癸卯稱太上天皇
應永五年戊寅（紀元二千五十八年）正月十三日辛酉（陽曆二月八日）崩
御年　六十五歲
在位　四年
應永五年戊寅正月二十三日辛未葬山城國紀伊郡伏見大光明寺（狐内村大字狐内字泰長老）陵

後光嚴院天皇　世系第五十六
彌仁
光嚴院天皇第二子
御母　陽祿門院秀子（光嚴院天皇典侍）
建武五年戊寅三月二日丁酉降誕
觀應三年壬辰八月十七日丁巳元服依廣義門院命踐祚
觀應三年壬辰九月二十七日丁酉改元文和
文和二年癸巳十二月二十七日辛酉即位

【写真 A-12】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

文和三年甲午十一月十六日癸卯大嘗祭
應安四年辛亥三月二十三日丁未讓位
應安四年辛亥閏三月六日己未稱太上天皇
應安七年甲寅（紀元二千三十四年正月二十九日乙未陽暦三月二十日）崩
御年　三十七歳
在位　二十年
應安七年甲寅二月三日己亥葬山城國紀伊郡深草法華堂（深草村大字深草字坊）陵

後圓融院天皇

世系第五十七

緒仁

後光嚴院天皇第二子
御母　崇賢門院伸子（後光嚴院天皇典侍）
延文三年戊戌十二月十二日丙子降誕
應安四年辛亥三月二十三日丁未元服為後光嚴院天皇太子受禪
應安五年壬子為元年
應安七年甲寅十二月二十八日己未即位

【写真 A-13】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

永和元年乙卯十一月二十三日己卯大嘗祭
永德二年壬戌四月十一日庚寅讓位
永德二年壬戌四月二十五日甲辰稱太上天皇
明德四年癸酉（紀元二千五十三年四月二十六日辛亥陽暦六月十四日）崩
御年　三十六歳
在位　十二年
明德四年癸酉四月二十七日壬寅葬山城國紀伊郡深草法華堂（深草村大字深草字坊）陵

榮仁親王

世系第五十七

【写真 A-14】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

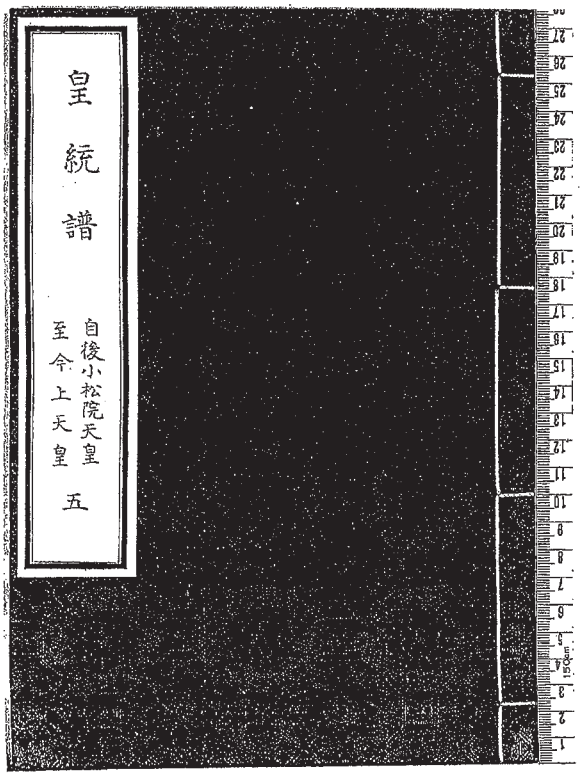

【写真 A-15】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

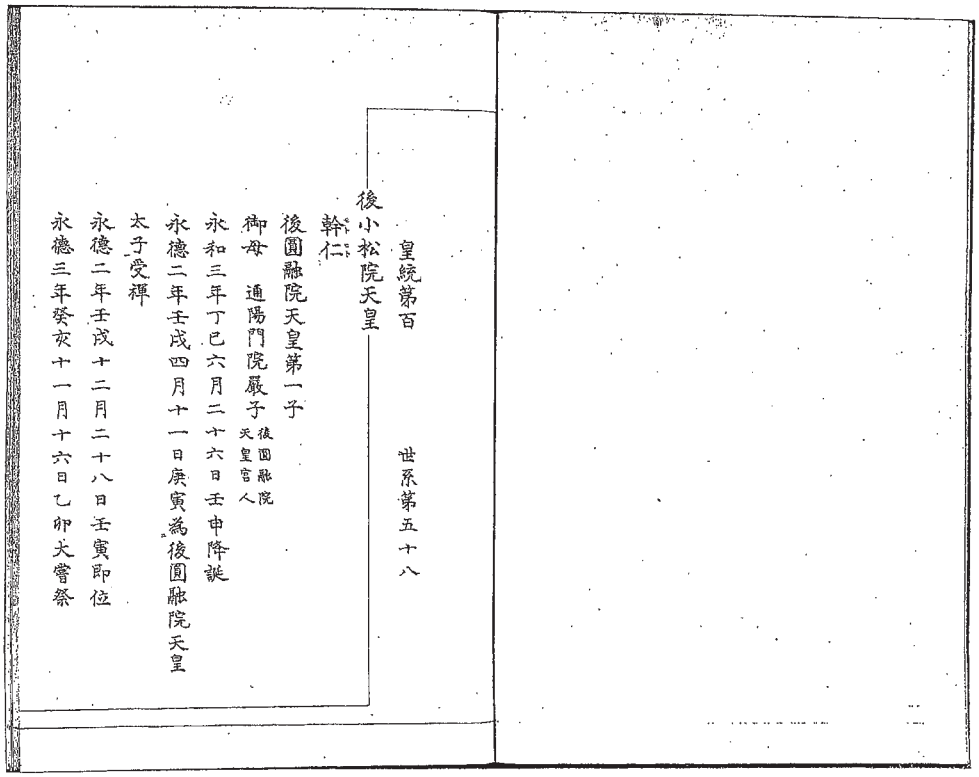

【写真 A-16】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

是年為元年
至德四年丁卯正月三日乙卯元服
明德三年壬申閏十月五日壬午受神器于後龜山
院天皇
應永十九年壬辰八月二十九日壬午讓位
應永十九年壬辰九月五日丁亥稱太上天皇
永享五年癸丑（紀元二千九十三年）十月二十日己巳（陽曆十二月十日）崩
御年　五十七歳
在位　十一年（自永德二年壬戌至明德三年壬申）
二十一年（自明德三年壬申至永享五年癸丑）
永享五年癸丑十月二十七日丙子葬山城國紀伊郡深草法華堂（深草村大字深草字坊）陵

【写真 A-17】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

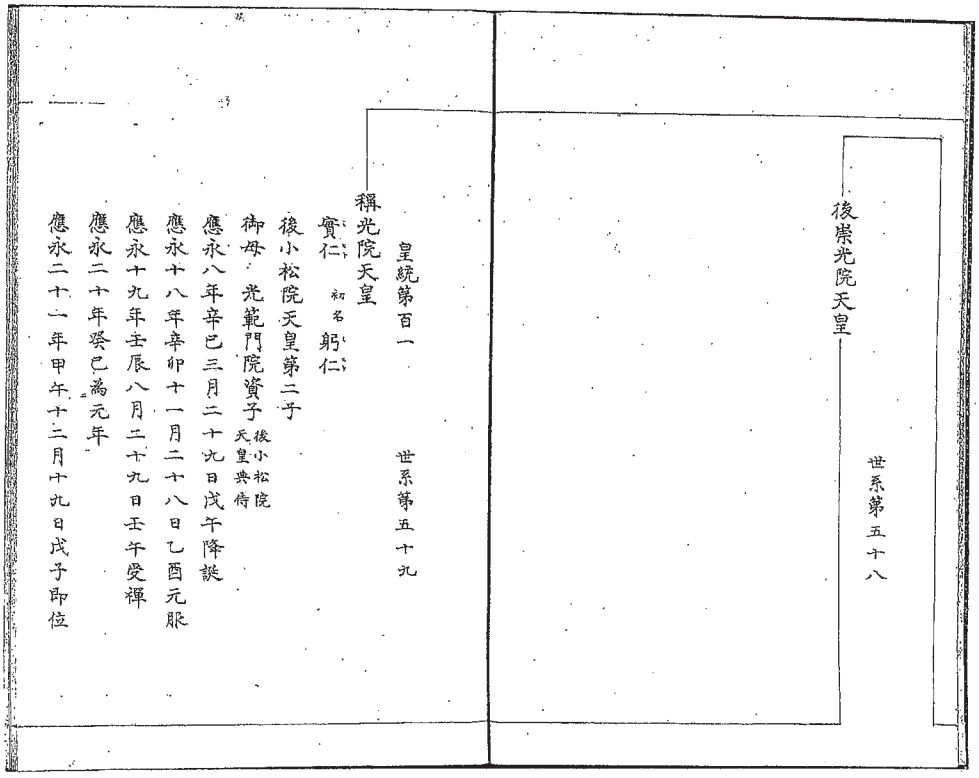

後崇光院天皇　世系第五十八

皇統第百一　世系第五十九
稱光院天皇
實仁（初名）躬仁
後小松院天皇第二子
御母　光範門院資子（後小松院天皇典侍）
應永八年辛巳三月二十九日戊午降誕
應永十八年辛卯十一月二十八日乙酉元服
應永十九年壬辰八月二十九日壬午受禪
應永二十年癸巳為元年
應永二十一年甲午十二月十九日戊子即位

【写真 A-18】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

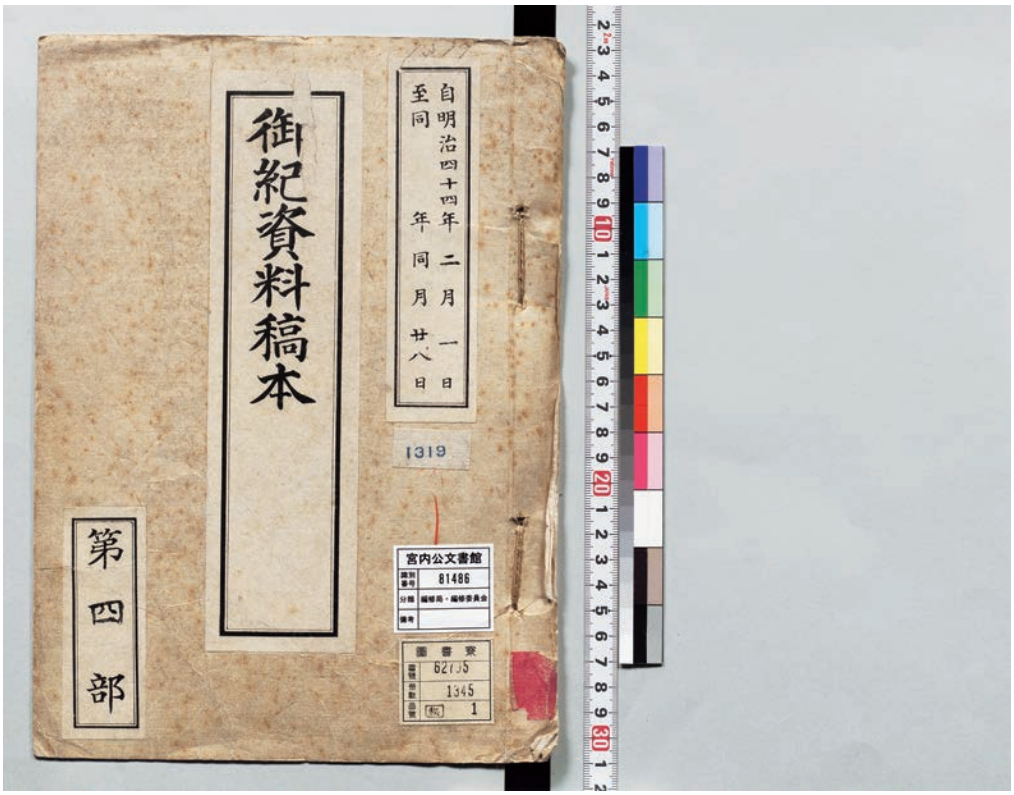

【写真 B-1】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）

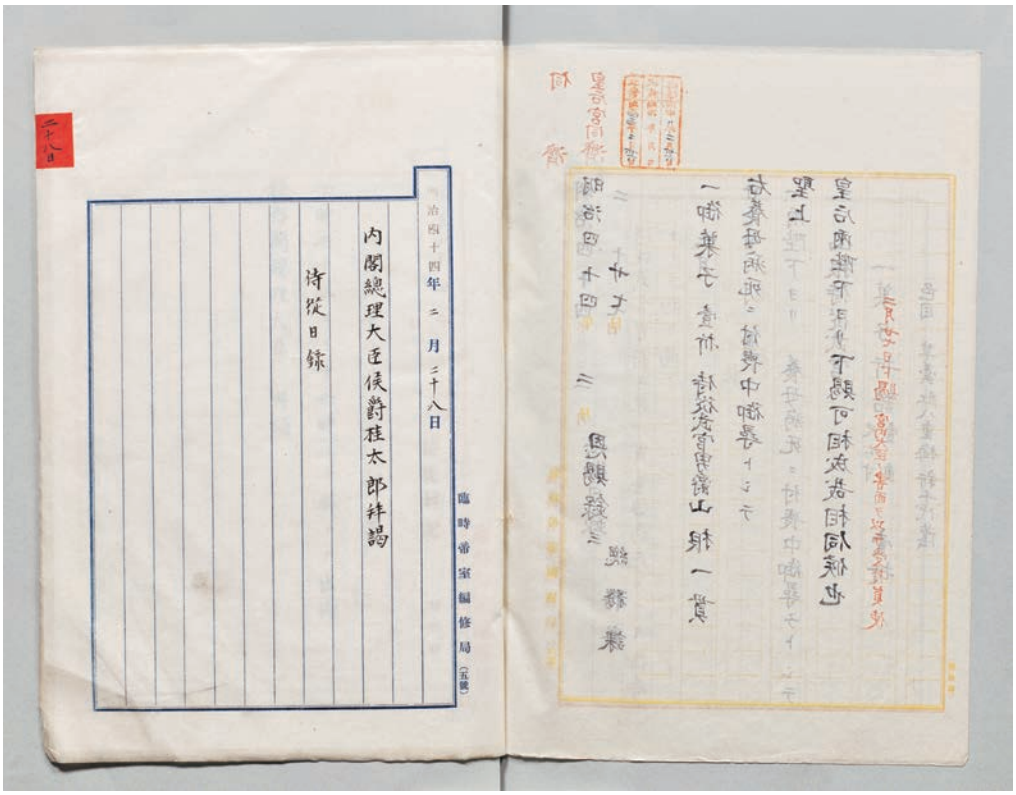

【写真 B-2】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）

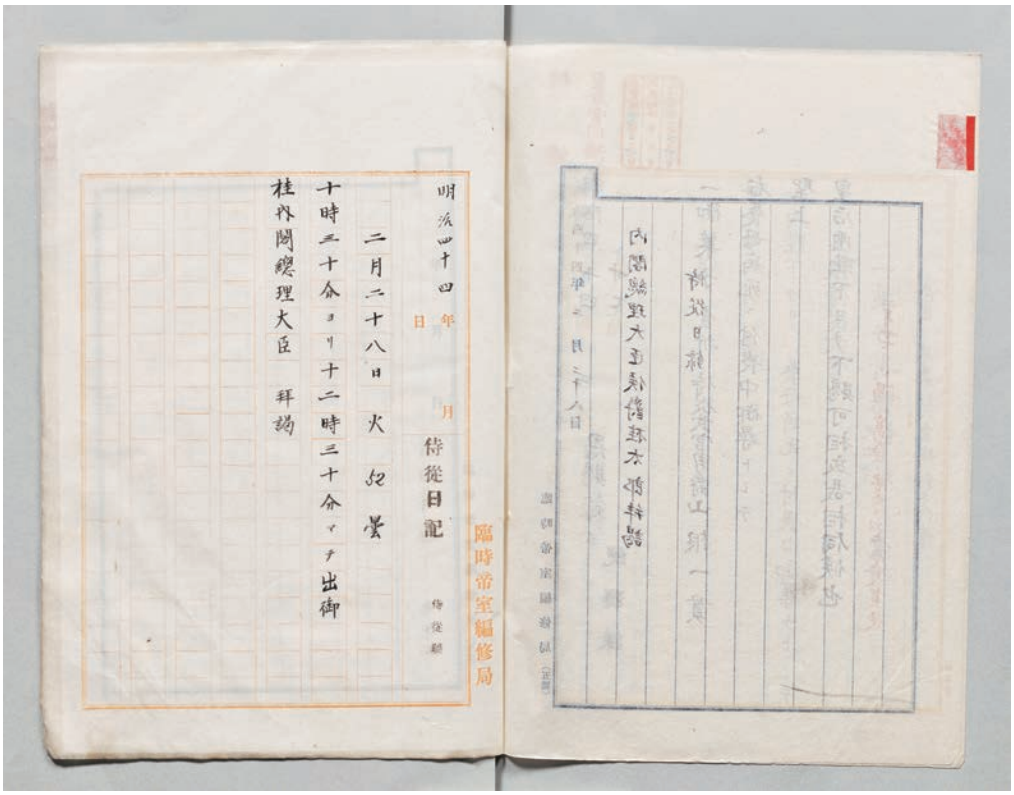

【写真 B-3】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）

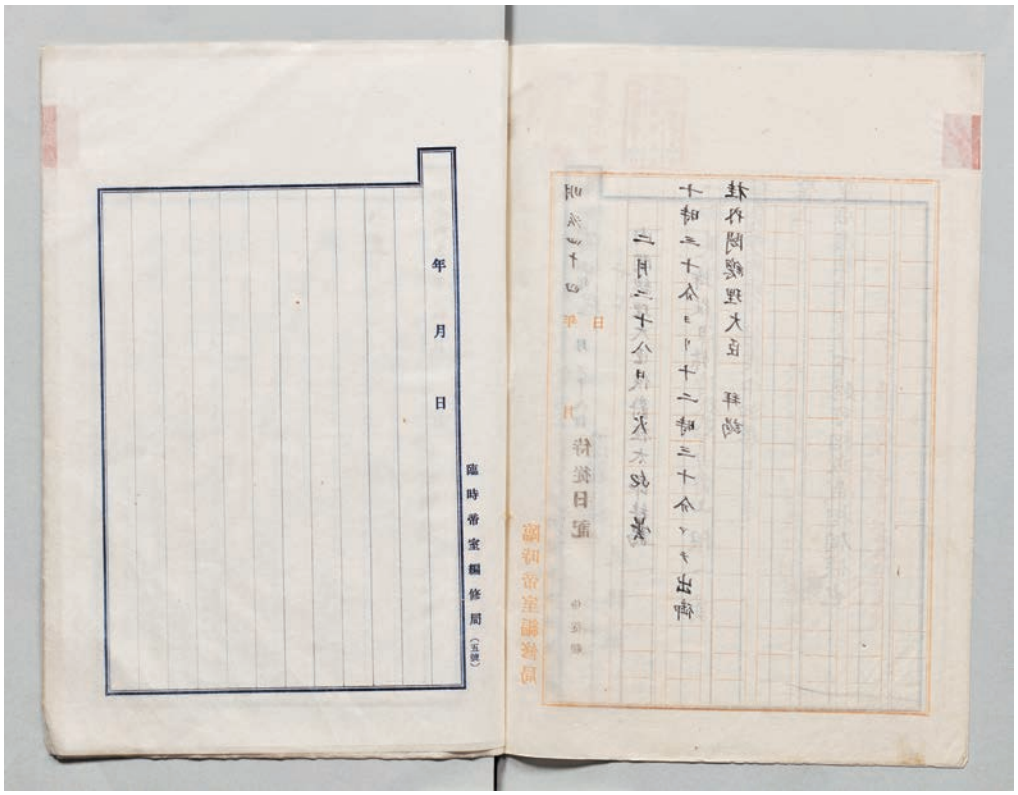

【写真 B-4】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）

【写真 C-1】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

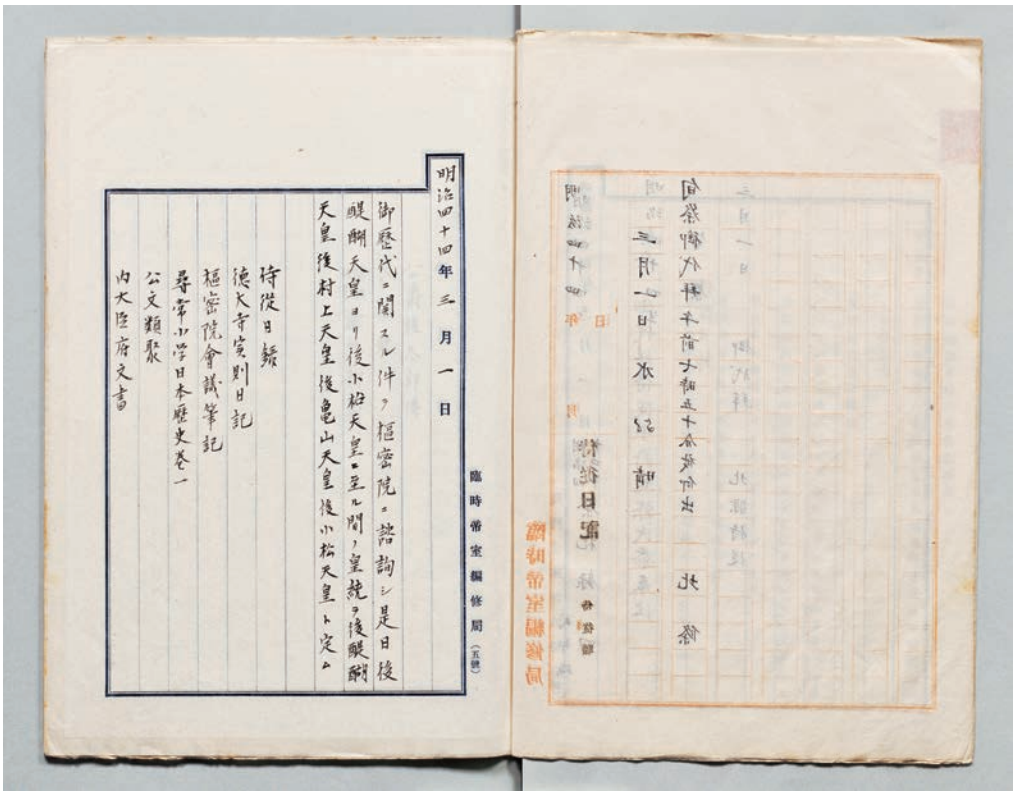

【写真 C-2】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

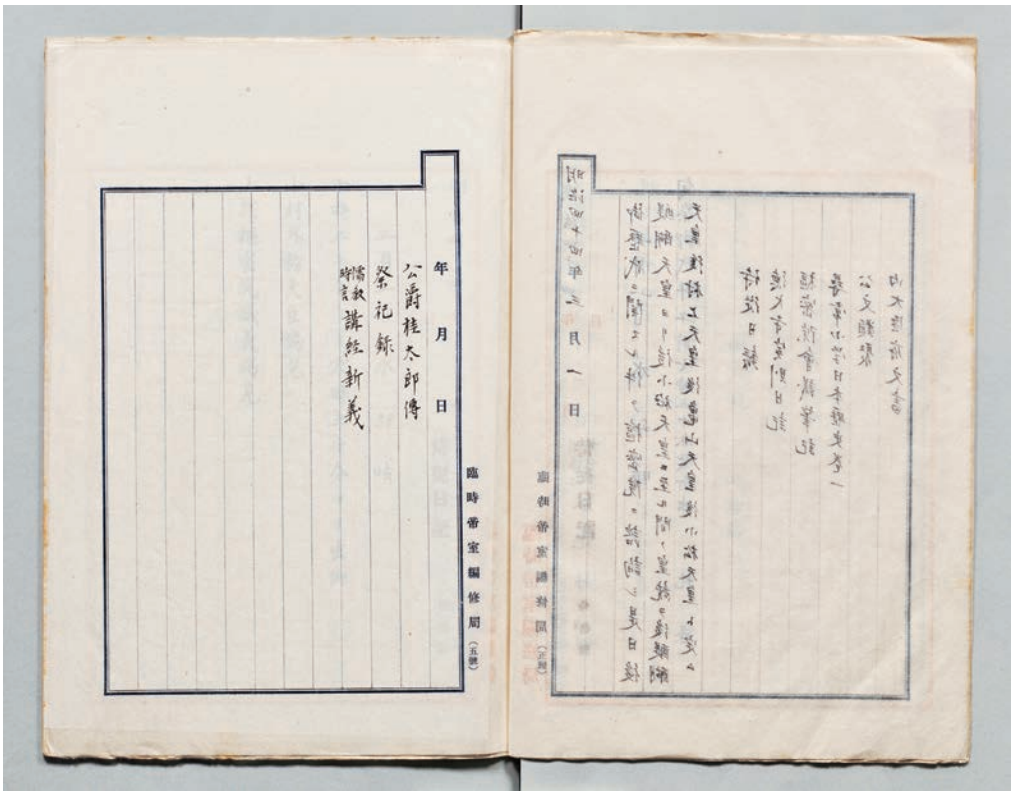

【写真 C-3】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

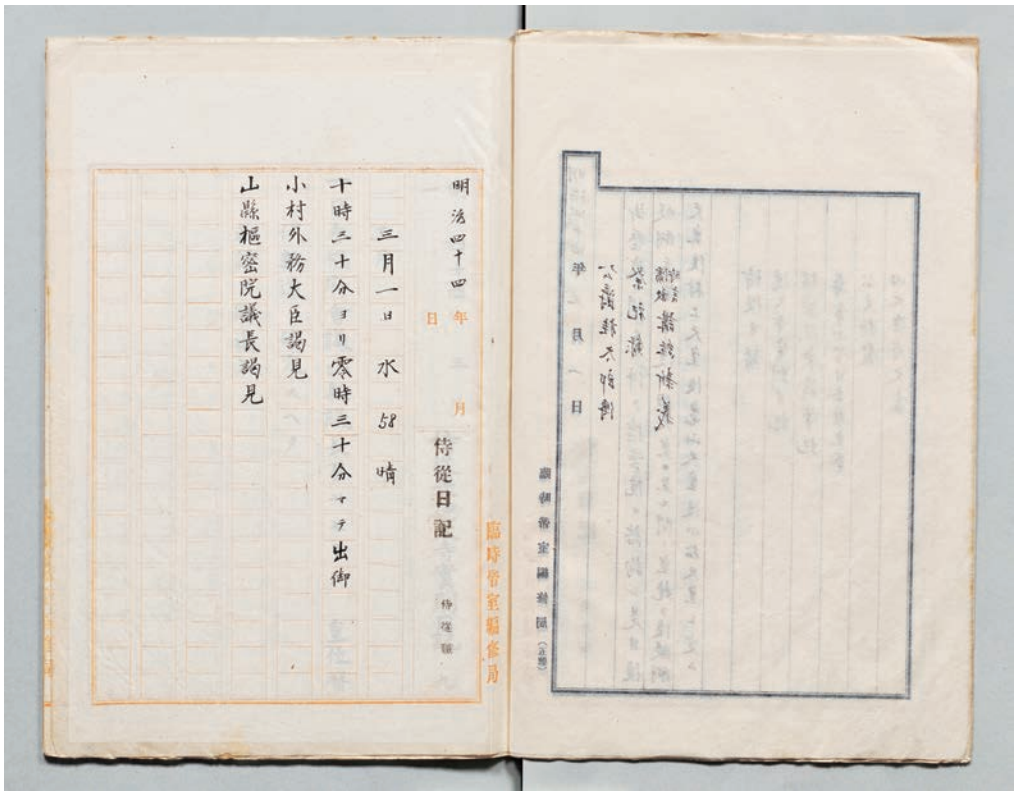

【写真 C-4】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

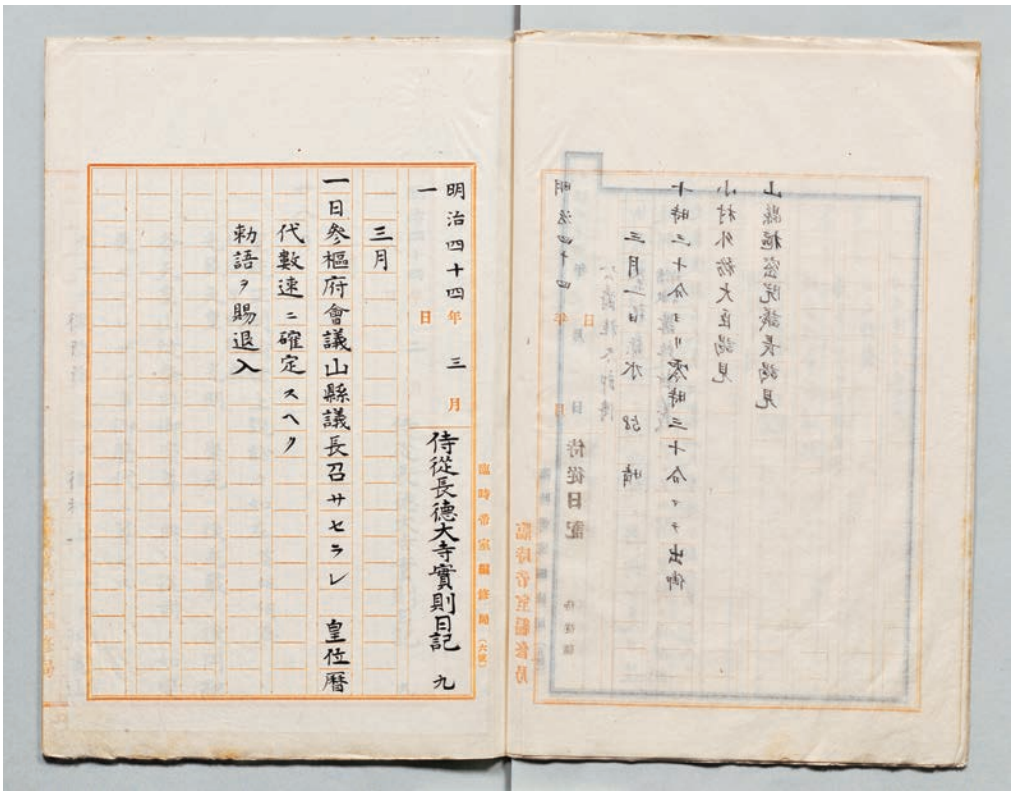

明治四十四年　三月　一日

侍從長德大寺實則日記　九

三月

一日參樞府會議山縣議長召サセラレ　皇位曆代數速ニ確定スヘノ勅語ヲ賜退入

【写真 C-5】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

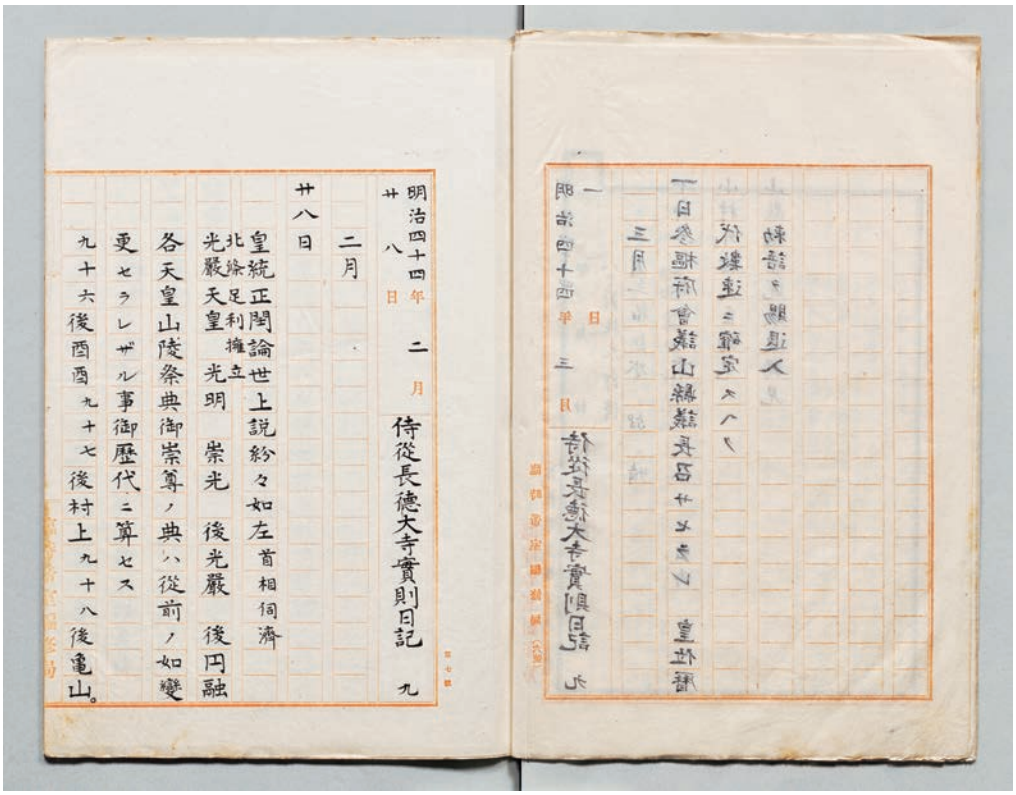

明治四十四年　二月　廿八日

侍從長德大寺實則日記　九

二月

廿八日

皇統正閏論世上説紛々如左首相伺濟

北條足利擁立光嚴天皇　光明　崇光　後光嚴　後円融

各天皇山陵祭典御崇尊ノ典ハ從前ノ如變更セラレザル事御歷代ニ算セス

九十六後酉　九十七後村上　九十八後亀山。

【写真 C-6】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

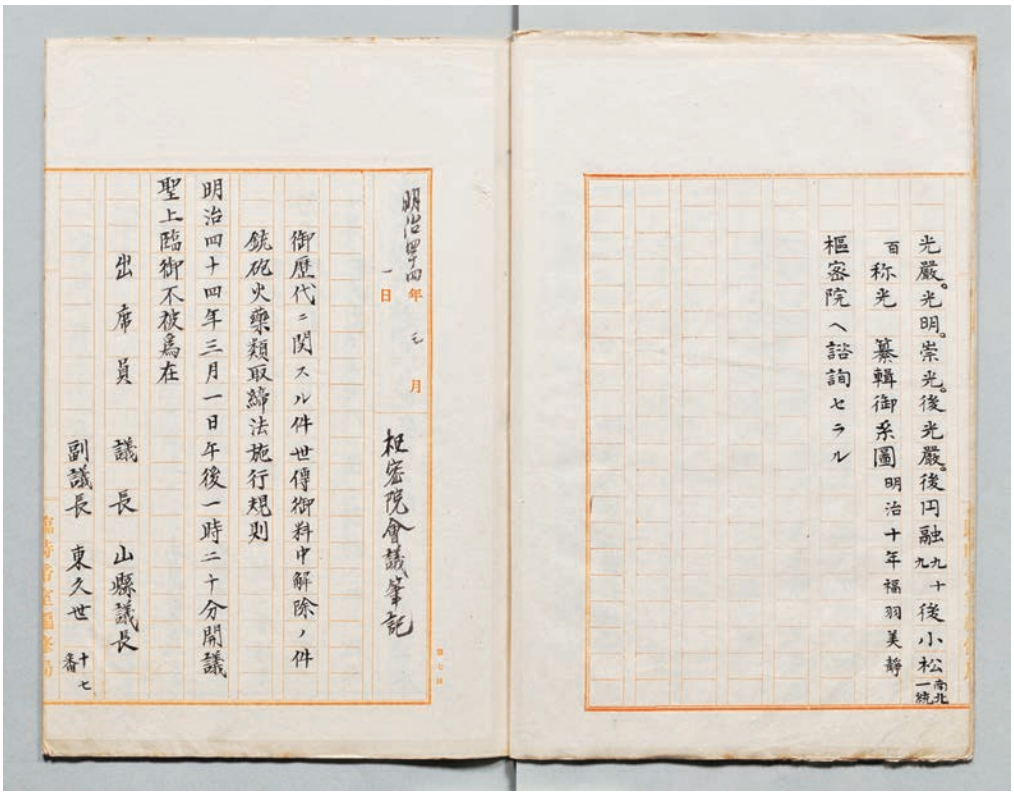

光嚴。光明。崇光。後光嚴。後円融九十九 後小松南北一統
百称光 纂輯御系圖 明治十年 福羽美静
樞密院ヘ諮詢セラル

明治四年 七 月 一日 樞密院會議筆記

御歴代ニ関スル件 世傳御料中解除ノ件
銃砲火藥類取締法施行規則
明治四十四年三月一日午後一時二十分開議
聖上臨御不被為在
出席員 議長 山縣議長
副議長 東久世 十七番

【写真 C-7】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

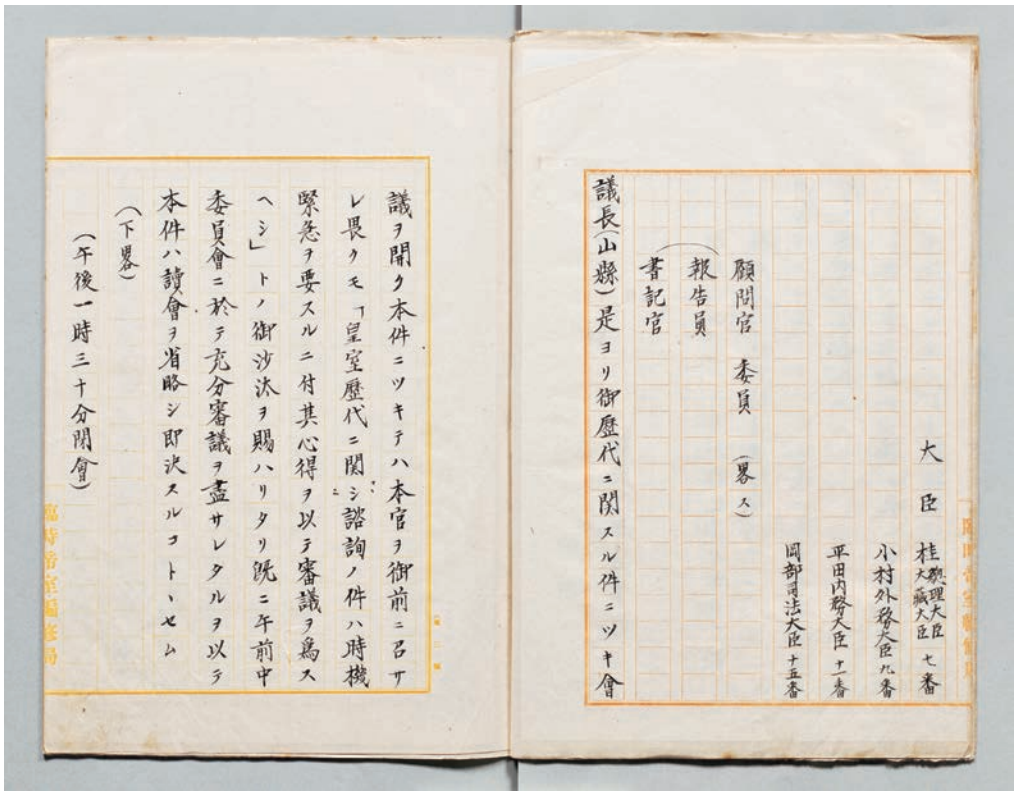

大臣 桂 陸軍大臣 大蔵大臣 七番
小村外務大臣 九番
平田内務大臣 十一番
岡部司法大臣 十五番
顧問官 委員 （略ス）
（報告員
書記官）
議長（山縣）是ヨリ御歴代ニ関スル件ニツキ會議ヲ開ク本件ニツキテハ本官ヲ御前ニ召サレ畏クモ「皇室歴代ニ関シ諮詢ノ件ハ時機緊急ヲ要スルニ付其心得ヲ以テ審議ヲ為スヘシ」トノ御沙汰ヲ賜ハリタリ既ニ午前中委員會ニ於テ充分審議ヲ盡サレタルヲ以テ本件ハ讀會ヲ省略シ即決スルコトヽセム
（下略）
（午後一時三十分閉會）

【写真 C-8】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

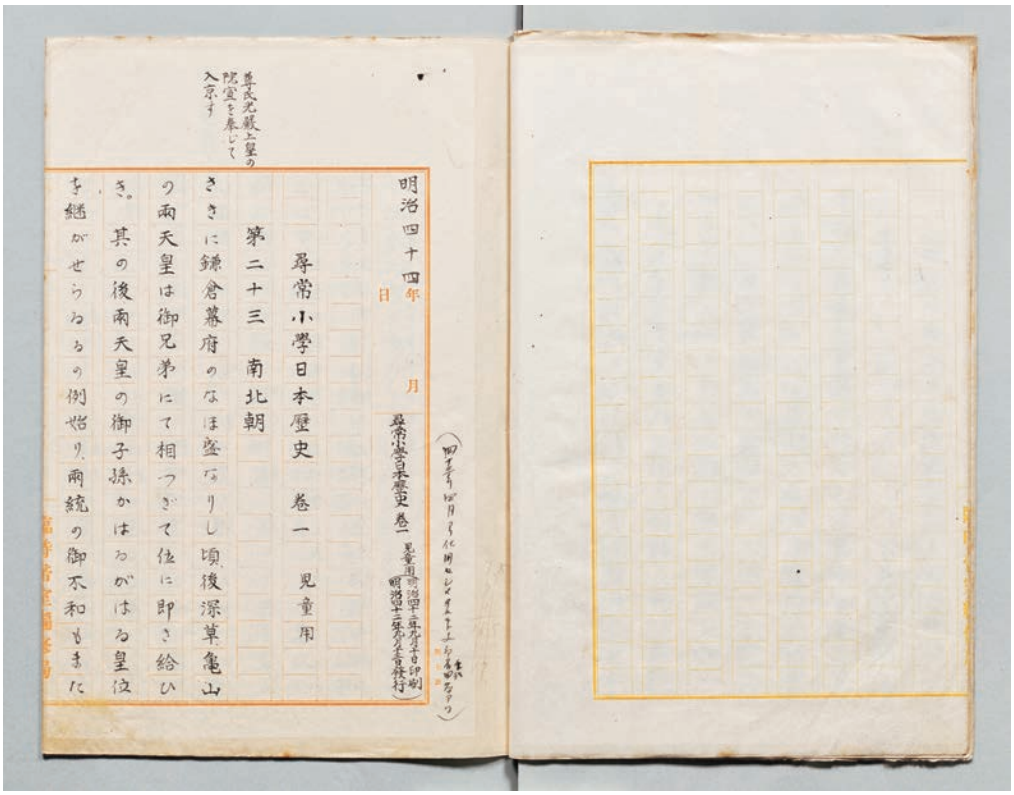

明治四十四年　月　日

尋常小學日本歴史　巻一

尋常小學日本歴史　巻一　見童用

第二十三　南北朝

尊氏光嚴上皇の院宣を奉じて入京す

さきに鎌倉幕府のなほ盛なりし頃、後深草亀山の兩天皇は御兄弟にて相つぎて位に即き給ひき。其の後兩天皇の御子孫かはるがはる皇位を繼がせらるるの例始り、兩統の御不和もまた

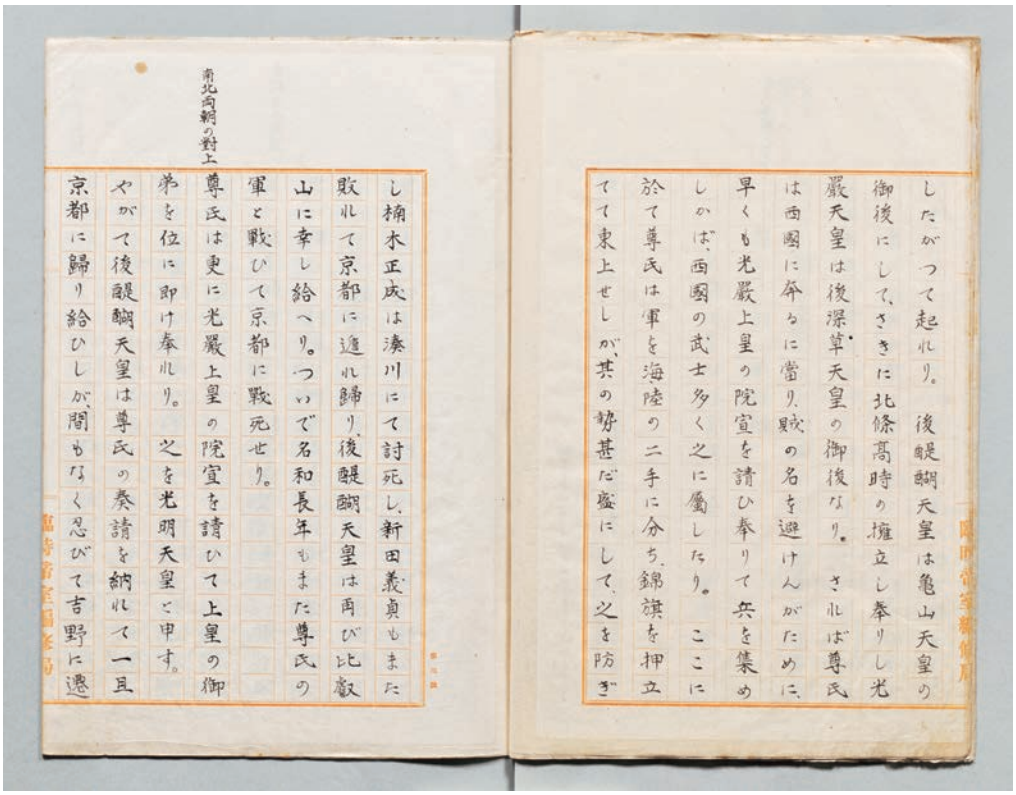

したがつて起れり。後醍醐天皇は亀山天皇の御後にして、さきに北條高時の擁立し奉りし光嚴天皇は後深草天皇の御後なり。されば尊氏は西國に奔るに當り、賊の名を避けんがために、早くも光嚴上皇の院宣を請ひ奉りて兵を集めしかば、西國の武士多く之に屬したり。ここに於て尊氏は軍を海陸の二手に分ち、錦旗を押立てて東上せしが、其の勢甚だ盛にして、之を防ぎ

南北両朝の對立

し楠水正成は湊川にて討死し、新田義貞もまた敗れて京都に進れ歸り、後醍醐天皇は再び比叡山に幸し給へり。ついで名和長年もまた尊氏の軍と戰ひて京都に戰死せり。

尊氏は更に光嚴上皇の院宣を請ひて上皇の御弟を位に即け奉れり。之を光明天皇と申す。やがて後醍醐天皇は尊氏の奏請を納れて一旦京都に歸り給ひしが、間もなく忍びて吉野に遷

【写真 C-9】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-10】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

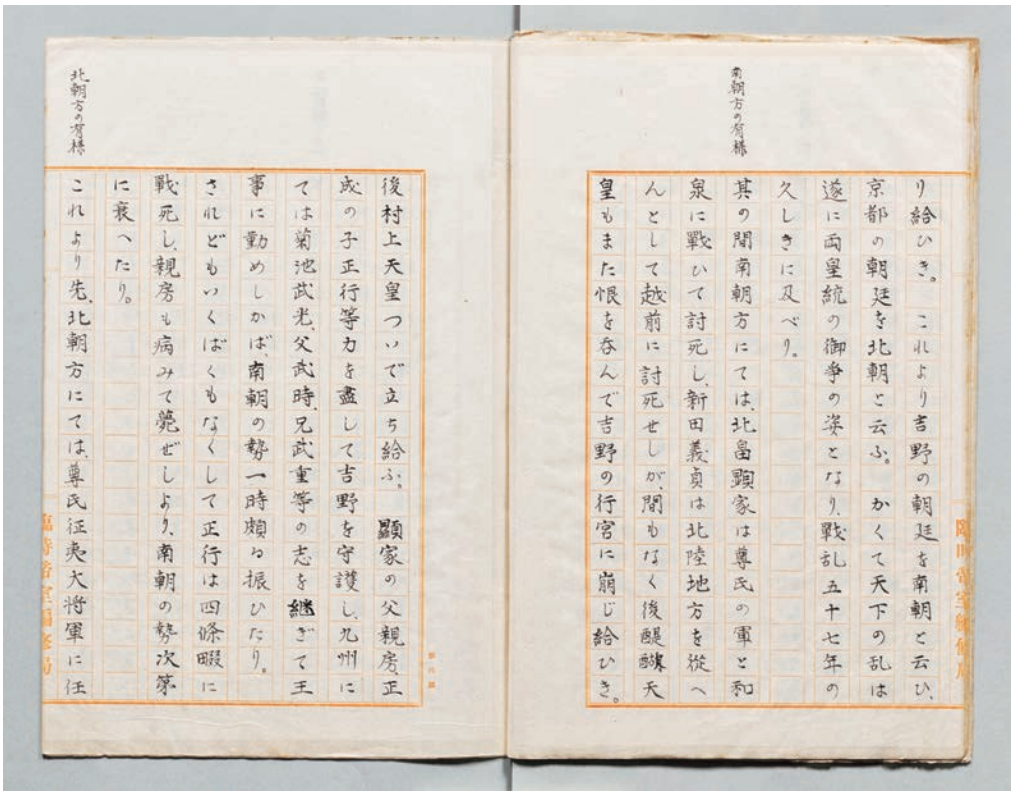

南朝方の有様

り給ひき。　これより吉野の朝廷を南朝と云ひ、京都の朝廷を北朝と云ふ。　かくて天下の乱は遂に両皇統の御爭の姿となり、戰乱五十七年の久しきに及べり。

其の間南朝方にては、北畠顯家は尊氏の軍と和泉に戰ひて討死し、新田義貞は北陸地方を從へんとして越前に討死せしが、間もなく後醍醐天皇もまた恨を呑んで吉野の行宮に崩じ給ひき。

北朝方の有様

後村上天皇ついで立ち給ふ。　顯家の父親房、正成の子正行等力を盡して吉野を守護し、九州にては菊池武光、父武時、兄武重等の志を繼ぎて王事に勤めしかば南朝の勢一時頗る振ひたり。

されどもいくばくもなくして正行は四條畷に戰死し、親房も病みて薨ぜしより、南朝の勢次第に衰へたり。

これより先、北朝方にては、尊氏征夷大將軍に任

臨時帝室編修局

【写真 C-11】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

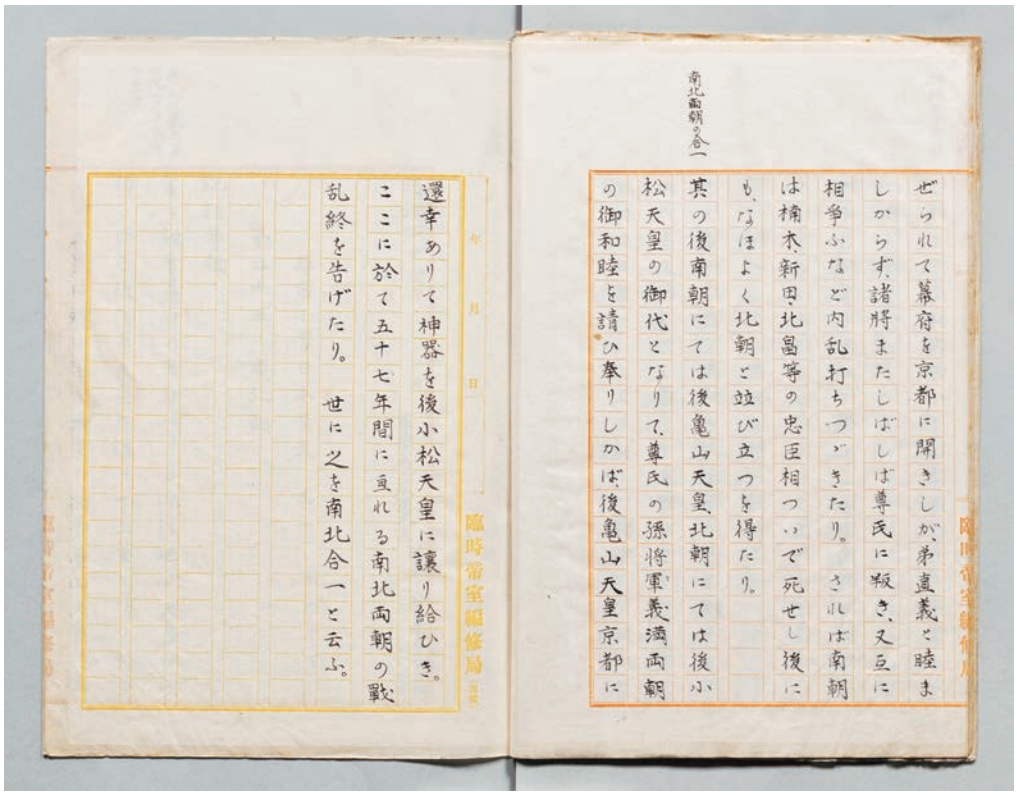

南北両朝の合一

ぜられて幕府を京都に開きしが、弟直義と睦ましからず、諸將またしばしば尊氏に叛き、又互に相爭ふなど内乱打ちつゞきたり。　されば南朝は楠木、新田、北畠等の忠臣相つゞいで死せし後にも、なほよく北朝と竝び立つを得たり。

其の後南朝にては後亀山天皇、北朝にては後小松天皇の御代となりて、尊氏の孫將軍義滿両朝の御和睦を請ひ奉りしかば、後亀山天皇京都に

年　月　日

遷幸ありて神器を後小松天皇に讓り給ひき。

ここに於て五十七年間に亘れる南北両朝の戰乱終を告げたり。　世に之を南北合一と云ふ。

臨時帝室編修局

【写真 C-12】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

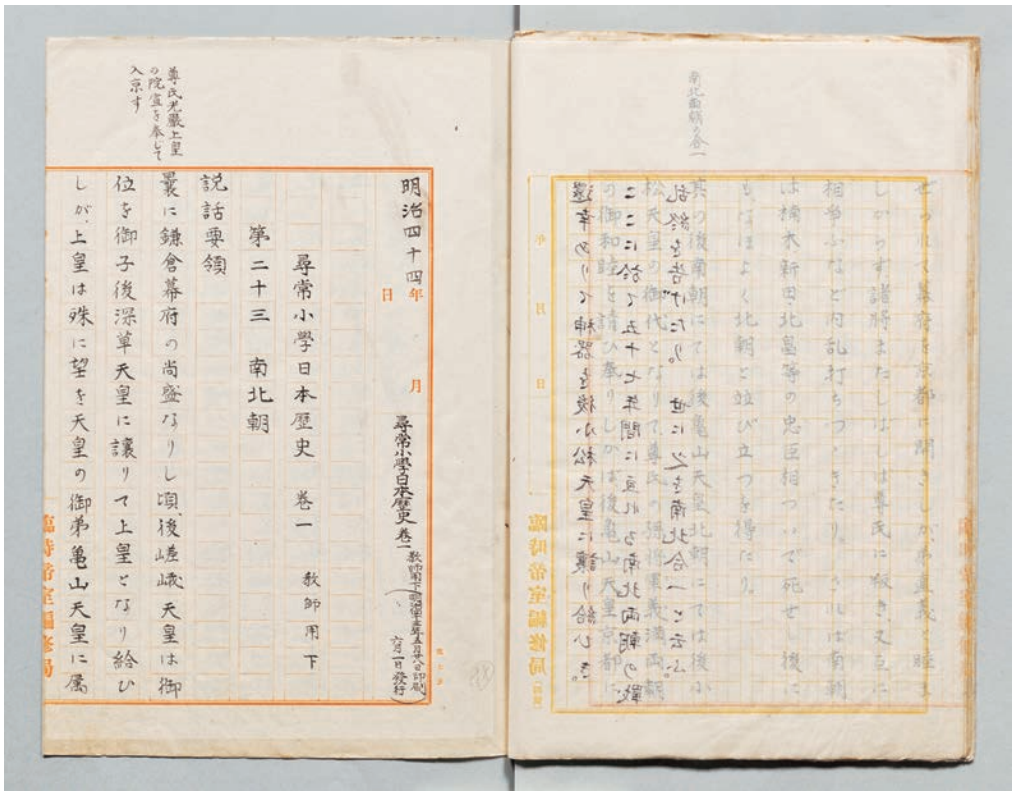

明治四十四年　月　日

尋常小學日本歴史巻一　教師用下

第二十三　南北朝

説話要領

最に鎌倉幕府の尚盛なりし頃、後嵯峨天皇は御位を御子後深草天皇に譲りて上皇となり給ひしが、上皇は殊に望を天皇の御弟亀山天皇に屬

尊氏光厳上皇の院宣を奉じて入京す

【写真 C-13】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

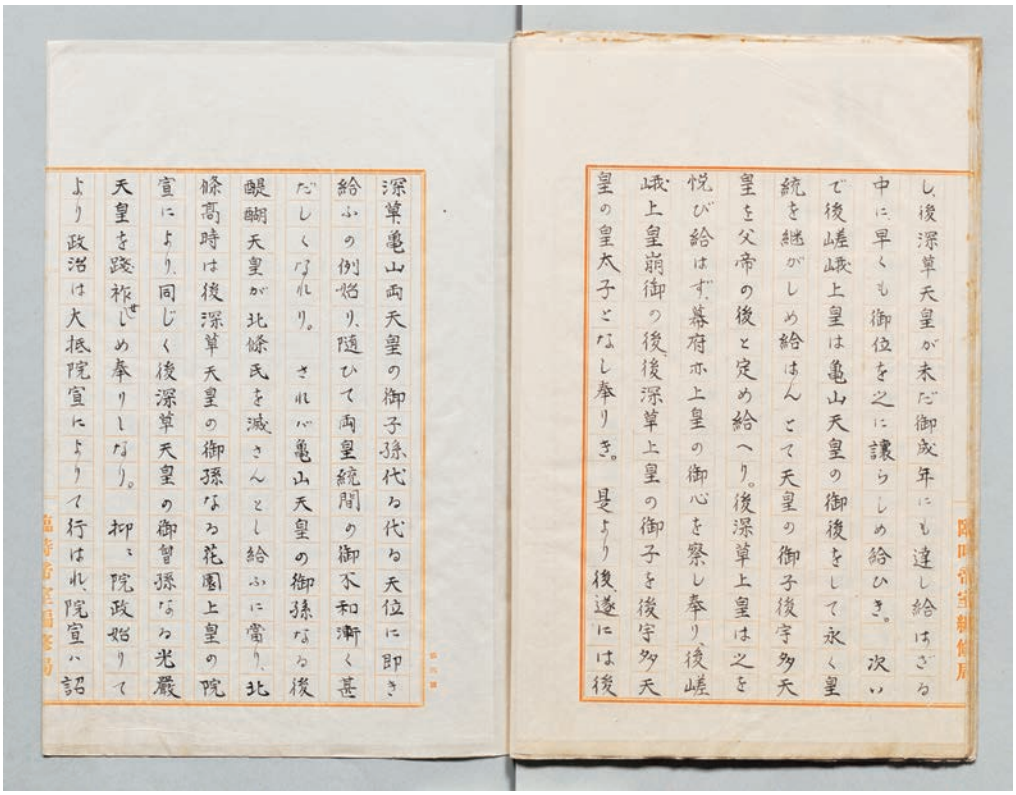

し、後深草天皇が未だ御成年にも達し給はざる中に、早くも御位を之に譲らしめ給ひき。次いで後嵯峨上皇は亀山天皇の御後をして永く皇統を継がしめ給はんとて天皇の御子後宇多天皇を父帝の後と定め給へり。後深草上皇は之を悦び給はず、幕府亦上皇の御心を察し奉り、後嵯峨上皇崩御の後、後深草上皇の御子を後宇多天皇の皇太子となし奉りき。是より後遂には後深草、亀山両天皇の御子孫代々代る天位に即き給ふの例始り、随ひて両皇統間の御不和漸く甚だしくなれり。　されば亀山天皇の御孫なる後醍醐天皇が北條氏を滅さんとし給ふに當り、北條高時は後深草天皇の御孫なる花園上皇の院宣により、同じく後深草天皇の御曾孫なる光厳天皇を踐祚(せん)しめ奉りしなり。　抑〻院政始りてより政治は大抵院宣によりて行はれ、院宣ハ詔

【写真 C-14】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

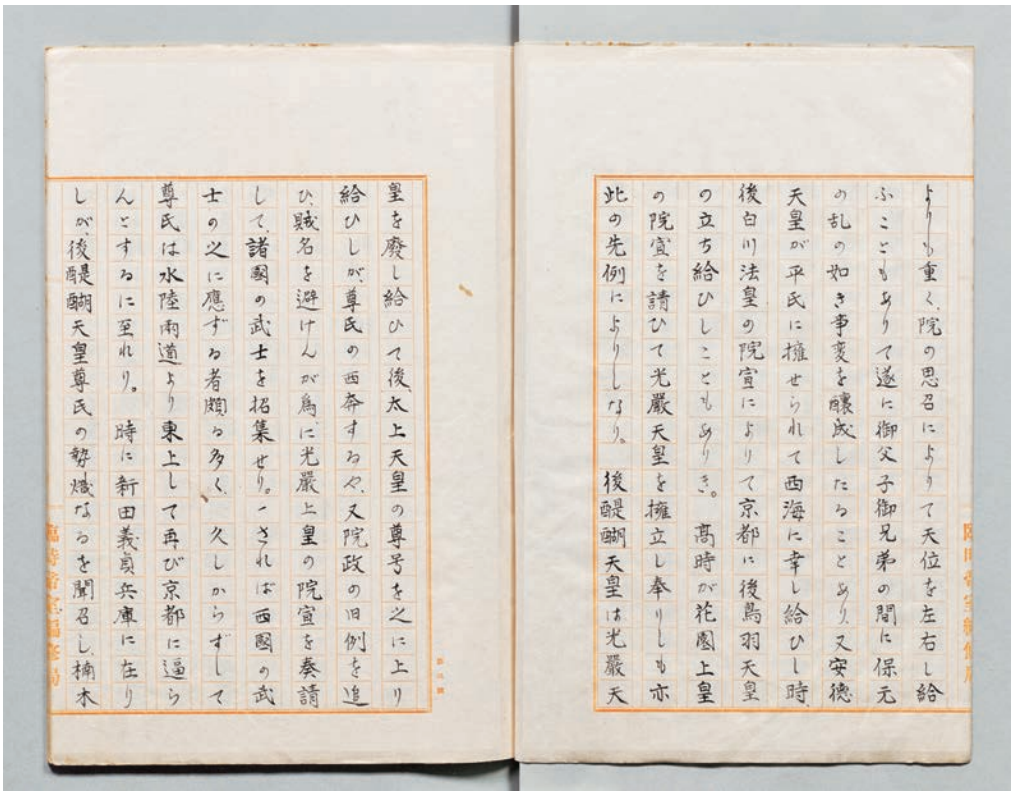

より重く、院の思召によりて天位を左右し給ふこともありて遂に御父子御兄弟の間に保元の乱の如き事変を釀成したることあり、又安徳天皇が平氏に擁せられて西海に幸し給ひし時、後白川法皇の院宣によりて京都に後鳥羽天皇の立ち給ひしこともありき。高時が花園上皇の院宣を請ひて光厳天皇を擁立し奉りしも亦此の先例によりしなり。後醍醐天皇は光厳天皇を廢し給ひて後、太上天皇の尊号を之に上り給ひしが、尊氏の西奔するや、又院政の旧例を追ひ、賊名を避けんが為に光厳上皇の院宣を奏請して諸國の武士を招集せり。一されば西國の武士の之に應ずる者頗る多く、久しからずして尊氏は水陸兩道より東上して再び京都に逼らんとするに至れり。時に新田義貞兵庫に在りしが、後醍醐天皇尊氏の勢熾なるを聞召し、楠木

【写真 C-15】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

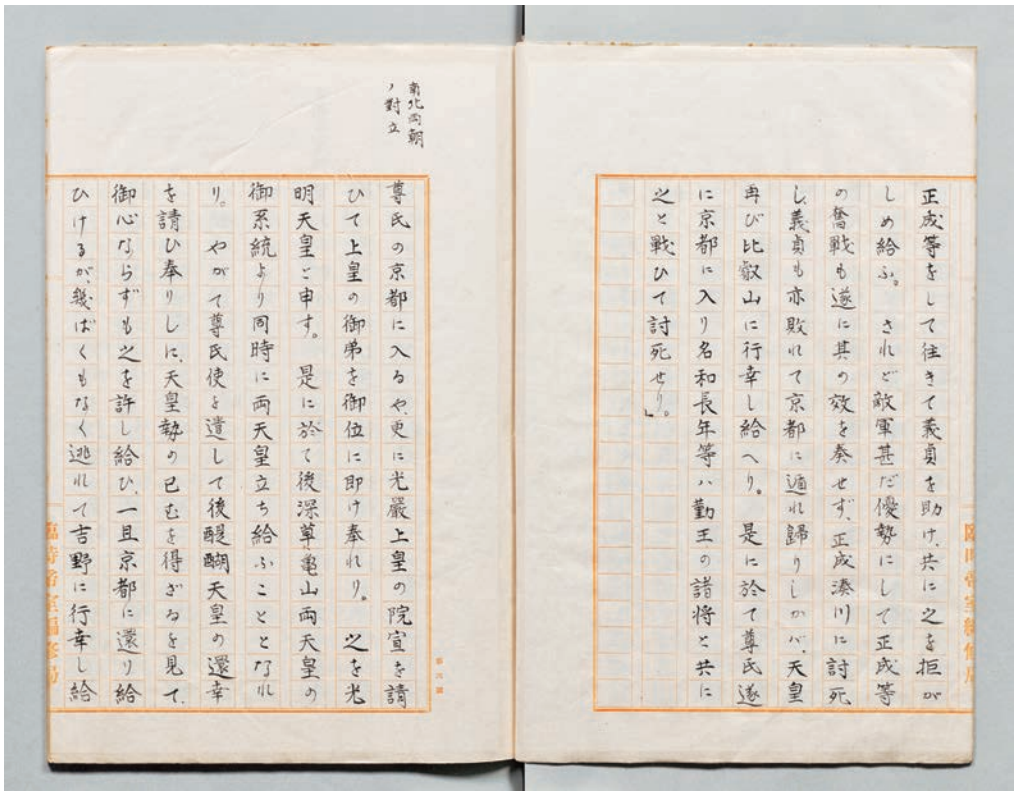

正成等をして往きて義貞を助け、共に之を拒がしめ給ふ。されど敵軍甚だ優勢にして正成等の奮戰も遂に其の效を奏せず、正成湊川に討死し、義貞も亦敗れて京都に遁れ歸りしかば、天皇再び比叡山に行幸し給へり。是に於て尊氏遂に京都に入り名和長年等ハ勤王の諸將と共に之と戰ひて討死せり。」

南北兩朝ノ對立

尊氏の京都に入るや、更に光厳上皇の院宣を請ひて上皇の御弟を御位に即け奉れり。之を光明天皇と申す。是に於て後深草亀山兩天皇の御系統より同時に兩天皇立ち給ふことと成れり。やがて尊氏使を遣して後醍醐天皇の還幸を請ひ奉りしに、天皇勢の已むを得ざるを見て、御心ならずも之を許し給ひ、一旦京都に還り給ひけるが、幾ばくもなく逃れて吉野に行幸し給

【写真 C-16】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

へり。是より吉野の朝廷を南朝と申し、京都の朝廷を北朝と申す。是に於て宮方、武家方の爭ハ遂に後深草、亀山両天皇の御子孫の間の御爭の樣となり、天下の騷亂是より五十七年の久しきに及べり。

南朝方の有様

南北両朝分立の際に當り、南朝は既に正成、長年等の忠臣を失ひ、其の勢力北朝に比して頗る劣る時ありき。されば勤王の將士の義貞、顯家等と共に南朝の爲に盡す者少からざりしも、其の勢動もすれば振はず、殊に分立の後二年にして、顯家は尊氏の將と和泉に戰ひて討死し、義貞亦北陸地方經畧の半にして遂に越前に戰死するに至り、南朝の勢益〻頽挫せり。後醍醐天皇も亦興復のことを遺詔し、恨を呑みて吉野の行宮に崩じ給ひ、後村上天皇継ぎて立ち給へり。天皇の御代には顯家の父親房、正

【写真 C-17】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

成の子正行等の力を盡して吉野を擁護し奉るあり、又九州にハ菊池武光ありて父武時兄武重等の遺志を継ぎ、屢〻北朝の軍を破りて其の地方に勢力を張り、南朝の兵勢一時振ひき。されど久しからずして、正行ハ吉野に逼らんとする北朝の大軍を迎へ撃ちて河内の四條畷に討死し、柱石の臣親房も亦病みて薨ぜしかば、是より南朝の勢ハ復次第に衰へたり。

北朝方の有様

尊氏ハ初め鎌倉に據りて源氏の幕府を再興せんとせしも、事豫期の如くならず、遂に天下の大乱を惹起すに至りしが、やがて北朝より征夷大將軍に任ぜられて幕府を京都に開き、ここに武家政治を復興せんとの野心を遂げたり。されど戰乱の際のこととて、幕府の威令未だ一般に行はるるに至らず、殊に尊氏、直義兄弟の間相善からず、部下の將士亦往往驕傲にして命を奉ぜ

【写真 C-18】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

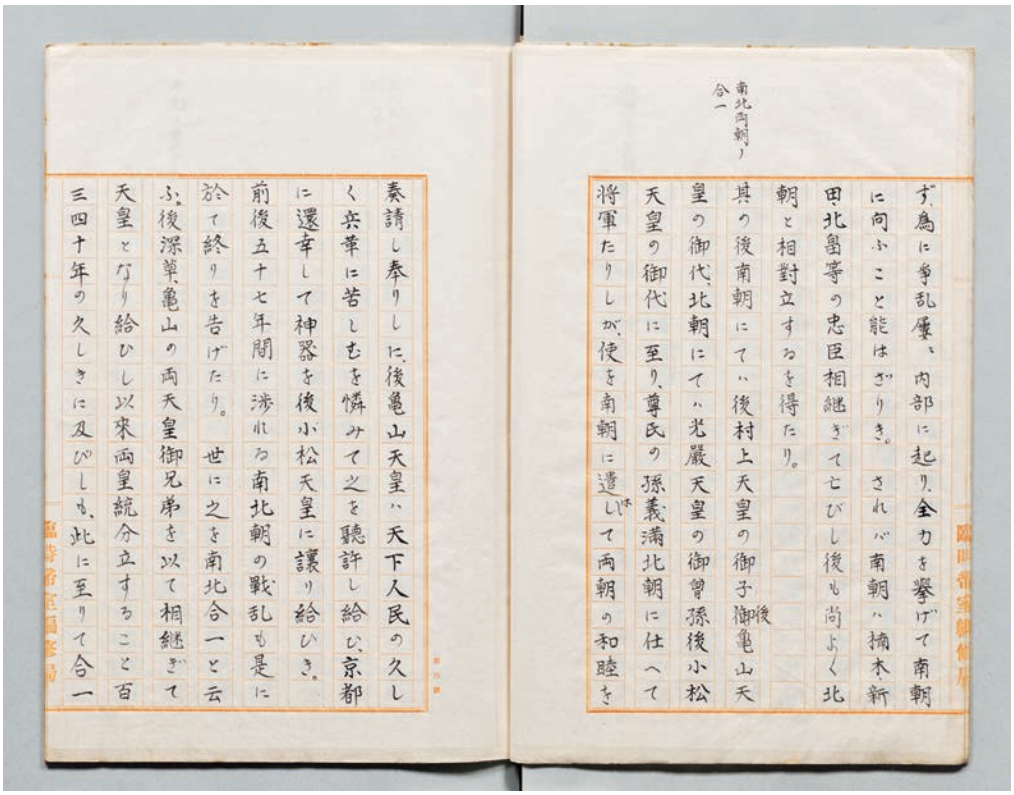

南北両朝ノ合一

ず、爲に爭亂屢〻内部に起り、全力を擧げて南朝に向ふこと能はざりき。されば南朝ハ楠木、新田、北畠等の忠臣相繼ぎて亡びし後も尚よく北朝と相對立するを得たり。

其の後南朝にてハ後村上天皇の御子後龜山天皇の御代、北朝にてハ光嚴天皇の御曾孫後小松天皇の御代に至り、尊氏の孫義滿北朝に仕へて將軍たりしが、使を南朝に遣して兩朝の和睦を奏請し奉りしに、後龜山天皇ハ天下人民の久しく兵革に苦しむを憐みて之を聽許し給ひ、京都に還幸して神器を後小松天皇に讓り給ひき。

前後五十七年間に渉れる南北朝の戰亂も是に於て終りを告げたり。世に之を南北合一と云ふ。後深草、龜山の兩天皇御兄弟を以て相繼ぎて天皇となり給ひし以來兩皇統分立すること百三四十年の久しきに及びしも、此に至りて合一

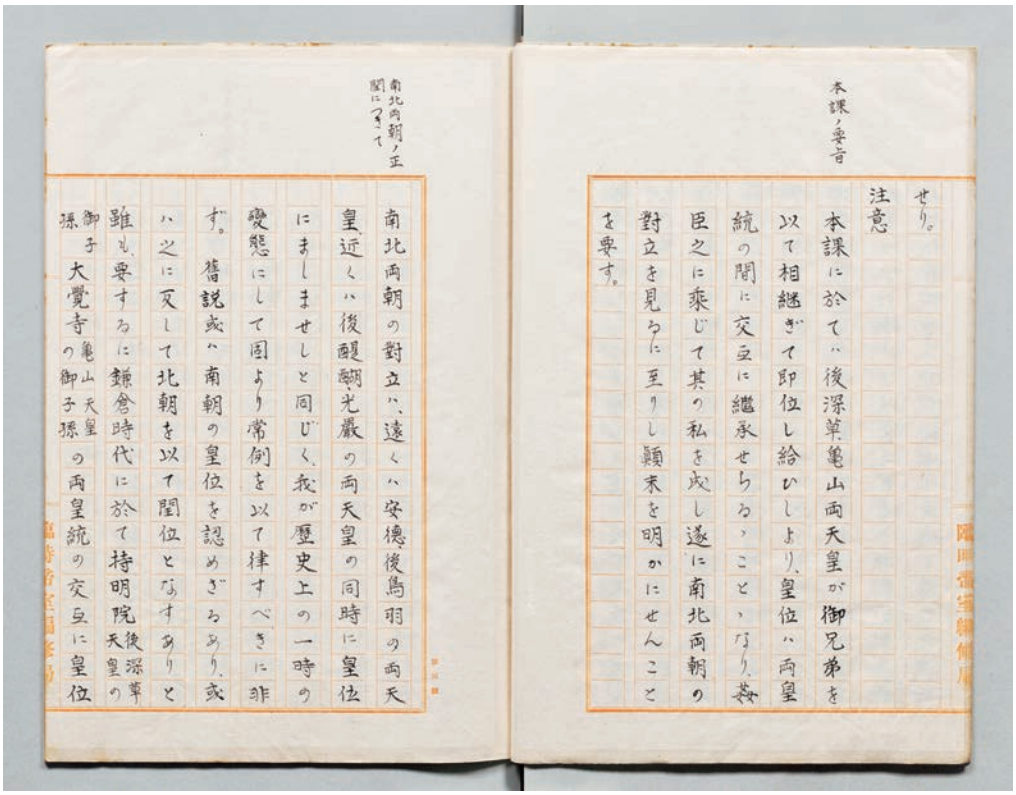

本課ノ要旨

せり。

注意

本課に於てハ後深草、龜山兩天皇が御兄弟を以て相繼ぎて即位し給ひしより、皇位ハ兩皇統の間に交互に繼承せらるゝことゝなり、其臣之に乘じて其の私を成し遂に南北兩朝の對立を見るに至りし顚末を明かにせんことを要す。

南北兩朝ノ正閏ニツキテ

南北兩朝の對立ハ、遠くハ安德、後鳥羽の兩天皇、近くハ後醍醐、光嚴の兩天皇の同時に皇位にましませしと同じく、我が歷史上の一時の變態にして固より常例を以て律すべきに非ず。舊說或ハ南朝の皇位を認めざるあり、或ハ之に反して北朝を以て閏位となすありと雖も、要するに鎌倉時代に於て持明院後深草天皇の御子孫大覺寺龜山天皇の御子孫の兩皇統の交互に皇位

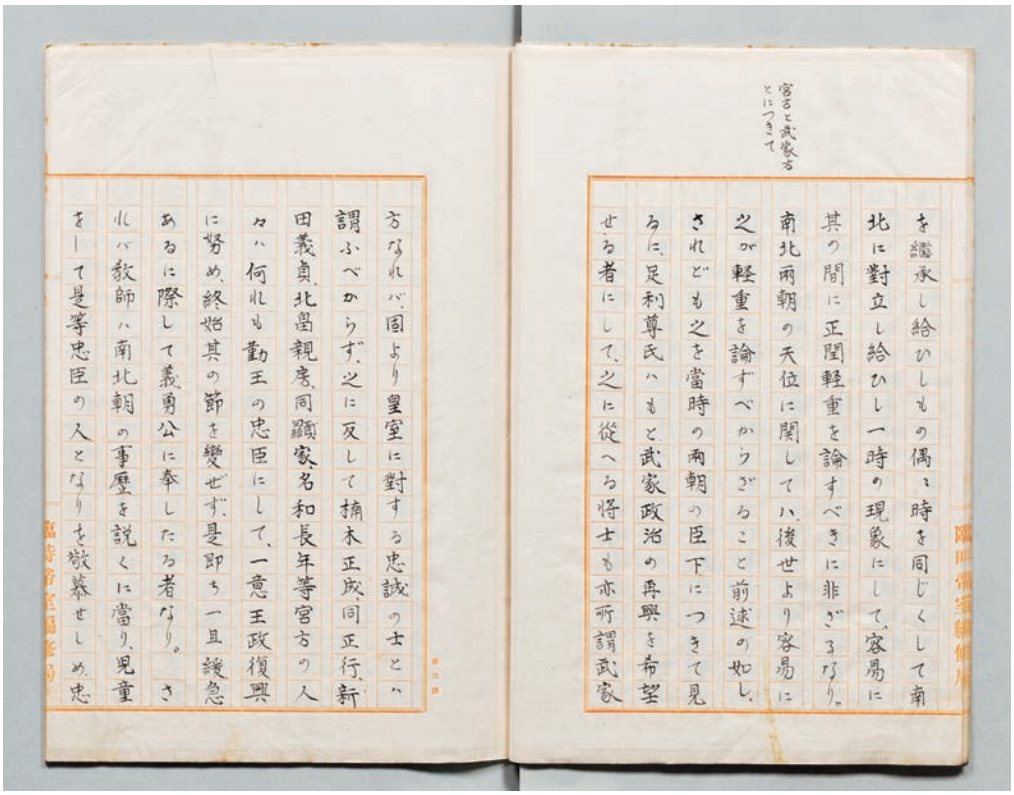

宮方と武家方とにつきて

を繼承し給ひしもの偶〻時を同じくして南北に對立し給ひし一時の現象にして、容易に其の間に正閏輕重を論ずべきに非ざるなり。南北兩朝の天位に關しては、後世より容易に之が輕重を論ずべからざること前述の如し。されども之を當時の兩朝の臣下につきて見るに、足利尊氏はもと武家政治の再興を希望せる者にして、之に從へる將士も亦所謂武家方なれば、固より皇室に對する忠誠の士とは謂ふべからず、之に反して楠木正成、同正行、新田義貞、北畠親房、同顯家、名和長年等宮方の人々は何れも勤王の忠臣にして、一意王政復興に努め、終始其の節を變ぜず、是即ち一旦緩急あるに際して義勇公に奉したる者なり。されば教師は南北朝の事歴を説くに當り、兒童をして是等忠臣の人となりを敬慕せしめ、忠君の精神を涵養せしめんことを要す。

臨時帝室編修局
宮内省図書寮

【写真 C-21】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

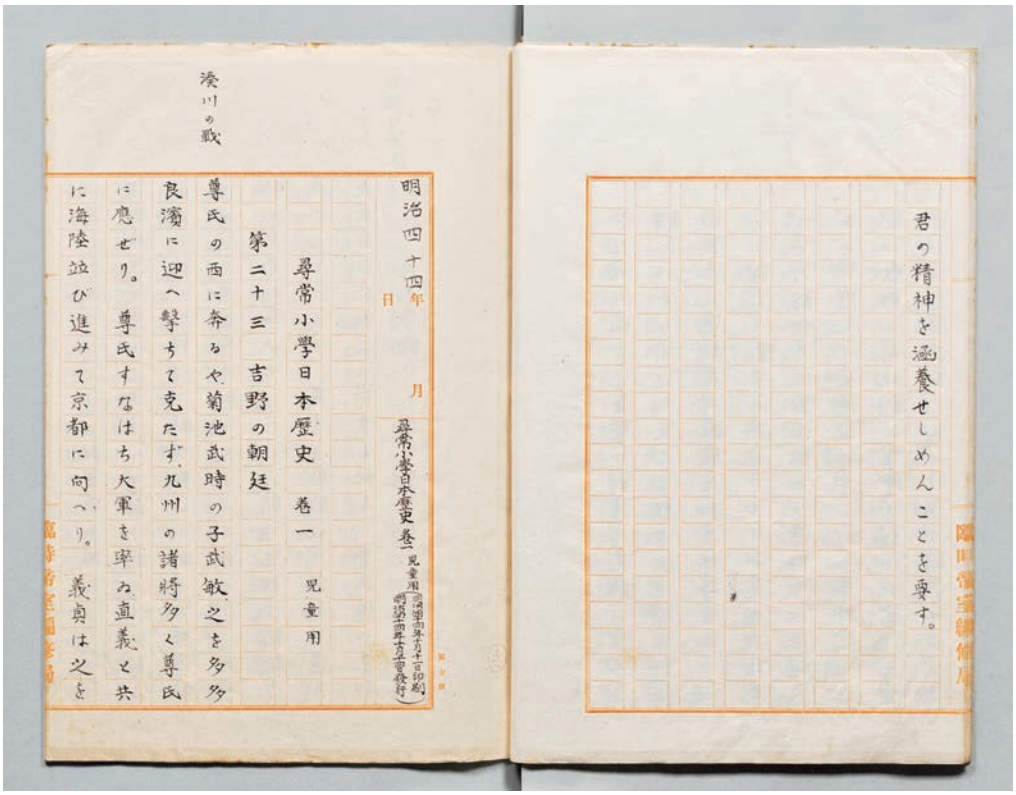

明治四十四年　月　日

尋常小學日本歴史　巻一　兒童用

第二十三　吉野の朝廷

湊川の戰

尊氏の西に奔るや、菊池武時の子武敏、之を多々良濱に迎へ擊ちて克たず、九州の諸將多く尊氏に應ぜり。尊氏すなはち大軍を率ゐ直義と共に海陸並び進みて京都に向へり。義貞は之を

臨時帝室編修局
宮内省図書寮

【写真 C-22】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

兵庫に防がんとせしが賊勢甚だ熾なりしかば、後醍醐天皇更に正成をして赴き援けしめ給ふ。正成は湊川に陣して賊と戰ひたれども、衆寡敵せず、遂に弟正季と刺しちがへて死せり。死に臨み兄弟相誓ひて、「七たび人間に生れて朝敵を滅さん」といへり。義貞も戰敗れて京都に退き、天皇再ひ比叡山に行幸し給ふ。尊氏遂に京都を犯し、長年等戰ひて之に死せり。

吉野の朝廷

尊氏は賊名を避けんがために、豐仁親王を擁立して天皇と稱せり。これを光明院といふ。ついで偽りて降り、天皇の還幸を奏請せり。天皇すなはち義貞に勅して皇太子恒良親王を奉じ、北國に赴きて恢復を圖らしめ、かりに尊氏の請を許して京都に還幸し給ひしかど間もなく、ひそかに神器を奉じ吉野に遷幸して行宮を定め給ひき。時に延元元年（紀元一千九百九十六年）なり。これより、世に吉野の朝廷を南朝といひ、尊氏の擁に京都に立てたるを北朝といふ。

義貞皇太子を奉じて越前に至りしが、其の軍利あらず、皇太子は執へられて、遂に尊氏に弑せられ給ひき。顯家は再び奥州より攻上り所所に轉戰して和泉に戰死し、義貞もまた遂に越前に戰死せり。ついで天皇病を得て崩じ給ひ、御子後村上天皇（第九十七代）即位し給ふ。顯家の父親房、正成の子正行等、力をつくして朝廷を守り、諸國の官軍なほ戰ひて屈せず。殊に正行は父の志を継ぎ、兵を起して屢〻賊軍を破りしかば、尊氏之を憚れて大軍をさし向けたり。正行寡兵を以て四條畷に戰ひ、遂に弟正時と共に討死せり。既にして朝廷の柱石たりし親房も、間もなく病みて斃ぜしかば、これより官軍の勢次第に衰へたり。

官軍の衰微

されど九州にては、武敏の弟武光、皇弟懐

【写真 C-23】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-24】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

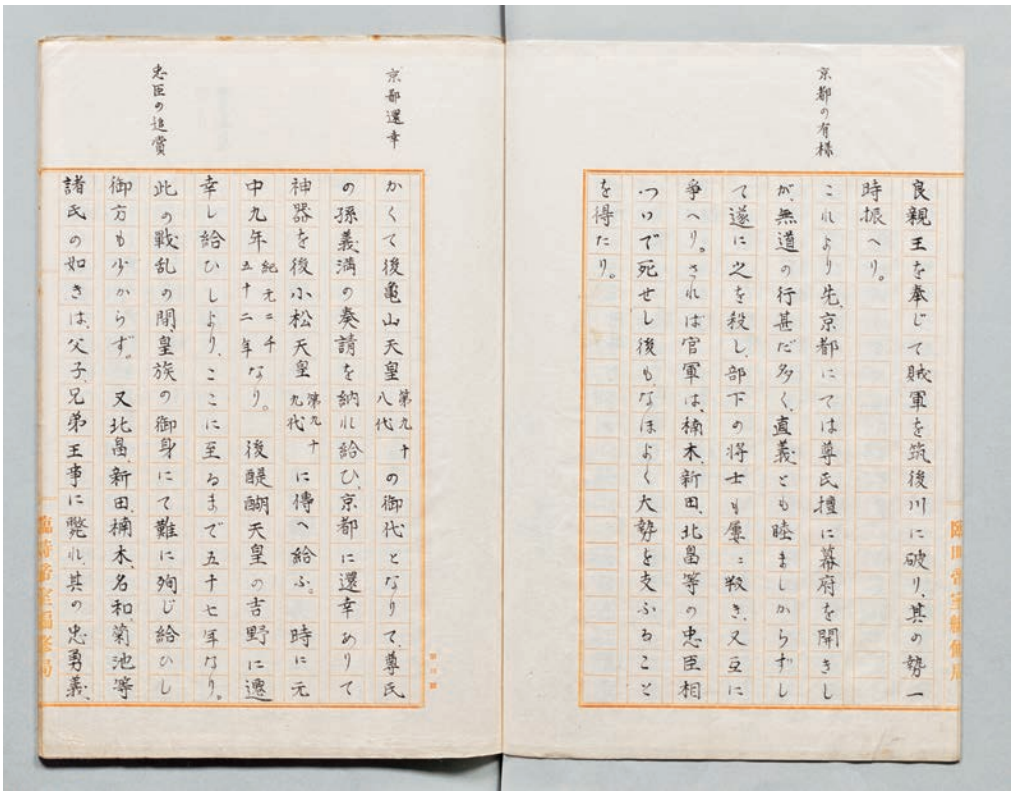

京都の有様

良親王を奉じて賊軍を筑後川に破り、其の勢一時振へり。

これより先、京都にては尊氏擅に幕府を開きしが、無道の行甚だ多く、直義、とも睦ましからずして遂に之を殺し、部下の将士も屢〻殺き、又互に争へり。されば官軍は、楠木、新田、北畠等の忠臣相ついで死せし後もなほよく大勢を支ふることを得たり。

京都還幸

かくて後亀山天皇（第九十八代）の御代となりて、尊氏の孫義満の奏請を納れ給ひ、京都に還幸ありて神器を後小松天皇（第九十九代）に傳へ給ふ。時に元中九年（紀元二千五十二年）なり。

後醍醐天皇の吉野に遷幸し給ひしより、ここに至るまで五十七年なり。

忠臣の追賞

此の戰亂の間、皇族の御身にて難に殉じ給ひし御方も少からず。又北畠、新田、楠木、名和、菊池等諸氏の如きは、父子、兄弟王事に斃れ、其の忠勇義烈、誠に後世の模範たり。

されば明治の御代に至りて、其の忠烈を追賞し、それぞれに位を贈り、また之を祀り給へり。

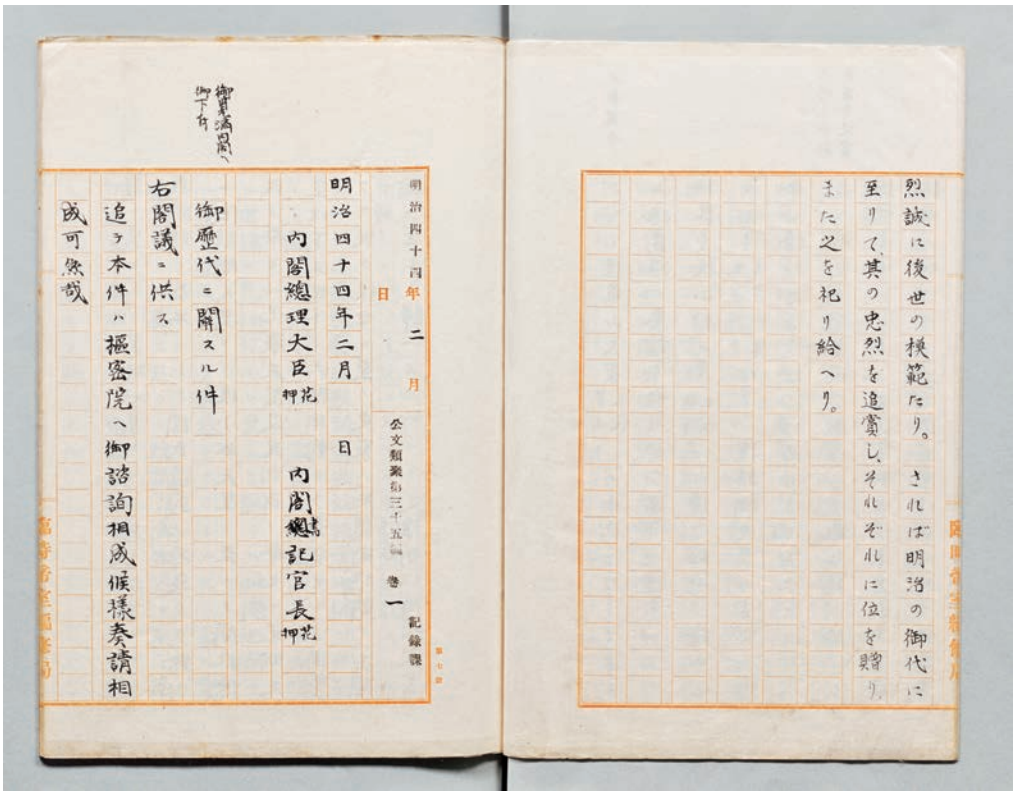

明治四十四年二月日

公文類聚第三十五編　巻一　記録課

明治四十四年　二月　日

内閣總理大臣（花押）

内閣總理記官長（花押）

御歴代ニ關スル件

右閣議ニ供ス

追テ本件ハ樞密院ヘ御諮詢相成候樣奏請相成可然哉

御賛成ノ旨、御下付

謹ヲ案スルニ皇統一系ニシテ天ニ二日ナキハ
我國體ノ基本ニシテ國民道義ノ源泉タリ然ル
ニ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ間北條
氏ノ奉セル光嚴天皇及足利氏ノ奉セル光明天
皇以下五世トノ六朝相對シテ存在セルノ現象
アリ從テ後世ニ至リ史家ノ所謂南北朝ノ正閏
論ヲ生シテ歸一スル所ナク又維新以降公文書
中孰レノ朝ノ正統ナルヤニ付劃然明記スルモ
ノナシ小學校歷史教科書教師用書中偶〻兩朝
ノ正閏ヲ論議セサルノ主旨ヲ記述シタル為現
ニ世論ヲ惹起スルニ至レリ就テハ此際世論ヲ
一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムルハ最モ重
要ノコトニ屬ス思フニ維新以降朝廷ニ於テ南
朝史家ノ指稱スル所ノ忠臣及南朝正統論ヲ主持
セル者ニ優旨ヲ賜リタル

陵墓御紀資料館

【写真 C-27】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

聖旨ニ副ヒ我國民普通ノ信念ヲ維持スルハ至
當ノ儀ナルニ付爾後教科書其他皇統ヲ明記ス
ル場合ニ於テハ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ
至ル間ノ皇統ヲ
後醍醐天皇
後村上天皇
後亀山天皇
後小松天皇
トシ光嚴光明崇光後光嚴後圓融ノ各天皇ハ御
歷代中ニ記載セサルコトトシ政務上ノ關係ハ
總テ此方針ニ依リ處理相成ルコトニ
聖裁ヲ仰クレ然ルベクヤ
追テ史家或ハ後村上天皇ノ次ニ長慶天皇ヲ
加フルモノアリト雖長慶天皇ノ御在位ニ付
テハ史家ノ議論一定スル所ナク加之宮中ニ
於ケル御形跡モ未タ確定セサル趣ナルヲ以

陵墓御紀資料館

【写真 C-28】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

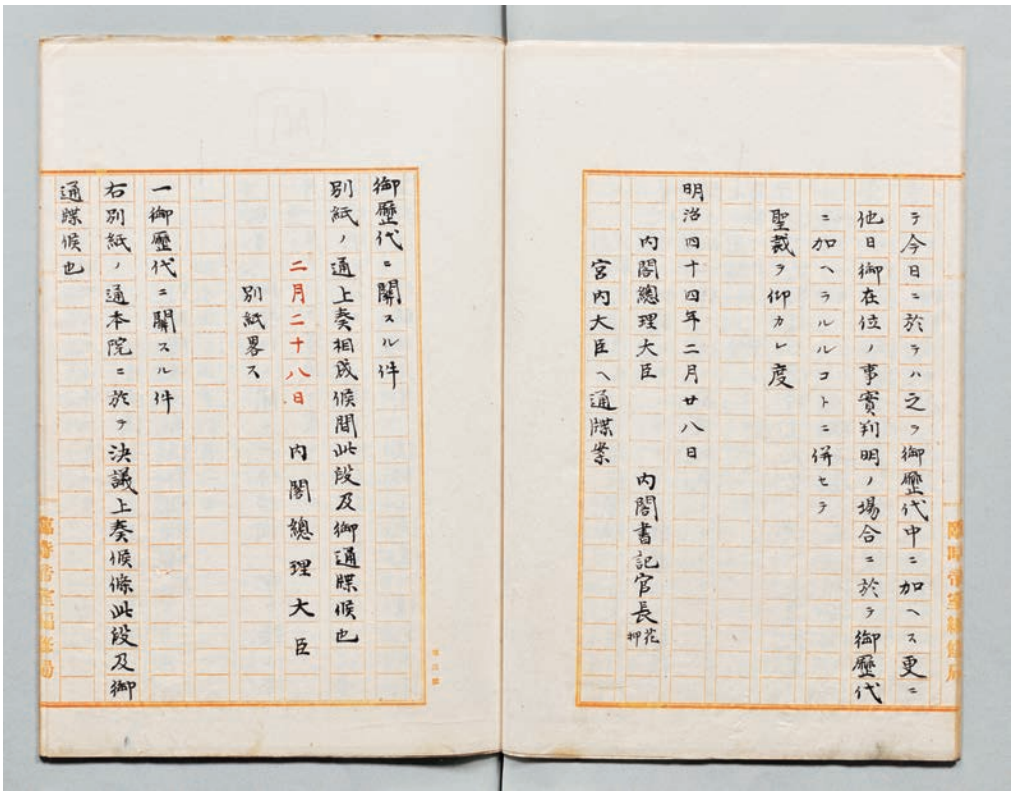

ヲ今日ニ於テハ之ヲ御歴代中ニ加ヘス更ニ
他日御在位ノ事實判明ノ場合ニ於テ御歴代
ニ加ヘラルルコトニ併セテ
聖裁ヲ仰カレ度
明治四十四年二月廿八日
内閣總理大臣　内閣書記官長花押
宮内大臣ヘ通牒案

御歴代ニ關スル件
別紙ノ通上奏相成候間此段及御通牒候也
二月二十八日　内閣總理大臣
別紙畧ス
一御歴代ニ關スル件
右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及御
通牒候也

宮内庁宮内公文書館

【写真 C-29】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

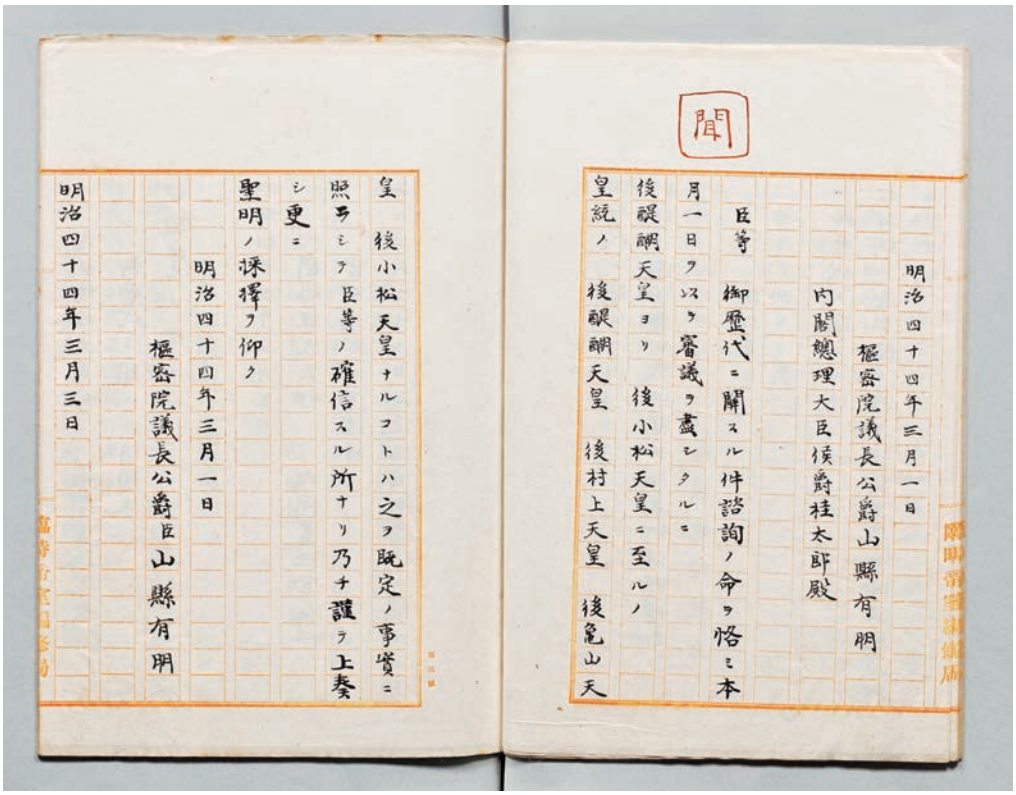

聞

明治四十四年三月一日
樞密院議長公爵山縣有朋
内閣總理大臣侯爵桂太郎殿
臣等　御歴代ニ關スル件諮詢ノ命ヲ恪ミ本
月一日ヲ以テ審議ヲ盡シタルニ
後醍醐天皇ヨリ　後小松天皇ニ至ルノ
皇統ノ　後醍醐天皇　後村上天皇　後亀山天
皇　後小松天皇ナルコトハ之ヲ既定ノ事實ニ
照ラシテ臣等ノ確信スル所ナリ乃チ謹テ上奏
シ更ニ
聖明ノ採擇ヲ仰ク
明治四十四年三月一日
樞密院議長公爵臣山縣有朋
明治四十四年三月三日

宮内庁宮内公文書館

【写真 C-30】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

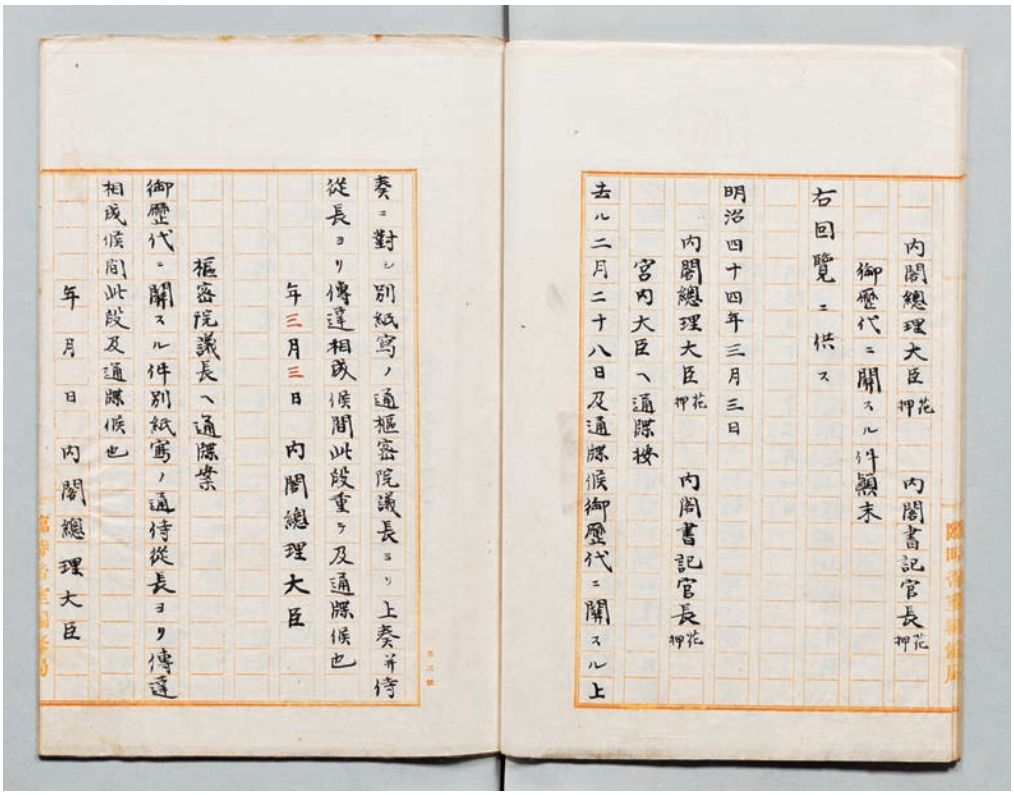

内閣總理大臣 花押　内閣書記官長 花押

御歴代ニ關スル件稟未

右回覽ニ供ス

明治四十四年三月三日

内閣總理大臣 花押　内閣書記官長 花押

宮内大臣ヘ通牒候

去ル二月二十八日及通牒候御歴代ニ關スル上奏ニ對シ別紙寫ノ通樞密院議長ヨリ上奏并侍從長ヨリ傳達相成候間此段重ヲ及通牒候也

年三月三日　内閣總理大臣

樞密院議長ヘ通牒案

御歴代ニ關スル件別紙寫ノ通侍從長ヨリ傳達相成候間此段及通牒候也

年　月　日　内閣總理大臣

臨時帝室編修局

【写真 C-31】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

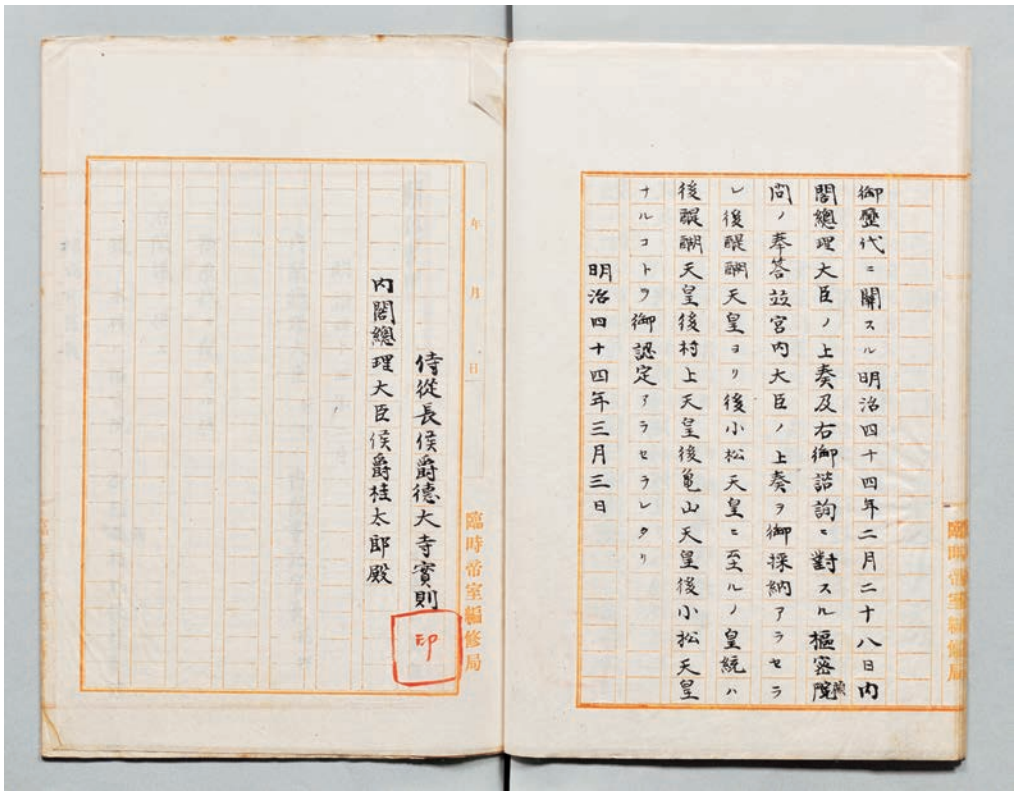

御歴代ニ關スル明治四十四年二月二十八日内閣總理大臣ノ上奏及右御諮詢ニ對スル樞密院議長ノ奉答並宮内大臣ノ上奏ヲ御採納アラセラレ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ル迄ノ皇統ハ後醍醐天皇後村上天皇後亀山天皇後小松天皇ナルコトヲ御認定アラセラレタリ

明治四十四年三月三日

侍從長侯爵德大寺實則

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

印

年　月　日

臨時帝室編修局

【写真 C-32】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

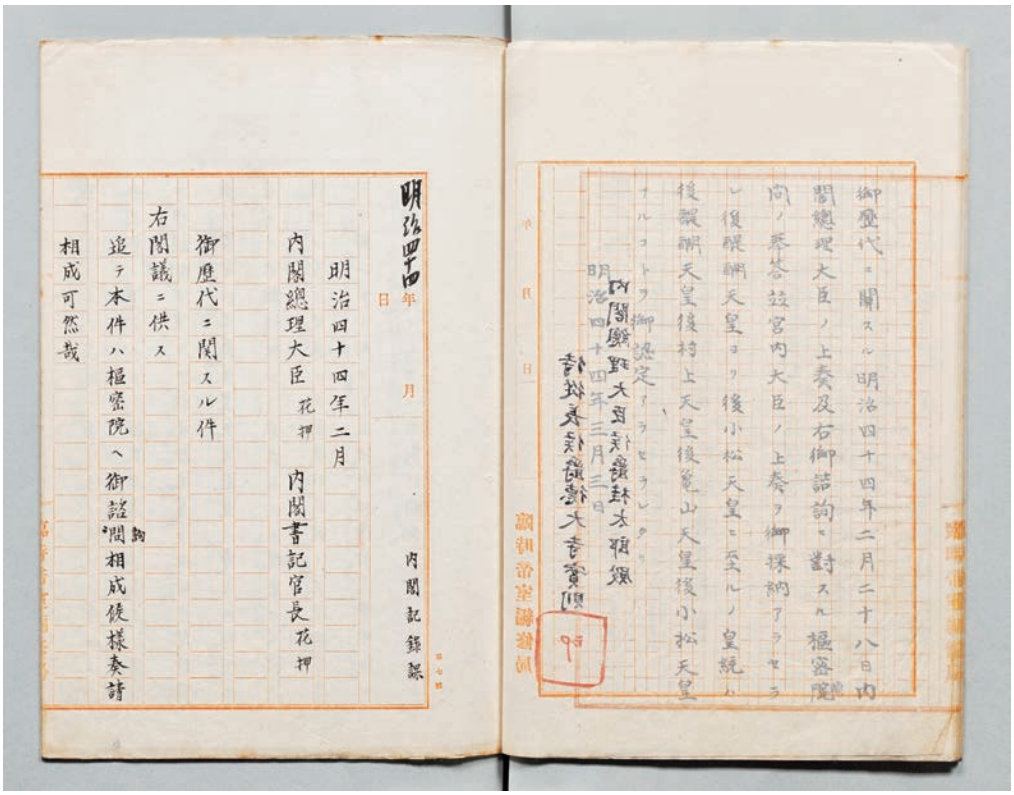

御歴代ニ關スル明治四十四年二月二十八日内閣總理大臣ノ上奏及右御諮詢ニ對スル樞密院ノ奉答並宮内大臣ノ上奏ヲ御採納アラセラレ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ル皇統ハ後醍醐天皇後村上天皇後亀山天皇後小松天皇ナルコトヲ御認定アラセラレタリ

内閣顧問大臣 [illegible]

明治四十四年三月三日

[illegible]

明治四十四年　月　日

内閣記錄課

明治四十四年二月

内閣總理大臣 花押　内閣書記官長 花押

御歴代ニ關スル件

右閣議ニ供ス

追テ本件ハ樞密院ヘ御諮詢相成候様奏請相成可然哉

【写真 C-33】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

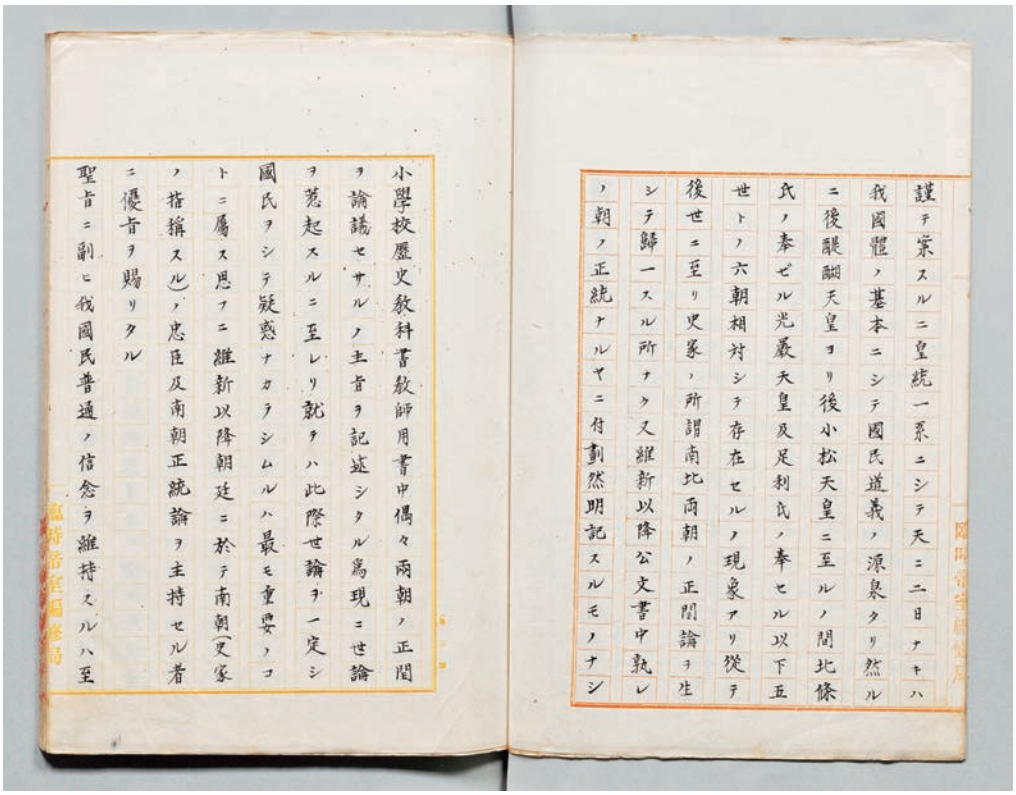

謹テ案スルニ皇統一系ニシテ天ニ二日ナキハ我國體ノ基本ニシテ國民道義ノ源泉タリ然ルニ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ間北條氏ノ奉ゼル光厳天皇及足利氏ノ奉セル以下五世トノ六朝相対シテ存在セルノ現象アリ從テ後世ニ至リ史家ノ所謂南北兩朝ノ正閏論ヲ生シテ歸一スル所ナク又維新以降公文書中孰レノ朝ノ正統ナルヤニ付劃然明記スルモノナシ

小學校歴史教科書教師用書中偶々兩朝ノ正閏ヲ論議セサルノ主旨ヲ記述シタル為現ニ世論ヲ惹起スルニ至レリ就テハ此際世論ヲ一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムルハ最モ重要ノコトニ屬ス思フニ維新以降朝廷ニ於テ南朝(史家ノ指稱スル)ノ忠臣及南朝正統論ヲ主持セル者ニ優旨ヲ賜リタル

聖旨ニ副ヒ我國民普通ノ信念ヲ維持スルハ至

【写真 C-34】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

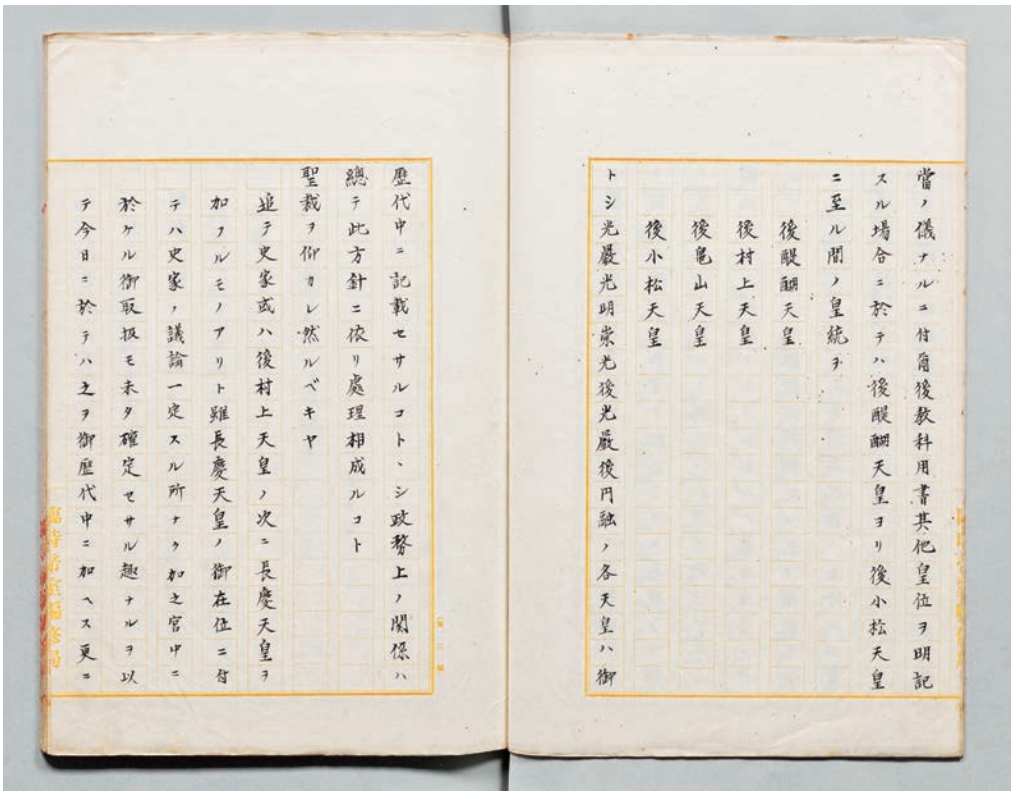

當ノ儀ナルニ付爾後教科用書其他皇位ヲ明記
スル場合ニ於テハ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇
ニ至ル間ノ皇統ヲ
後醍醐天皇
後村上天皇
後亀山天皇
後小松天皇
トシ光嚴光明崇光後光嚴後円融ノ各天皇ハ御

歴代中ニ記載セサルコトヽシ政務上ノ關係ハ
總テ此方針ニ依リ處理相成ルコト
聖裁ヲ仰カレ然ルベキヤ
並テ史家或ハ後村上天皇ノ次ニ長慶天皇ヲ
加フルモノアリト雖長慶天皇ノ御在位ニ付
テハ史家ノ議論一定スル所ナク加之宮中ニ
於ケル御取扱モ未タ確定セサル趣ナルヲ以
テ今日ニ於テハ之ヲ御歴代中ニ加ヘス更ニ

臨時帝室編修局

【写真 C-35】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

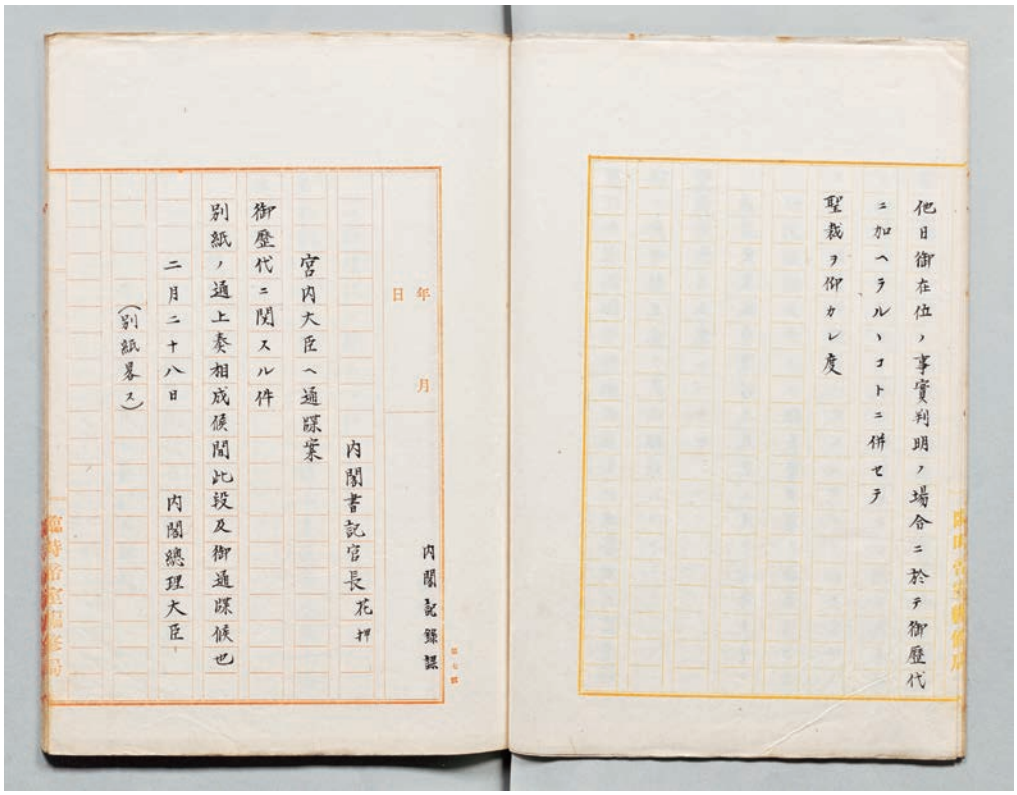

他日御在位ノ事實判明ノ場合ニ於テ御歴代
ニ加ヘラルヽコトニ併セテ
聖裁ヲ仰カレ度

年　月　日　内閣記錄課

内閣書記官長　花押

宮内大臣ヘ通牒案

御歴代ニ関スル件

別紙ノ通上奏相成候間此段及御通牒候也

二月二十八日　内閣總理大臣

（別紙略ス）

臨時帝室編修局

【写真 C-36】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

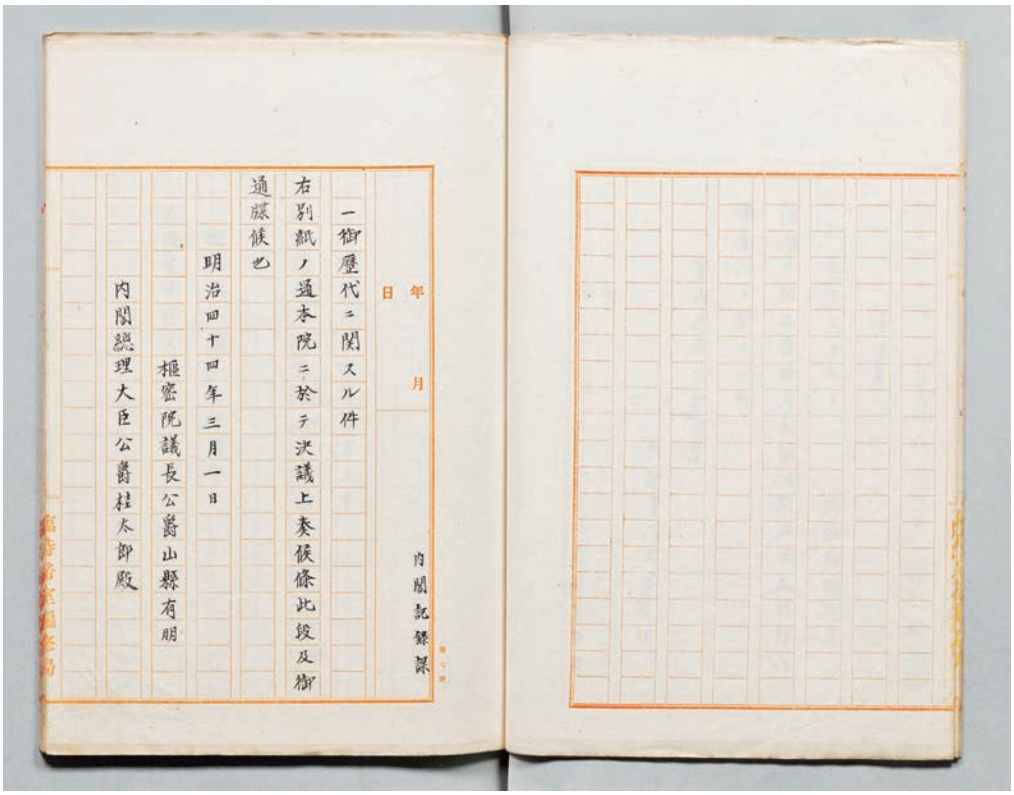

年　月　日

一御歴代ニ関スル件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及御通牒候也

明治四十四年三月一日

樞密院議長公爵山縣有朋

内閣総理大臣公爵桂太郎殿

内閣記録課

【写真 C-37】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

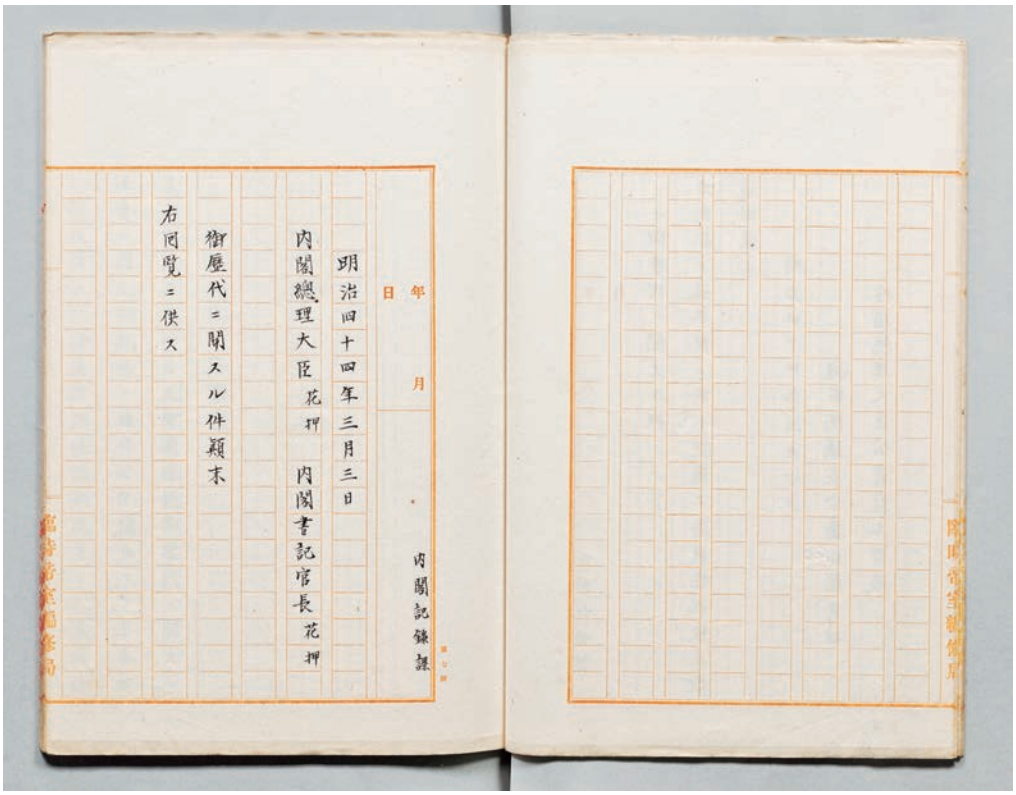

年　月　日

明治四十四年三月三日

内閣総理大臣　花押　内閣書記官長　花押

御歴代ニ関スル件類末

右回覧ニ供ス

内閣記録課

【写真 C-38】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

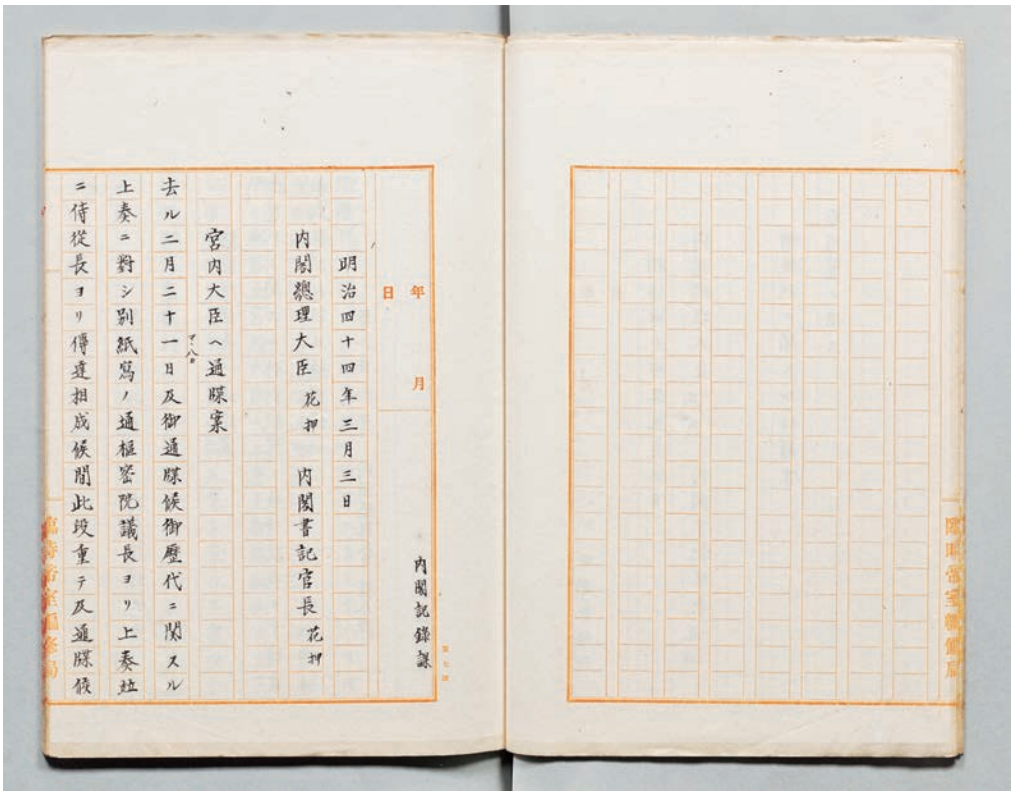

年　月　日　内閣記錄課

明治四十四年三月三日

内閣總理大臣　花押

内閣書記官長　花押

宮内大臣ヘ通牒案

去ル二月二十一日及御通牒候御歴代ニ関スル上奏ニ對シ別紙寫ノ通樞密院議長ヨリ上奏拉ニ侍從長ヨリ傳達相成候間此段重テ及通牒候也

年三月三日

内閣總理大臣

樞密院議長ヘ通牒案

御歴代ニ関スル件別紙寫ノ通侍從長ヨリ傳達相成候間此段及通牒候也

年三月三日

内閣總理大臣　桂太郎

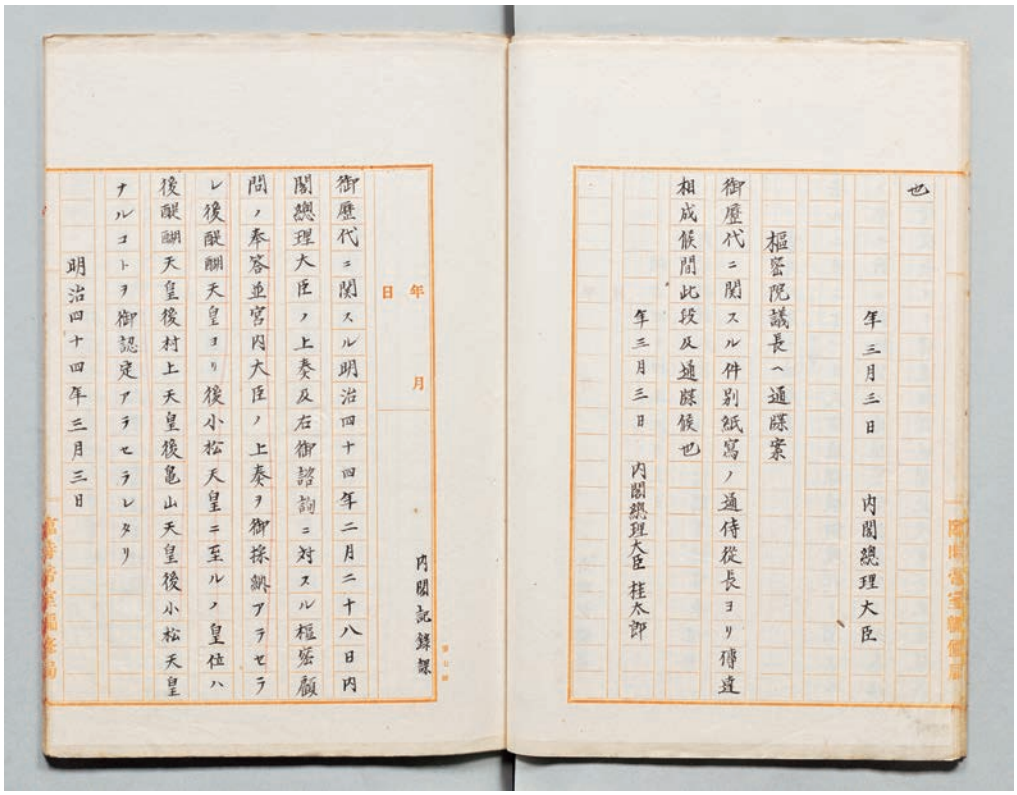

年　月　日　内閣記錄課

御歴代ニ関スル明治四十四年二月二十八日内閣總理大臣ノ上奏及右御諮詢ニ対スル樞密顧問ノ奉答並宮内大臣ノ上奏ヲ御採納アラセラレ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ皇位ハ後醍醐天皇後村上天皇後亀山天皇後小松天皇ナルコトヲ御認定アラセラレタリ

明治四十四年三月三日

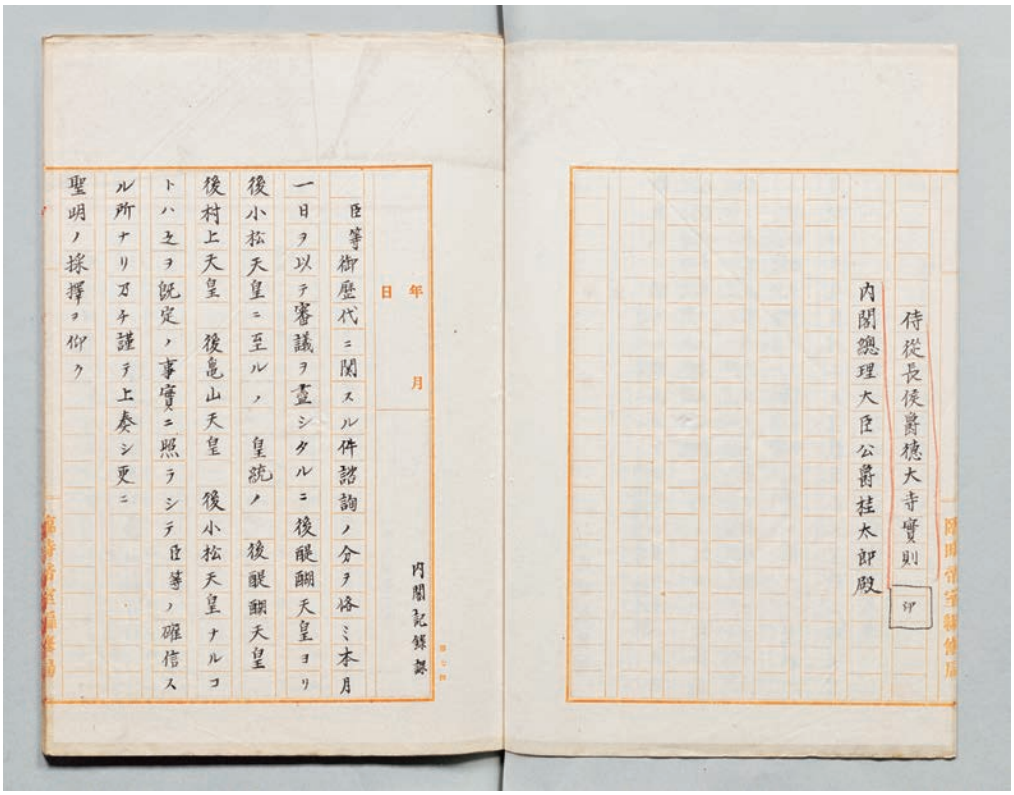

内閣記錄部

年
月
日

臣等御歴代ニ關スル件諮詢ノ旨ヲ恪ミ本月一日ヲ以テ審議ヲ盡シタルニ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ル ノ 皇統ノ 後醍醐天皇 後村上天皇 後亀山天皇 後小松天皇ナルコトハ之ヲ既定ノ事實ニ照ラシテ臣等ノ確信スル所ナリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採擇ヲ仰ク

待從長侯爵德大寺實則 印

内閣總理大臣公爵桂太郎殿

【写真 C-41】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

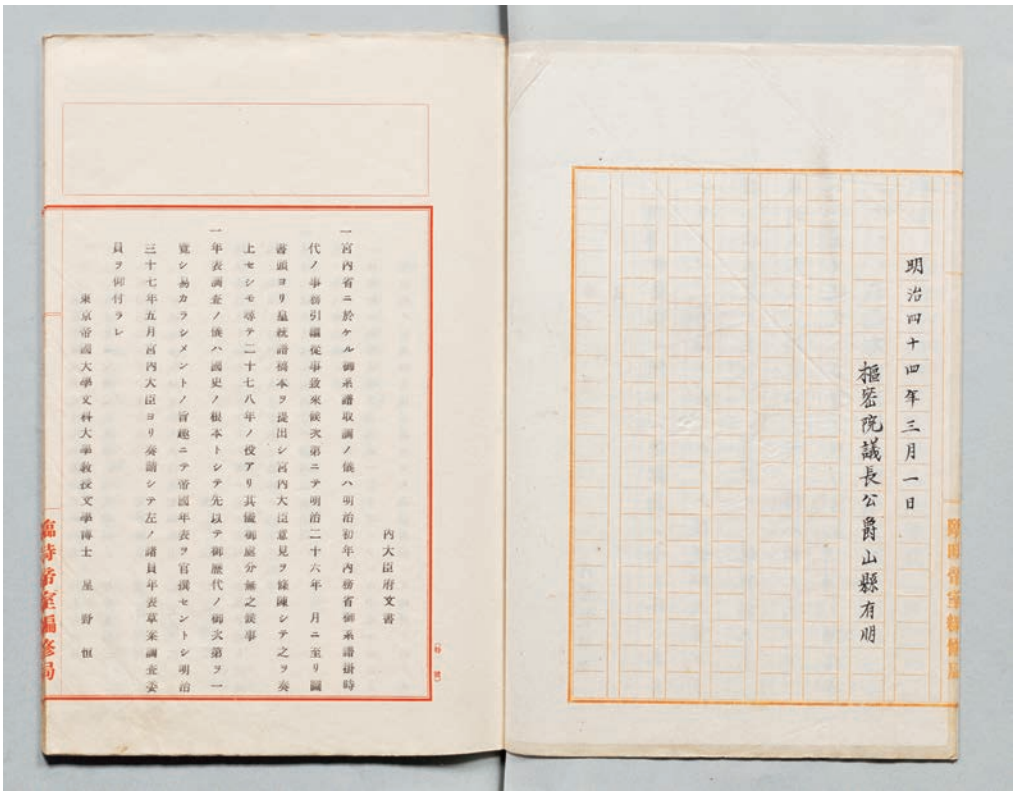

内大臣府文書

一宮内省ニ於ケル御系譜取調ノ儀ハ明治初年内務省御系譜掛時代ノ事務引繼從事致來候次第ニテ明治二十六年一月ニ至リ圖書頭ヨリ臨枕詔稿本ヲ提出シ宮内大臣意見ヲ徐蘭シテ之ヲ奏上セシモ尋テ二十七八年ノ役アリ其儀御處分無之候事

一年表調査ノ儀ハ國史ノ根本トシテ先以テ御歴代ノ御次第ヲ一覽シ易カラシメントノ旨趣ニテ帝國年表ヲ官撰セントシ明治三十七年五月宮内大臣ヨリ奏請シテ左ノ諸員年表草案調査委員ヲ仰付ラレ

東京帝國大學文科大學教授文學博士 星野恒

明治四十四年三月一日

樞密院議長公爵山縣有朋

【写真 C-42】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

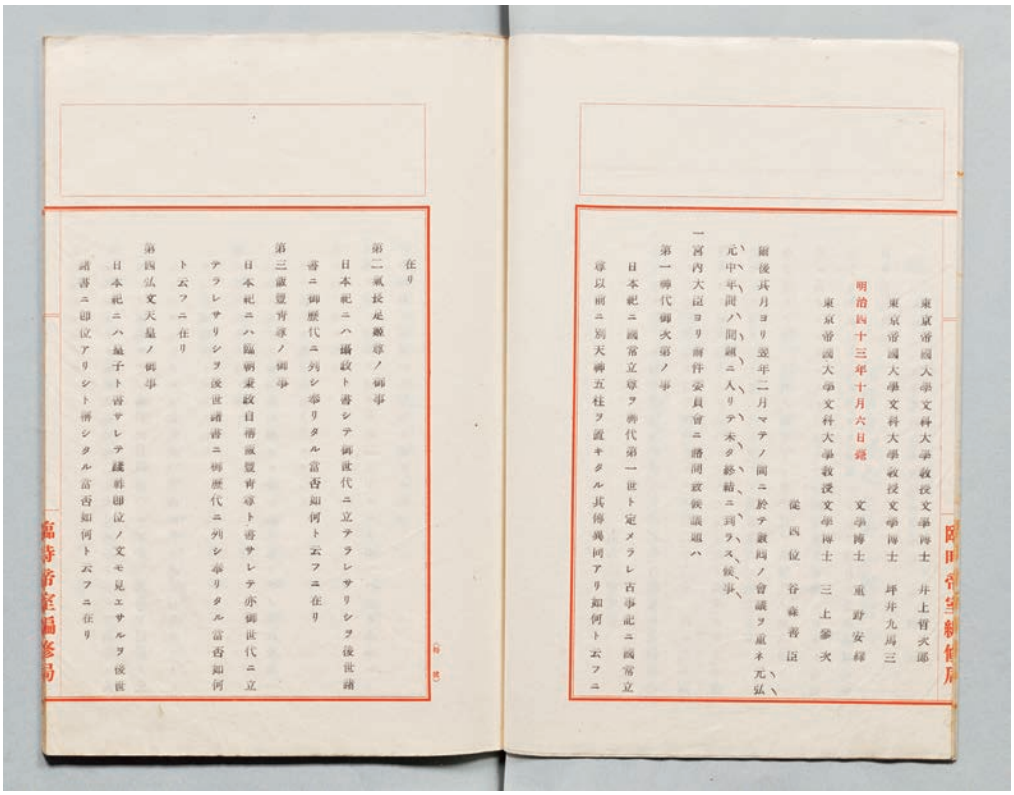

東京帝國大學文科大學教授文學博士　井上哲次郎
東京帝國大學文科大學教授文學博士　坪井九馬三
明治四十三年十月六日錄　文學博士　重野安繹
東京帝國大學文科大學教授文學博士　三上參次
從四位　谷森善臣

爾後其月ヨリ翌年二月マテノ間ニ於テ數回ノ會議ヲ重ネ元弘元中年間ハ間〻人リテ未タ終結ニ到ラス候事、

一宮内大臣ヨリ附件委員會ニ諮問政候議題ハ

第一神代御次第ノ事

日本紀ニ國常立尊ヲ神代第一世ト定メラレ古事記ニ國常立尊以前ニ別天神五柱ヲ置キタル其傳異同アリ如何ト云フニ在リ

第二氣長足姫尊ノ御事

日本紀ニハ攝政ト書シテ御世代ニ立テラレサリシヲ後世諸書ニ御歷代ニ列シ奉リタル當否如何ト云フニ在リ

第三淑豐靑尊ノ御事

日本紀ニハ臨朝秉政自稱淑豐靑尊ト書サレテ亦御世代ニ立テラレサリシヲ後世諸書ニ御歷代ニ列シ奉リタル當否如何ト云フニ在リ

第四弘文天皇ノ御事

日本紀ニハ皇子ト書サレテ曩時御位ノ文モ見エサルヲ後世諸書ニ御位アリシト稱シタル當否如何ト云フニ在リ

宮内省宮殿寮編修局

【写真 C-43】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

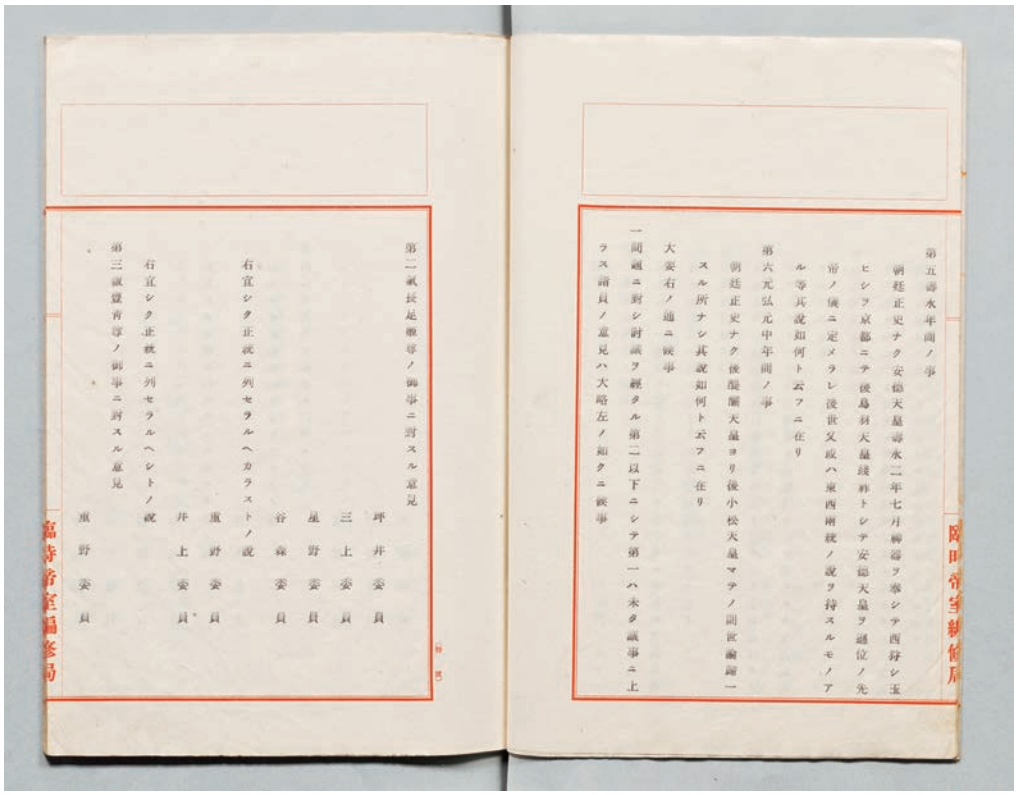

第五壽永年間ノ事

朝廷正史ナク安德天皇壽永二年七月神器ヲ奉シテ西狩シ玉ヒシヲ京都ニテ後鳥羽天皇踐祚トシテ安德天皇ヲ遜位ノ先帝ノ儀ニ定メラレ後世又或ハ東西兩統ノ說ヲ持スルモノアル等其說如何ト云フニ在リ

第六元弘元中年間ノ事

朝廷正史ナク後醍醐天皇ヨリ後小松天皇マテノ間世繼綴一スル所ナシ其說如何ト云フニ在リ

大要右ノ通ニ候事

一同通ニ對シ討議ヲ經タル第二以下ニシテ第一ハ未タ議事ニ上ラス諸員ノ意見ハ大略左ノ如クニ候事

第二氣長足姫尊ノ御事ニ對スル意見

坪井委員
三上委員
星野委員
谷森委員

右宜シク正統ニ列セラルヘカラストノ說

重野委員
井上委員

右宜シク正統ニ列セラルヘシトノ說

第三淑豐靑尊ノ御事ニ對スル意見

重野委員

宮内省宮殿寮編修局

【写真 C-44】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

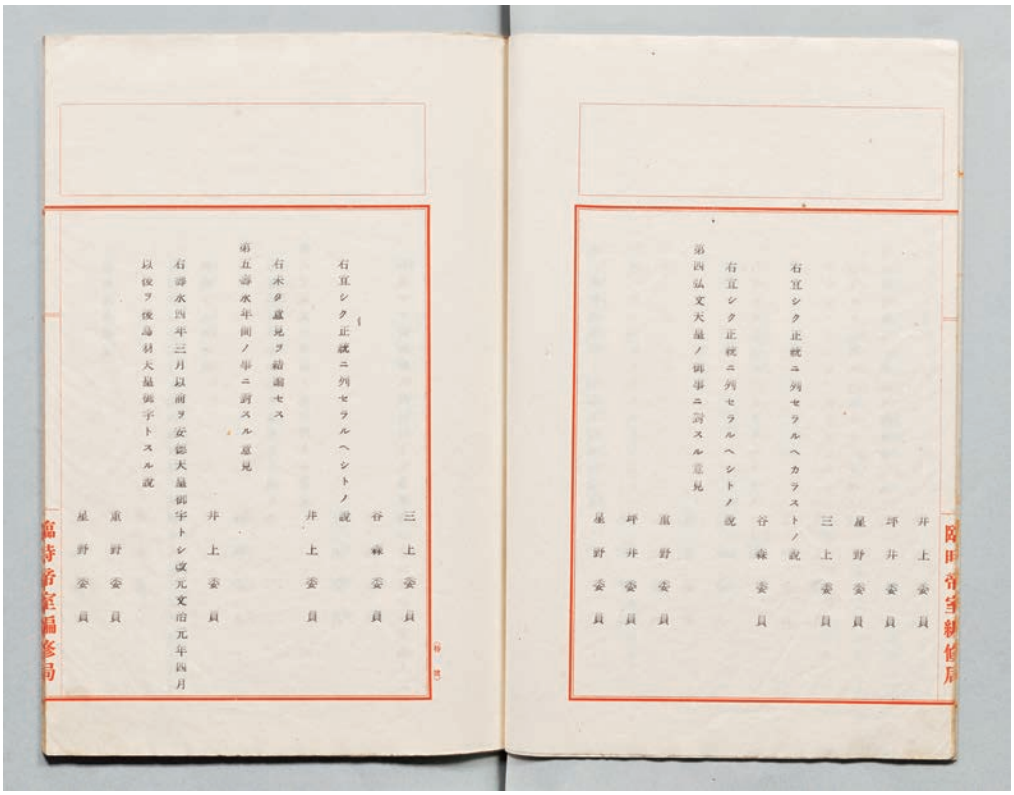

井上委員
坪井委員
星野委員
三上委員

石宜シク正統ニ列セラルヘカラストノ説

谷森委員

石宜シク正統ニ列セラルヘシトノ説

第四弘文天皇ノ御事ニ詞スル意見

重野委員
坪井委員
星野委員

三上委員
谷森委員

石宜シク正統ニ列セラルヘシトノ説

井上委員

石未タ意見ヲ結論セス

第五壽永年間ノ事ニ詞スル意見

井上委員

石壽永四年三月以前ヲ安徳天皇御宇トシ或元文治元年四月以後ヲ後鳥羽天皇御宇トスル説

重野委員
星野委員

【写真 C-45】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

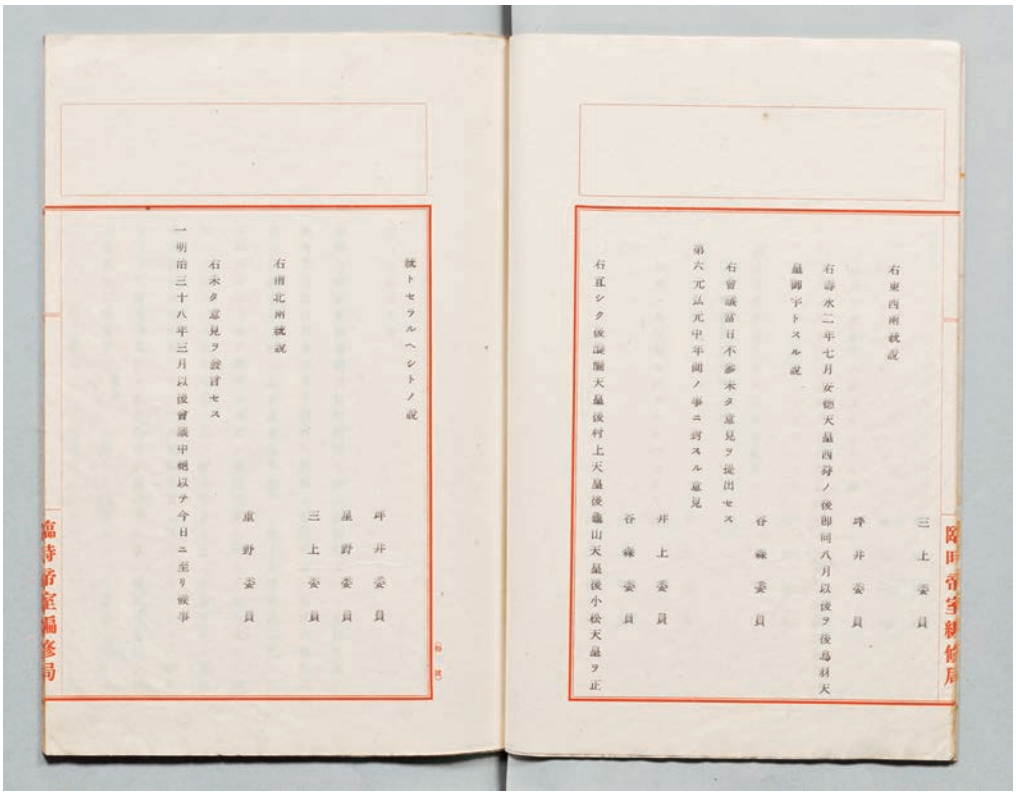

三上委員

石東西兩統説

坪井委員

石壽永二年七月安徳天皇西尋ノ後即同八月以後ヲ後鳥羽天皇御宇トスル説

谷森委員

石曾議當日不參未タ意見ヲ提出セス

第六元弘元年中年間ノ事ニ詞スル意見

井上委員
谷森委員

石宜シク後醍醐天皇後村上天皇後龜山天皇後小松天皇ヲ正統トセラルヘシトノ説

坪井委員
星野委員
三上委員

石南北兩統説

重野委員

石未タ意見ヲ設置セス

一明治三十八年三月以後曾議中略以テ今日ニ至リ候事

【写真 C-46】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

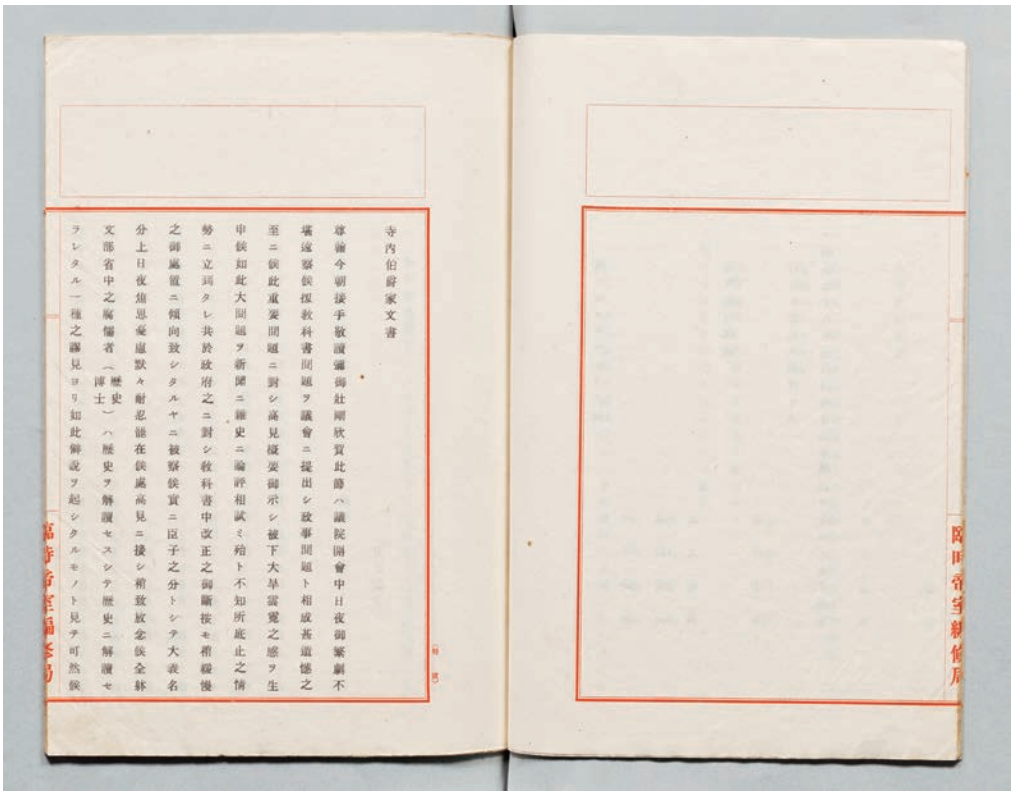

寺内伯爵家文書

尊論今朝接手敬讀彌御壯剛欣賀此節ハ議院開會中日夜御繁劇不堪遠察候扨教科書問題ヲ議會ニ提出シ政事問題ト相成甚遺憾之至ニ候此重要問題ニ對シ高見樓要御示シ被下大早霽覺之感ヲ生申候如此大問題ヲ新聞ニ雜史ニ論評相試ミ殆ト不知所底止之情勢ニ立到タレ共於政府之ニ對シ教科書中改正之御斷按セ相緩慢之御處置ニ傾向致シタルヤニ被察候實ニ臣子之分トシテ大義名分上日夜焦思憂慮默々耐忍罷在候處高見ニ接シ相致放念候全林文部省中之腐儒者（歴史博士）ハ歴史ヲ解讀セスシテ歴史ニ解讀セラレタル一種之謬見ヨリ如此僻説ヲ起シタルモノト見テ可然候

宮内省宮殿編修局

【写真 C-47】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

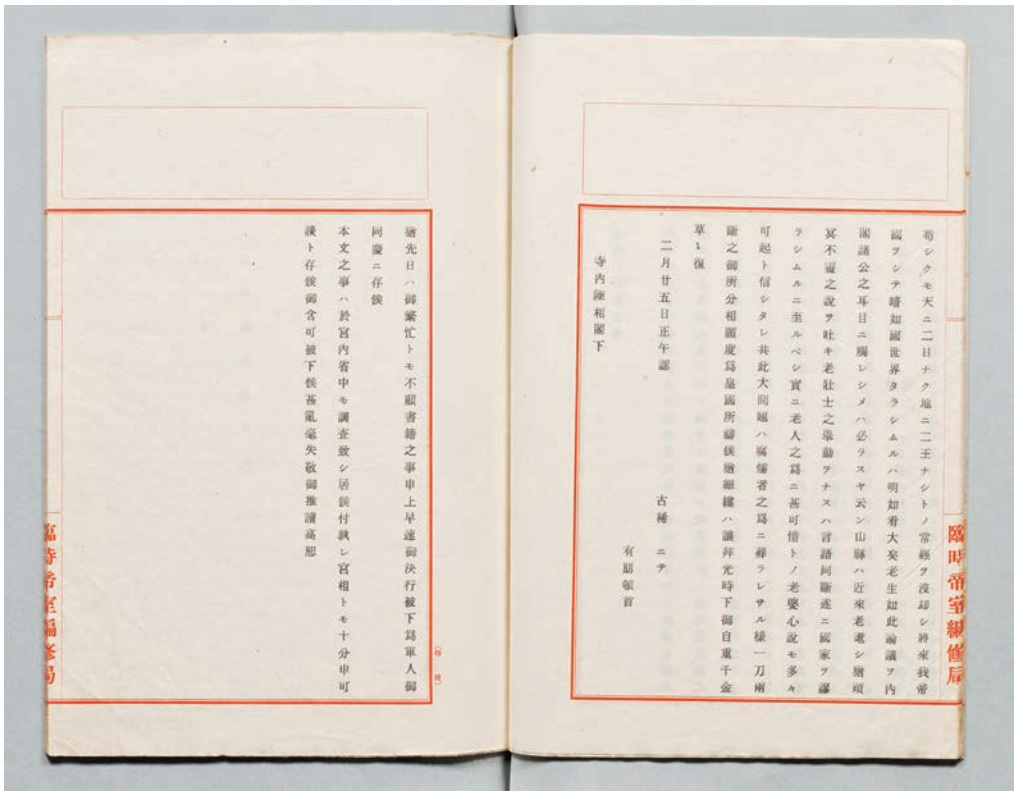

苟シクモ天ニ二日ナク地ニ二王ナシトノ常經ヲ沒却シ將來我帝國フシテ暗知國世界タラシムルハ明如看大奚老生如此論議ヲ内閣諸公之耳目ニ觸レシメハ必ラスヤ云ン山縣ハ近來老耄シ殆頃冥不靈之説ヲ吐キ老壯士之騒動ヲナスハ言語同斷遂ニ國家ヲ謬ラシムルニ至ルベシ實ニ老人之爲ニ甚可惜トノ老婆心説モ多々可起ト信シタレ共此大問題ハ腐儒者之爲ニ乖ラレサル樣一刀兩斷之御所分相願度爲皇國所繆候猶細縷ハ議拜光時下御自重千金草々復

二月廿五日正午認　　古稀　ニテ

有朋頓首

寺内総相閣下

猶先日ハ御繁忙トモ不顧書簡之事申上早速御決行被下爲軍人御同慶ニ存候

本文之事ハ於宮内省中モ調査致シ居候付執レ宮相トモ十分申可談ト存候御含可被下候甚亂毫失敬御推讀高恕

宮内省宮殿編修局

【写真 C-48】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

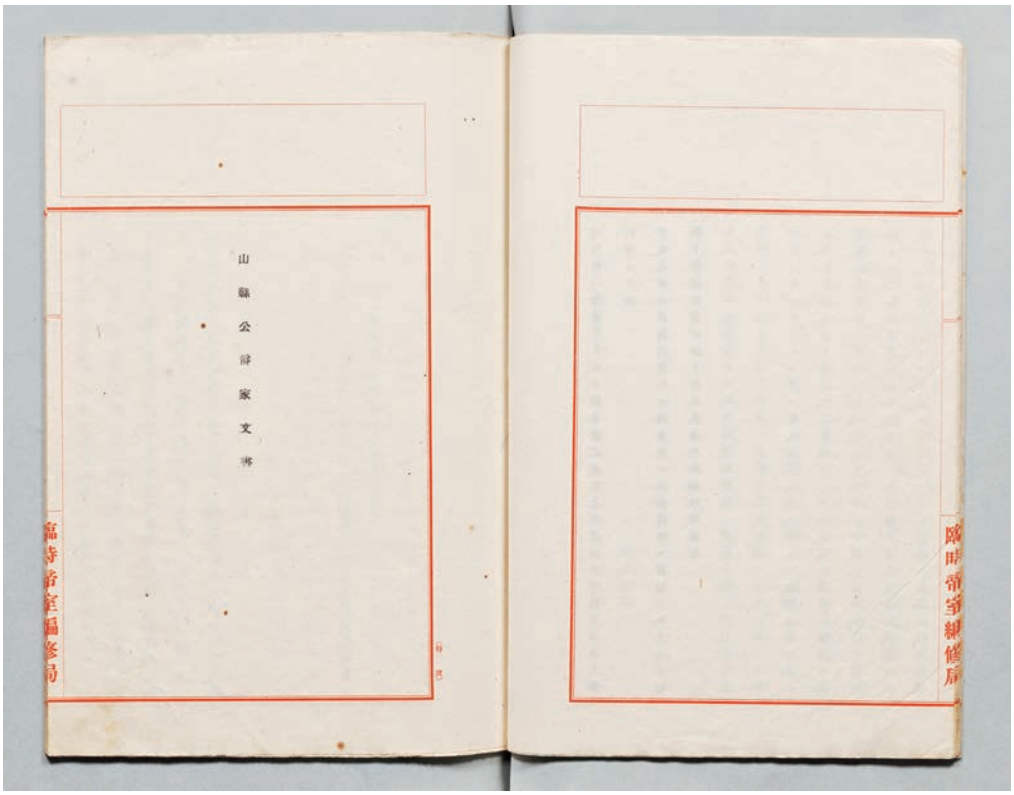

山縣公爵家文書

【写真 C-49】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

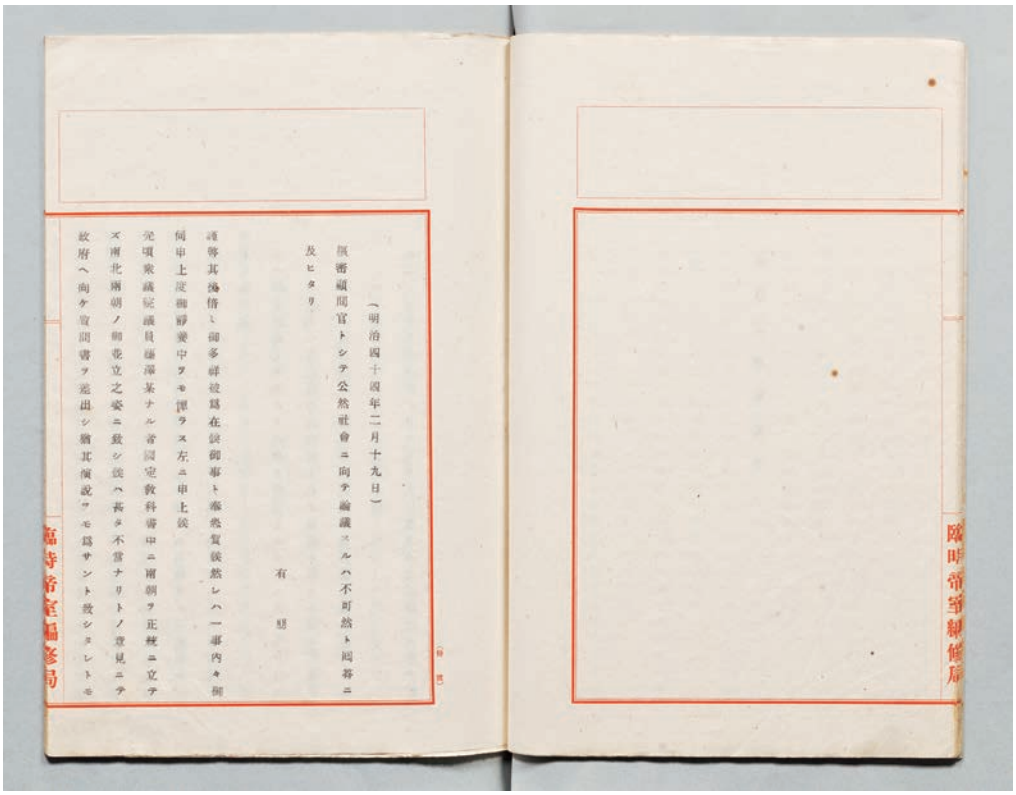

（明治四十四年二月十九日）

板垣顧問官トシテ公然社會ニ向テ論議スルハ不可然ト同席ニ及ヒタリ

有朋

連等其場情ヲ御多祥被爲在從御事ト雖然賀筵然レハ一事内々御伺申上度御靜養中タモ謀ラス左ニ申上候

先頃衆議院議員藤澤某ナル者同定教科書中ニ南朝ヲ正統ニ立テズ南北兩朝ノ御並立之姿ニ致シ候ハ甚タ不當ナリトノ意見ニテ政府ヘ向ケ質問書ヲ差出シ猶其演說ヲモ爲サントス致シタレトモ

【写真 C-50】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

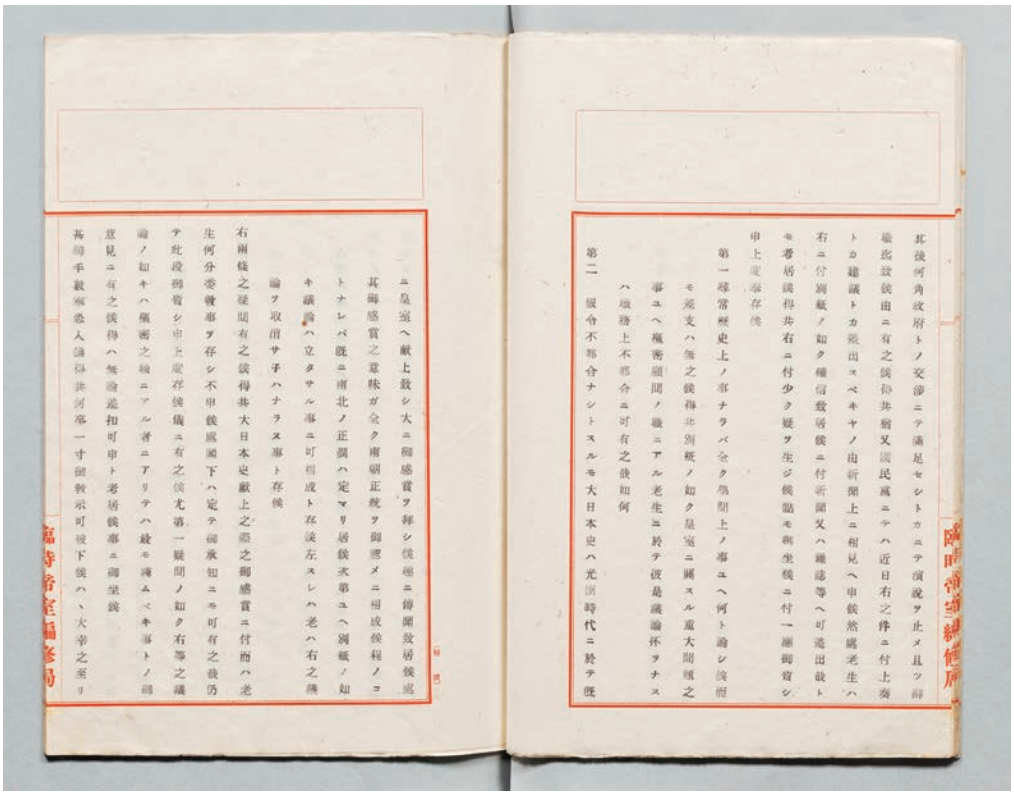

其後何角政府トノ交渉ニテ滿足セシトカニテ演說ヲ止メ且ツ御
臨幸致候由ニ有之候得共猶又國民藏ニテハ近日右之件ニ付上奏
トカ建議トカ提出スベキヤノ由新聞上ニ相見ヘ申候然處老生ハ
右ニ付別紙ノ如ク確信致居候ニ付新聞又ハ雜誌等ヘ可遂出設ト
モ考居候得共右ニ付少ク疑ヲ生ジ候點モ御坐候ニ付一應御質シ
申上度奉存候

第一 尋常歷史上ノ事ナラバ全ク學問上ノ事ユヘ何ト論シ候而
モ差支ハ無之候得共別紙ノ如ク皇室ニ關スル重大問題之
事ユヘ權衡顧問ノ職ニアル老生ニ於テ彼是議論仰ヲナス
ハ職務上不都合ニ可有之候如何

第二 假令不都合ナシトスルモ大日本史ハ尤別時代ニ於テ既
ニ皇室ヘ獻上致シ大ニ御感賞ヲ拜シ候趣ニ傳聞致居候處
其御感賞之意味ガ全ク南朝正統ヲ御認メニ相成候程ノコ
トナレバ既ニ南北ノ正閏ハ定マリ居候丈第ユヘ別紙ノ如
キ議論ハ立タサル事ニ可相成ト存候左スレハ老ハ右之議
論ヲ取消サヲハナラヌ事ト存候

右兩條之疑問有之候得共大日本史獻上之節之御感賞ニ付而ハ老
生何分委敬事ヲ存シ不申候處御下ハ定テ御承知ニモ可有之候仍
テ此段御質シ申上度存候備ニ有之尤第一疑問ノ如ク右等之議
論ノ如キハ權衡之職ニアル者ニアリテハ敢モ謹ムベキ事トノ御
意見ニ有之候得ハ無論差扣可申ト考居候事ニ御坐候
萬御手數煩悉入候得共何卒一寸御教示可被下候ハヽ大幸之至リ

宮内庁宮内公文書館

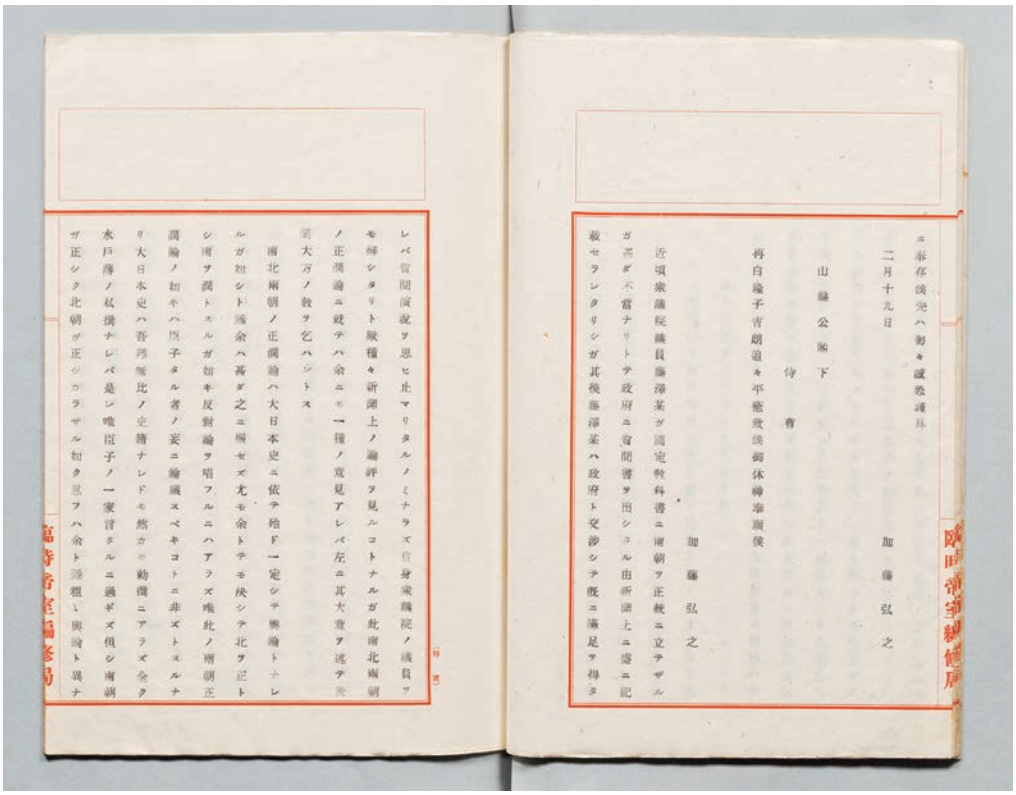

ニ奉存候尚ハ御々議悉讀具
二月十九日　加藤弘之
山縣公爵下
侍書
再白幾子吉朗道々平癒致候御休神奉願候
加藤弘之
近頃衆議院議員藤澤某ガ國定教科書ニ南朝ヲ正統ニ立テザル
ガ如ダ不當ナリトテ政府ニ質問書ヲ出シタル由新聞上ニ盛ニ記
載セラレタリシガ其後藤澤某ハ政府ト交渉シテ既ニ滿足ヲ得タ
レバ質問演說ヲ思ヒ止マリタルノミナラズ自身衆議院ノ議員ヲ
辭シタリト風聞ヲ新聞上ノ論評ヲ見ルコトナルガ此南北南朝
ノ正閏論ニ就テハ余ニモ一種ノ意見アレバ左ニ其大意ヲ述テ閣
下大方ノ教ヲ乞ハントス
南北兩朝ノ正閏論ハ大日本史ニ依テ始ド一定シテ輿論トナレ
ルガ如シト雖余ハ萬ダ之ニ服セズ尤モ余トテモ決シテ北ヲ正ト
シ南ヲ閏トスルガ如キ反對論ヲ唱フルニハアラズ唯此ノ南朝正
閏論ノ如キハ臣子タル者ノ妄ニ論議スベキコトニ非ズトスルナ
リ大日本史ハ吾邦無比ノ史籍ナレドモ然カモ勅撰ニアラズ全ク
水戸藩ノ私撰ナレバ是レ唯臣子ノ一家言タルニ過ギズ但シ南朝
ガ正シク北朝ガ正シカラザル如ク思フハ余ト雖粗ヽ輿論ト異ナ

宮内庁宮内公文書館

【写真 C-51】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-52】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

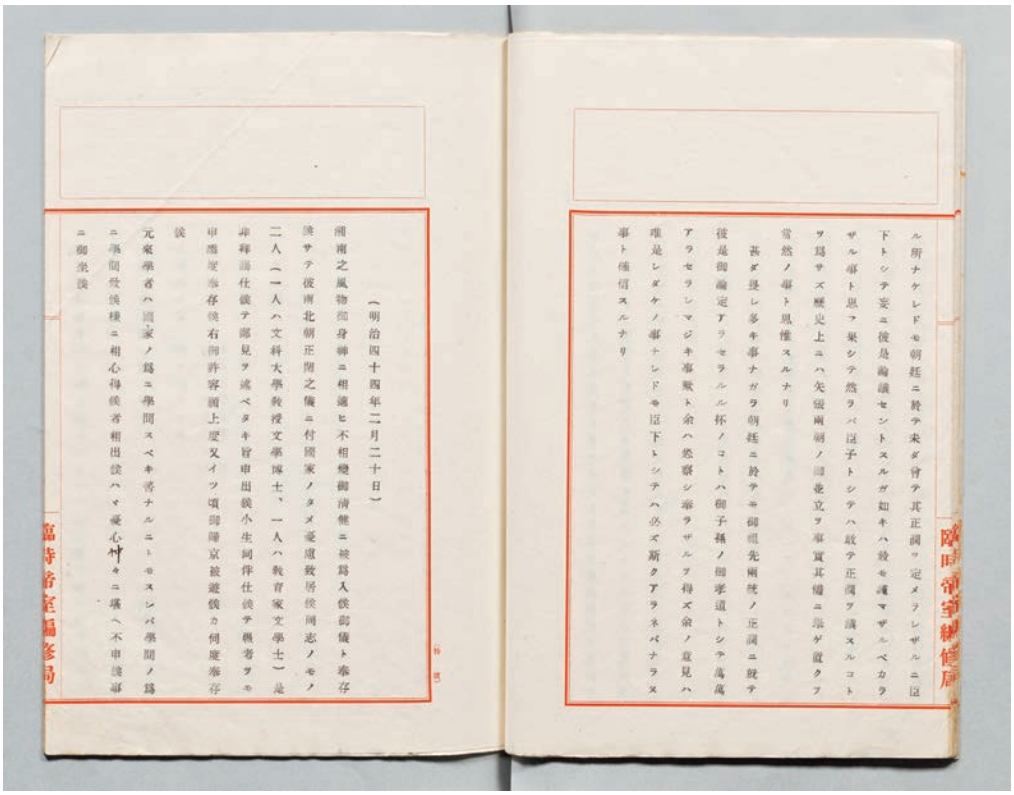

ル所ナケレドモ朝廷ニ於テ未ダ曾テ其正調ヲ定メラレザルニ臣下トシテ妄ニ後急論議セントスルガ如キハ殺モ慎マザルベカラザル事ト思フ果シテ然ラバ臣子トシテハ敢テ正調ヲ議スルコトヲ謹サズ歴史上ニハ矢張兩朝ノ間巷立ヲ事實其儘ニ認ゲ遊クフ當然ノ事ト思惟スルナリ

甚ダ疑レ多キ事ナガラ朝廷ニ於テモ御現先兩統ノ正調ニ就テ彼是御論定アラセラルル杯ノコトハ御子孫ノ御孝道トシテ萬萬アラセラレマジキ事歟ト余ハ愚察シ奉ラザルヲ得ズ余ノ意見ハ唯是レダケノ事ナレドモ臣下トシテハ必ズ斯クアラネバナラヌ事ト確信スルナリ

宮内省臨時帝室編修局

（明治四十四年二月二十日）

湘南之風物御身神ニ相適ヒ不相變御清健ニ被爲入候御儀ト奉存候サテ彼南北朝正閏之儀ニ付國家ノタメ憂慮致居候同志ノモノ二人（一人ハ文科大學教授文學博士、一人ハ教育家文學士）是非拜謁仕候テ御見ヲ述ベタキ旨申出候小生同伴仕候テ機考ヲモ申進度奉存候有御許容國上更又イツ頃御歸京被遊候カ何度奉存候

元來學者ハ國家ノ爲ニ學問スベキ筈ナルニトモスレバ學問ノ爲ニ學問致候様ニ相心得候者相出候ハヾ憂心千々ニ堪ヘ不申候事ニ御坐候

宮内省臨時帝室編修局

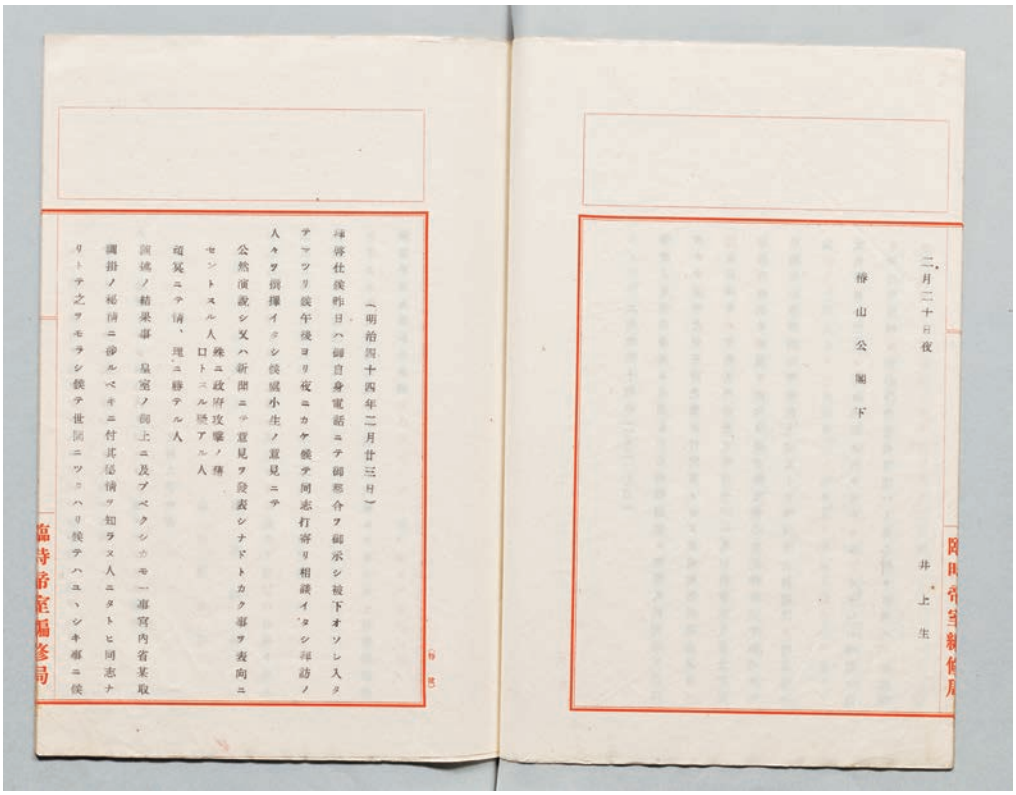

二月二十日夜

侍山公閣下

井上生

（明治四十四年二月廿三日）

拜啓仕候昨日ハ御自身電話ニテ御恕介ヲ御示シ被下オソレ入タテマツリ候午後ヨリ夜ニカケ候テ同志打寄リ相談イタシ拜訪ノ人々ヲ指揮イタシ候處小生ノ意見ニテ

公然演說シ又ハ新聞ニテ意見ヲ發表シナドトカク事ヲ表向ニセントスル人殊ニ政府攻擊ノ種ロトスル感アル人

道義ニテ清、理ニ勝テル人

國體ノ精粗事　皇室ノ御上ニ及ブベクシカモ一事宮内省某取調掛ノ秘情ニ渉ルベキニ付其情ヲ知ラヌ人ニタトヒ同志ナリトテ之ヲモラシ候テ世間ニツヒヘリ候テハユヽシキ事ニ候

宮内省臨時帝室編修局

【写真 C-53】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-54】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

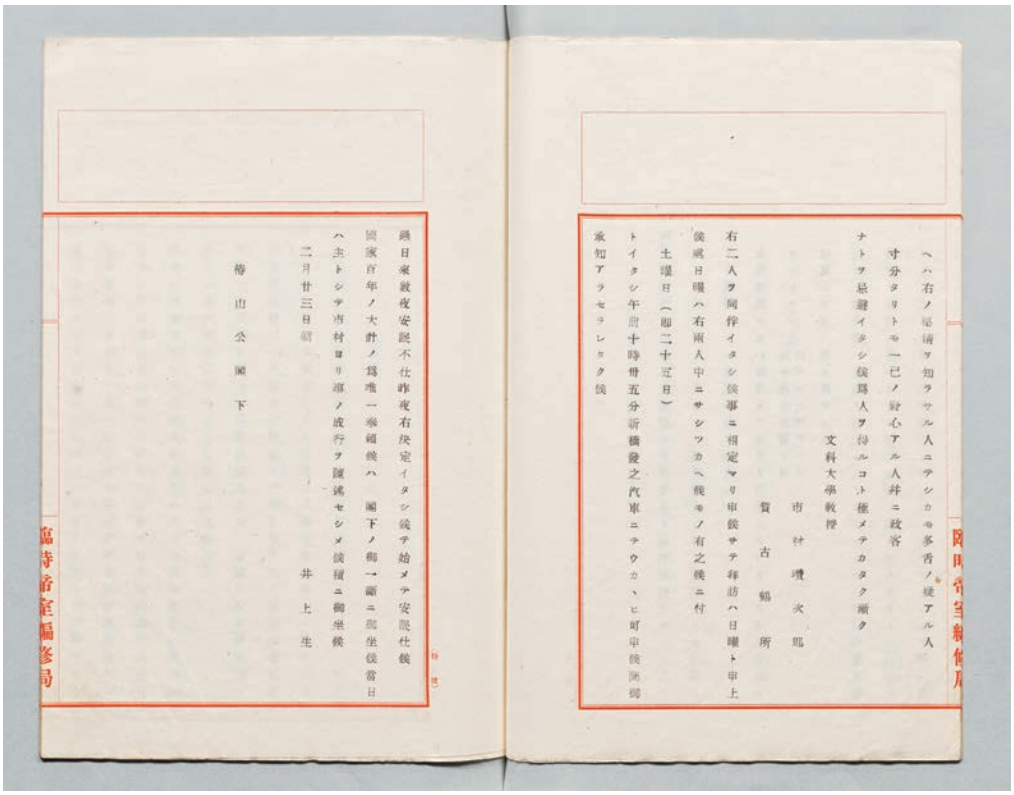

（ハ右ノ事情ヲ知ラサル人ニテシカモ多言ノ癖アル人
寸分タリトモ一己ノ計心アル人丼ニ政客
ナトヲ忌避イタシ候爲人ヲ得ルコト極メテカタク候
文科大學教授　市村瓚次郎
賀古鶴所
右二人ヲ同伴イタシ候事ニ相定マリ申候サテ拜訪ハ日曜ト申上
候處日曜ハ右兩人中ニサシツカヘ候モノ有之候ニ付
土曜日（卯二十五日）
トイタシ午前十時卅五分新橋發之汽車ニテウカヽヒ可申候間御
承知アラセラレタク候

興日來敝夜安眠不仕昨夜有決定イタシ候テ始メテ安眠仕候
國家百年ノ大計ノ爲唯一奉願候ハ　閣下ノ御一顧ニ御坐候當日
ハ主トシテ市村ヨリ源ノ成行ヲ陳述セシメ候積ニ御坐候
二月廿三日朝　井上生
椿山公閣下

宮内庁宮内公文書館所蔵
宮内庁宮内公文書館所蔵

【写真 C-55】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

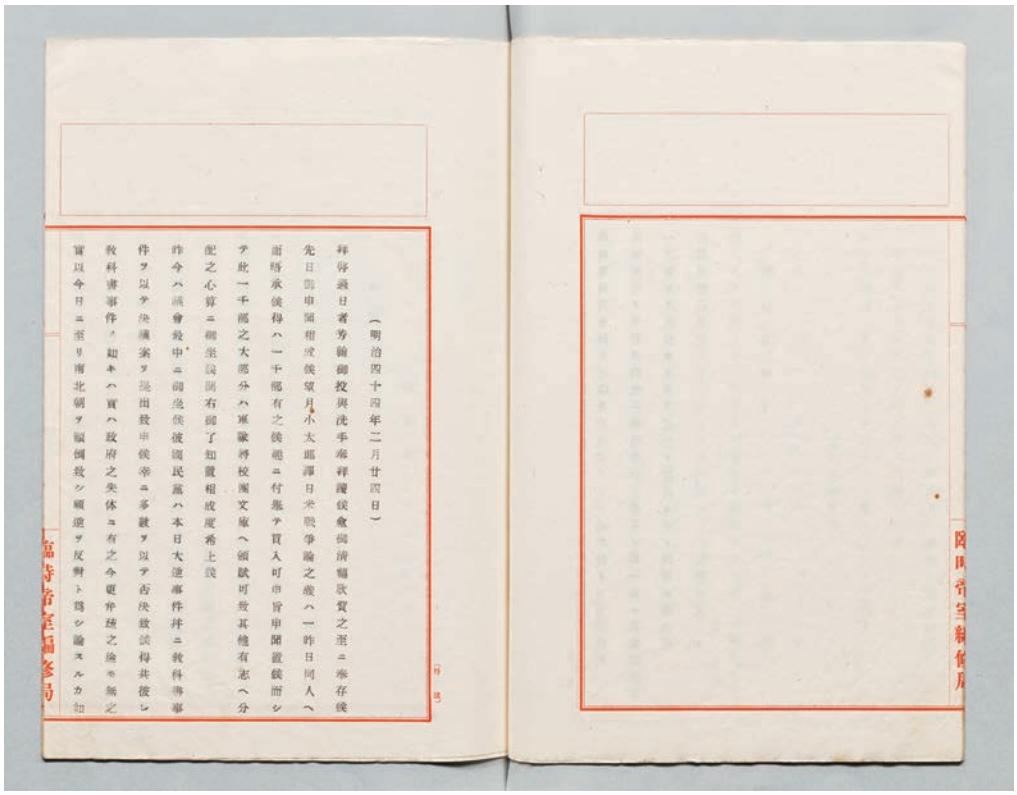

（明治四十四年二月廿四日）
拜啓過日著芳輪御投與洗手奉拜讀候愈御清穆欣賀之至ニ奉存候
先日御申聞相成候第月小太郎譯日米戰爭論之義ハ一昨日同人ヘ
面晤承候得ハ一千部有之候趣ニ付無テ買入可申旨申聞置候而シ
テ此一千部之大部分ハ軍隊將校圖文庫ヘ頒試可致其他有志ヘ分
配之心算ニ御坐候間有御了知度相成度希上候
昨今ハ議會最中ニ御坐候後國民篤ハ本日大逆事件丼ニ教科書事
件ヲ以テ俄騒然ヲ惹出致申候率ニ多數ヲ以テ否決致候得共後シ
教科書事件ノ如キハ實ハ政府之失体ニ有之今更弁疏之論モ無之
實以今日ニ至リ南北朝ヲ編併致ク頑逆ヲ反對ト爲シ論スルカ如

宮内庁宮内公文書館所蔵
宮内庁宮内公文書館所蔵

【写真 C-56】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

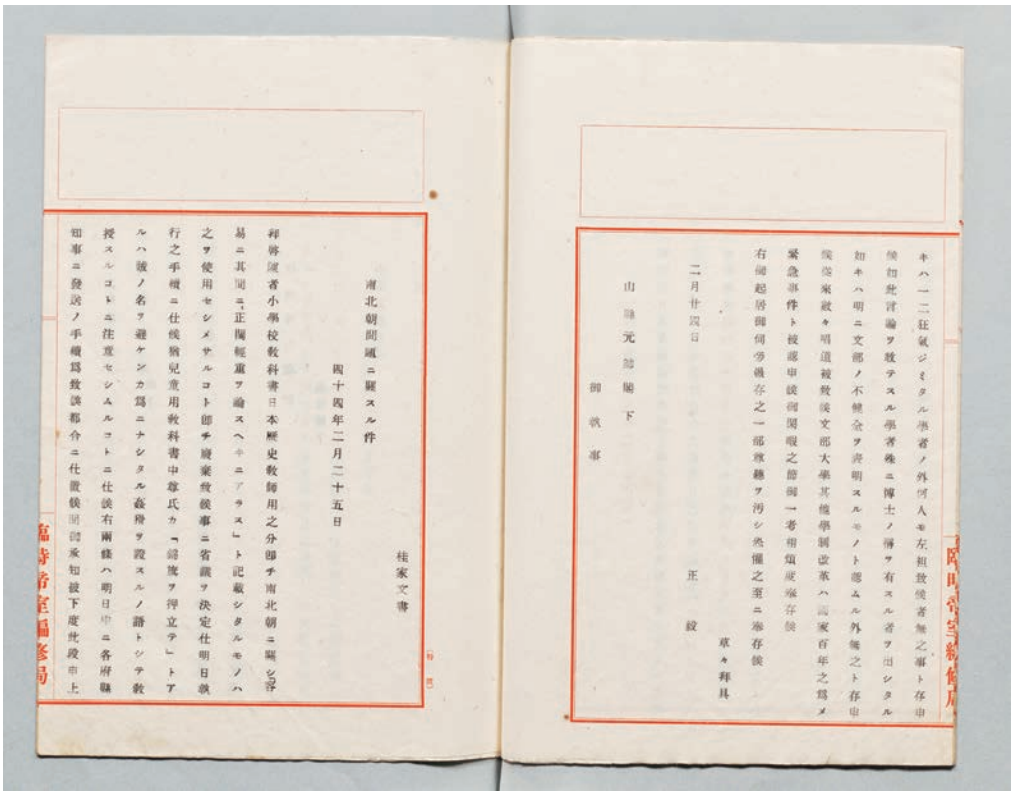

キハ一二狂氣ジミタル學者ノ外何人モ左袒致候者無之事ト存申候如此言論ヲ放テスル學者幾ニ博士ノ稱ヲ有スル者ヲ出シタル如キハ明ニ文部ノ不健全ヲ證明スルモノト認ムル外無之ト存申候然來敢々明道被發候文部大學其他學制改革ハ謂家百年之爲メ緊急事件ト被認申候何関暇之節御一考相煩度奉存候

右御起居御伺旁後存之一部敬穢ヲ汚シ恐懼之至ニ奉存候

草々拝具

二月廿四日

正綱

山縣元帥閣下

御執事

南北朝問題ニ關スル件

明十四年二月二十五日

桂家文書

拝啓陸者小學校教科書日本歴史教師用之分即チ南北朝ニ關シ存易ニ其間ニ正閏輕重ヲ論スヘキニアラス」ト記載シタルモノハ之ヲ使用セシメサルコト即チ廢棄致候事ニ省議ヲ決定仕明日執行之手續ニ仕候猶兒童用教科書中尊氏カ「錦旗ヲ押立テ」トアルハ彼ノ名ヲ避ケンカ爲ニナシタル姦計ヲ設スルノ語トシテ教授スルコトニ注意セシムルコトニ仕談有兩條ハ明日中ニ各府縣知事ニ發送ノ手續爲致誘都合ニ仕度候間御承知被下度此段申上

宮内省宮内公文書館

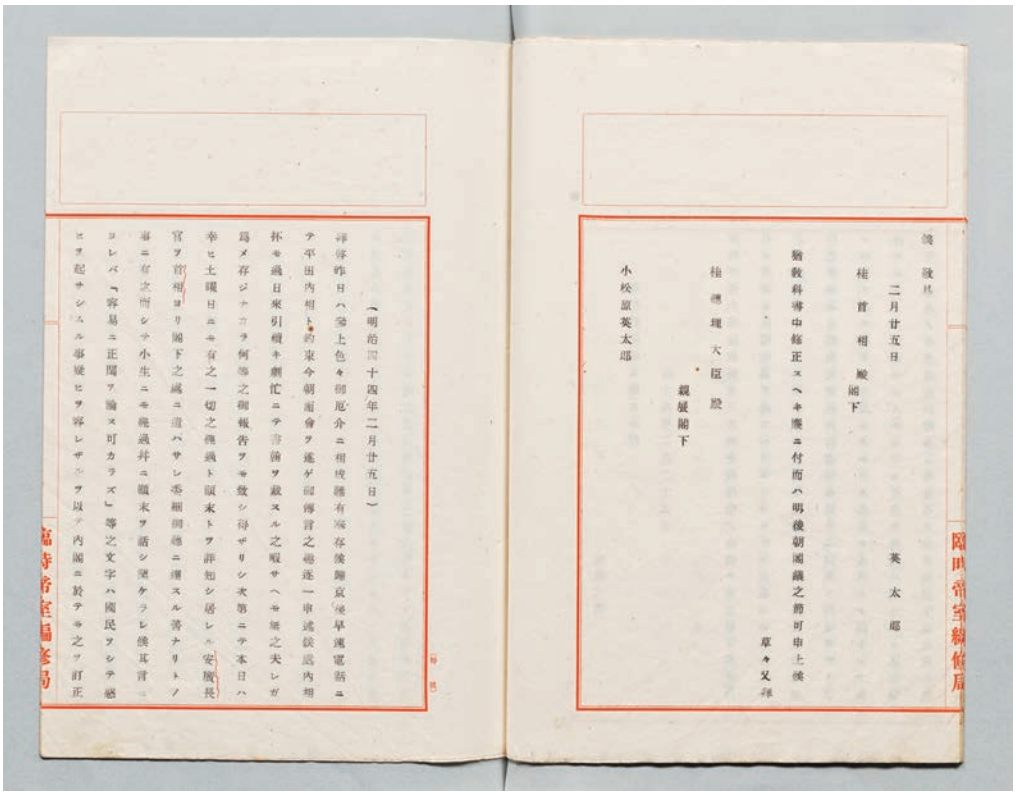

（明治四十四年二月廿五日）

拝啓昨日ハ發上色々御厄介ニ相成難有奉存候御京後早速電話ニテ平田内相ト約束今朝面會ヲ遂ケ御傳言之趣逐一申述候處内相抔モ過日來引續キ劇忙ニテ書簡ヲ敢スル暇サヘモ無之夫レガ爲メ存ジナカラ何等之御報告ヲモ致シ得ザリシ次第ニテ本日ハ幸ヒ土曜日ニモ有之一切之應酬ト頭來トヲ評知シ居レル安藤長官ヲ官邸ヨリ閣下之處ニ遣ハサレ委細御趣ニ續スル筈ナリトノ事ニ有之而シテ小生ニモ應過并ニ職末ヲ語シ置ケラレ候其言ニヨレバ「容易ニ正閏ヲ論ス可カラズ」等之文字ハ國民ヲシテ感ヒヲ起サシムル事疑ヒヲ容レザルヲ以テ内閣ニ於テモ之ヲ訂正

宮内省宮内公文書館

【写真 C-57】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

敬具

二月廿五日

英太郎

桂首相閣下

猶教科書中修正スヘキ廉ニ付而ハ明後朝閣議之節可申上候

草々又拝

桂總理大臣殿

親展閣下

小松原英太郎

【写真 C-58】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

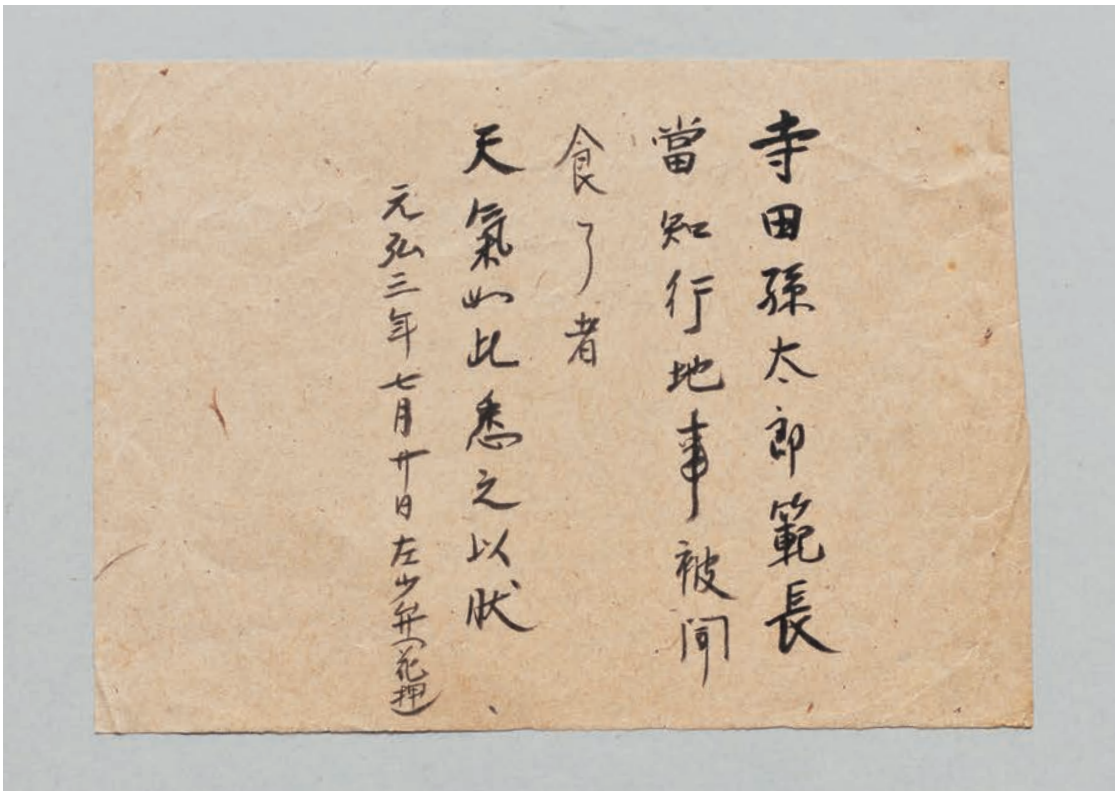
寺田孫太郎範長
當知行地事被問
食了者
天氣如此感之以狀
元弘三年七月廿日左少弁(花押)

【写真 C-59】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

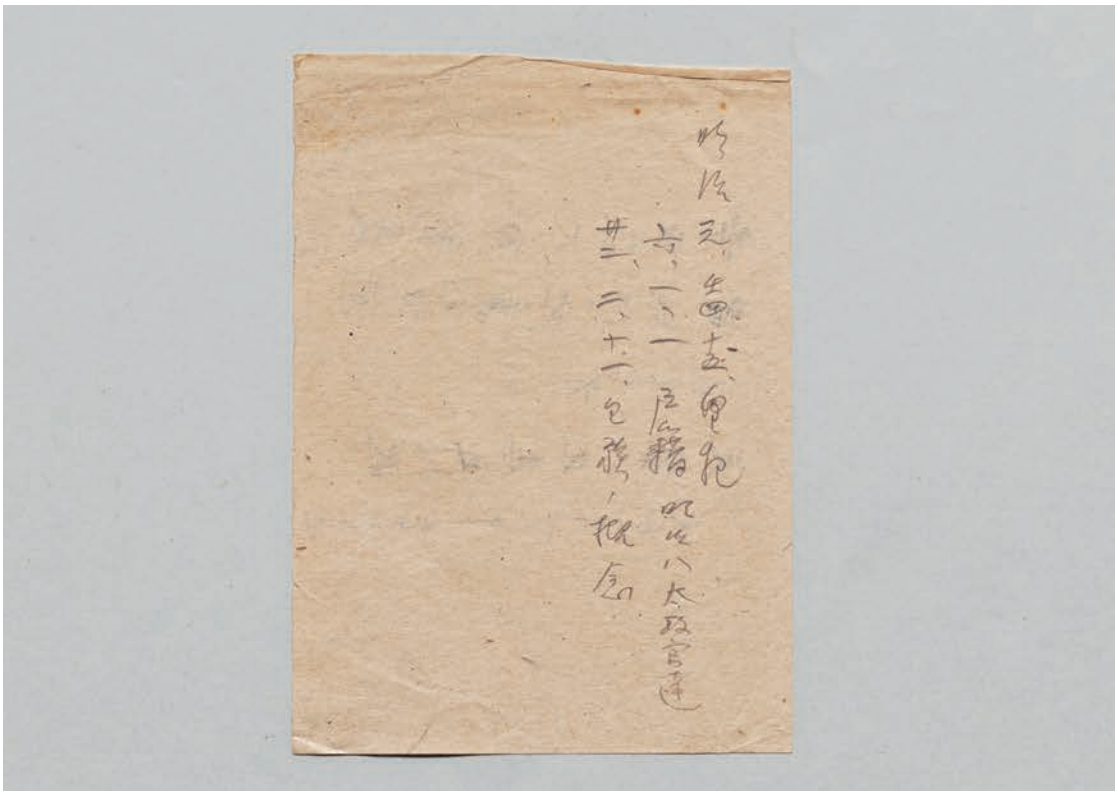

【写真 C-60】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

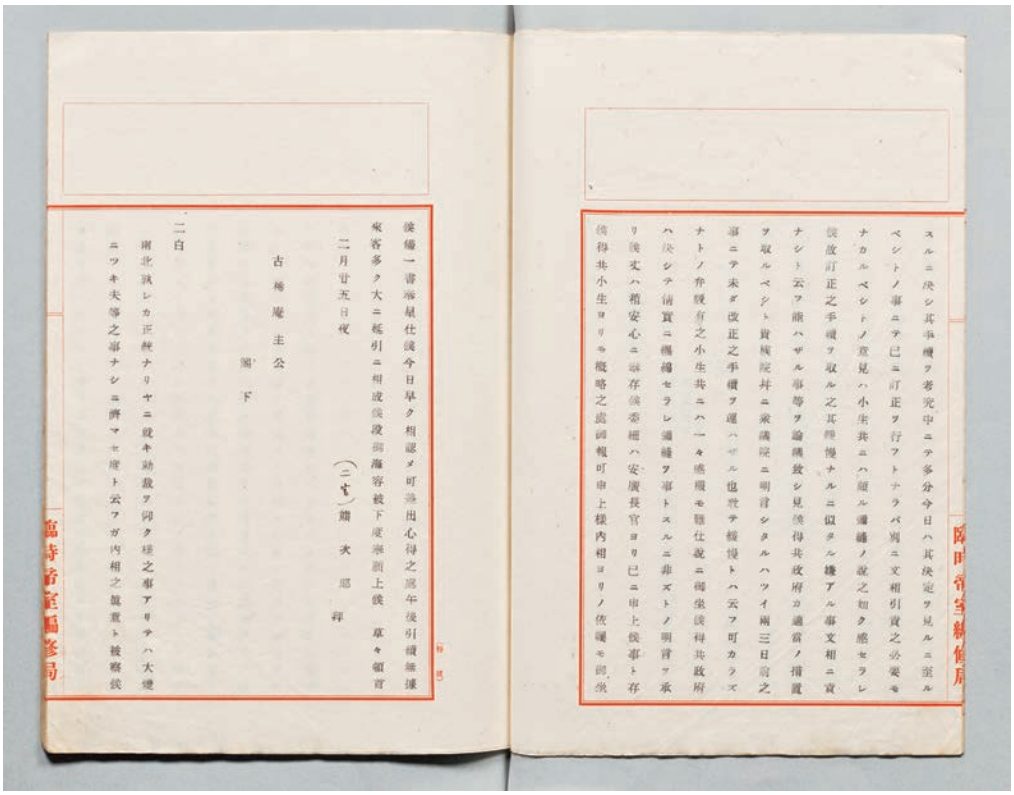

スルニ決シ其手續ヲ考究中ニテ多分今日ハ其決定ヲ見ルニ至ルベシトノ事ニテ已ニ訂正ヲ行フトナラバ則ニ文相引責之必要モナカルベシトノ意見ハ小生共ニハ頗ル滑稽ノ説之如ク感セラレ候故訂正之手續ヲ取ル之其緩慢ナルニ似タル譏アル事文相ニ責ナシト云フ能ハザル事等ヲ論議致シ見候得共政府カ適當ノ措置ヲ取ルベシト貴族院幷ニ衆議院ニ明言シタルハツイ兩三日前之事ニテ未ダ改正之手續ヲ運ハザル也然テ緩慢トハ云フ可カラズナトノ弁駁有之小生共ニハ一々感服モ難仕説ニ傾聚候得共政府ハ決シテ情實ニ拘泥セラレ滑稽ヲ事トスルニ非ズトノ明言ヲ承リ候丈ハ若安心ニ無存候委細ハ安廣長官ヨリ已ニ申上候事ト存候得共小生ヨリモ概略之處詞報可申上様内相ヨリノ依囑モ御座

候編一書帰星仕候今日早々相認メ可申出心得之處年後引續無據來客多ク大ニ延引ニ相成候段御海容被下度奉願上候　草々頓首

二月廿五日夜　（二七）　鍋次郎　拝

古稀庵主公

閣下

追白

南北汎レカ正統ナリヤニ疑キ動搖ヲ抑ク様之事アリテハ大變ニツキ夫等之事ナシニ濟マセ度ト云フガ内相之意意ト被察候

宮内庁書陵部

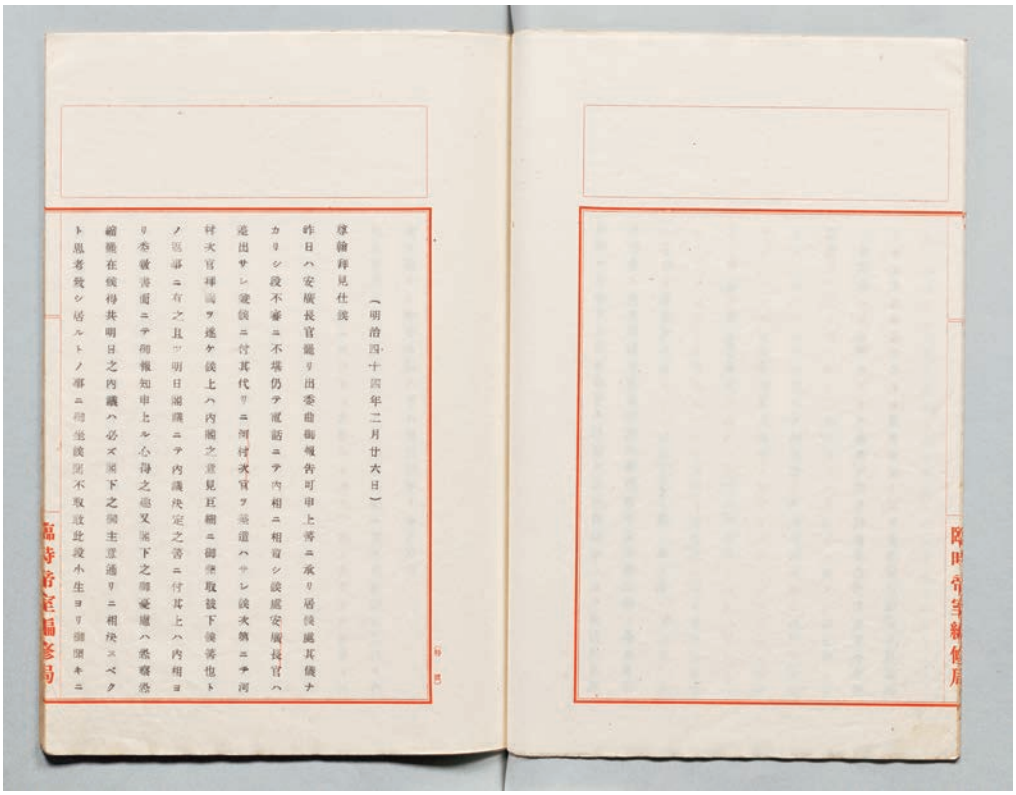

（明治四十四年二月廿六日）

尊翰拝見仕候

昨日ハ安廣長官鑑リ出委曲御報告可申上等ニ承リ居候處其儀ナカリシ段不審ニ不堪仍テ電話ニテ内相ニ相質シ候處安廣長官ハ進出サレ候段ニ付其代リニ河村次官ヲ遣ハサレ候次第ニテ河村次官様ニヲ遂ケ候上ハ内閣之意見亘綱ニ御聖取被下候等也トノ返事ニ有之且ツ明日閣議ニテ内議決定之筈ニ付其上ハ内相ヨリ参議等面ニテ御報知申上ル心得之旨又閣下之御憂慮ハ然察恐縮候在候得共明日之内議ハ必ズ閣下之御主意通リニ相決スベクト思考致シ居ルトノ事ニ御坐候間不取敢此段小生ヨリ御聞キニ

宮内庁書陵部

【写真 C-61】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-62】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

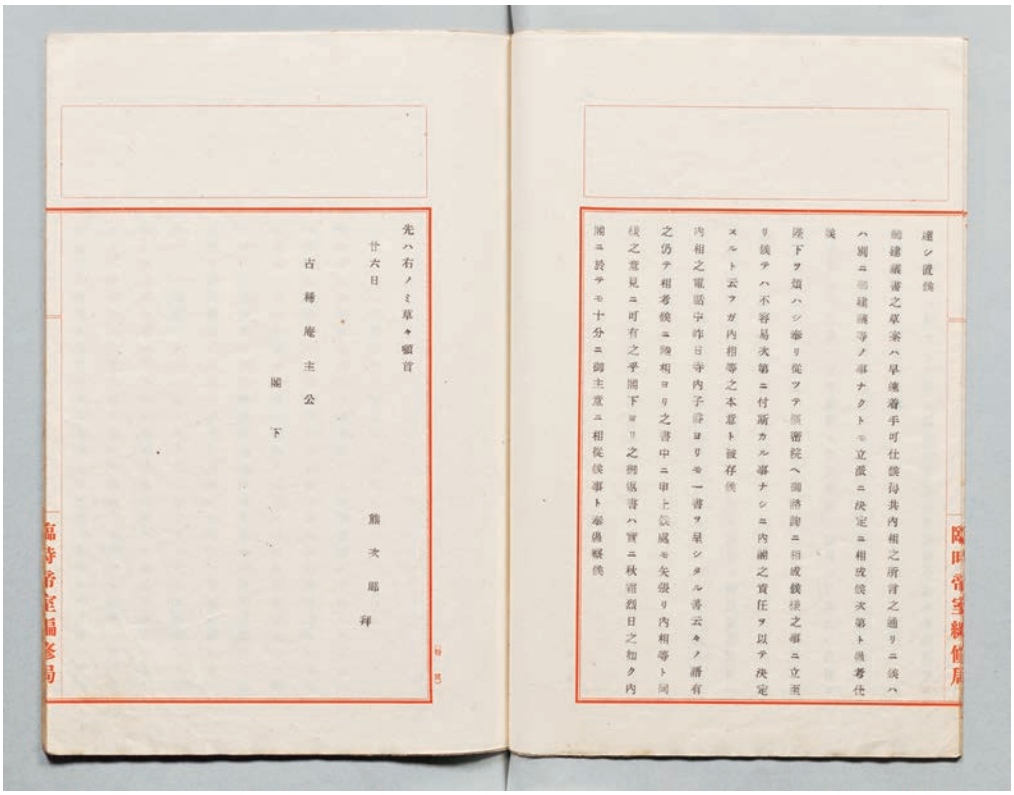

遷シ渡候
御建議書之草案ハ早速着手可仕候得共内相之所言之通リニ候ハ
ハ別ニ御建議等ノ事ナクトモ立憲ニ決定ニ相成候次第ト拙考仕
候
陛下ヲ煩ハシ奉リ従ツテ枢密院ヘ御諮詢ニ相成候様之事ニ立至
リ候テハ不容易次第ニ付斯カル事ナシニ内閣之責任ヲ以テ決定
スルト云フガ内相等之本意ト被存候
内相之電話中昨日寺内子爵ヨリモ一書ヲ呈シタル旨云々ノ番有
之仍テ相考候ニ幾相ヨリ之書中ニ申上候通モ矢張リ内相等ト同
様之意見ニ可有之乎閣下ヨリ之御返書ハ實ニ秋霜烈日之如ク内
閣ニ於テモ十分ニ御主意ニ相従候事ト奉遥察候

先ハ右ノミ草々頓首

廿六日

鶴次郎拜

古稀庵主公

閣下

宮内省宮内公文書館

【写真 C-63】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

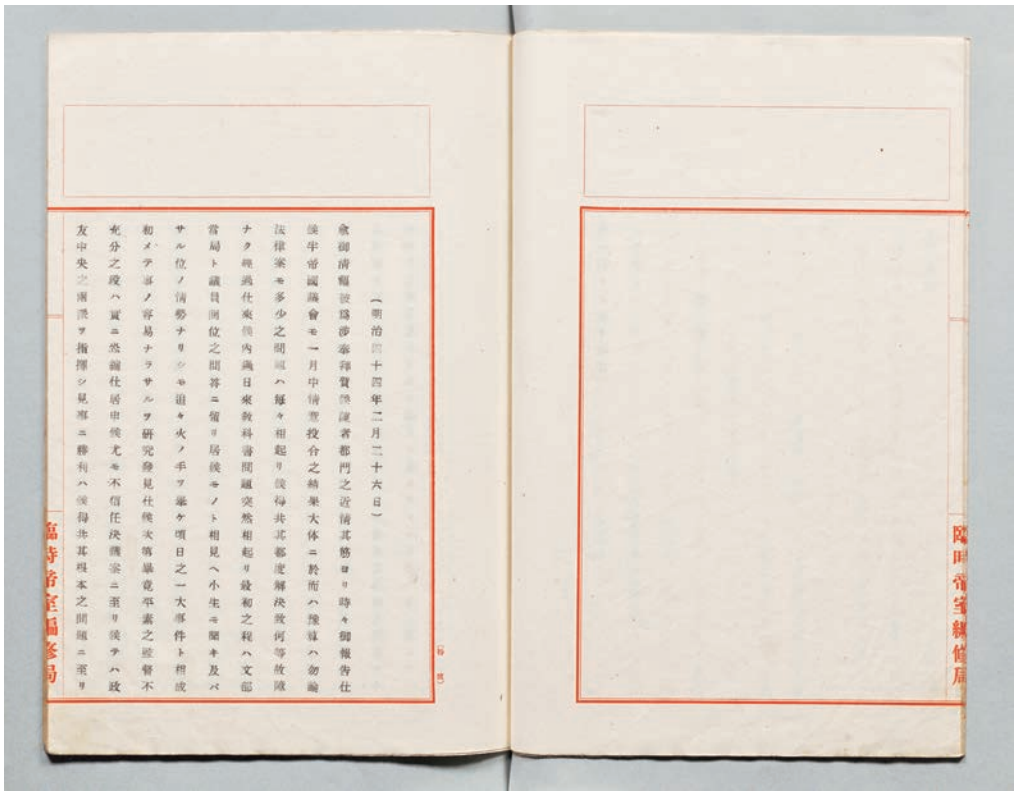

（明治四十四年二月二十六日）

愈御清穆被為渉奉拜賀候陳者都門之近情其筋ヨリ時々御報告仕
候半帝國議會モ一月中情實投合之結果大体ニ於テハ穏妥ハ勿論
法律案モ多少之問題ハ毎々相起リ候得共其都度解決致何等故障
ナク穏過仕来候内議日来教科書問題突然相起リ殺和之秋ハ文部
當局ト議員間位之間答ニ留リ居候モノト相見ヘ小生モ聞キ及バ
サル位ノ情勢ナリシモ遂ヶ火ノ手ヲ挙ケ頃日之一大事件ト相成
初メテ事ノ容易ナラサルヲ研究除見仕候次第暴竟平素之監督不
充分之段ハ實ニ然論仕居申候尤モ不信任決議案ニ至リ候テハ政
友中央之團説ヲ指揮シ見事ニ勝利ハ候得共其現本之間題ニ至リ

宮内省宮内公文書館

【写真 C-64】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

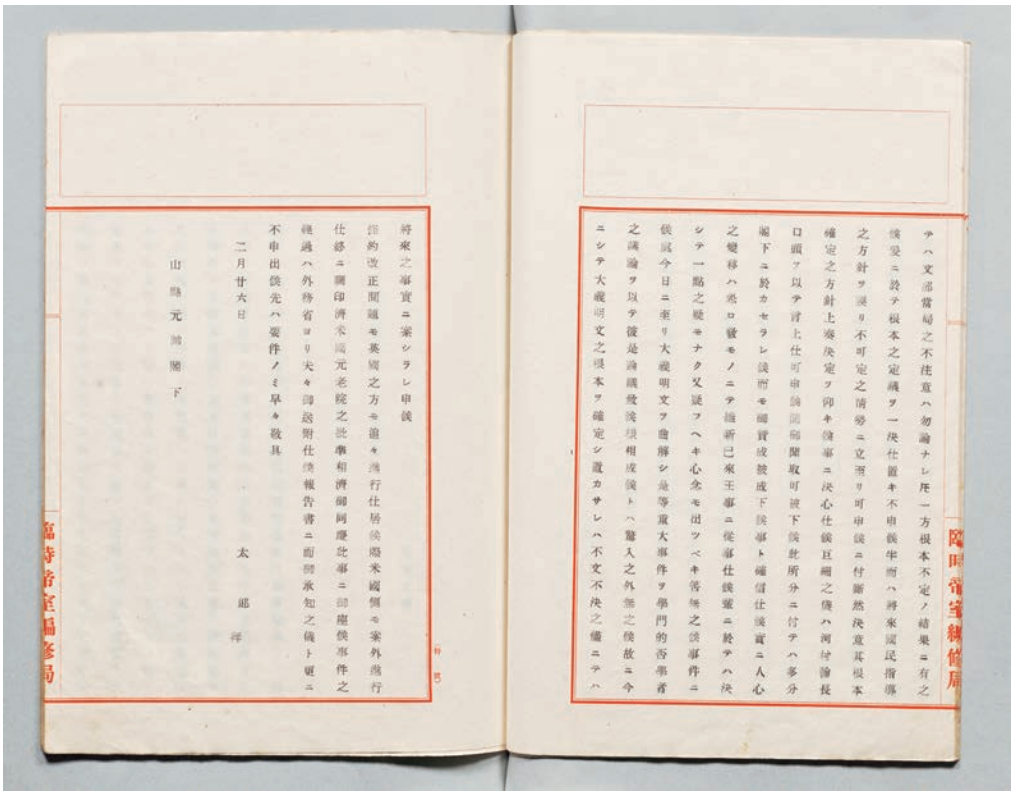

テハ文部當局之不往意ハ勿論ナレ共一方根本不定ノ結果ニ有之後受ニ於テ根本之定議ヲ一決仕置キ不申候半而ハ將來國民指導之方針ヲ誤リ不可定之情勢ニ立至リ可申候ニ付斷然決意其根本確定之方針上奏決定ヲ仰キ候事ニ決心仕候亘細之儀ハ何付論長口頭ヲ以テ詳上仕可申論間敷聞取可被下候此所分ニ付テハ多分閣下ニ於カセラレ候而モ繼續成被成下候事ト確信仕候實ニ人心之變移ハ恐ロ畏モノニテ維新已來王事ニ從事仕候輩ニ於テハ決シテ一點之疑モナク又疑フヘキ心念モ出ツベキ筈無之候事件ニ候處今日ニ至リ大義明文ヲ曲解シ是等重大事件ヲ學門的否事者之議論ヲ以テ復是論議發議現相成候トハ驚入之外無之候故ニ今ニシテ大義明文之根本ヲ確定シ置カサレハ不文不決之儀ニテハ

宮内省宮編參局

將來之事實ニ案シラレ申候

條約改正問題モ萬國之方モ進ヲ為行仕居候際來國側モ案外為行仕候ニ關印濟來國元老院之批準相濟御同意此事ニ御座候事件之經過ハ外務省ヨリ夫々御送附仕候報告書ニ而御承知之儀ト更ニ不申出候先ハ要件ノミ早々敬具

二月廿六日　　太郎　拜

山縣元帥閣下

宮内省宮編參局

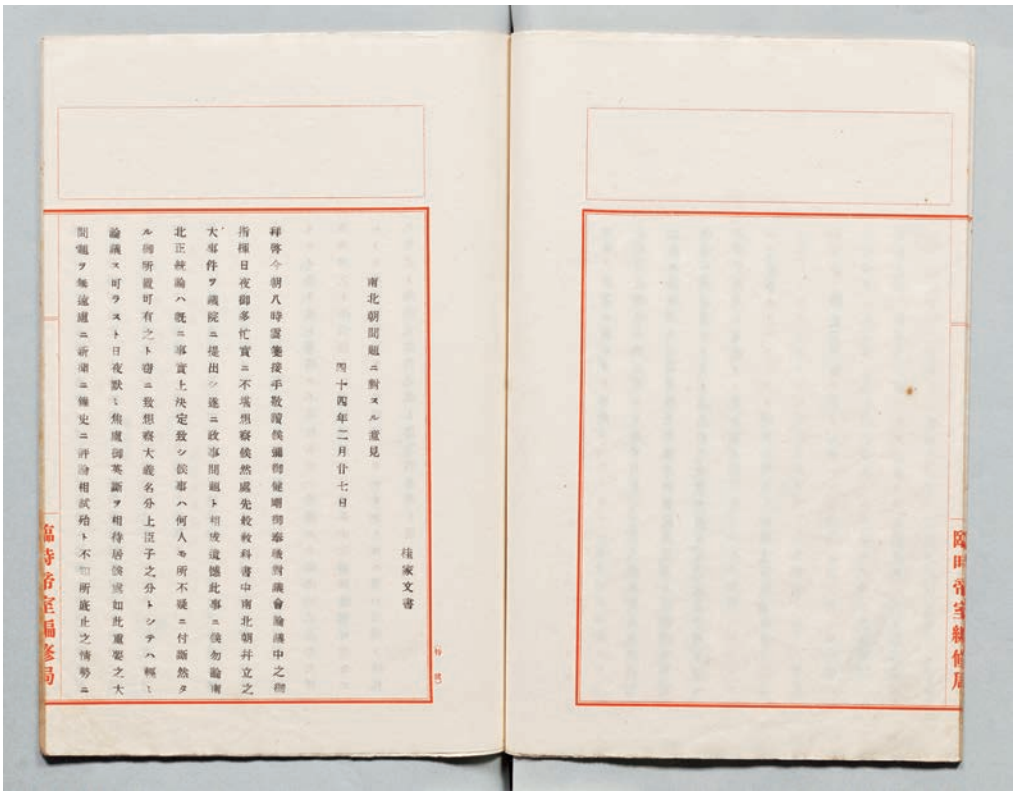

南北朝問題ニ對スル意見

後家文書

四十四年二月廿七日

拜啓今朝八時霞集接手敬讀候彌御健剛御奉職實議會論議中之御指揮日夜御多忙實ニ不堪想察候然處先般教科書中南北朝并立之大事件ヲ議院ニ提出シ遂ニ政事問題ト相成遂態此事ニ候勿論南北正統論ハ既ニ事實上決定致シ候事ハ何人モ所不疑ニ付斷然タル御所說可有之ト尊ニ致想察大義名分上臣子之分トシテハ輕ク論議ス可ラスト日夜默ミ焦慮御英斷ヲ相待居候處如此重要之大問題ヲ無遠慮ニ新聞ニ雜史ニ評論相試殆ト不切所底止之情勢ニ

宮内省宮編參局

【写真 C-65】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-66】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

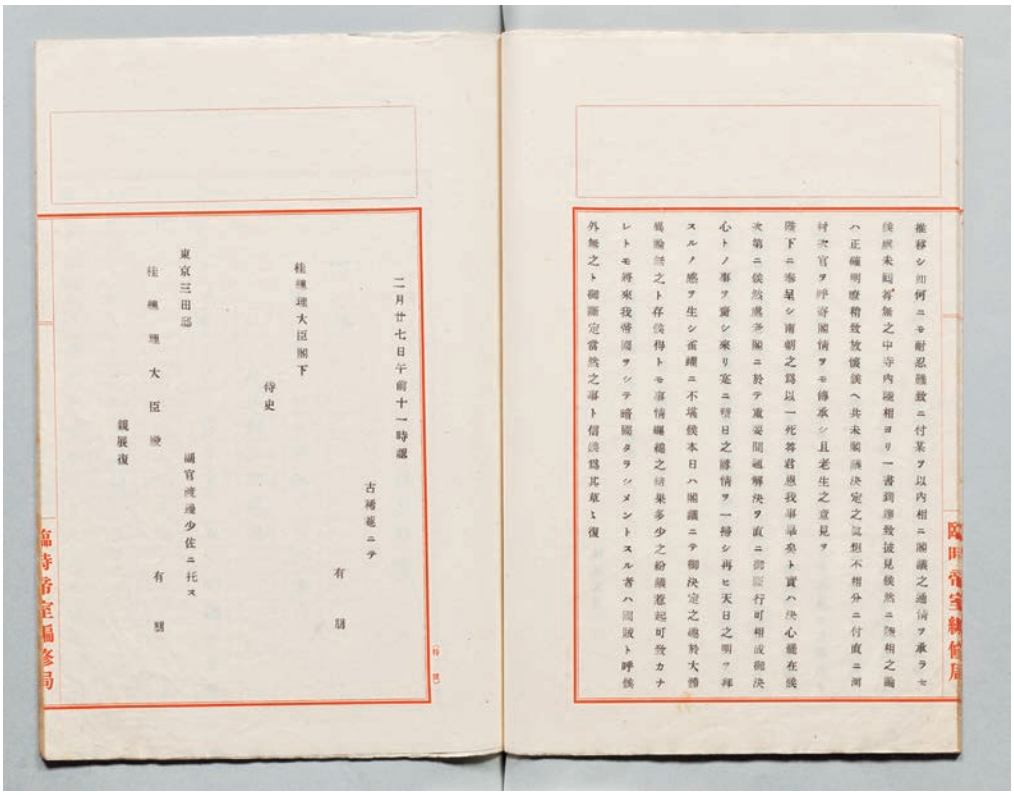

推移シ如何ニモ耐忍難致ニ付某ヲ以内相ニ閣議之通情ヲ承ラセ後照未聞者無之中寺内総相ヨリ一書到達致候見候然ニ隠相之論ハ正確明瞭精致放懐談ヘ共未閣議決定之筋想不相分ニ付直ニ河村次官ヲ呼寄閣情ヲモ傳承シ且老生之意見ヲ

陛下ニ奏呈シ南朝之筋以一死等君恩我事畢乗ト貫ハ決心徹在候次第ニ候然慮当閣ニ於テ重要問題解決ヲ直ニ御断行可相成御決心トノ事ヲ奏シ来リ定ニ翌日之謁情ヲ一掃シ再ヒ天日之明ヲ拝スルノ感ヲ生シ爾来ニ不堪候本日ハ閣議ニテ御決定之趣旨大博風験然之ト存候得トモ事情輾轉之結果多少之紛議惹起可致カナレトモ将来我帝国ヲシテ暗闇タラシメントスル者ハ閣議ト呼候外無之ト確断定當然之事ト信候筋其草ヽ復

二月廿七日午前十一時謁

古稀菴ニテ

有朋

桂侯爵大臣閣下

侍史

東京三田邸

閣官渡邊少佐ニ托ス

桂侯爵大臣 侍 有朋

親展復

【写真 C-67】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

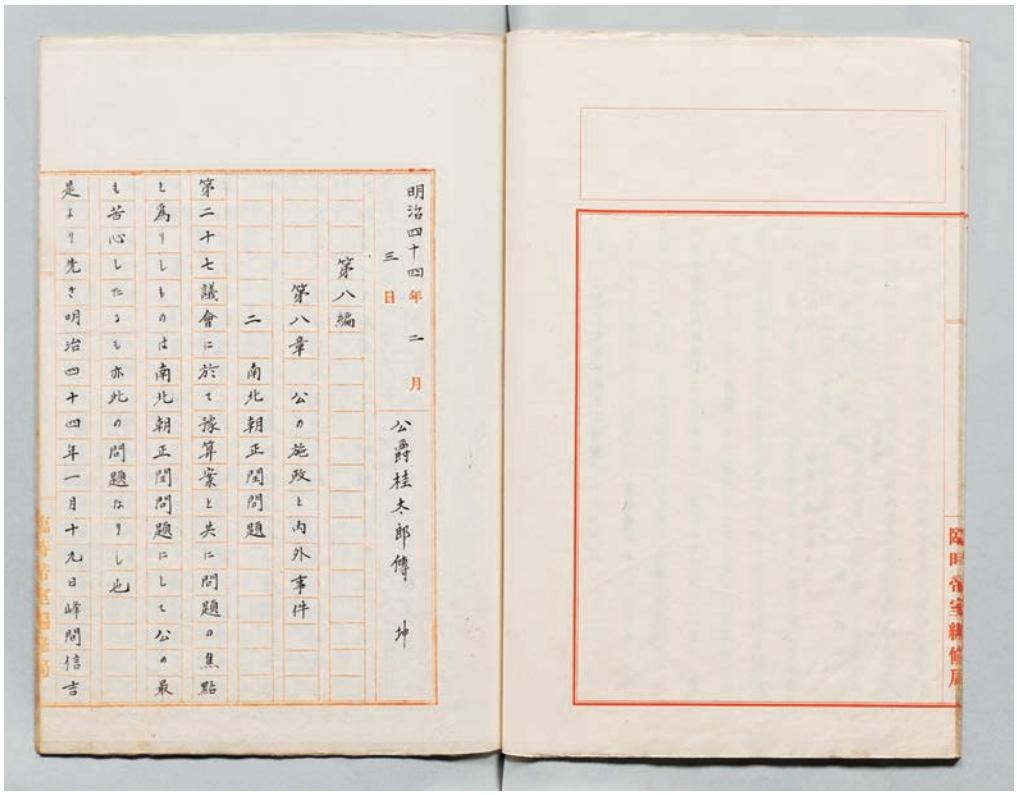

明治四十四年 二月 三日

公爵桂太郎傳 坤

第八編

第八章 公の施政と内外事件

二 南北朝正閏問題

第二十七議會に於て豫算案と共に問題の焦點と為りしものは南北朝正閏問題にして公の最も苦心したるも亦此の問題なりしも

是より先き明治四十四年一月十九日峰間信吉

【写真 C-68】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

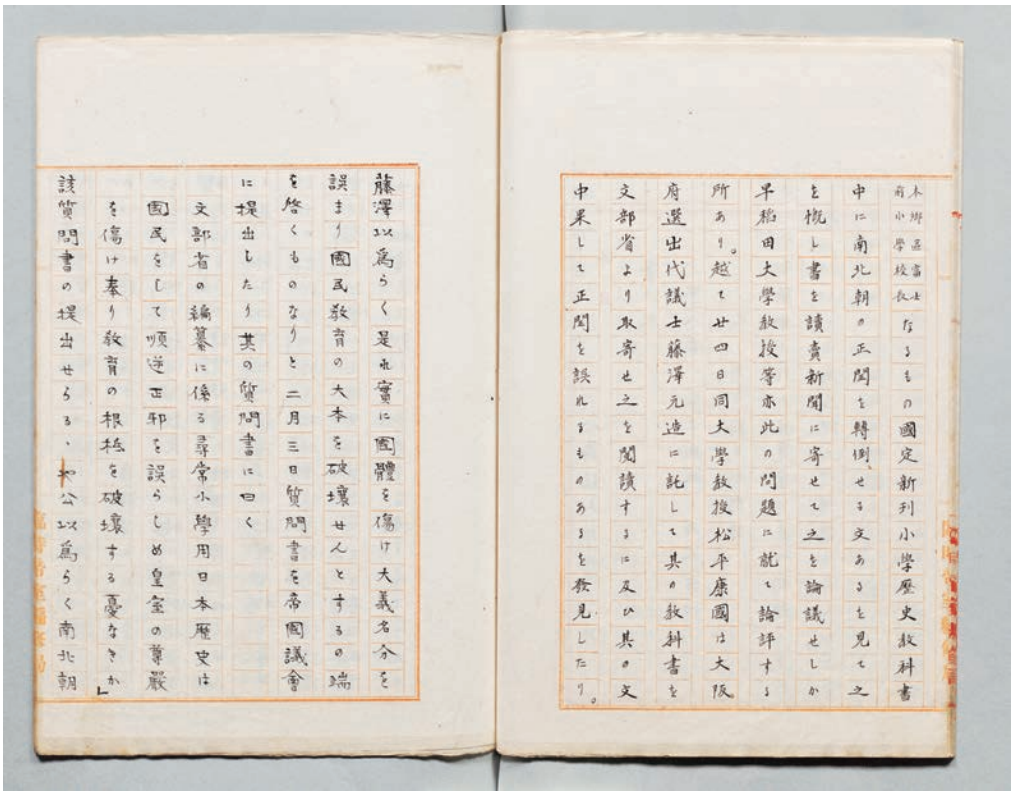

本期臨時小學校教
なるもの國定新刊小學歴史教科書
中に南北朝の正閏を轉倒せる文あるを見て之
を概し書を讀賣新聞に寄せて之を論議せしか
早稲田大學教授學士此の問題に就て論評する
所あり。越て廿四日同大學教授松平康國は大阪
府選出代議士藤澤元造に託して其の教科書を
文部省より取寄せ之を閲讀するに及び其の文
中果して正閏を誤れるものあるを發見したり。

藤澤以爲らく是れ實に國體を傷け大義名分を
誤まり國民教育の大本を破壞せんとするの端
を啓くものなりと二月三日質問書を帝國議會
に提出したり其の質問書に曰く
文部省の編纂に係る尋常小學用日本歴史は
國民をして順逆正邪を誤らしめ皇室の尊嚴
を傷け奉り教育の根柢を破壞する憂なきか」
該質問書の提出せらるゝ、や公以爲らく南北朝

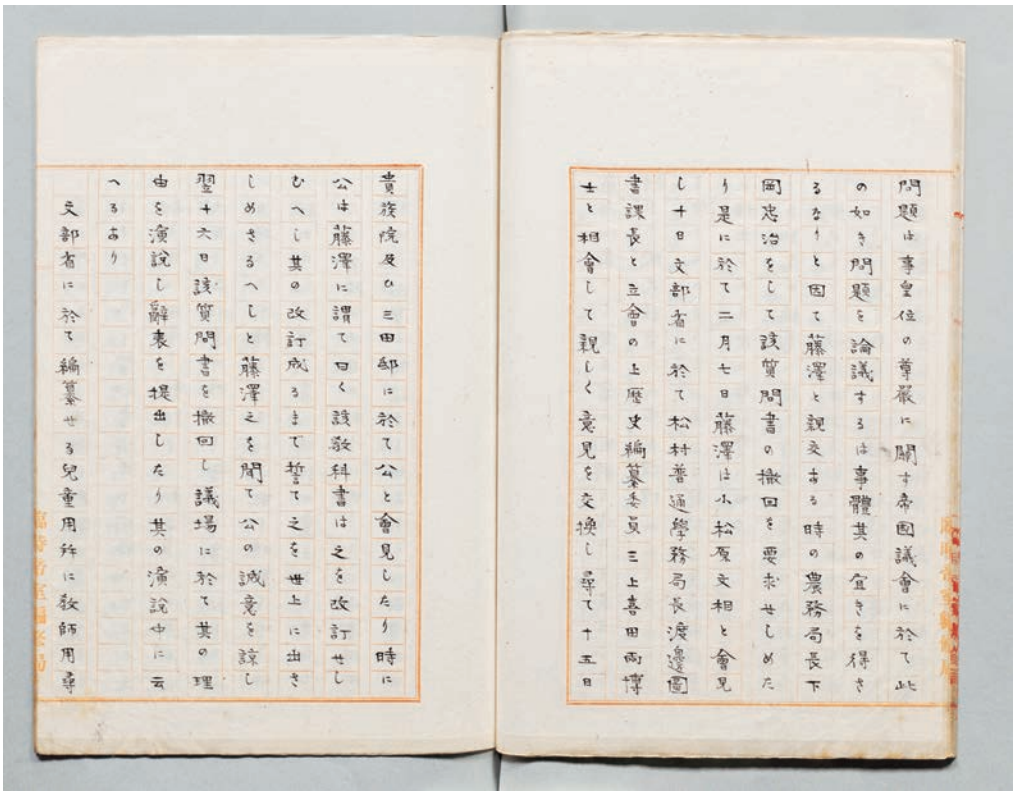

問題は事皇位の尊嚴に關す帝國議會に於て此
の如き問題を論議するは事體其の宜きを得さ
るなりと因て藤澤と親交ある時の農務局長下
岡忠治をして該質問書の撤回を要求せしめた
り是に於て二月七日藤澤は小松原文相と會見
し十日文部省に於て松村普通學務局長渡邊國
書課長と立會の上歴史編纂委員三上喜田兩博
士と相會して親しく意見を交換し尋て十五日

貴族院及び三田邸に於て公と會見したり時に
公は藤澤に謂て曰く該教科書は之を改訂せし
むへし其の改訂成るまで暫て之を世上に出さ
しめさるへしと藤澤之を聞て公の誠意を諒し
翌十六日該質問書を撤回し議場に於て其の理
由を演説し辭表を提出したり其の演説中に云
へるあり
文部省に於て編纂せる兒童用修に教師用尊

【写真 C-69】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-70】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

常小學日本歴史は我國の國體上看過する能
はざるを以て質問書提出と同時に三たび文
部大臣に面會し極論する所ありたり然る
に大臣は教科書中改訂を要する事は認めたる
も種々の手續あるを以て或る時期を以て改
訂すべしと答へ直に改訂の意なきを表白し
たり其後同大臣の紹介に因りて三上喜田兩
博士に面會し極論する所ありしに兩博士は
維新以前は知らず維新後南朝を正統と認む
るものなるを惡しむと云へり予は憮然暫く
能はず直に伊勢大廟に來拜して神意を伺ひ
奉り前日父南岳とも協議し今回上京の途次
再び熱田神宮に參拜し十五日午後二時新橋
に着する必往首相より會見の申込あり因て
直に貴族院大臣室に於て首相と會見せしに
首相は余が質問の主意を了解し乎て曰く教

【写真 C-71】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

教科書は公表せず直に廢棄すべしと首相か
誠を以て予に誓ひたる以上予は此上質問演
說を敢てして國論を沸騰せしむる事を欲せ
ず予は一介の書生なり大政黨の後援あるに
非ず勿論買收せられたるにもあらず首相か
誠意を以て教科書の改訂を誓ひたる以上予
は最早何物をも言ふの必要なし故に之を撤
回すべし而して予か目的貫徹し空前の事業
を解決し皇運を輔翼し奉りたる以上は最早
代議士として議政に參與するの必要なしと
認むるを以て予は本日辭職を申出てたり
斯くて縁澤代議士の質問を撤回し代議士を辭
する必政府は該教科書編纂委員喜田博士に休
職を命じ更に他の委員に命じて之か改訂に著
手せしめたり
該問題の起る必國民黨代議士は問責決議案を

【写真 C-72】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

議案を議會に提出せしが二月廿三日の議場に於て否決せられたり　越て廿七日政友會代議士も赤紅葉館に會合し議員問題に關し委員二十八名を選びて速に教科書の改訂をなさしむる事『速に當局者の責任を明にする事』の二件を決し政府に交渉する所ありたり　三月十五日に至り國民黨所屬村松代議士より左の質問書を議會に提出せり

一　政府は南朝の正統なるを認め教科書改正に著手したるか如し然るに同一の委員にして先きには兩朝並立說を主張し今又飜て南朝正統說に一致したるは如何なる理由に基くや

一　政府か南朝の正統なるを認むるに至りしは如何なる事實上の根據に基き又如何なる理由に依るや詳細に之を明示せむこ

宮内庁書陵部

【写真 C-73】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

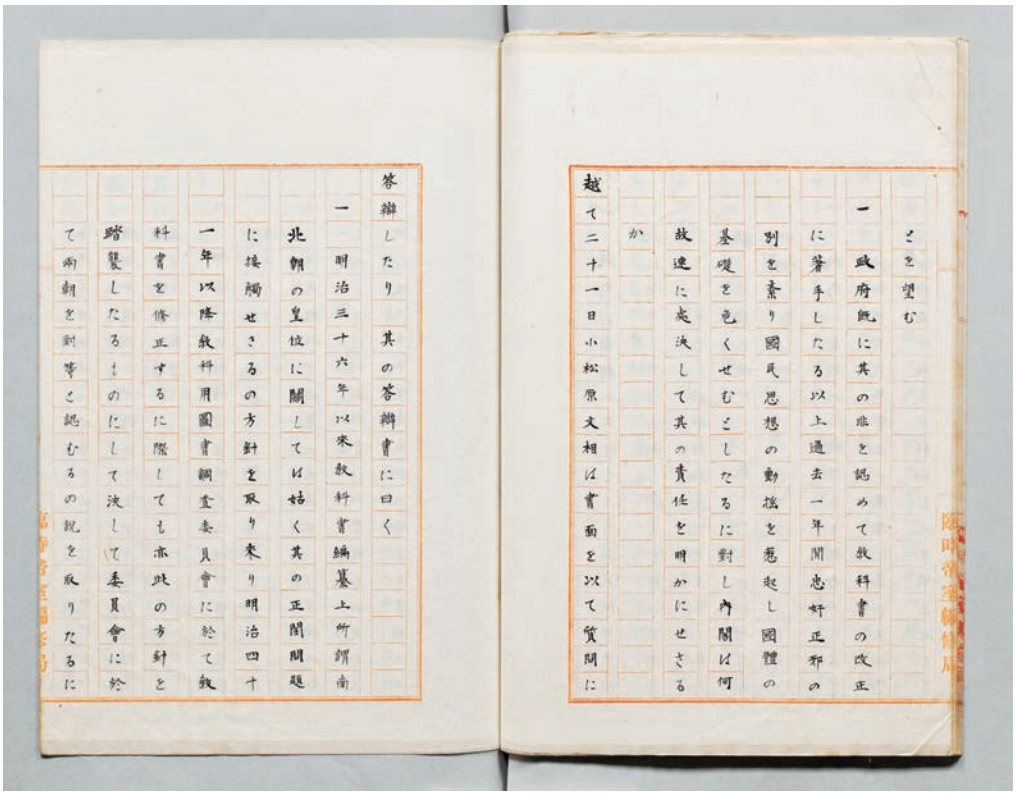

とを望む

一　政府既に其の非を認めて教科書の改正に著手したる以上過去一年間忠奸正邪の別を素り國民思想の動搖を惹起し國體の基礎を危くせむとしたるに對し內閣は何か故速に處決して其の責任を明かにせさる越て二十一日小松原文相は書面を以て質問に答辯したり　其の答辯書に曰く

一　明治三十六年以來教科書編纂上所謂南北朝の皇位に關しては姑く其の正閏問題に接觸せさるの方針を取り來り明治四十一年以降教科用圖書調査委員會に於て教科書を修正するに際しても亦此の方針を踏襲したるものにして決して委員會に於て兩朝を對等と認むるの說を取りたるに

宮内庁書陵部

【写真 C-74】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

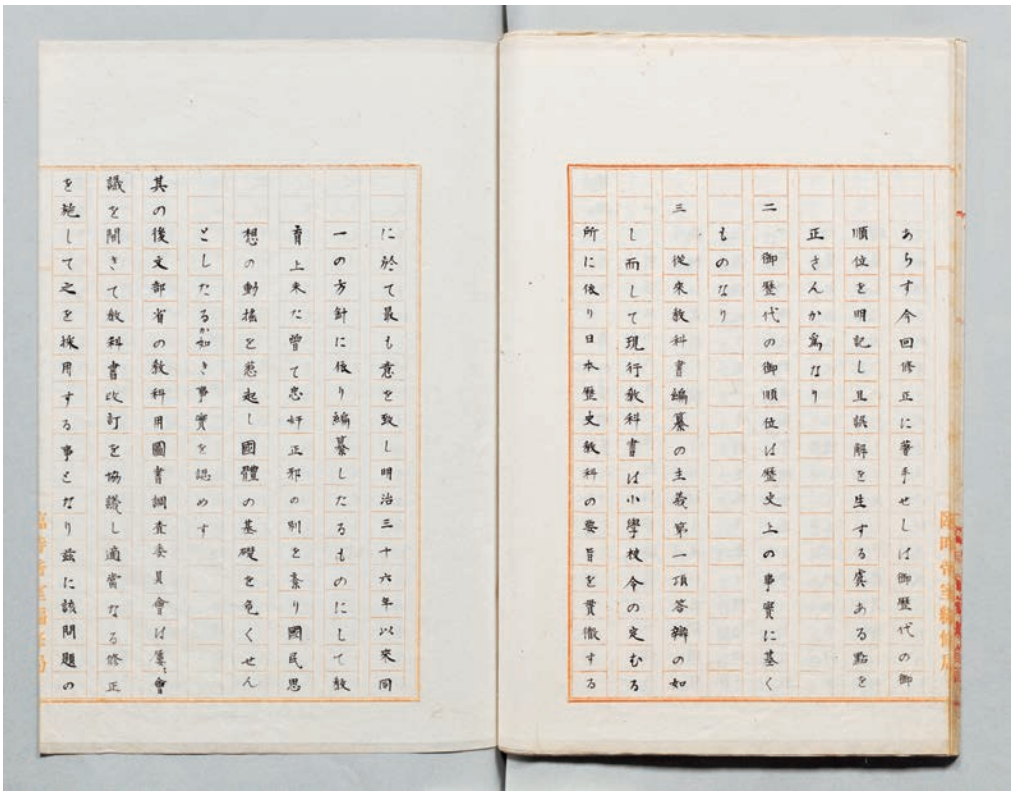

あらす今回修正に着手せしは御歴代の御順位を明記し見誤解を生ずる虞ある點を正さんが為なり

二　御歴代の御順位は歴史上の事實に基くものなり

三　從來教科書編纂の主義第一項答辯の如し而して現行教科書は小學校令の定むる所に依り日本歴史教科の要旨を貫徹する

に於て最も意を致し明治三十六年以來同一の方針に依り編纂したるものにして教育上未だ曾て忠奸正邪の別を紊り國民思想の動搖を惹起し國體の基礎を危くせんとしたるが如き事實を認めず

其の後文部省の教科用圖書調査委員會は議會議を開きて教科書改訂を協議し適當なる修正を施して之を採用する事となり茲に該問題の

落着を見るに至れり

初め南北朝正閏に關する質問書の議會に提出せらるゝや公は該問題の深く聖慮を勞させ給はんことを恐れ百方奔走して絶に質問書の撤回を圖り漸に其の局を了するに至れりと雖も深く自ら其の責任の輕からざるを認識し小松原文相と共に表を上りて罪を闕下に待てり

天皇之を聽し給はず公も亦終に其の任に留

不開示

【写真 C-75】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 C-76】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

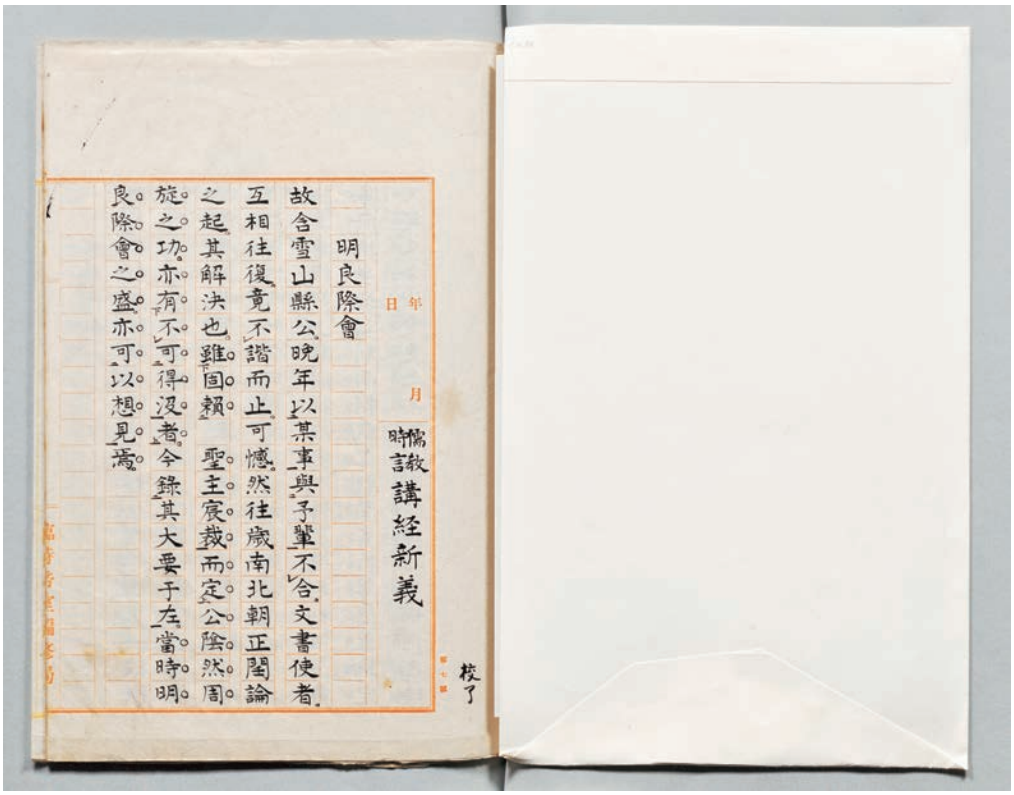

年 月 日

儒教講經新義

明良際會

故含雪山縣公晚年以某事與予輩不合文書使者互相往復竟不諧而止可憾然往歲南北朝正閏論之起其解決也雖固賴聖主宸裁而定公陰然周旋之功亦有不可得沒者今錄其大要于左當時明良際會之盛亦可以想見焉

校了

【写真 C-77】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

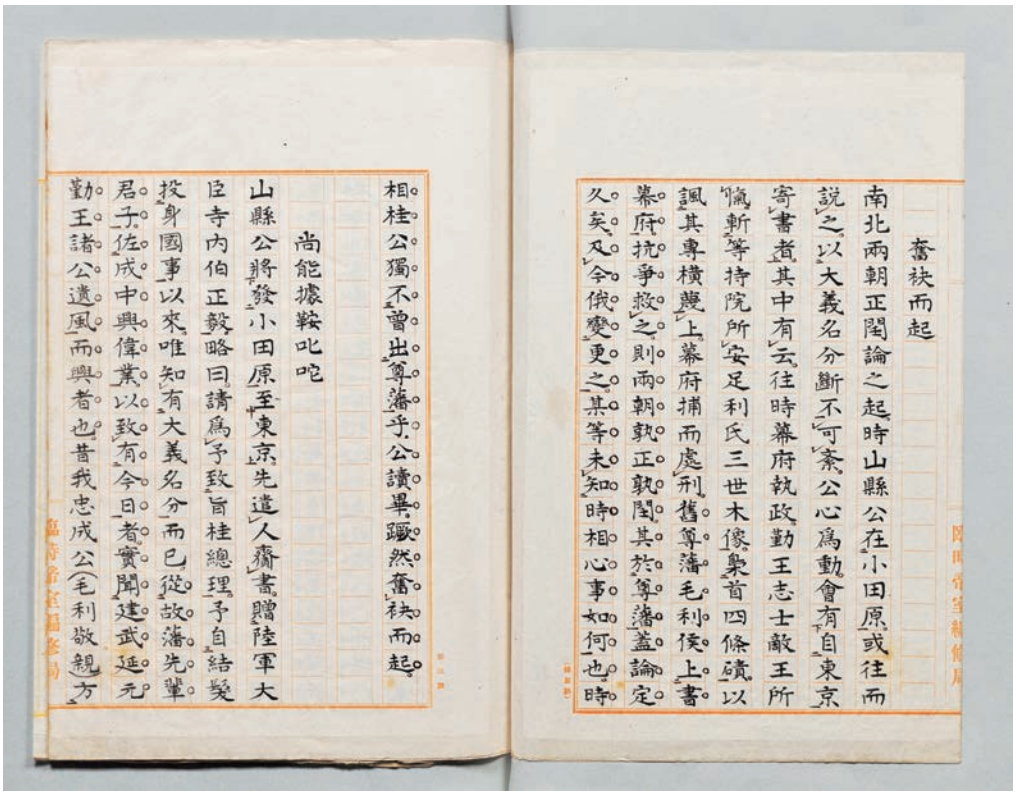

奮袂而起

南北兩朝正閏論之起時山縣公在小田原或往而說之以大義名分斷不可紊公心爲動會有自東京寄書者其中有云往時幕府執政勤王志士敵王所憤斬等持院所安足利氏三世木像梟首四條磧以諷其專橫覆上幕府捕而處刑舊尊藩毛利侯上書幕府抗爭救之則兩朝孰正孰閏其於尊藩蓋論定久矣又今俄變更之其等未知時相心事如何也時相桂公獨不曾出尊藩乎公讀畢躍然奮袂而起

尚能據鞍叱咤

山縣公將發小田原至東京先遣人齎書贈陸軍大臣寺内伯正毅略曰請爲予致旨桂總理予自結髮投身國事以來唯知有大義名分而已從故藩先輩君子佐成中興偉業以致有今日者實聞建武延元勤王諸公遺風而興者也昔我忠成公毛利敬親方

【写真 C-78】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

幕府未造義士敵愾梟逆賊像首幕府捕而置死公上書救之當時予實以其臣隷奉使命京師今日視之幾若隔世而其情狀則宛然在目矣不圖公等起身故藩輔弼　聖明而今俄有此正邪顛倒之妄擧也有朋雖老矣尚能據鞍叱咤願代先公爲　聖明除弊事惟公等圖之又別寄書陸相曰南北正閏而不辨則恐異日萬一有不軌之徒或挾○○而据○○其禍竟如何也老夫思一至此眠不睫交食不味甘公等盍少思之陸相得書愕貽急馳而報之桂首相

鳩首凝議

桂首相聞陸相言又閲公書憮然不知所為忽有僚吏來白曰警視廳來報山縣公汽車今發小田原首相大驚飛書召諸閣僚鳩首凝議未幾山縣公汽車至新橋驛

【写真 C-79】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

天王聖明

樞密院議長元帥陸軍大將大勲位公爵山縣有朋入朝謁覲　天皇特賜坐便殿有朋進見將發言天皇正色曰卿遠來自小田原無乃由南北兩朝論而然耶南朝正統之議定久矣明治維新之大業實繼建武中興之遺猷而成此事朕曩告之于吉野神宮及今何遽變更之爲人或可欺　祖宗神靈豈可罔哉卿其安意可也有朋感激潸然淚下拜稽首而退山公他日謂所昵曰曩日入朝予心竊謂萬一言而不聽則唯有尸諫耳迨拜　天顏披雲覩日予心惴然吁臣罪當誅　天王聖明此事予嘗聞諸山公所昵

以告者過也

山縣公既退御前造內閣桂首相與閣僚迎接公招

【写真 C-80】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

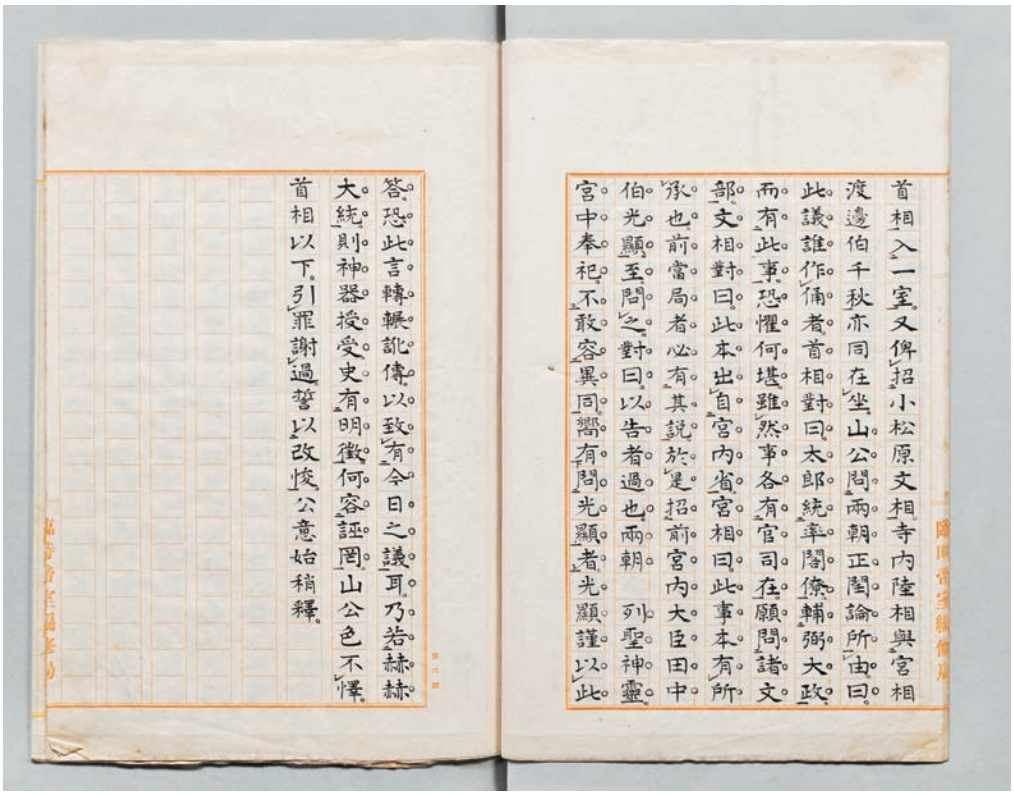

首相入一室又俾招小松原文相寺内陸相與宮相渡邊伯千秋亦同在坐山公問兩朝正閏論所由曰此議誰作倫者首相對曰太郎統率閣僚輔弼大政而有此事恐懼何堪雖然事各有官司在願問諸文部文相對曰此本出自宮内省宮相曰此事本有所承也前當局者必有其說於是招前宮内大臣田中伯光顯至問之對曰以告者過也兩朝列聖神靈宮中奉祀不敢容異同嚮有問光顯者光顯謹以此答恐此言轉輾訛傳以致有今日之議耳乃若赫赫大統則神器授受史有明徵何容誣罔山公色不懌首相以下引罪謝過誓以改悛公意始稍釋

【写真 C-81】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

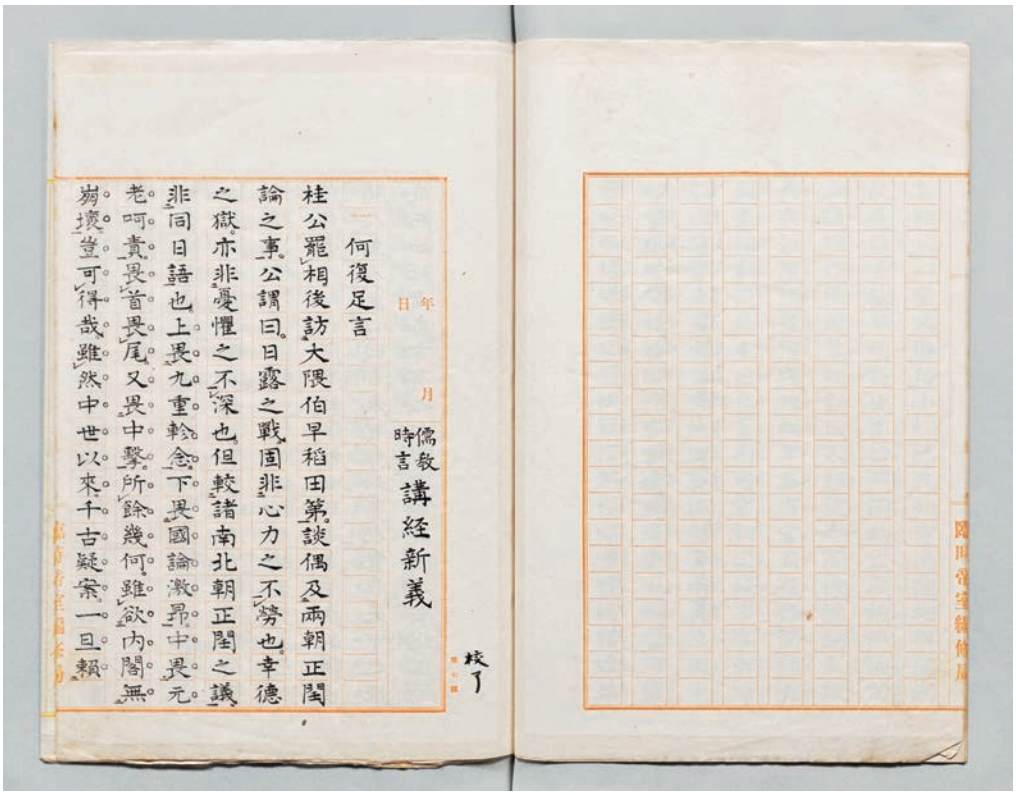

年　月　日

儒教時言　講經新義

何復足言

桂公罷相後訪大隈伯早稲田第談偶及兩朝正閏論之事公謂曰日露之戰固非心力之不勞也幸德之獄亦非憂懼之不深也但較諸南北朝正閏之議非同日語也上畏九重軫念下畏國論激昂中畏元老呵責畏首畏尾又畏中擊所餘幾何雖欲内閣無崩壞豈可得哉雖然中世以來千古疑案一旦賴

校了

【写真 C-82】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

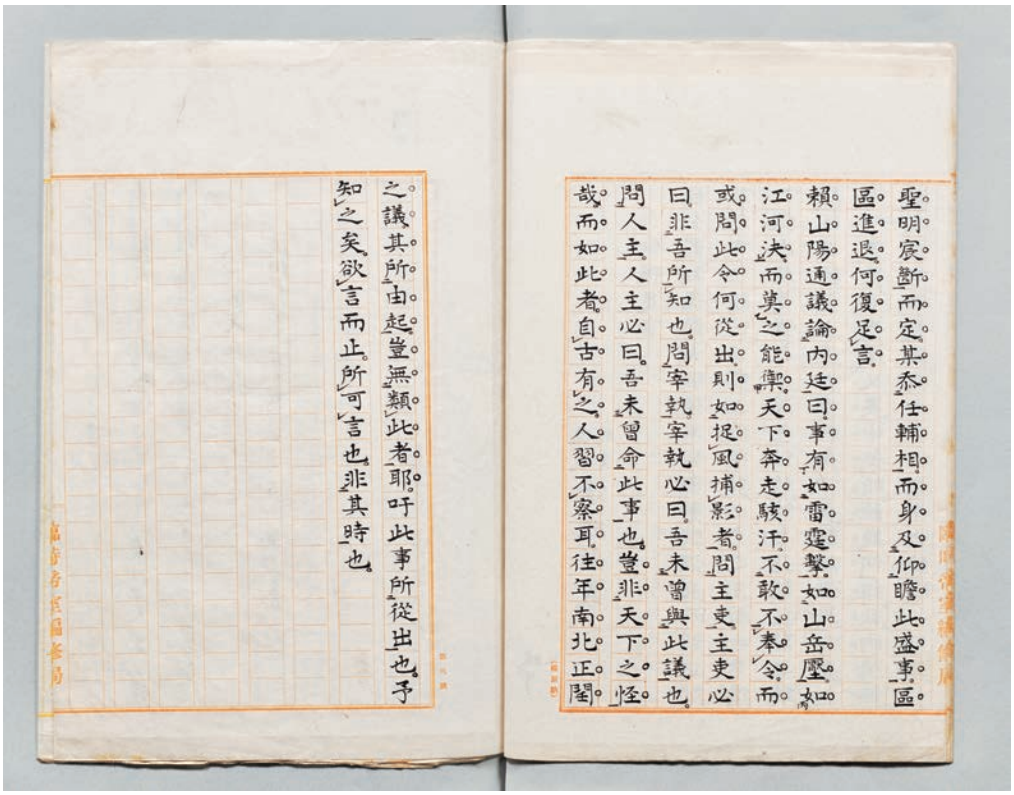

聖明宸斷而定其忝任輔相而身及仰瞻此盛事區區進退何復足言
賴山陽通議論内廷曰事有如雷霆擊如山岳壓如江河決而莫之能禦天下奔走駭汗不敢不奉令而或問此令何從出則如捉風捕影者問主吏主吏必曰非吾所知也問宰執宰執必曰吾未曾與此議也問人主人主必曰吾未曾命此事也豈非天下之怪哉而如此者自古有之人習不察耳往年南北正閏之議其所由起豈無類此者耶吁此事所從出也予知之矣欲言而止所可言也非其時也

【写真 C-83】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

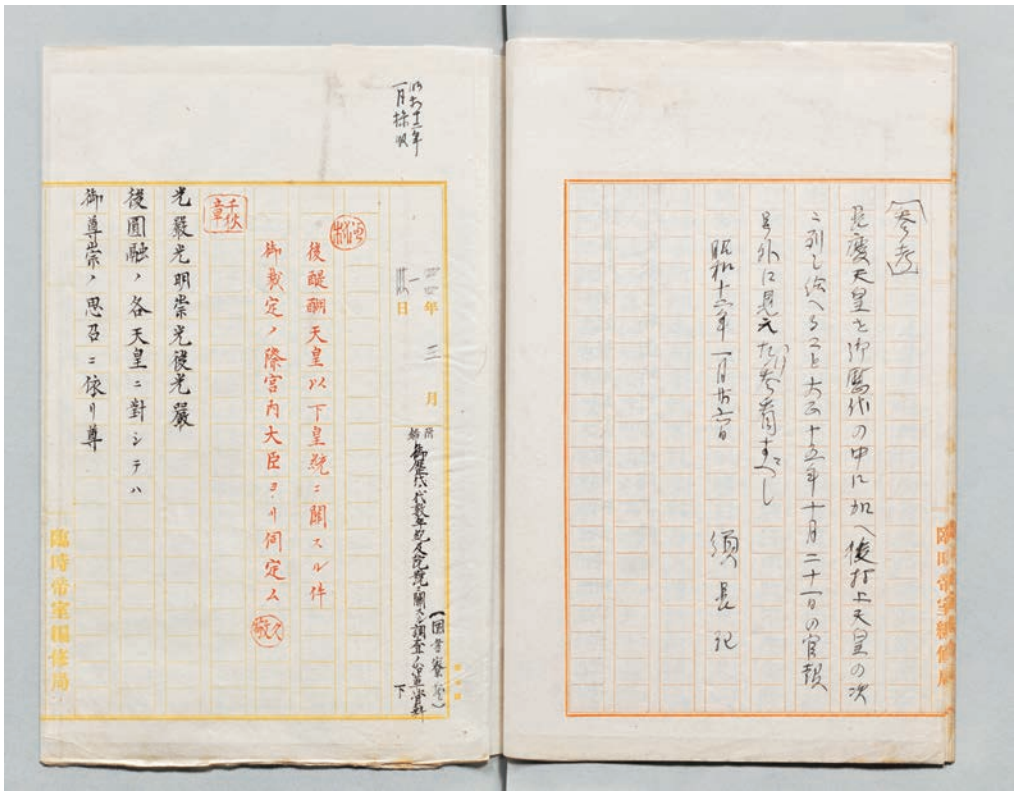

〔考〕
是慶天皇を仰屬作の中に加へ（後打上天皇の次
に列し次へ）たるは大正十五年十月二十一日の官報
号外に見えたり考着すべし
昭和十六年一月廿六日　須長記

（大正七年一月抹消）

（宮内省）
（抹消）
（大正七年三月一日）
（所報）御歴代御追号ノ件ニ関スル調査ノ経過報告
（国学者等）
後醍醐天皇以下皇統ニ関スル件
御勅定ノ際宮内大臣ヨリ何定ム
（勅定）
（千秋章）
光厳光明崇光後光厳
後圓融ノ各天皇ニ對シテハ
御尊崇ノ思召ニ依リ尊

臨時帝室編修局

【写真 C-84】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

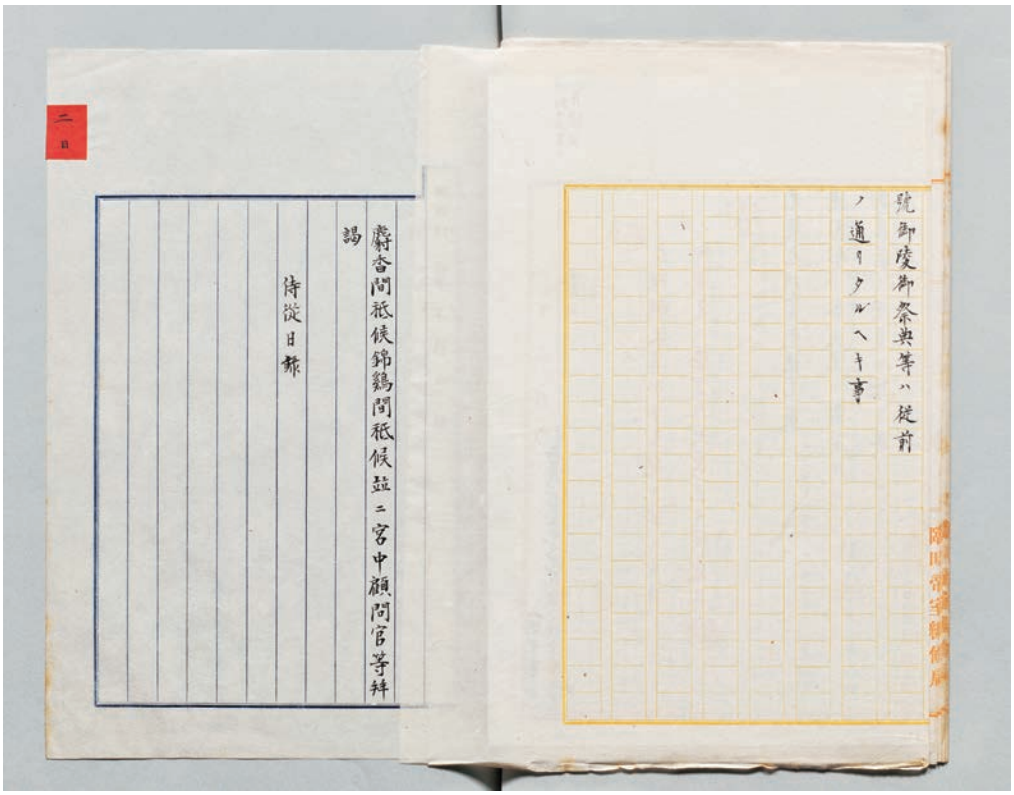

【写真 C-85】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 ／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）

【写真 D-1】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

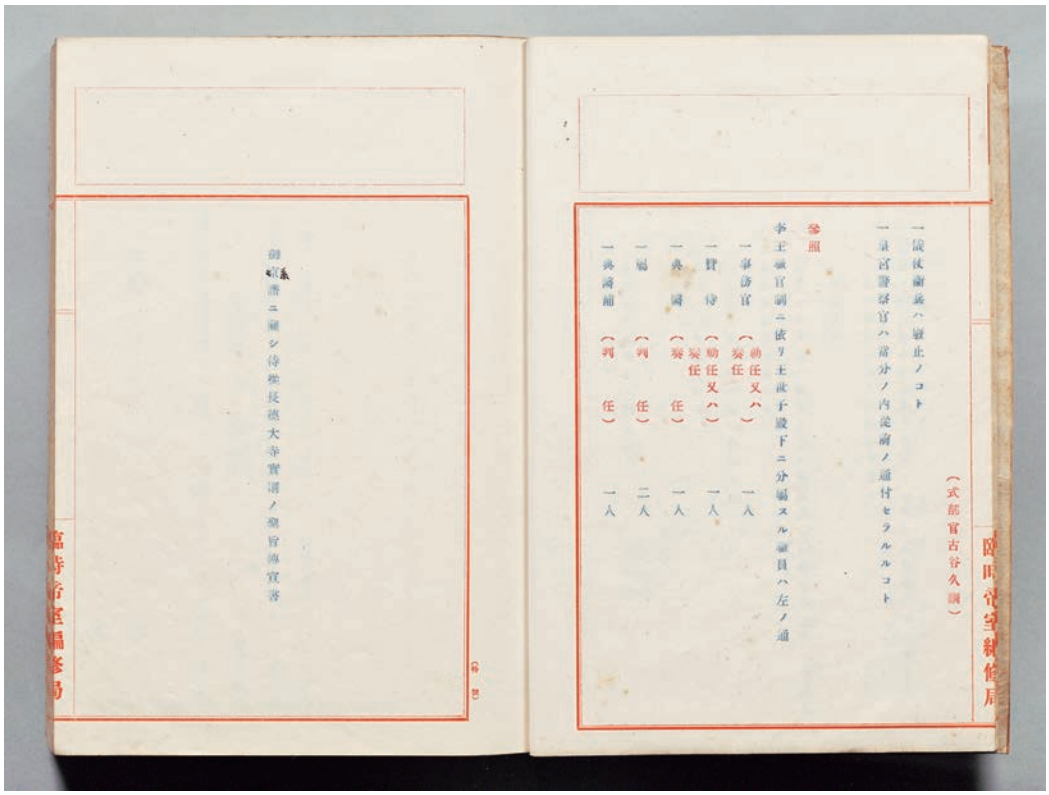

一 議定顧問ハ廢止ノコト
一 東宮職職員ハ當分ノ内從前ノ通付セラルルコト

（式部官古谷久綱）

參照

李王職官制ニ依リ王世子殿下ニ分屬スル職員ハ左ノ通

一 事務官（勅任又ハ奏任）一人
一 贊侍（勅任又ハ奏任）一人
一 典醫（奏任）一人
一 屬（判任）二人
一 典醫補（判任）一人

御[illegible]書ニ關シ侍從長徳大寺實則ノ奉宣傳寛著

高等宮室編修局

【写真 D-2】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

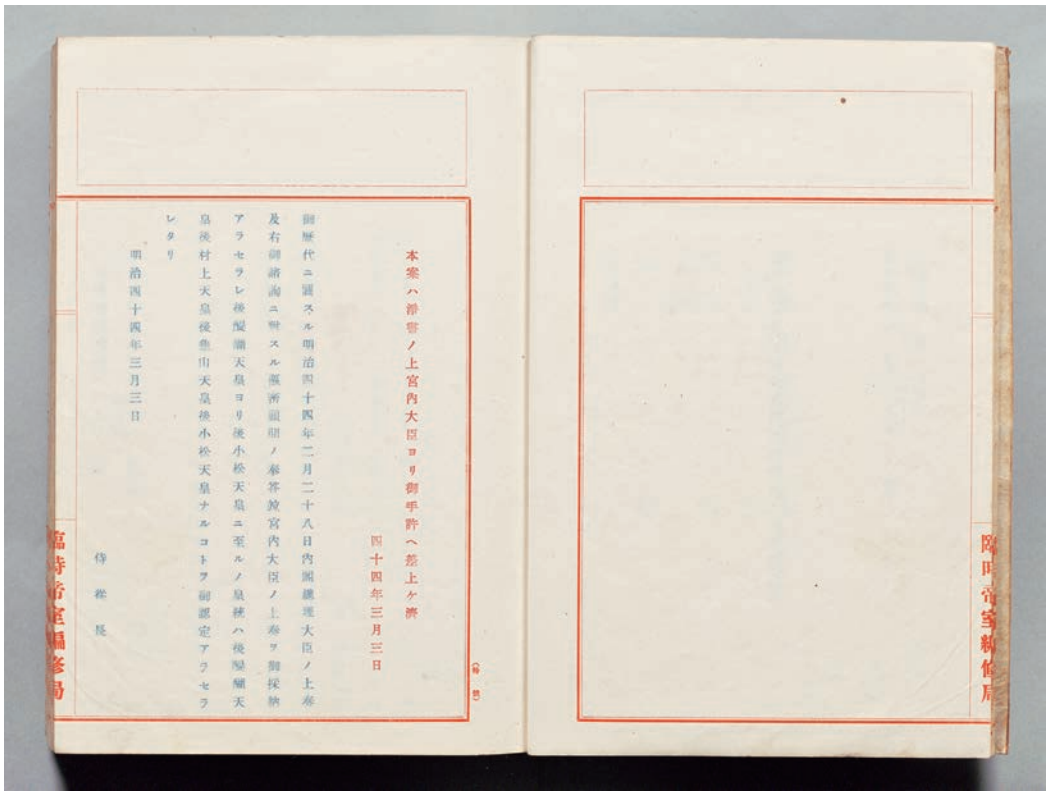

本案ハ御書ノ上宮内大臣ヨリ御手許ヘ差上ケ濟

四十四年三月三日

御歴代ニ關スル明治四十四年二月二十八日内閣總理大臣ノ上奏及右御諮詢ニ對スル樞密顧問ノ奉答竝宮内大臣ノ上奏ヲ御採納アラセラレ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ皇統ハ後醍醐天皇後村上天皇後亀山天皇後小松天皇ナルコトヲ御認定アラセラレタリ

明治四十四年三月三日

侍從長

高等宮室編修局

【写真 D-3】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

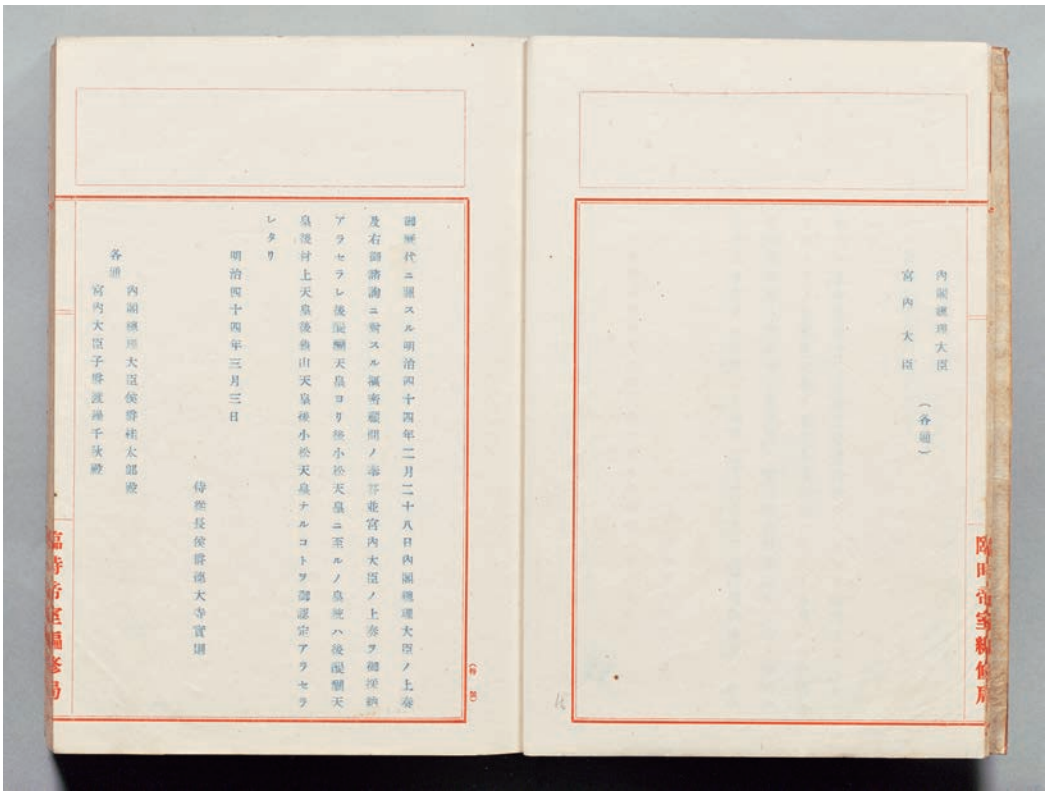

内閣總理大臣
宮内大臣（各通）

歷代ニ復スル明治四十四年二月二十八日内閣總理大臣ノ上奏及右御諮詢ニ對スル禍害顧問ノ奉答並宮内大臣ノ上奏ヲ御採納アラセラレ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ皇統ハ後醍醐天皇後村上天皇後龜山天皇後小松天皇ナルコトヲ御認定アラセラレタリ

明治四十四年三月三日

侍從長侯爵徳大寺實則

各通
内閣總理大臣侯爵桂太郎殿
宮内大臣子爵渡邊千秋殿

【写真 D-4】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

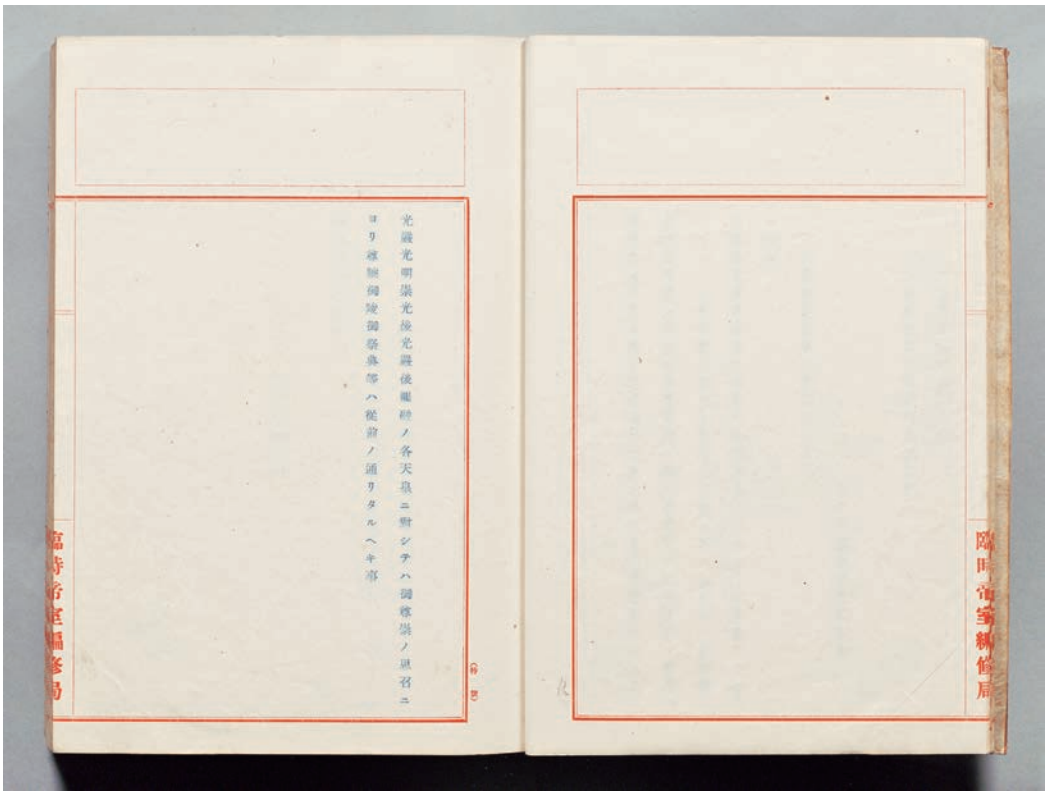

光嚴光明崇光後光嚴後圓融ノ各天皇ニ對シテハ御陵墓ノ追祭ニヨリ祭祀御陵御墓墓部ハ從前ノ通リタルヘキ事

【写真 D-5】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

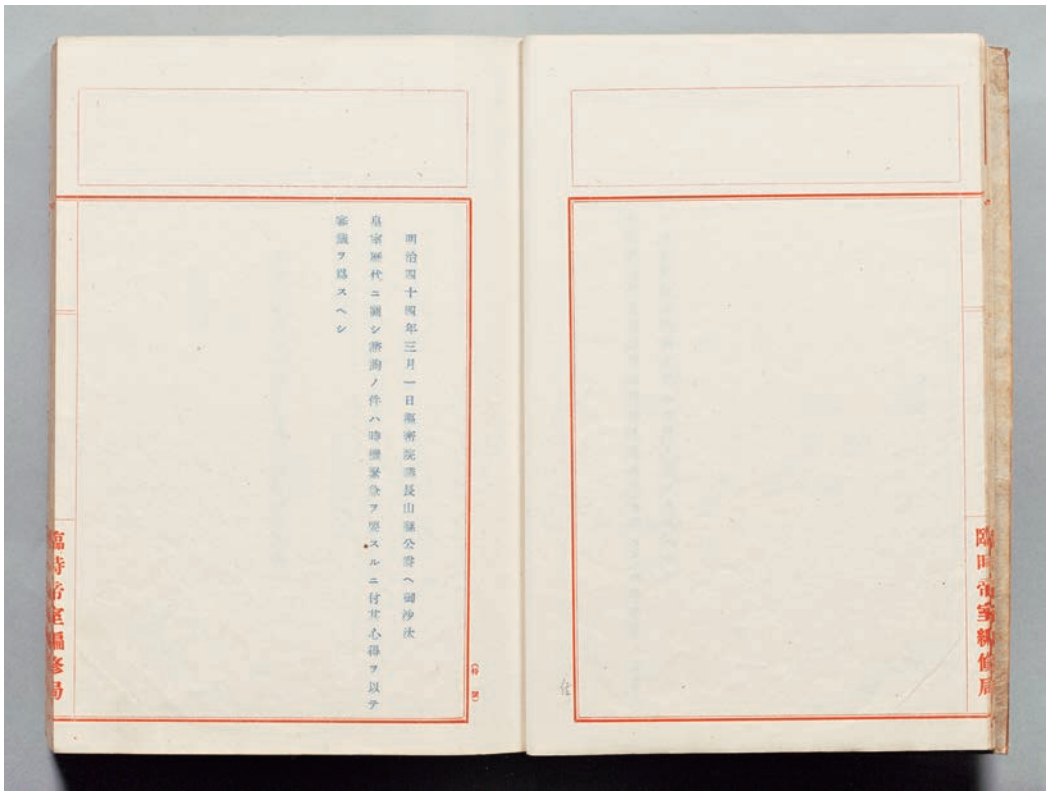

明治四十四年三月一日樞密院議長山縣公爵ヘ御沙汰
皇室歴代ニ關シ將來ノ件ハ時機緊急ヲ要スルニ付其心得ヲ以テ
審議ヲ爲スヘシ

高尾宮室編修局
陽明宮室編修局

【写真 D-6】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

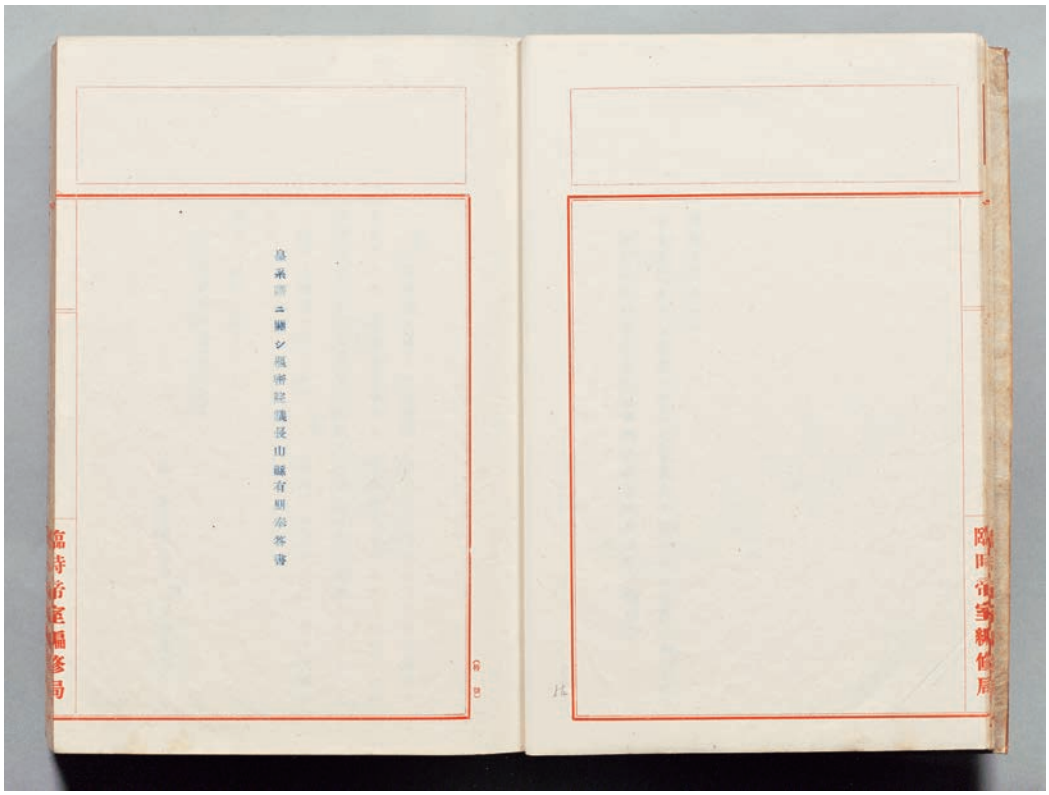

皇室歴代ニ關シ樞密院議長山縣有朋宗祭書

高尾宮室編修局
陽明宮室編修局

【写真 D-7】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

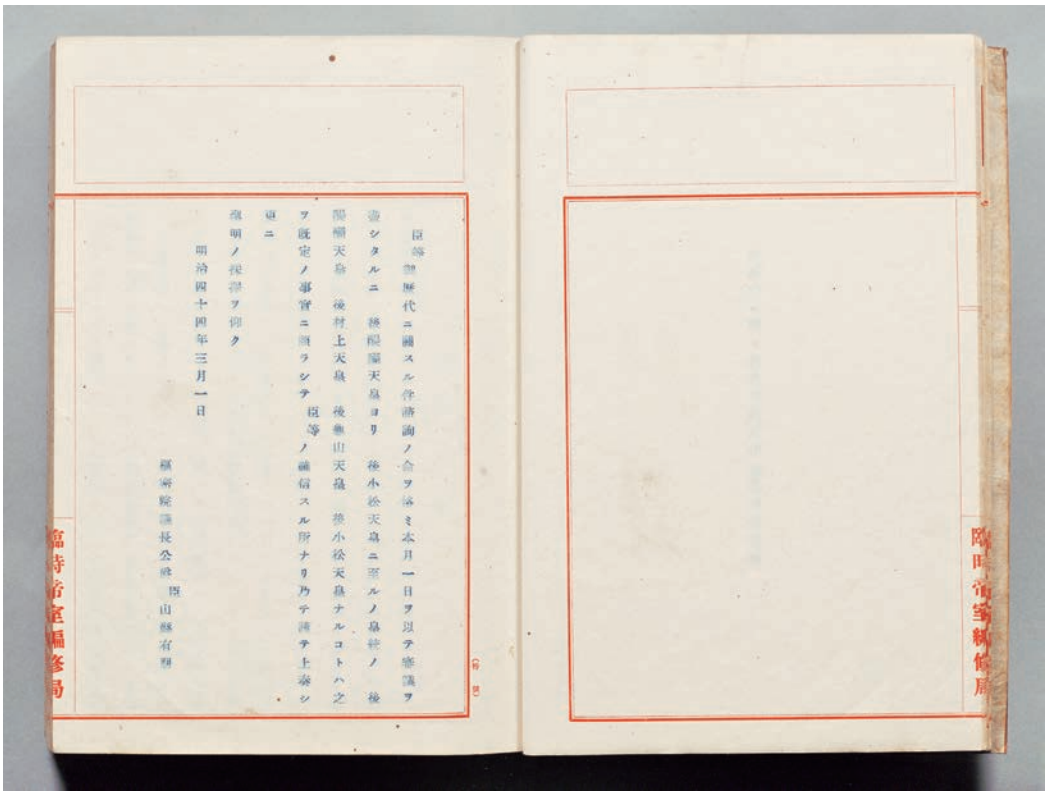

臣等歴代ニ繼スル伊藤諮詢ノ命ヲ承ミ本月一日ヲ以テ審議ヲ盡シタルニ　後醍醐天皇ヨリ　後小松天皇ニ至ルノ皇統ノ　後醍醐天皇　後村上天皇　後亀山天皇　後小松天皇ナルコトハ之ヲ既定ノ事實ニ属ラシテ　臣等ノ確信スル所ナリ乃テ謹テ上奏シ　聖ニ　聖明ノ裁断ヲ仰ク

明治四十四年三月一日

樞密院議長公爵　原山縣有朋

宮内庁宮内公文書館所蔵

【写真 D-8】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

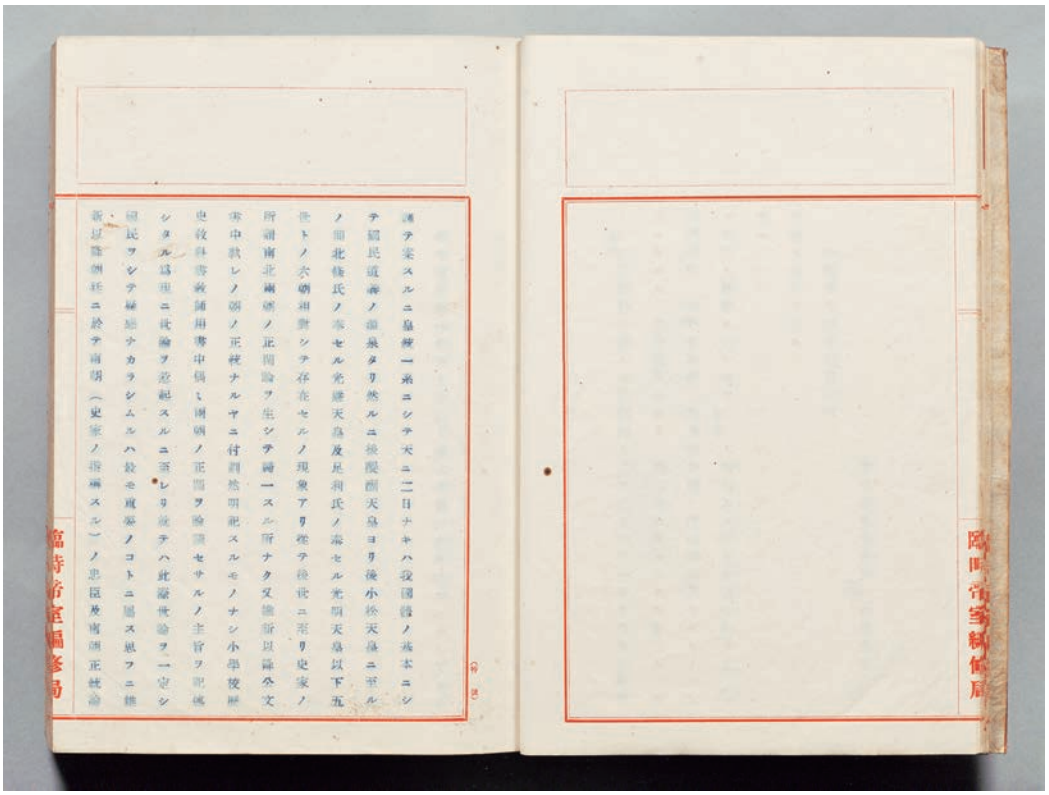

議テ案スルニ皇統一系ニシテ天ニ二日ナキハ我國體ノ基本ニシテ國民道義ノ淵源タリ然ルニ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ間北條氏ノ奉セル光厳天皇及足利氏ノ奉セル光明天皇以下五世トノ六朝相對シテ存在セルノ現象アリ從テ後世ニ至リ史家ノ所謂南北兩朝ノ正閏論ヲ生シテ紛一スル所ナク又徳川幕府以降文部中鈞レノ朝ノ正統ナルヤニ付則然明記スルモノナシ小學校歴史教科書教師用等中偶〻兩朝ノ正閏ヲ論議セサルノ主旨ヲ明徴シタルモ其ニ就論ヲ惹起スルニ至レリ故テハ此紛議ヲ一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムルハ敢テ重要ノコトニ屬ス風フニ維新以降朝廷ニ於テ兩朝（史家ノ稱スル）ノ忠臣及南朝正統論

宮内庁宮内公文書館所蔵

【写真 D-9】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

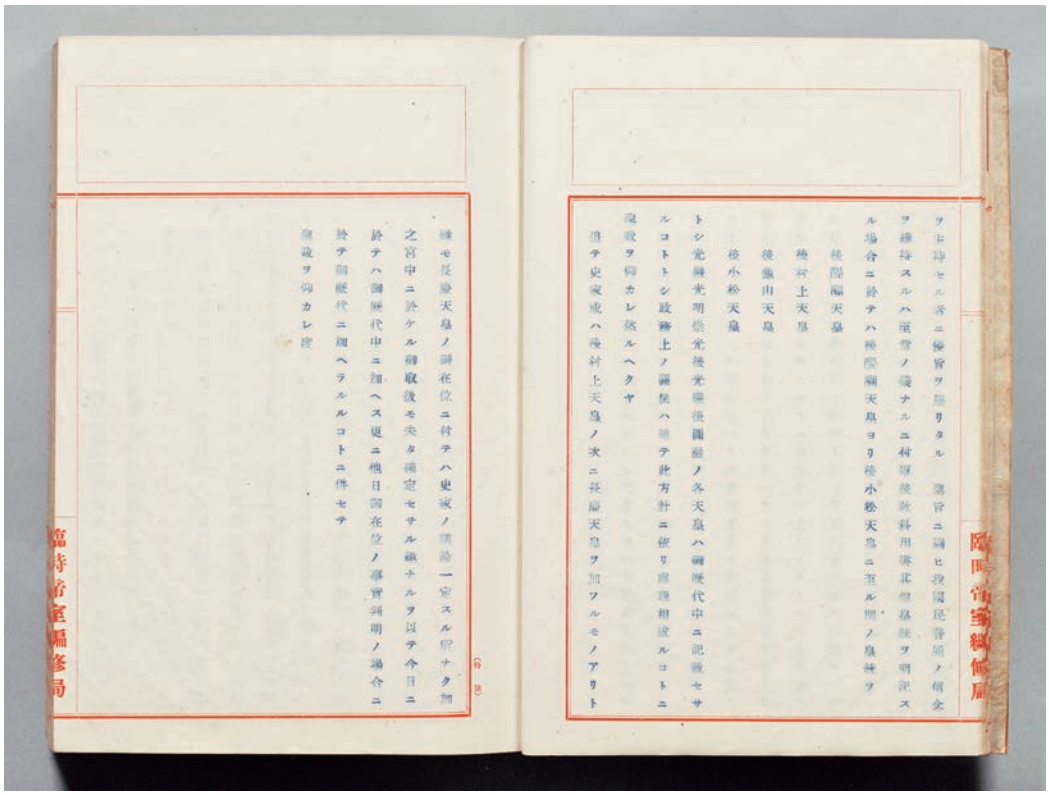

ヲ主持セル者ニ機皆ヲ賜リタル　聖意ニ鑑ミ我國民皆頭ノ情全
ク維持スルハ亜聖ノ義ナルニ付原後新科用講武場基礎ヲ明記ス
ル場合ニ於テハ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ル間ノ皇統ヲ

後醍醐天皇
後村上天皇
後亀山天皇
後小松天皇

トシ光厳光明崇光後光厳後圓融ノ各天皇ハ御歴代中ニ記載セサ
ルコトトシ政務上ノ關係ハ他ニ此方針ニ依リ適當相成ルコトニ
記載ヲ仰カレ然ルヘクヤ
尚ホ史家或ハ後村上天皇ノ次ニ長慶天皇ヲ加フルモノアリト

雖モ長慶天皇ノ御在位ニ付テハ史家ノ議論一定スル所ナク加
之宮中ニ於ケル御取扱モ未タ確定セサル嫌ナルヲ以テ今日ニ
於テハ御歴代中ニ加ヘス更ニ他日御在位ノ事實明ノ場合ニ
於テ御歴代ニ御ヘラルルコトニ伺セテ
聖裁ヲ仰カレ度

宮内省宮編修局

【写真 D-10】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

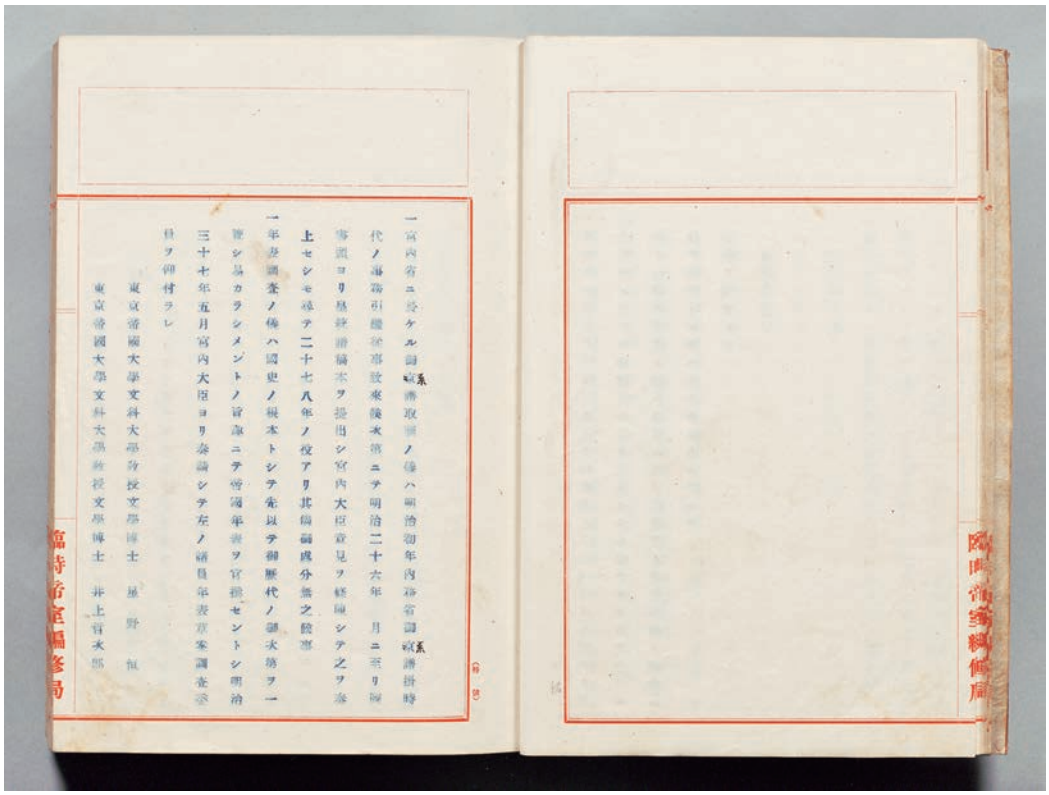

一宮内省ニ於ケル御系譜取調ノ儀ハ明治初年内務省御系譜掛時
代ノ事務引繼ギ事務來候末第ニテ明治二十六年　月ニ至リ御
系譜ヨリ基礎資料ヲ提出シ宮内大臣意見ヲ經由シテ之ヲ奏
上セシモ爾來二十七八年ノ役アリ其儀爾來分無之候事
一年表調査ノ儀ハ國史ノ根本トシテ宜以テ御歴代ノ御次第ヲ一
覧シ易カラシメントノ旨趣ニテ曾嘗年表ヲ官撰セントシ明治
三十七年五月宮内大臣ヨリ泰論シテ左ノ諸員年表原案調査ヲ
目ヲ仰付ラレ
東京帝國大學文科大學教授文學博士　星野　恒
東京帝國大學文科大學教授文學博士　井上哲次郎

宮内省宮編修局

【写真 D-11】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

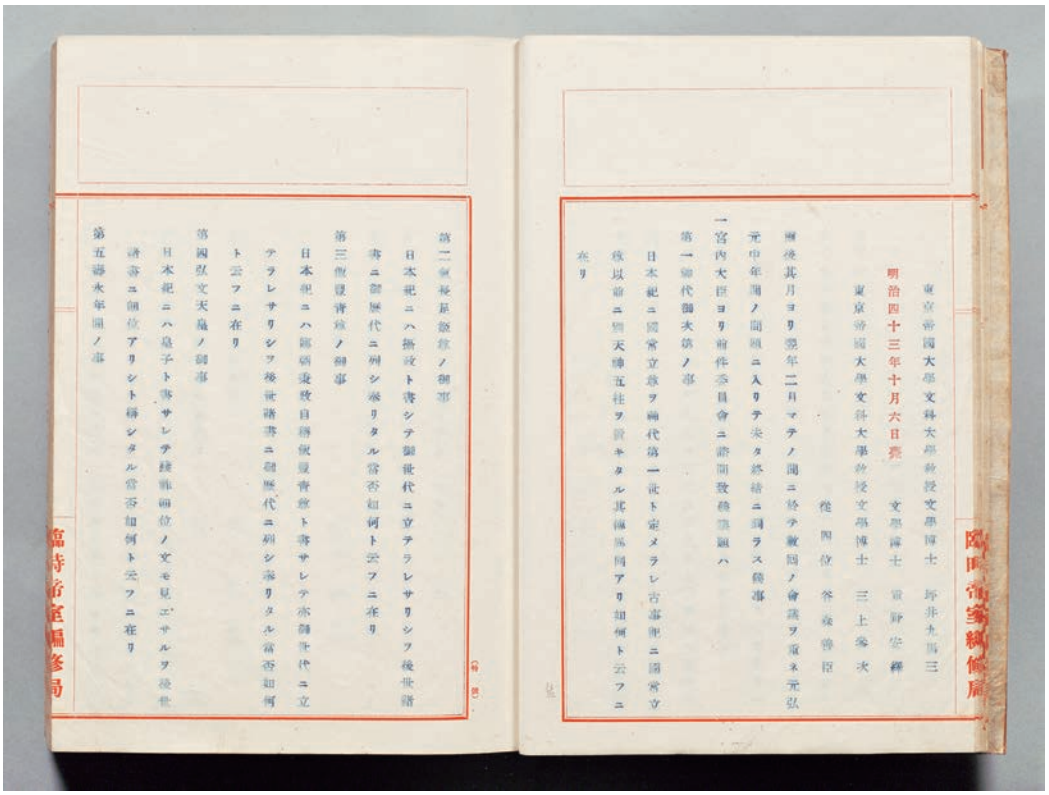

東京帝國大學文科大學教授文學博士　坪井九馬三
明治四十三年十月六日発　文學博士　重野安繹
東京帝國大學文科大學教授文學博士　三上參次
從四位　谷森善臣

爾後其月ヨリ翌年二月マテノ間ニ修史會議ヲ重ネ元弘元中年間ノ間題ニ入リテ尖タ終結ニ到ラス歸事

一宮内大臣ヨリ前件委員會ニ諮問致候議題ハ

第一御代御次第ノ事

日本紀ニ國常立尊ヲ神代第一代ト定メラレ古事記ニ國常立尊以前ニ別天神五柱ヲ置キタル其論拠如何アリ如何ト云フニ在リ

第二氣長足姫尊ノ御事

日本紀ニハ攝政ト書シテ御世代ニ立テラレサリシヲ後世諸書ニ御歴代ニ列シ奉リタル當否如何ト云フニ在リ

第三仲哀天皇ノ御事

日本紀ニハ御病崩後目勝彦皇子ト書サレテ亦御世代ニ立テラレサリシヲ後世諸書ニ御歴代ニ列シ奉リタル當否如何ト云フニ在リ

第四弘文天皇ノ御事

日本紀ニハ皇子ト書サレテ皇統御位ノ文モ見エサルヲ後世諸書ニ御位アリシト稱シタル當否如何ト云フニ在リ

第五神武天皇ノ事

宮内庁宮内公文書館

【写真 D-12】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

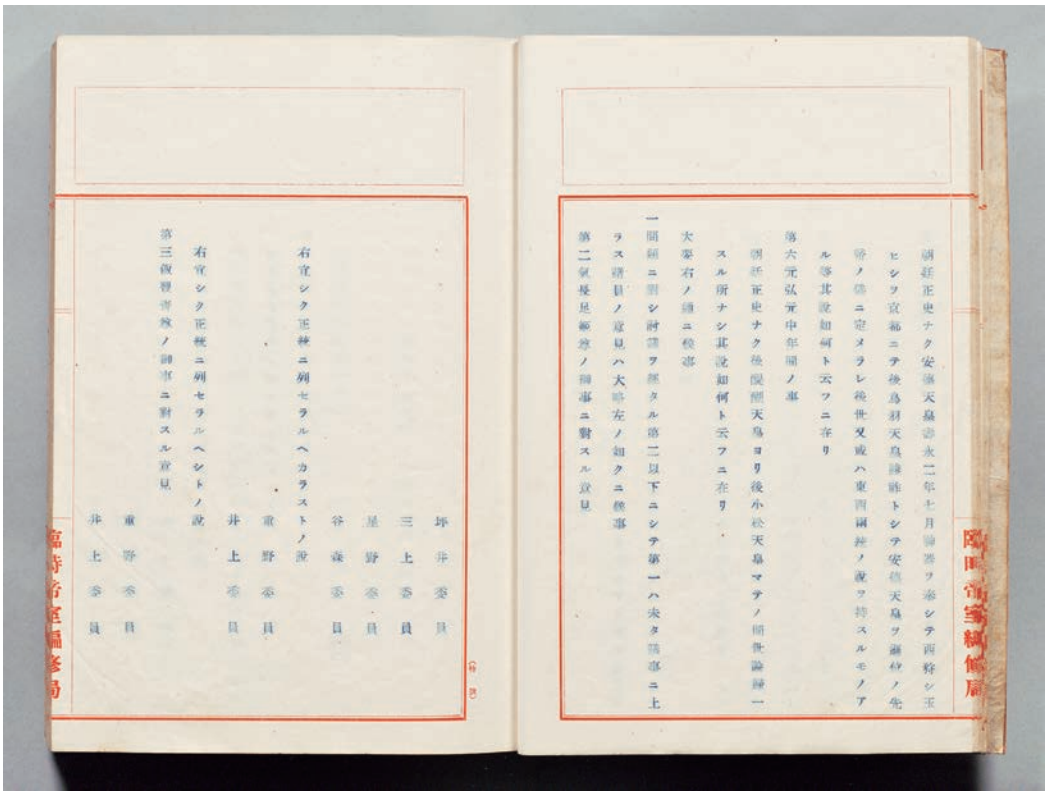

朝廷正史ナク安徳天皇治承二年十月神器ヲ奉シテ西幸シ正ヒシヲ宜敷ニテ後鳥羽天皇踐祚トシテ安徳天皇ヲ廢位ノ先帝ノ儀ニ定メラレ後世又或ハ東西兩統ノ說ヲ持スルモノアル等其說如何ト云フニ在リ

第六元弘元中年間ノ事

別紙正史ナク後醍醐天皇ヨリ後小松天皇マテノ間世論紛一スル所ナシ其說如何ト云フニ在リ

大藤右ノ通ニ檢事

一同編ニ對シ討議ヲ經タル第二以下ニシテ第一ハ尖タ議事ニ上ラス諸員ノ意見ハ大略左ノ如クニ候事

第二氣長足姫尊ノ御事ニ對スル意見

坪井委員
三上委員
重野委員
谷森委員

右宜シク正統ニ列セラルヘカラストノ說

重野委員
井上委員

右宜シク正統ニ列セラルヘシトノ說

第三仲哀天皇ノ御事ニ對スル意見

重野委員
井上委員

宮内庁宮内公文書館

【写真 D-13】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

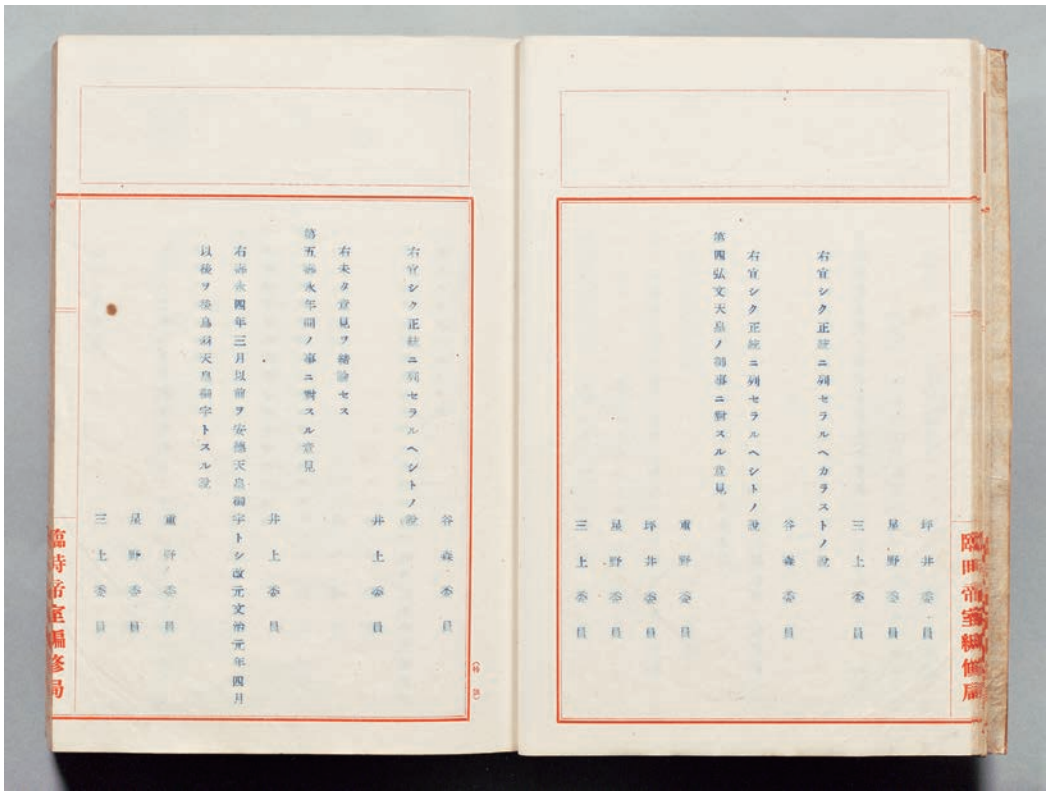

坪井委員
星野委員
三上委員

右官シク正統ニ列セラルヘカラストノ説
谷森委員

右官シク正統ニ列セラルヘシトノ説
第四弘文天皇ノ御事ニ對スル意見
重野委員
坪井委員
星野委員
三上委員

谷森委員

右官シク正統ニ列セラルヘシトノ説
井上委員

右夫々意見ヲ繕論セス
第五淳仁天皇ノ事ニ對スル意見
井上委員

右淳仁四年間ノ事ニ對スル意見
重野委員
星野委員
三上委員

宮内省宮編修局

【写真 D-14】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

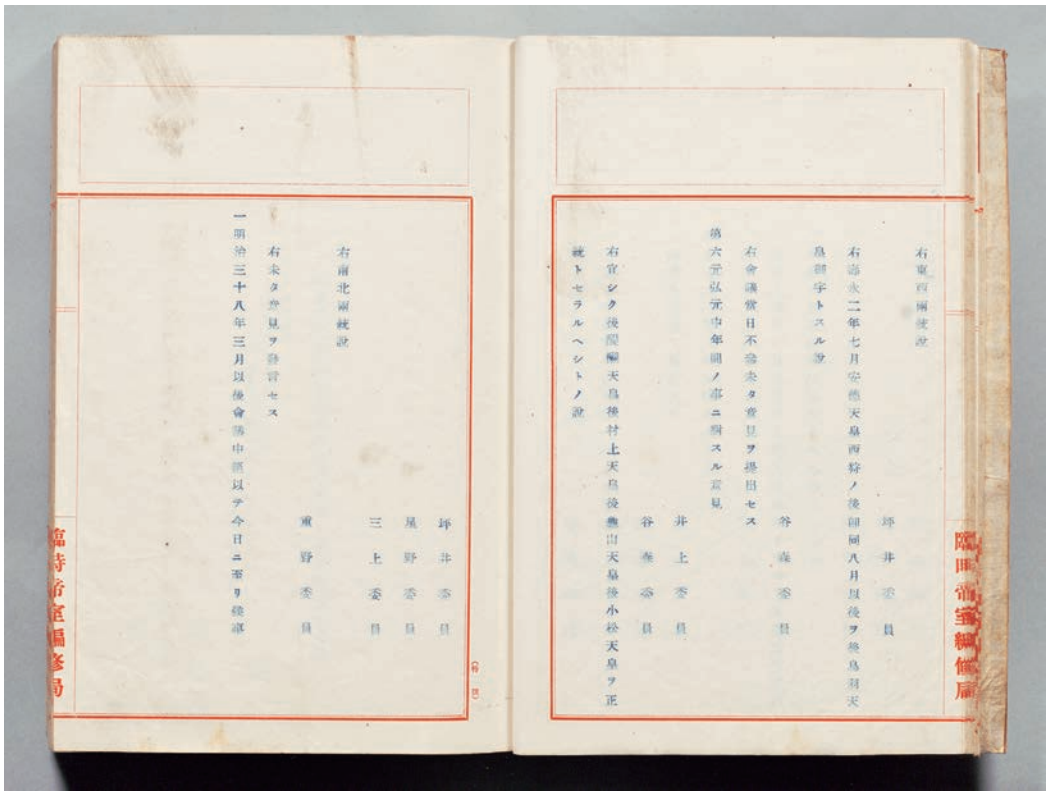

右東西兩使説
坪井委員

右淳仁二年七月安德天皇西幸ノ後同年八月以後ヲ後鳥羽天皇御字トスル説
谷森委員

右命講説日不論夫々意見ヲ提出セス
第六元弘元中年間ノ事ニ對スル意見
井上委員
谷森委員

右官シク後醍醐天皇後村上天皇後鳥羽天皇後小松天皇ヲ正統トセラルヘシトノ説

坪井委員
星野委員
三上委員

右南北兩統説
重野委員

右夫々意見ヲ陳言セス
一明治三十八年三月以後會議中ニ於テ今日ニ至リ後鳥

宮内省宮編修局

【写真 D-15】内大臣府文書明治 44 年／ 13 ／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）

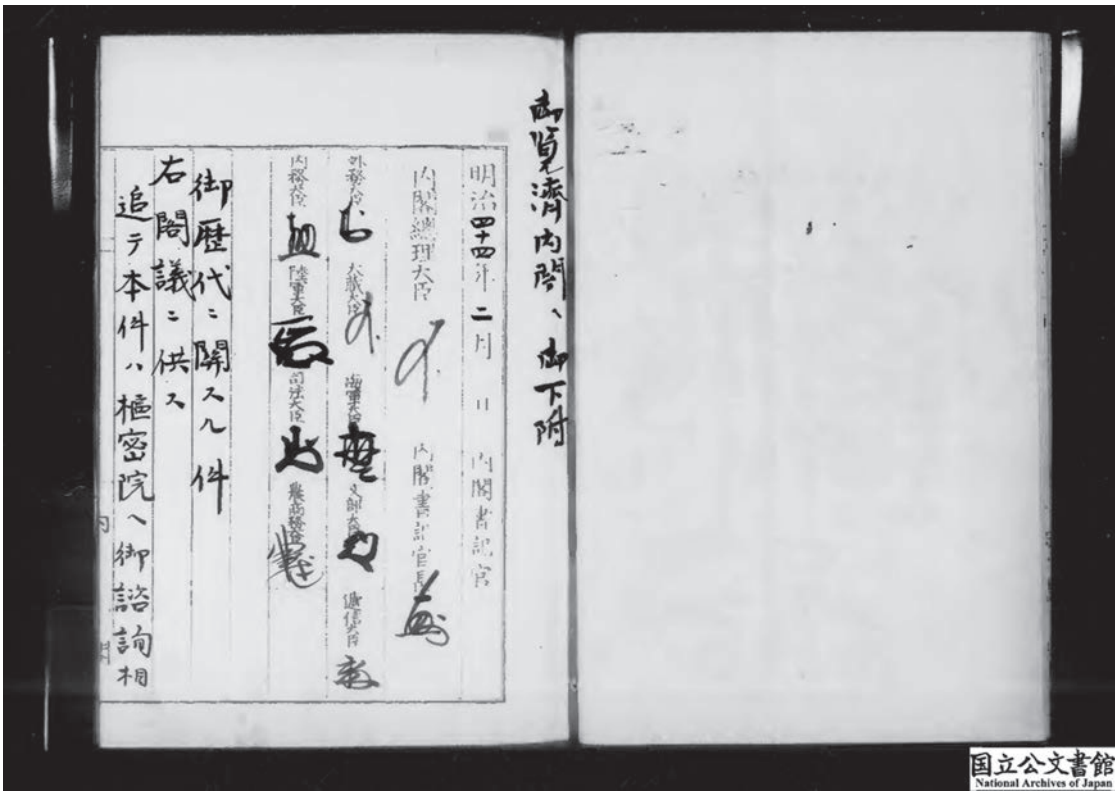

【写真 E-1】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

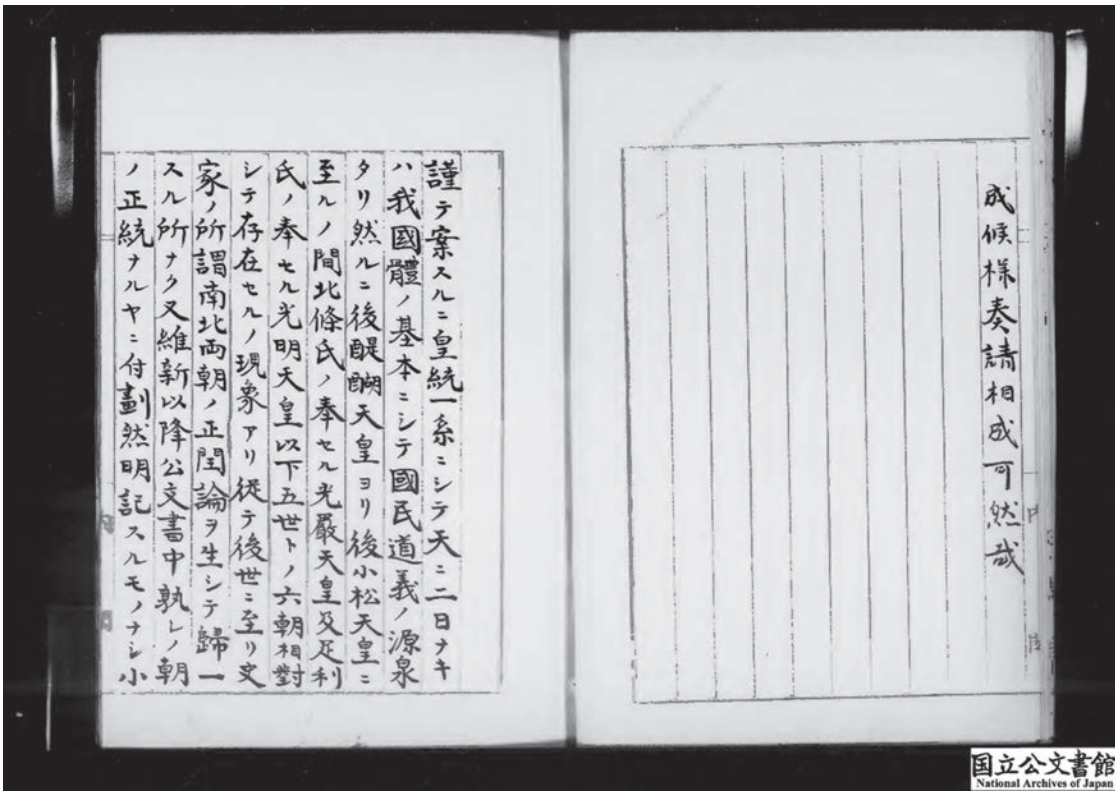

【写真 E-2】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

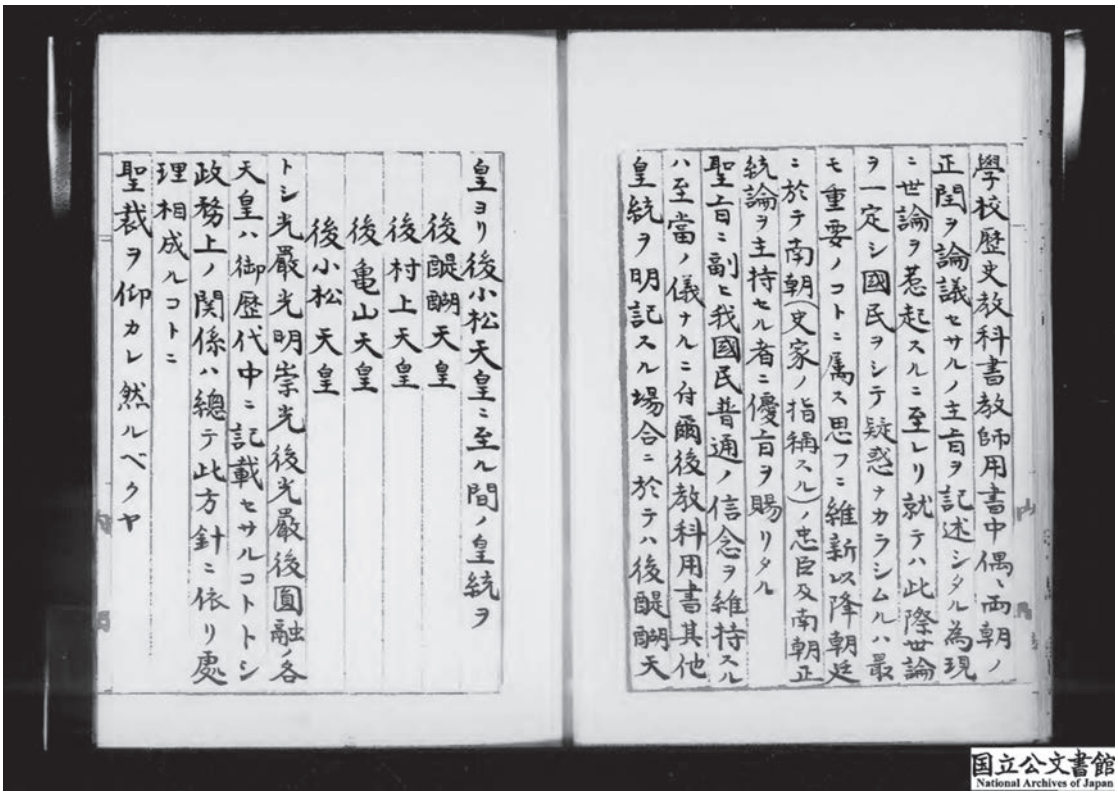

學校歴史教科書教師用書中偶〻両朝ノ
正閏ヲ論議セサルノ主旨ヲ記述シタル為現
ニ世論ヲ惹起スルニ至レリ就テハ此際世論
ヲ一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムルハ最
モ重要ノコトニ属ス思フニ維新以降朝廷
ニ於テ南朝(史家ノ指稱スル)ノ忠臣及南朝正
統論ヲ主持セル者ニ優旨ヲ賜リタル
聖旨ニ副ヒ我國民普通ノ信念ヲ維持スル
ハ至當ノ儀ナルニ付爾後教科用書其他
皇統ヲ明記スル場合ニ於テハ後醍醐天
皇ヨリ後小松天皇ニ至ル間ノ皇統ヲ
後醍醐天皇
後村上天皇
後亀山天皇
後小松天皇
トシ光嚴光明崇光後光嚴後圓融ノ各
天皇ハ御歴代中ニ記載セサルコトトシ
政務上ノ関係ハ總テ此方針ニ依リ處
理相成ルコトニ
聖裁ヲ仰カレ然ルベクヤ

国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-3】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

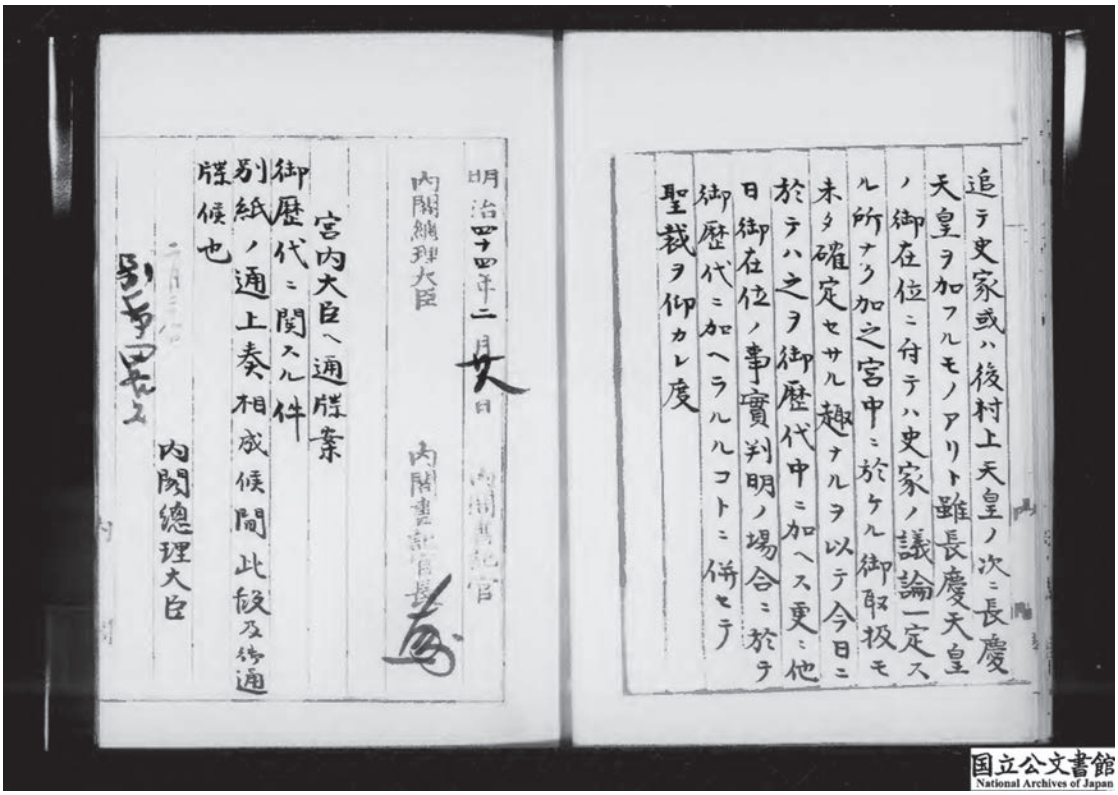

追テ史家或ハ後村上天皇ノ次ニ長慶
天皇ヲ加フルモノアリト雖長慶天皇
ノ御在位ニ付テハ史家ノ議論一定ス
ル所ナク加之宮中ニ於ケル御取扱モ
未タ確定セサル趣ナルヲ以テ今日ニ
於テハ之ヲ御歴代中ニ加ヘス更ニ他
日御在位ノ事實判明ノ場合ニ於テ
御歴代ニ加ヘラルルコトニ併セテ
聖裁ヲ仰カレ度
明治四十四年二月
内閣總理大臣
内閣書記官長
宮内大臣ヘ通牒案
御歴代ニ関スル件
別紙ノ通上奏相成候間此段及御通
牒候也
内閣總理大臣

国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-4】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

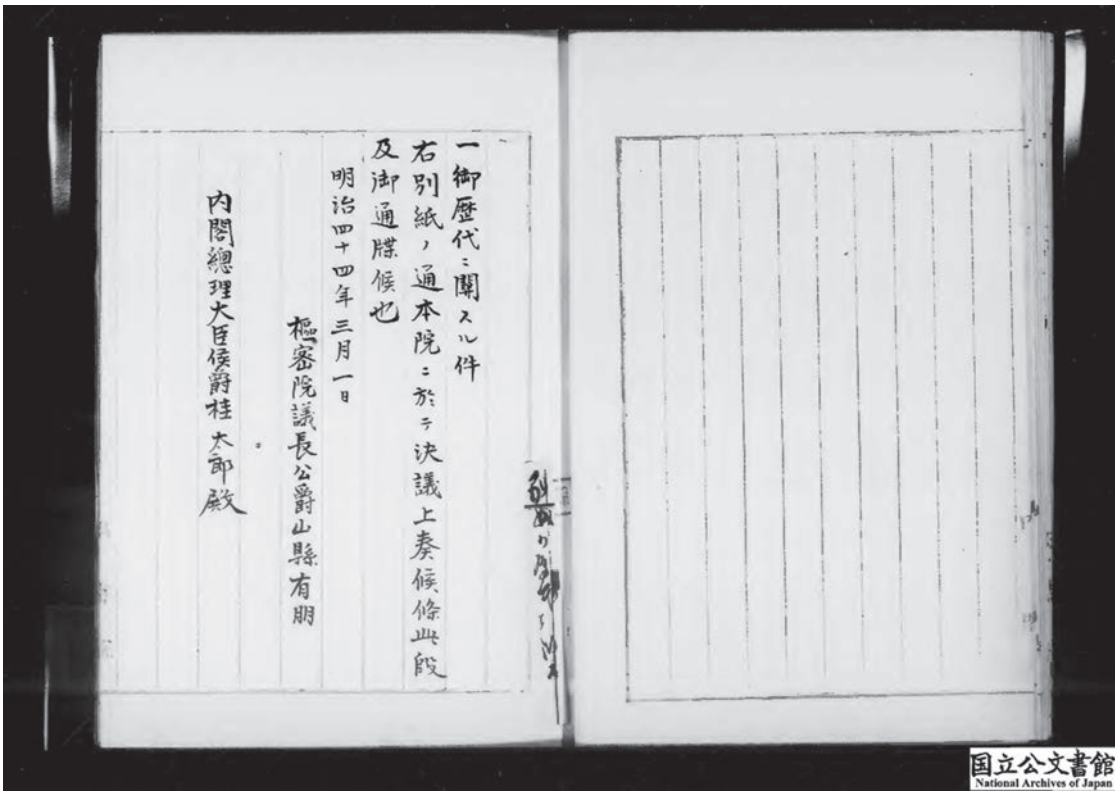

一御歴代ニ關スル件
右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段
及御通牒候也
明治四十四年三月一日
樞密院議長公爵山縣有朋
内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

【写真 E-5】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

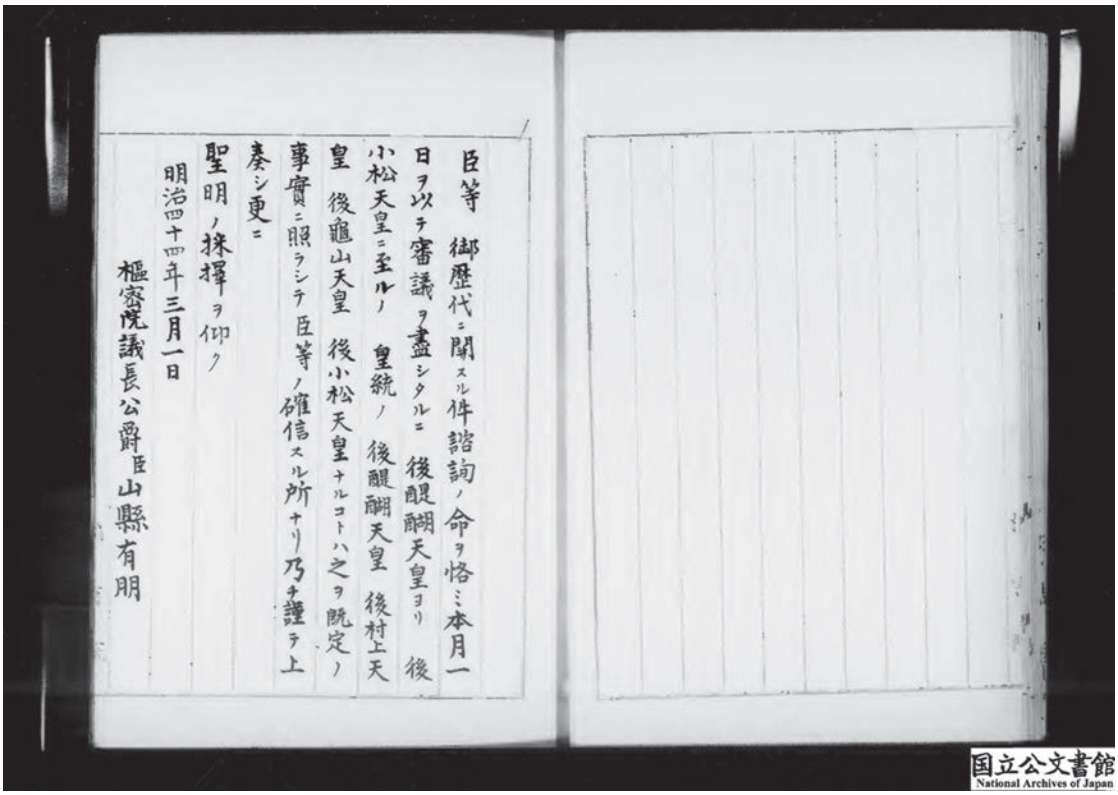

臣等　御歴代ニ關スル件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月一
日ヲ以テ審議ヲ盡シタルニ　後醍醐天皇ヨリ　後
小松天皇ニ至ルノ　皇統ノ　後醍醐天皇　後村上天
皇　後龜山天皇　後小松天皇ナルコトハ之ヲ既定ノ
事實ニ照ラシテ臣等ノ確信スル所ナリ乃チ謹ヲ上
奏シ更ニ
聖明ノ採擇ヲ仰ク
明治四十四年三月一日
樞密院議長公爵臣山縣有朋

【写真 E-6】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

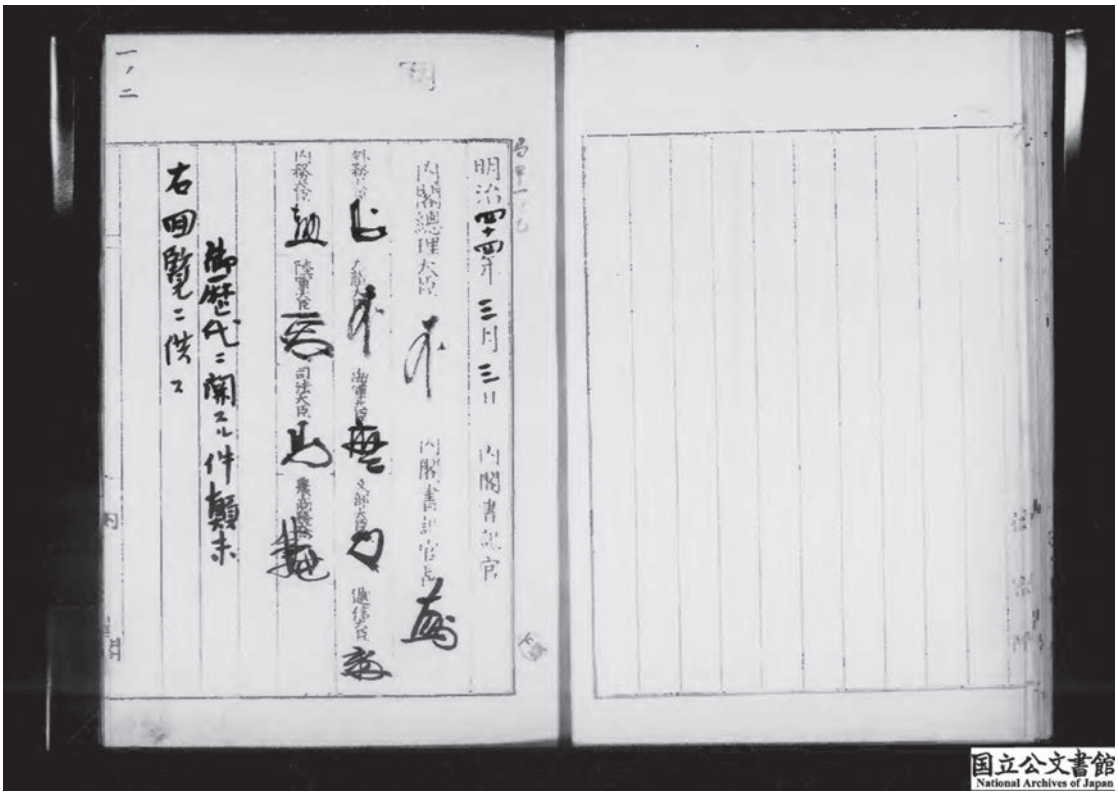

【写真 E-7】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

【写真 E-8】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

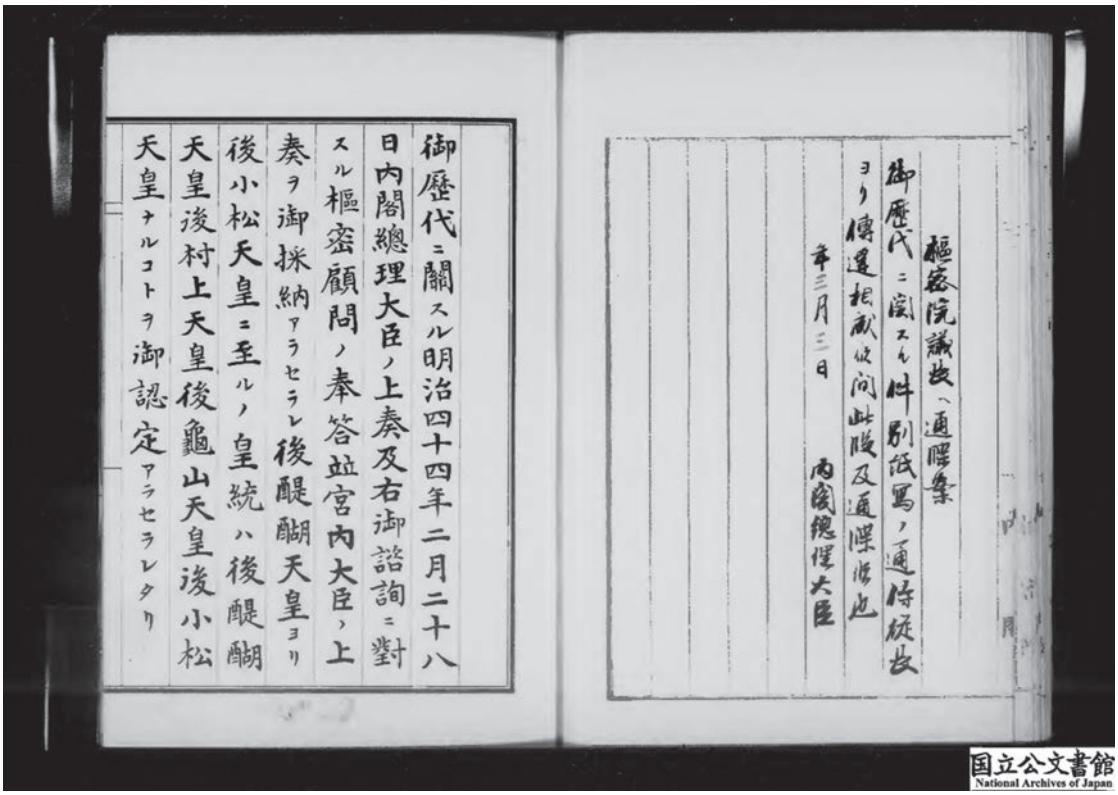

御歴代ニ關スル明治四十四年二月二十八日内閣總理大臣ノ上奏及右御諮詢ニ對スル樞密顧問ノ奉答並宮内大臣ノ上奏ヲ御採納アラセラレ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ皇統ハ後醍醐天皇後村上天皇後龜山天皇後小松天皇ナルコトヲ御認定アラセラレタリ

樞密院議決ノ通牒案

御歴代ニ關スル件別紙寫ノ通侍從長ヨリ傳達相成度尚此段及通牒候也

年三月三日　内閣總理大臣

国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-9】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

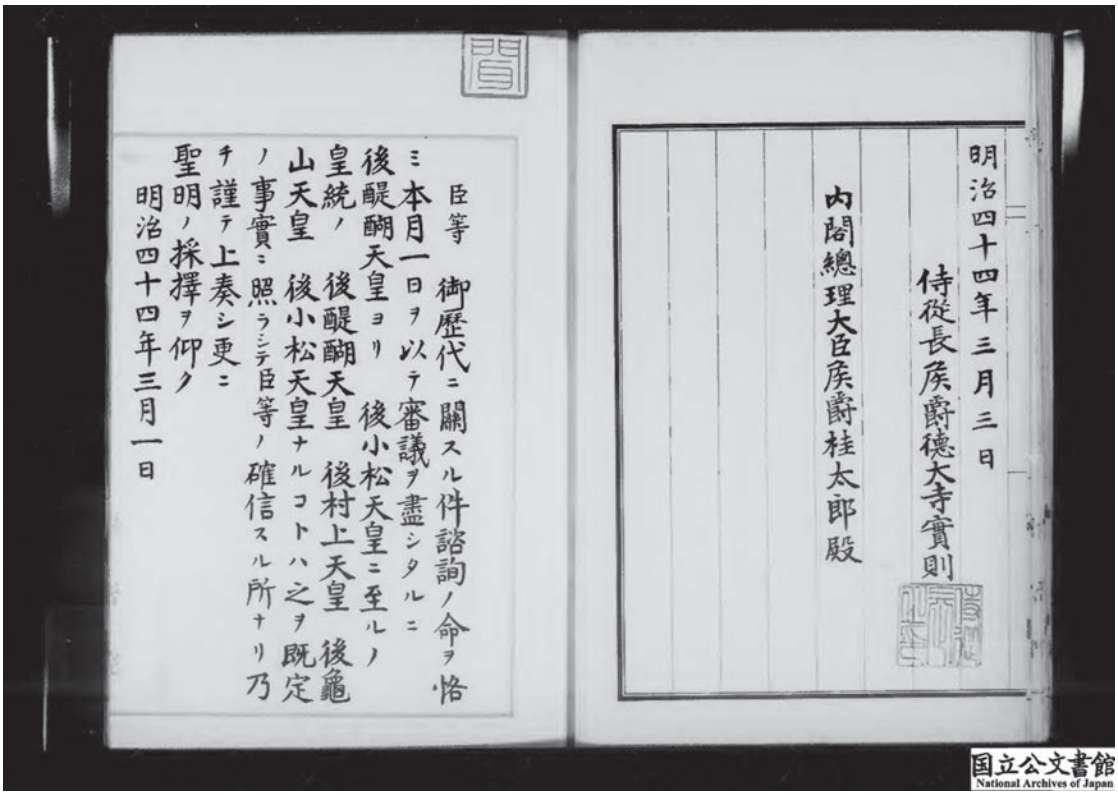

臣等　御歴代ニ關スル件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月一日ヲ以テ審議ヲ盡シタルニ後醍醐天皇ヨリ　後小松天皇ニ至ルノ皇統ノ　後醍醐天皇　後村上天皇　後龜山天皇　後小松天皇ナルコトハ之ヲ既定ノ事實ニ照ラシテ臣等ノ確信スル所ナリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採擇ヲ仰ク

明治四十四年三月一日

明治四十四年三月三日

侍從長侯爵德大寺實則

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-10】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

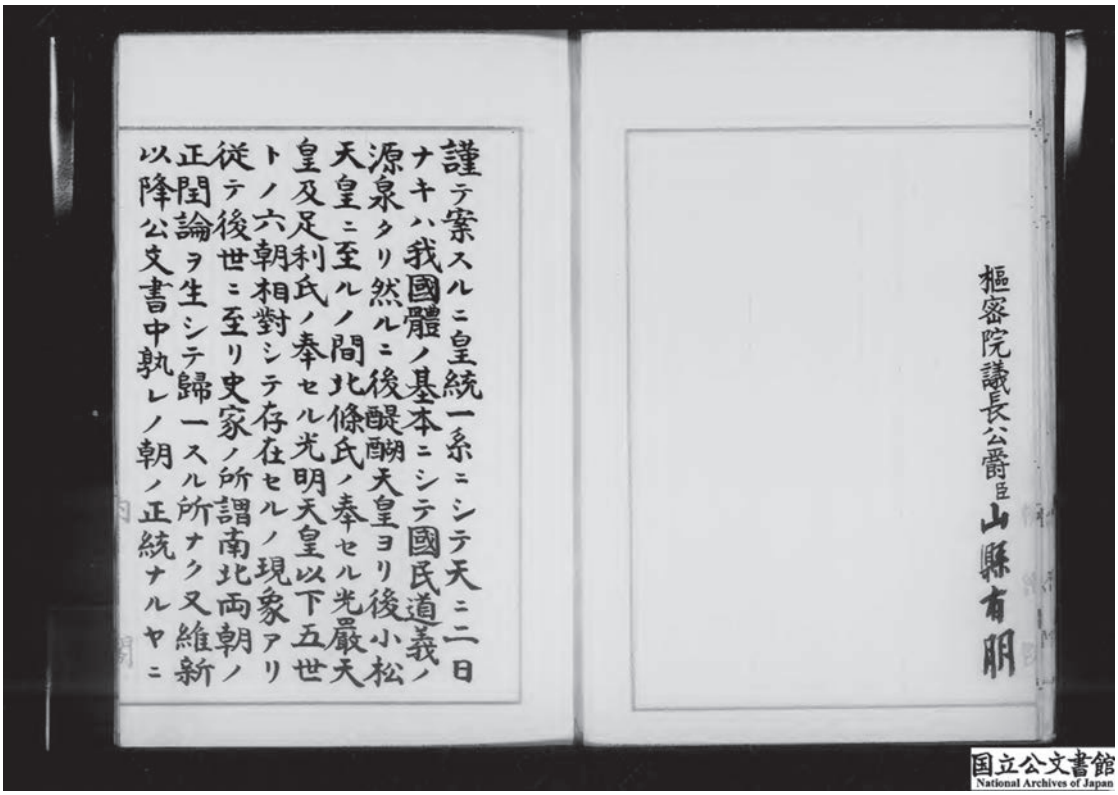

樞密院議長公爵臣山縣有朋

謹テ案スルニ皇統一系ニシテ天ニ二日ナキハ我國體ノ基本ニシテ國民道義ノ源泉タリ然ルニ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ間北條氏ノ奉セル光嚴天皇及足利氏ノ奉セル光明天皇以下五世トノ六朝相對シテ存在セルノ現象アリ從テ後世ニ至リ史家ノ所謂南北兩朝ノ正閏論ヲ生シテ歸一スル所ナク又維新以降公文書中孰レノ朝ノ正統ナルヤニ

国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-11】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

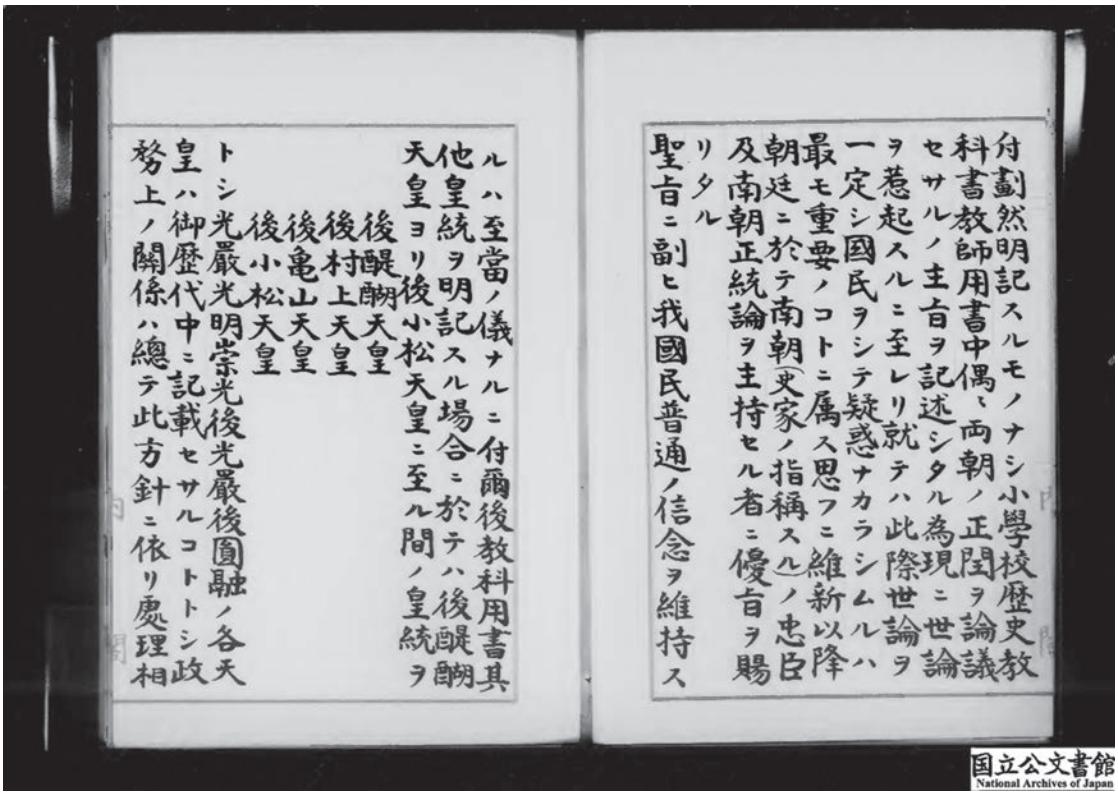

付劃然明記スルモノナシ小學校歴史教科書教師用書中偶〻兩朝ノ正閏ヲ論議セサルノ主旨ヲ記述シタル為現ニ世論ヲ惹起スルニ至レリ就テハ此際世論ヲ一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムルハ最モ重要ノコトニ屬ス思フニ維新以降朝廷ニ於テ南朝史家ノ指稱スルノ忠臣及南朝正統論ヲ主持セル者ニ優旨ヲ賜リタル聖旨ニ副ヒ我國民普通ノ信念ヲ維持スルハ至當ノ儀ナルニ付爾後教科用書其他皇統ヲ明記スル場合ニ於テハ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ル間ノ皇統ヲ

後醍醐天皇
後村上天皇
後亀山天皇
後小松天皇

トシ光嚴光明崇光後光嚴後圓融ノ各天皇ハ御歴代中ニ記載セサルコトトシ政務上ノ關係ハ總テ此方針ニ依リ處理相

国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-12】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

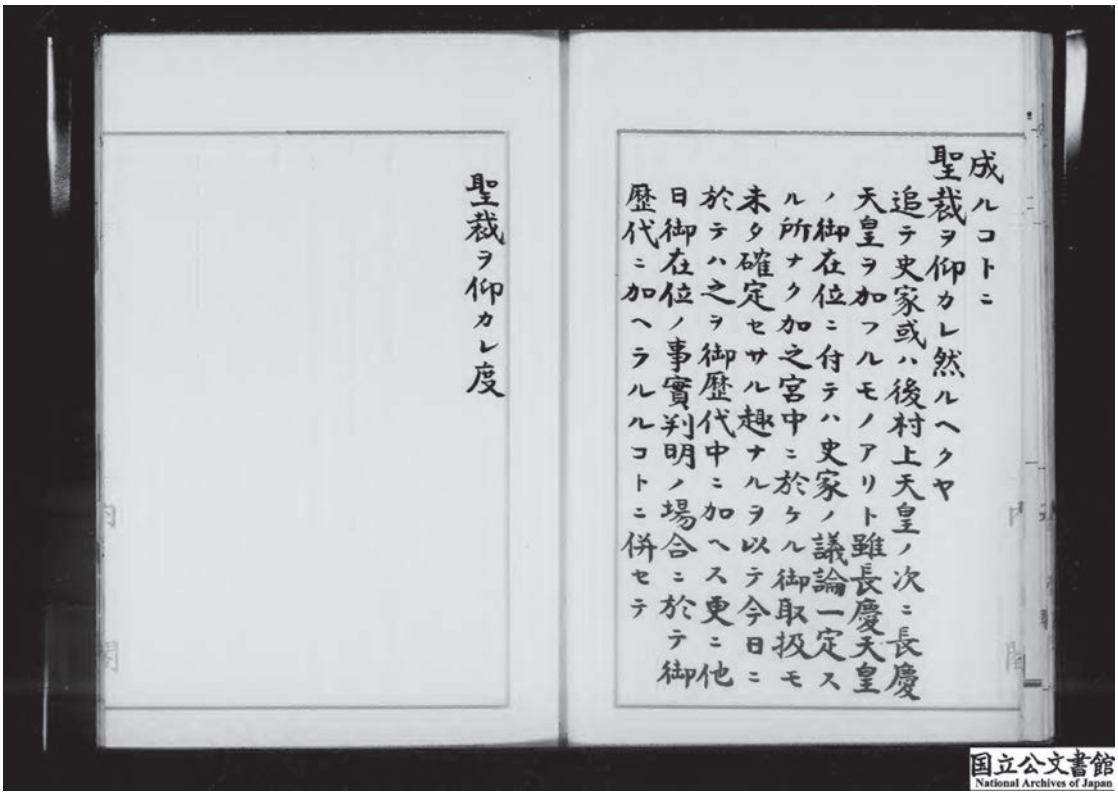

【写真 E-13】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

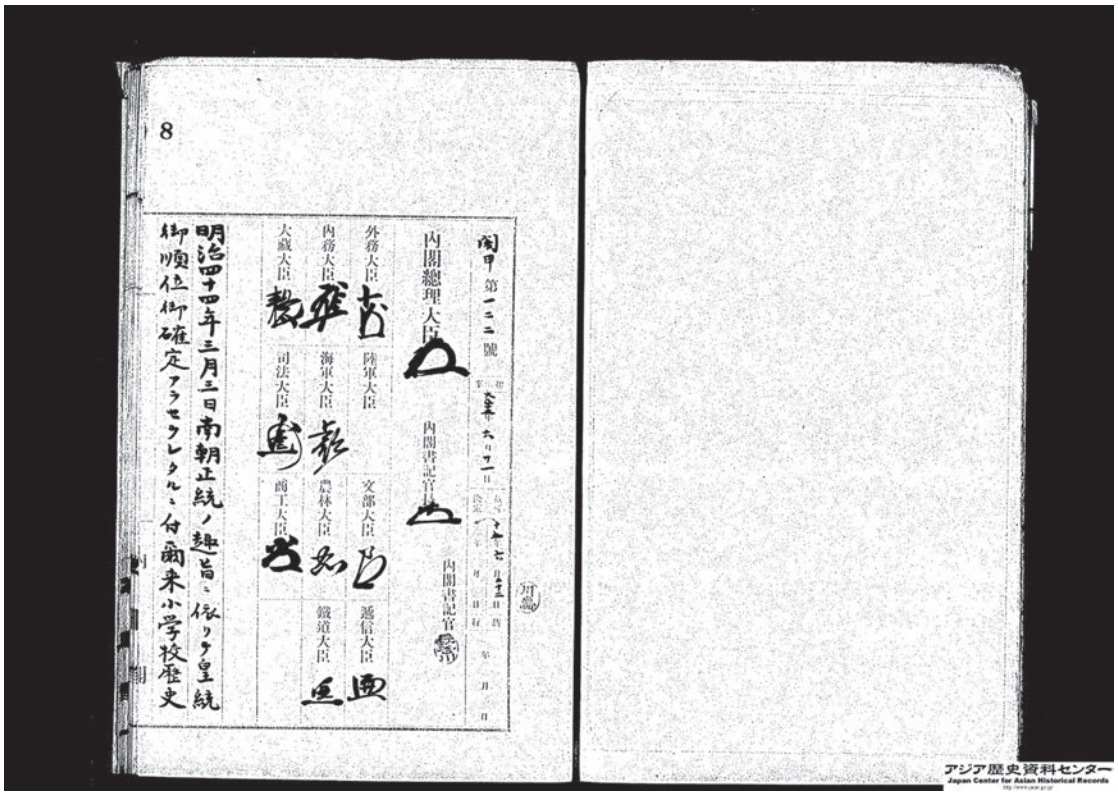

【写真 F-1】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

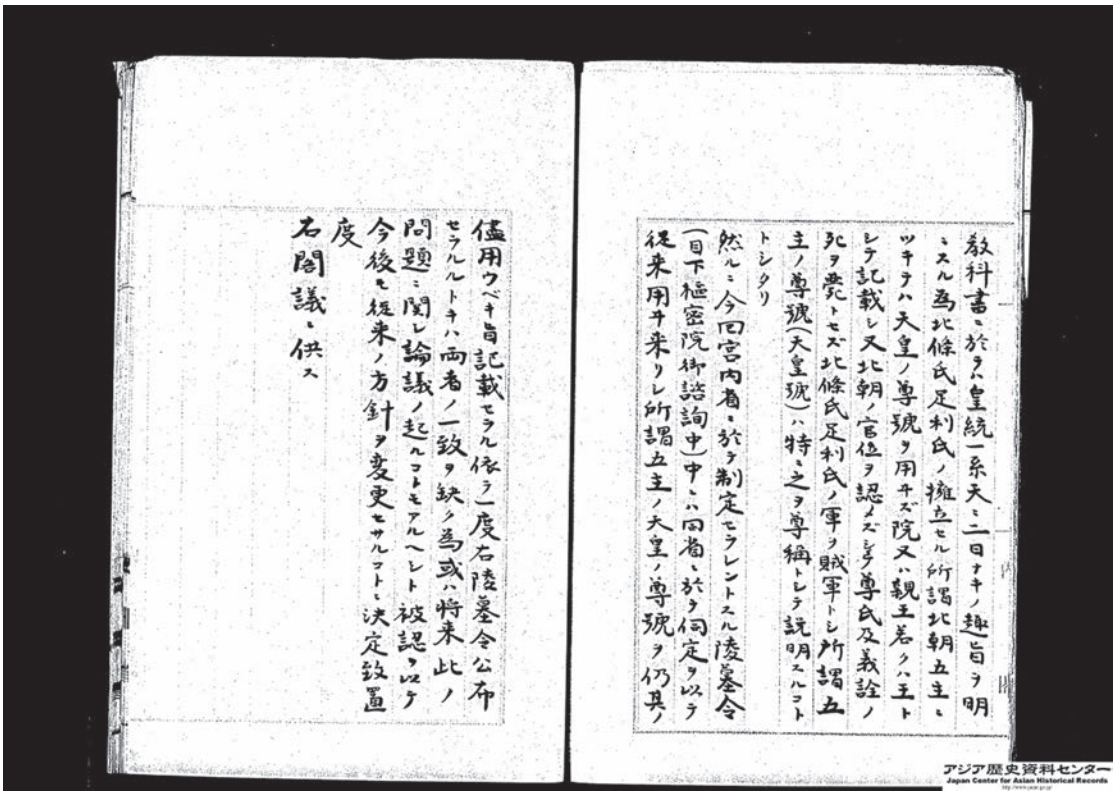

教科書ニ於テハ皇統一系天ニ二日ナキノ趣旨ヲ明ニスル為北條氏足利氏ノ擁立セル所謂北朝五主ニツキテハ天皇ノ尊號ヲ用ヒズ院又ハ親王若クハ王トシテ記載シ又北朝ノ官位ヲ認メズ尊氏及義詮ノ死ヲ薨トセズ北條氏足利氏ノ軍ヲ賊軍トシ所謂五主ノ尊號(天皇號)ハ特ニ之ヲ尊稱トシテ説明スルコトトシタリ

然ルニ今回宮内省ニ於テ制定セラレントスル陵墓令(目下極密院御諮詢中)中ニハ同省ニ於テ伺定ヲ以テ従来用ヒ来リシ所謂五主ノ天皇ノ尊號ヲ仍其ノ儘用ウベキ旨記載セラル依テ一度右陵墓令公布セラルルトキハ両者ノ一致ヲ缺ク為或ハ将来此ノ問題ニ関シ論議ノ起ルコトモアル(レト被認)ヲ以テ今後モ従来ノ方針ヲ変更セサルコトニ決定致置度

右閣議ニ供ス

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-2】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

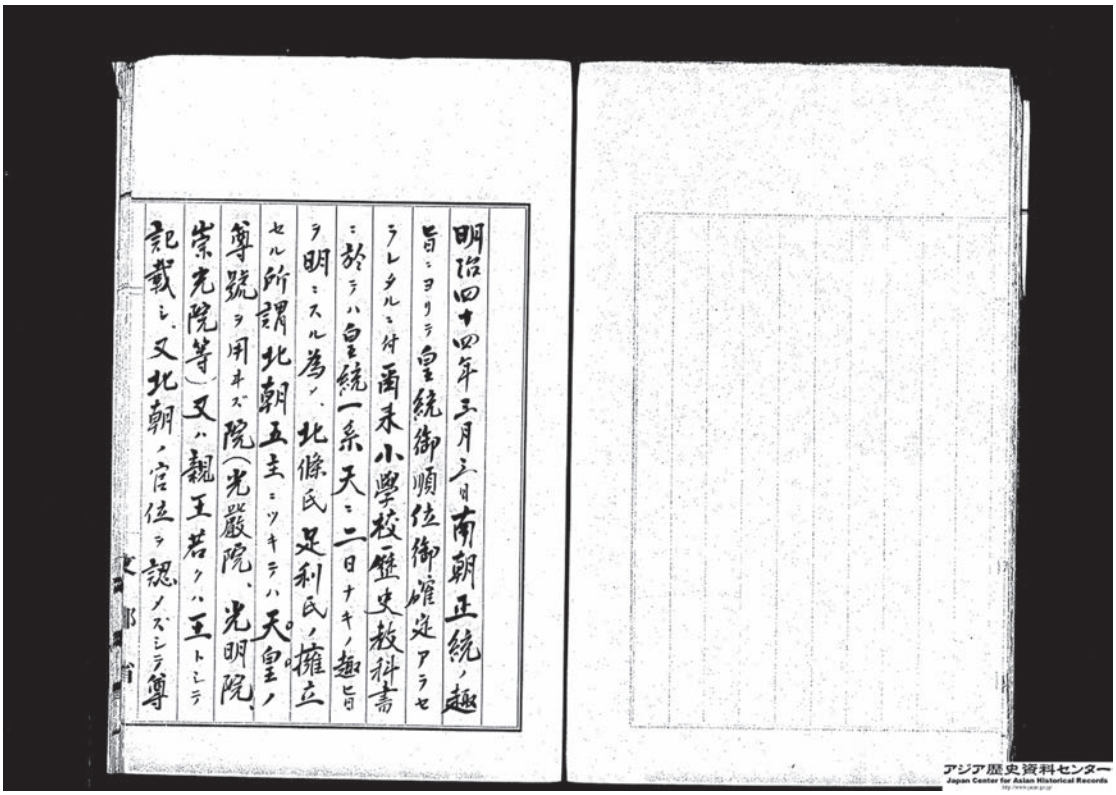

明治四十四年三月三日南朝正統ノ趣旨ニヨリテ皇統御順位御確定アラセラレタルニ付爾来小學校教科書ニ於テハ皇統一系天ニ二日ナキノ趣旨ヲ明ニスル為ノ、北條氏足利氏ノ擁立セル所謂北朝五主ニツキテハ天皇ノ尊號ヲ用ヒズ院(光嚴院、光明院、崇光院等)又ハ親王若クハ王トシテ記載シ、又北朝ノ官位ヲ認メズシテ尊

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-3】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

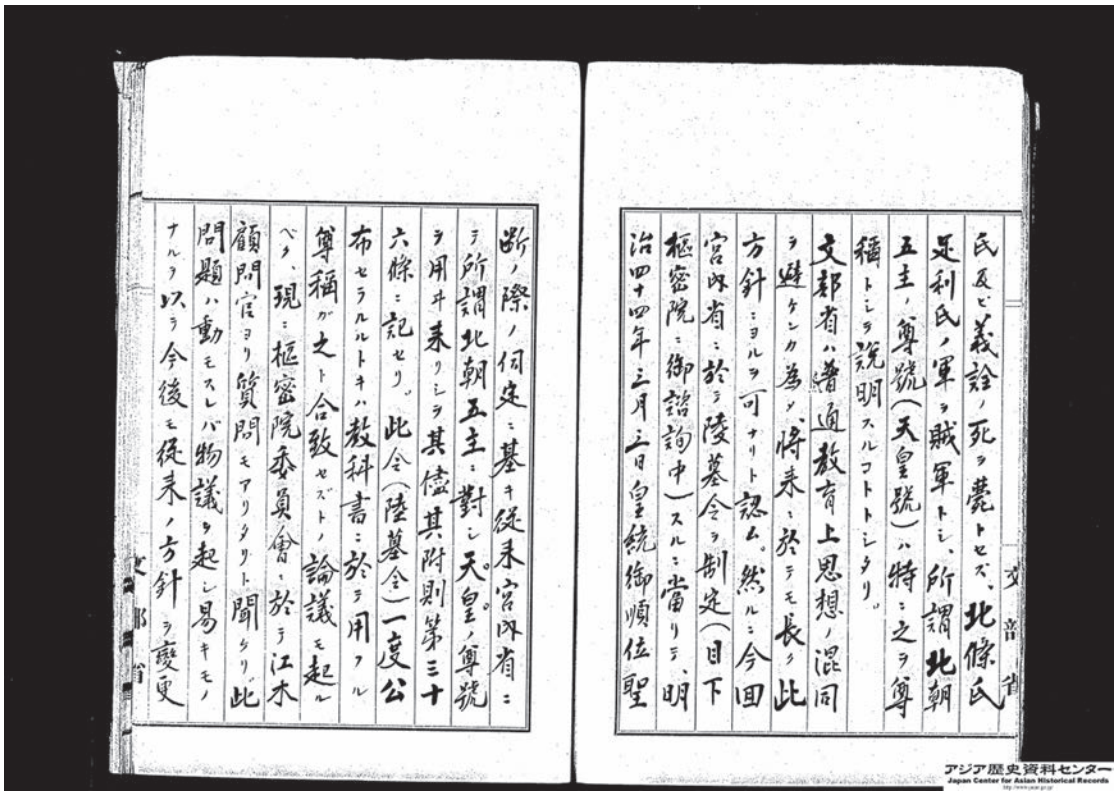

氏及ビ義詮ノ死ヲ薨トセズ、北條氏
足利氏ノ軍ヲ賊軍トシ、所謂北朝
五主ノ尊號（天皇號）ハ特ニ之ヲ尊
稱トシテ説明スルコトトシタリ。
文部省ハ普通教育上思想ノ混同
ヲ避ケンカ為メ、將来ニ於テモ長ク此
方針ニヨルヲ可ナリト認ム。然ルニ今回
宮内省ニ於テ陵墓令ヲ制定（目下
枢密院ニ御諮詢中）スルニ當リテ、明
治四十四年三月二日皇統御順位聖

斷ノ際ノ何定ニ基キ從来宮内省ニ
テ所謂北朝五主ニ對シ天皇ノ尊號
ヲ用ヰ来リシヲ其儘其附則第三十
六條ニ記セリ。此令（陵墓令）一度公
布セラルルトキハ教科書ニ於テ用フル
尊稱ガ之ト合致セズトノ論議ヲ起ル
ベク、現ニ枢密院委員會ニ於テ江木
顧問官ヨリ質問モアリタリト聞タリ。此
問題ハ動モスレバ物議ヲ起シ易キモノ
ナルヲ以テ今後モ從来ノ方針ヲ變更

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-4】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

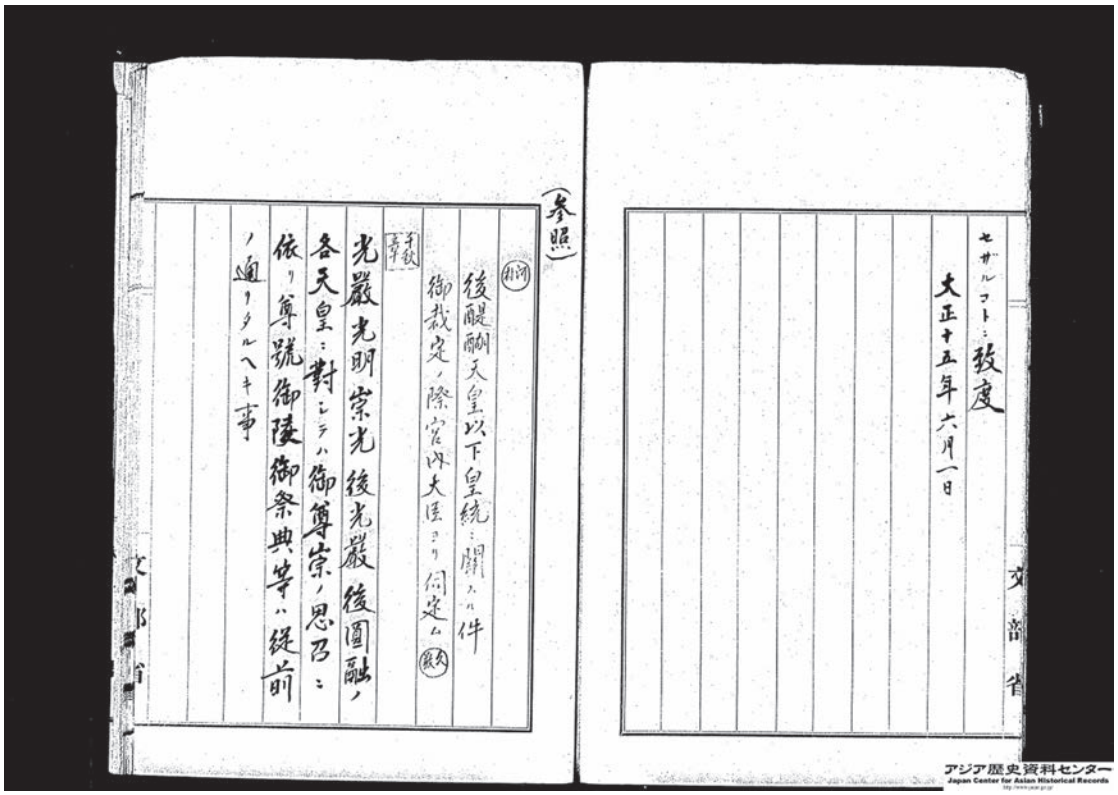

セザルコトニ致度

大正十五年六月一日

（参照）

（朱河）

後醍醐天皇以下皇統ニ關スル件

御裁定ノ際宮内大臣ヨリ伺定ム（朱）

（朱）

光嚴光明崇光後光嚴後圓融ノ
各天皇ニ對シテハ御尊崇ノ思召ニ
依リ尊號御陵御祭典等ハ從前
ノ通リタルベキ事

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-5】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

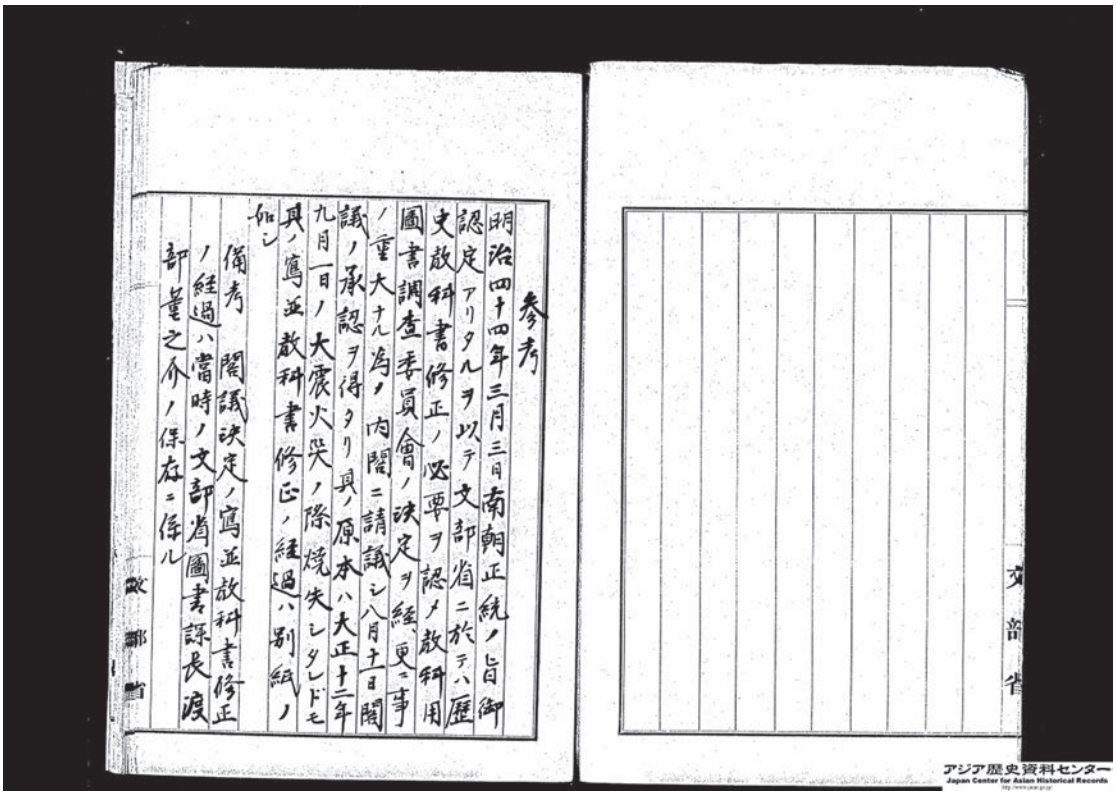

参考

明治四十四年三月三日南朝正統ノ旨御
認定アリタルヲ以テ文部省ニ於テハ歴
史教科書修正ノ必要ヲ認メ教科用
圖書調査委員會ノ決定ヲ経、更ニ事
ノ重大ナル為メ内閣ニ請議シ八月十日閣
議ノ承認ヲ得タリ其ノ原本ハ大正十二年
九月一日ノ大震火災ノ際焼失シタレドモ
其ノ寫並教科書修正ノ経過ハ別紙ノ
如シ

備考　閣議決定ノ寫並教科書修正
ノ経過ハ當時ノ文部省圖書課長渡
部董之介ノ保存ニ係ル

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-6】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

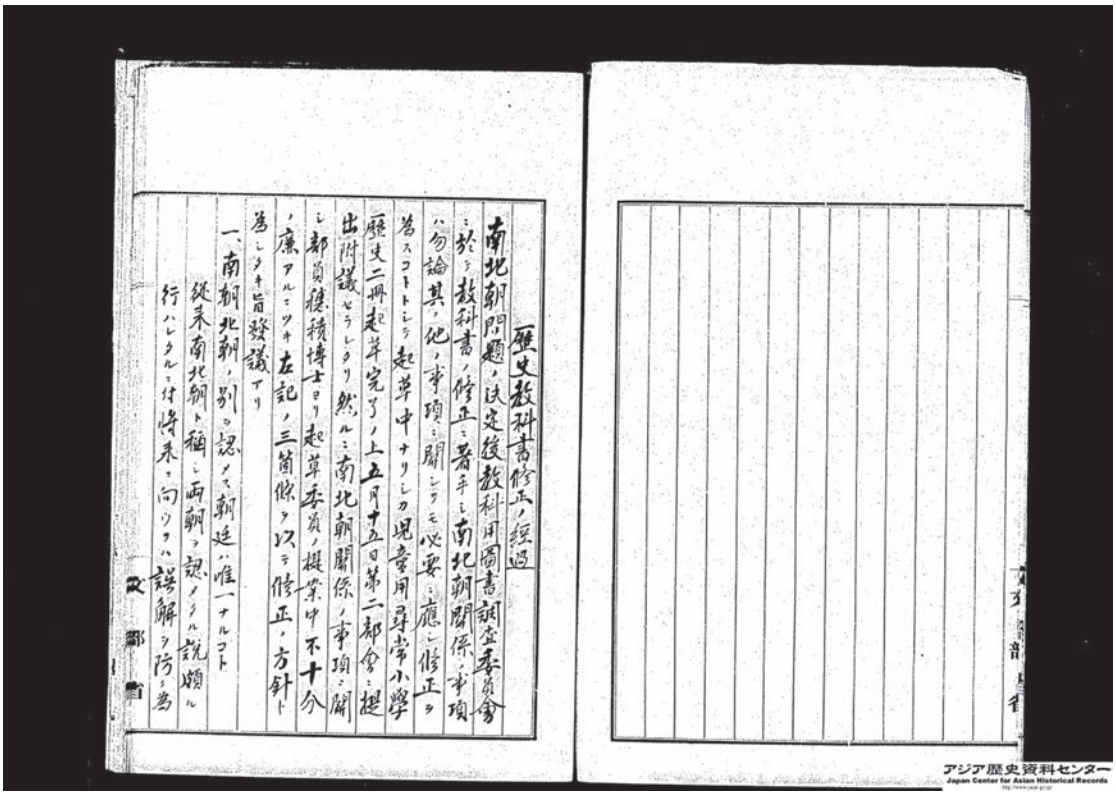

歴史教科書修正ノ経過

南北朝問題ノ決定後教科用圖書調査委員會
ニ於テ教科書ノ修正ニ著手シ南北朝關係ノ事項
ハ勿論其ノ他ノ事項ニ關シテモ必要ニ應ジ修正ヲ
為スコトトシテ起草中ナリシカ兒童用尋常小學
歴史二冊起草完了ノ上五月十五日第二部會ニ提
出附議セラレタリ然ルニ南北朝關係ノ事項ニ關
シ都員穂積博士ヨリ起草委員ノ提案中不十分
ノ廉アルニツキ左記ノ三箇條ヲ以テ修正ノ方針ト
為シタキ旨發議アリ

一、南朝北朝ノ別ヲ認メテ朝廷ハ唯一ナルコト
從来南北朝ト稱シ両朝ヲ認メタル說頗ル
行ハレタルニ付將来ノ向ウヲハ誤解ヲ防ク為

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-7】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

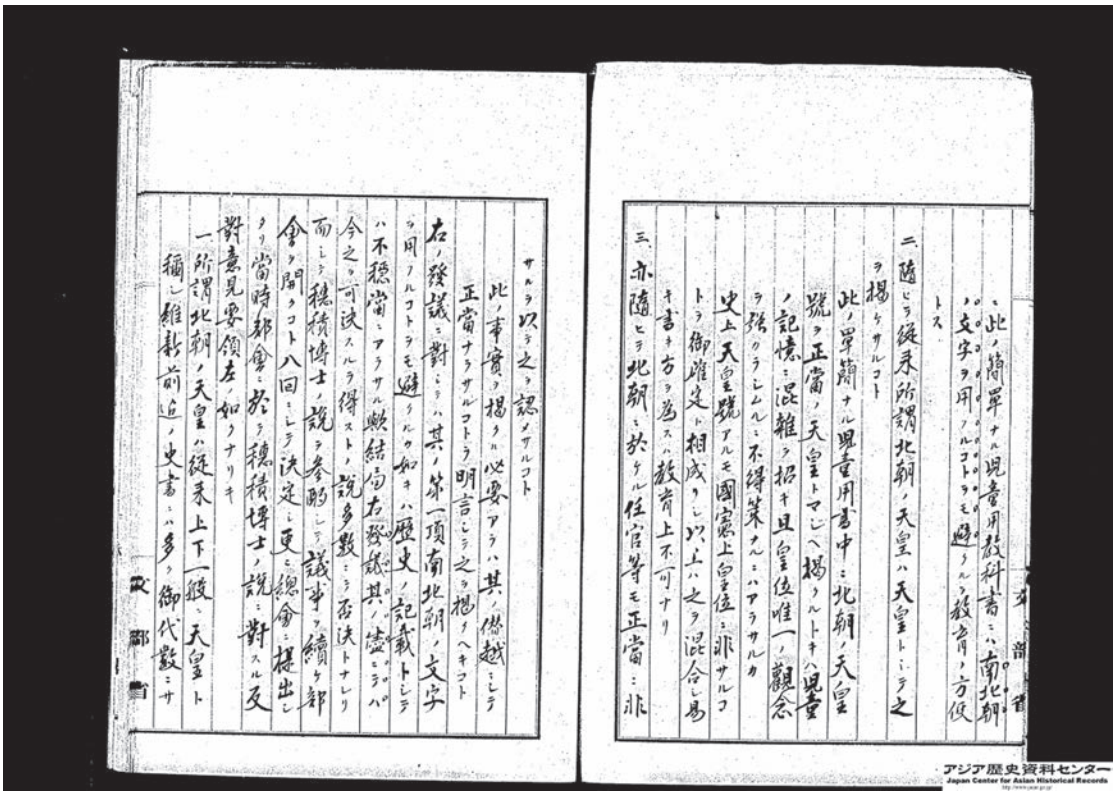

【写真 F-8】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

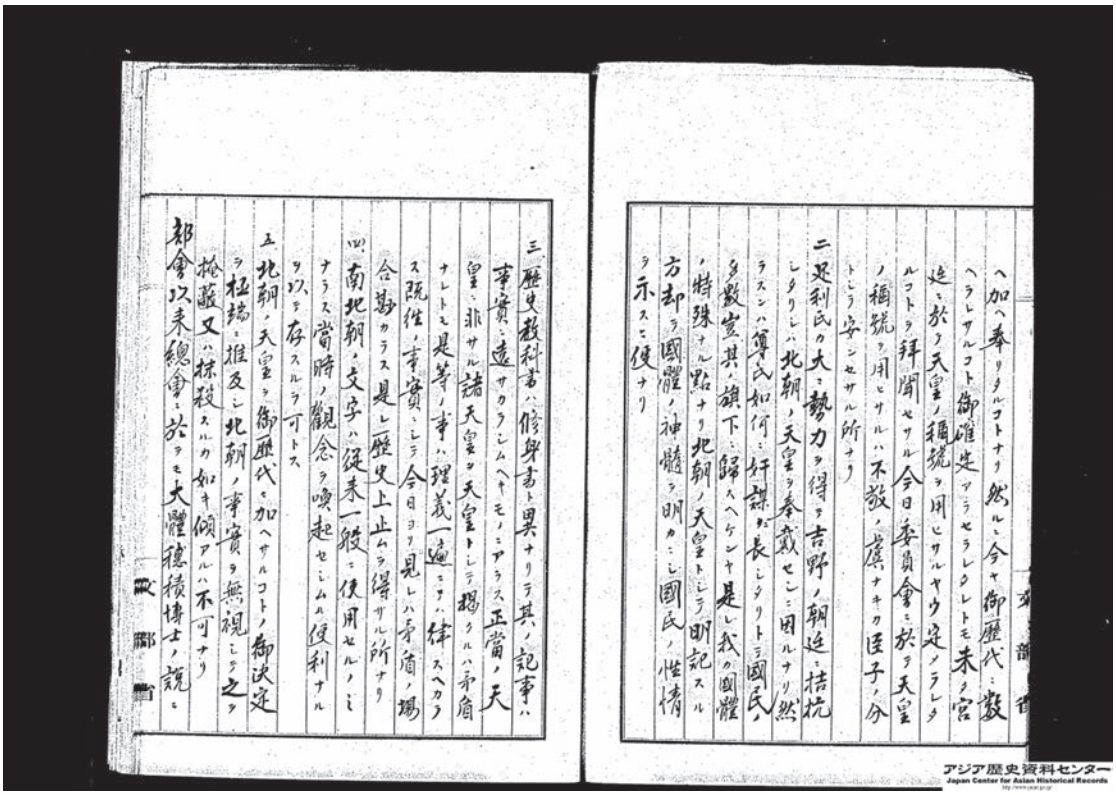

【写真 F-9】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

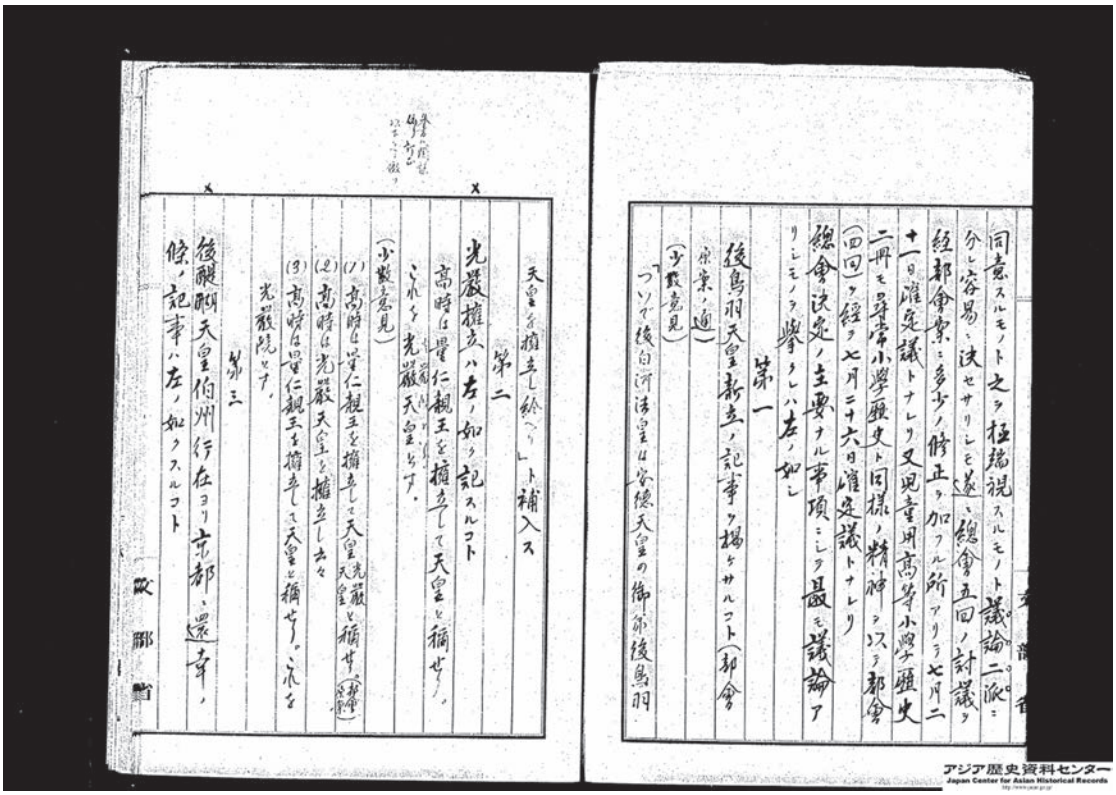

同意スルモノト之ヲ極端視スルモノト議論二派ニ分レ容易ニ決セサリシモ遂ニ總會五回ノ討議ヲ經都會案ニ多少ノ修正ヲ加フル所アリテ七月二十一日確定議トナレリ又兒童用高等小學歴史二冊モ亦常小學歴史ト同様ノ精神ヲ以テ都會(四回)ヲ經テ七月二十六日確定議トナレリ

總會決定ノ主要ナル事項ニシテ最モ議論アリシモノヲ擧クレハ左ノ如シ

第一

後鳥羽天皇新立ノ記事ヲ掲ケサルコト(都會原案ノ通)

(少數意見)

「つゝて後白河法皇は安徳天皇の御弟後鳥羽天皇を擁立し給へり」ト補入ス

第二

光嚴擁立ハ左ノ如ク記スルコト

高時は豊仁親王を擁立して天皇と稱せり。これを光嚴天皇とす。

(少數意見)

(1) 高時は豊仁親王を擁立して天皇(光嚴天皇)と稱せ(ず)

(2) 高時は光嚴天皇を擁立し奉る

(3) 高時は豊仁親王を擁立して天皇と稱せり。これを光嚴院とす。

第三

後醍醐天皇伯州行在ヨリ京都ニ還幸ノ餘ノ記事ハ左ノ如クスルコト

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-10】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

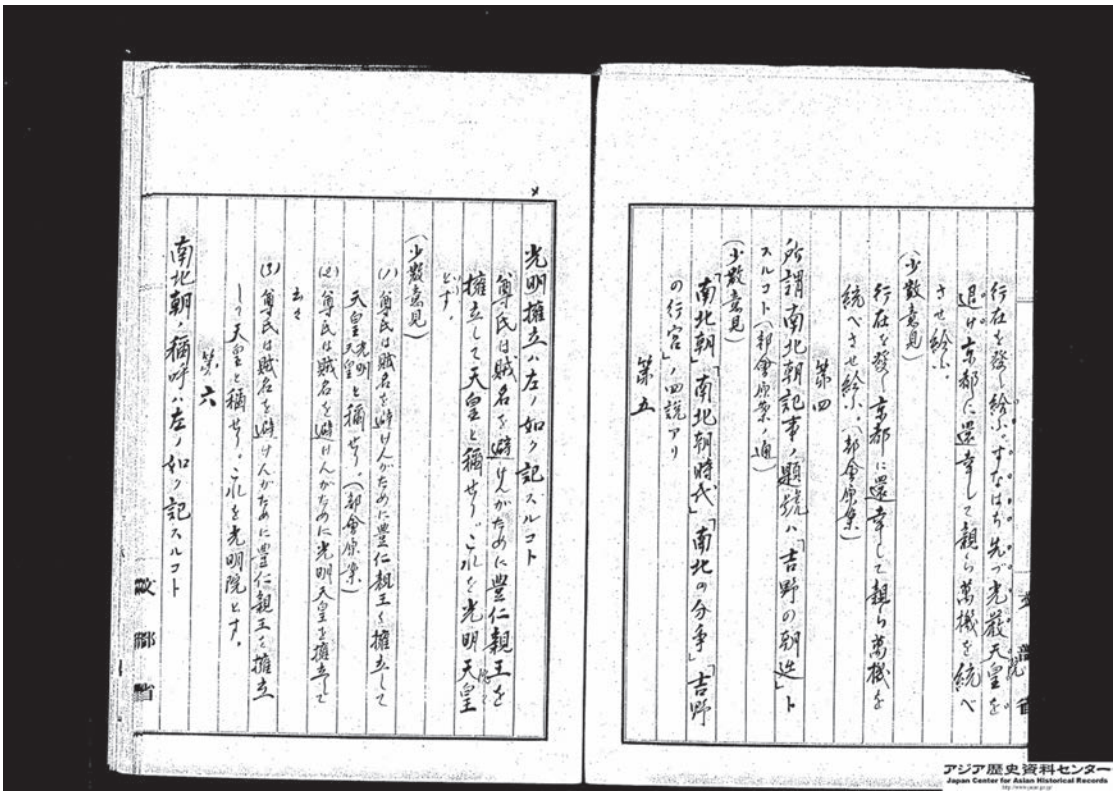

行在を發し給ふ。すなはち先づ光嚴天皇を退け京都に還幸して親ら萬機を統べさせ給ふ。

(少數意見)

行在を發し京都に還幸して親ら萬機を統べさせ給ふ。(都會原案)

第四

所謂南北朝記事ノ題號ハ「吉野の朝廷」トスルコト(都會原案ノ通)

(少數意見)

「南北朝」「南北朝時代」「南北の分爭」「吉野の行宮」ノ四號アリ

第五

光明擁立ハ左ノ如ク記スルコト

尊氏は賊名を避け人がために豊仁親王を擁立して天皇と稱せり。これを光明天皇とす。

(少數意見)

(1) 尊氏は賊名を避け人がために豊仁親王を擁立して天皇(光明)と稱せ(ず)。(都會原案)

(2) 尊氏は賊名を避けんがために光明天皇を擁立し奉る

(3) 尊氏は賊名を避けんがために豊仁親王を擁立して天皇と稱せり。これを光明院とす。

第六

南北朝稱呼ハ左ノ如ク記スルコト

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-11】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

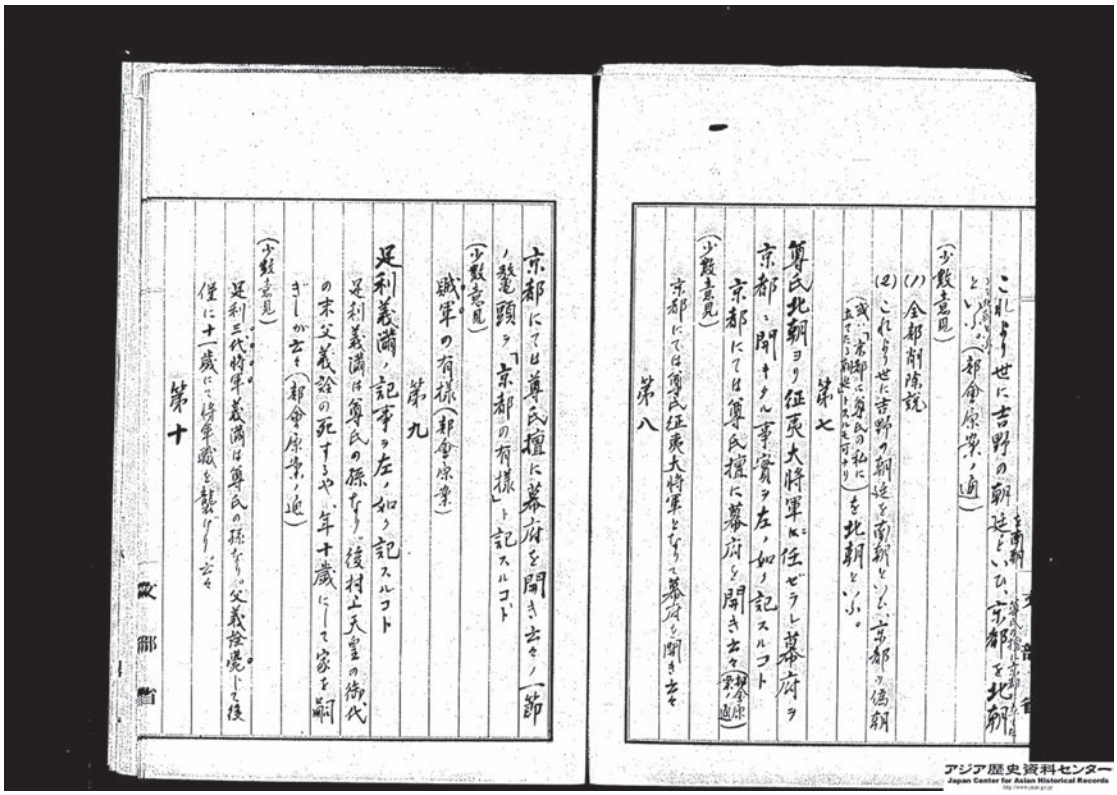

これより世に吉野の朝廷を南朝といひ京都を北朝
（都會原案ノ通）
（少數意見）
（1）全部削除説
（2）これより世に吉野の朝廷を南朝といひ京都の偽朝（或「京都に尊氏の私に立てたる朝廷なり」）を北朝といふ。

第七

尊氏北朝より征夷大將軍に任ぜられ幕府を京都に開きたる事實を左の如く記スルコト
京都にては尊氏擅に幕府を開き云々（都會原案ノ通）
（少數意見）
京都にては尊氏征夷大將軍となりて幕府を開き云々

第八

京都にては尊氏擅に幕府を開き云々ノ節ノ題頭ヲ「京都の有様」ト記スルコト
（少數意見）
賊軍の有様（都會原案）

第九

足利義滿ノ記事ヲ左ノ如ク記スルコト
足利義滿は尊氏の孫なり。後村上天皇の御代の末父義詮の死するや、年十歲にして家を嗣ぎしが云々（都會原案ノ通）
（少數意見）
足利三代將軍義滿は尊氏の孫なり。父義詮薨じて後僅に十歲にて將軍職を襲ぐ云々

第十

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-12】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

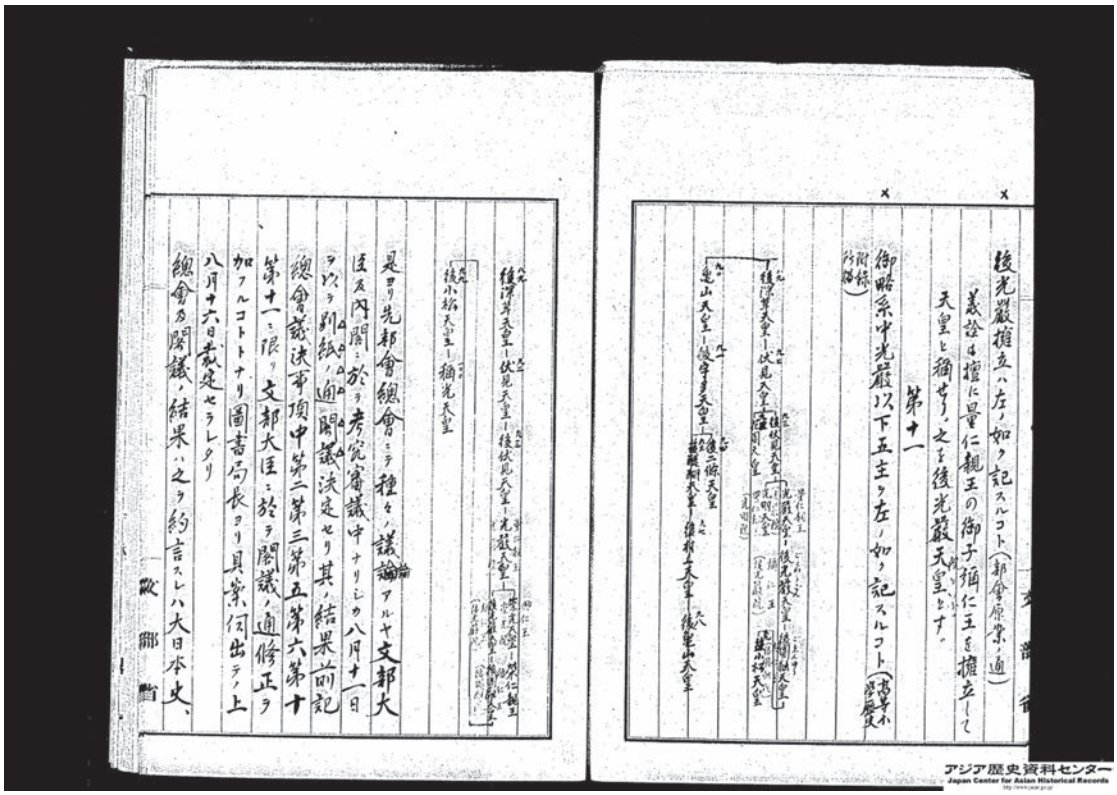

後光嚴擅立ハ左ノ如ク記スルコト（都會原案ノ通）
義詮は擅に量仁親王の御子彌仁王を擅立して天皇と稱せり、之を後光嚴天皇とす。

第十一

御略系中光嚴以下五主ヲ左ノ如ク記スルコト（求等ハ略度）
（附録 略）

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-13】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

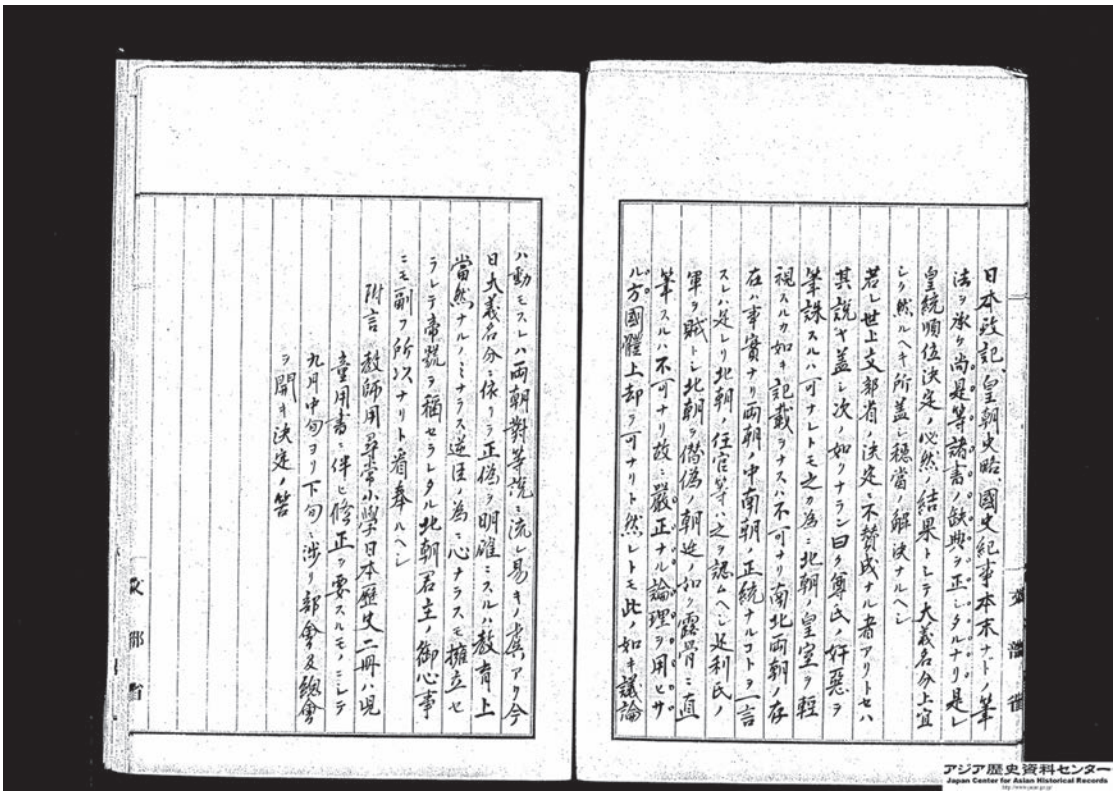

日本政記、皇朝史略、國史紀事本末ナトノ筆法ヲ承ケ尚是等諸書ノ缺典ヲ正シタルナリ是レ皇統順位決定ノ必然ノ結果トシテ大義名分上宜シク然ルヘキ所蓋シ穩當ノ解決ナルヘシ

若シ世上支部省ノ決定ニ不贊成ナル者アリトセハ其說ヤ蓋シ次ノ如クナラン曰ク尊氏ノ奸惡ヲ筆誅スルハ可ナレトモ之カ為ニ北朝ノ皇室ヲ輕視スルカ如キ記載ヲナスハ不可ナリ南北兩朝ノ存在ハ事實ナリ兩朝ノ中南朝ノ正統ナルコトヲ言スレハ是レ北朝ノ任官等ハ之ヲ認ムヘシ足利氏ノ軍ヲ賊トシ北朝ヲ僭偽ノ朝廷ト如ク露骨ニ直筆スルハ不可ナリ故ニ嚴正ナル論理ヲ用ヒサル方國體上却テ可ナリト然レトモ此ノ如キ議論ハ動モスレハ兩朝贊等流ニ流レ易キノ虞アリ今日大義名分ニ依リテ正偽ヲ明確ニスルハ教育上當然ナルノミナラス逆臣ノ為ニ心ナラスモ擁立セラレテ帝號ヲ稱セラレタル北朝君主ノ御心事ニモ副フ所以ナリト看奉ハヘシ

附言　教師用尋常小學日本歷史二冊ハ現童用書ニ伴ヒ修正ヲ要スルモノニシテ九月中旬ヨリ下旬ニ渉リ部會及總會ヲ開キ決定ノ筈

アジア歷史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-14】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歷史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

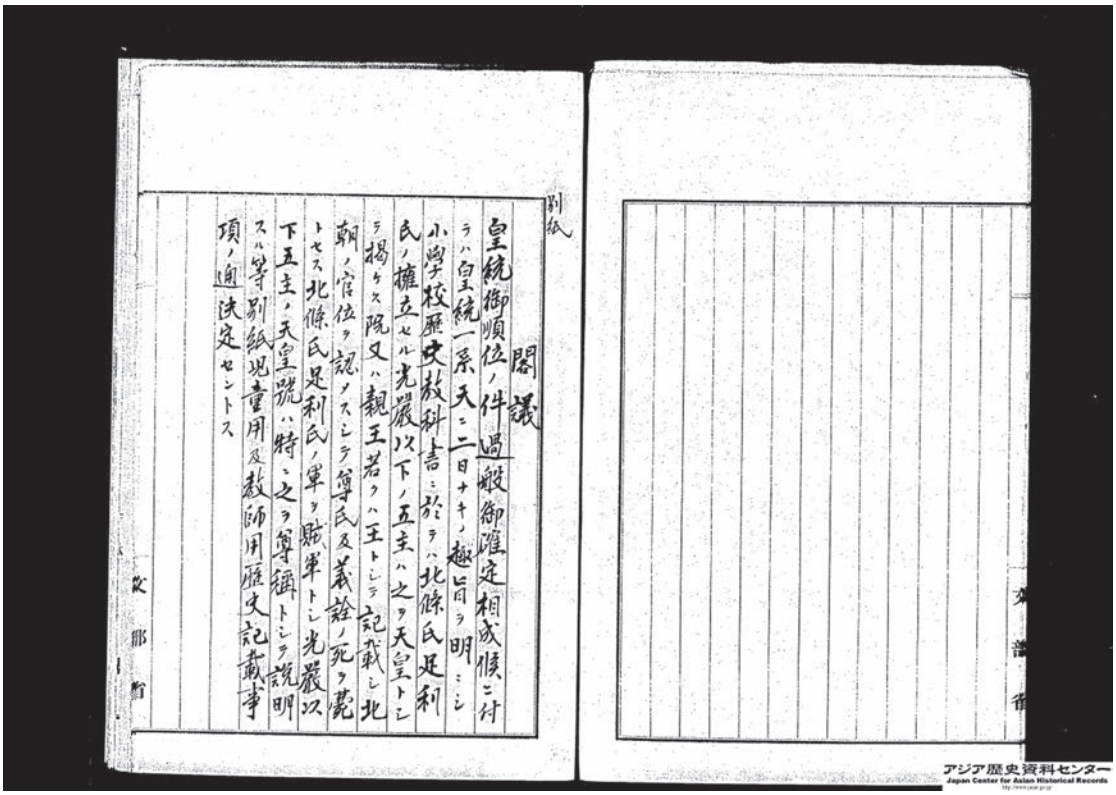

別紙

閣議

皇統御順位ノ件過般御確定相成候ニ付ラハ皇統一系天ニ二日ナキノ趣旨ヲ明ニシ小學校歷史教科書ニ於テハ北條氏足利氏ノ擁立セル光嚴以下ノ五主ハ之ヲ天皇トシテ掲ケス院又ハ親王若クハ王トシテ記載シ北朝ノ官位ヲ認メスシテ尊氏及義詮ノ死ヲ薨トセス北條氏足利氏ノ軍ヲ賊軍トシ光嚴以下五主ノ天皇號ハ特ニ之ヲ尊稱トシテ說明スハ等別紙現童用及教師用歷史記載事項ノ通決定セントス

アジア歷史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-15】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歷史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

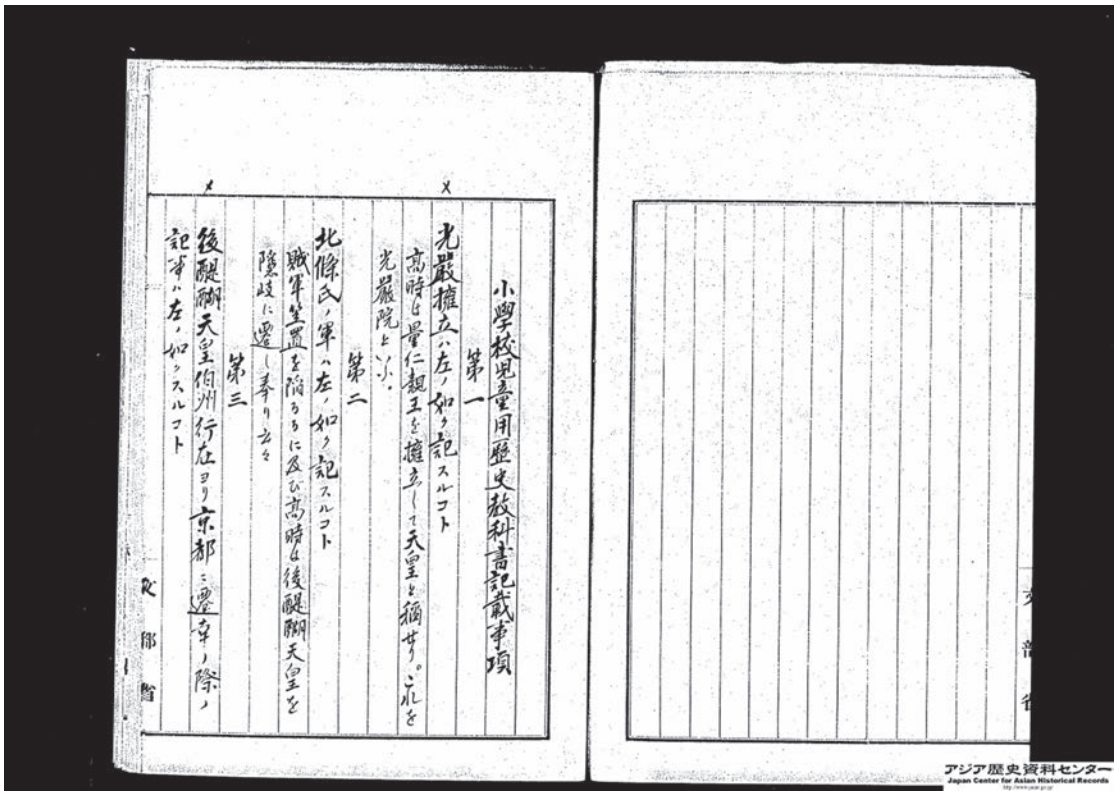

小學校兒童用歷史教科書記載事項

第一

光嚴擁立ハ左ノ如ク記スルコト

高時ハ量仁親王ヲ擁立シテ天皇ト稱セリ。コレヲ光嚴院ト云フ。

第二

北條氏ノ軍ハ左ノ如ク記スルコト

賊軍笠置ヲ陷ルヲ及ビ高時ハ後醍醐天皇ヲ隱岐ニ遷シ奉リ云々

第三

後醍醐天皇伯州行在ヨリ京都ニ還幸ノ際ノ記事ハ左ノ如クスルコト

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-16】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

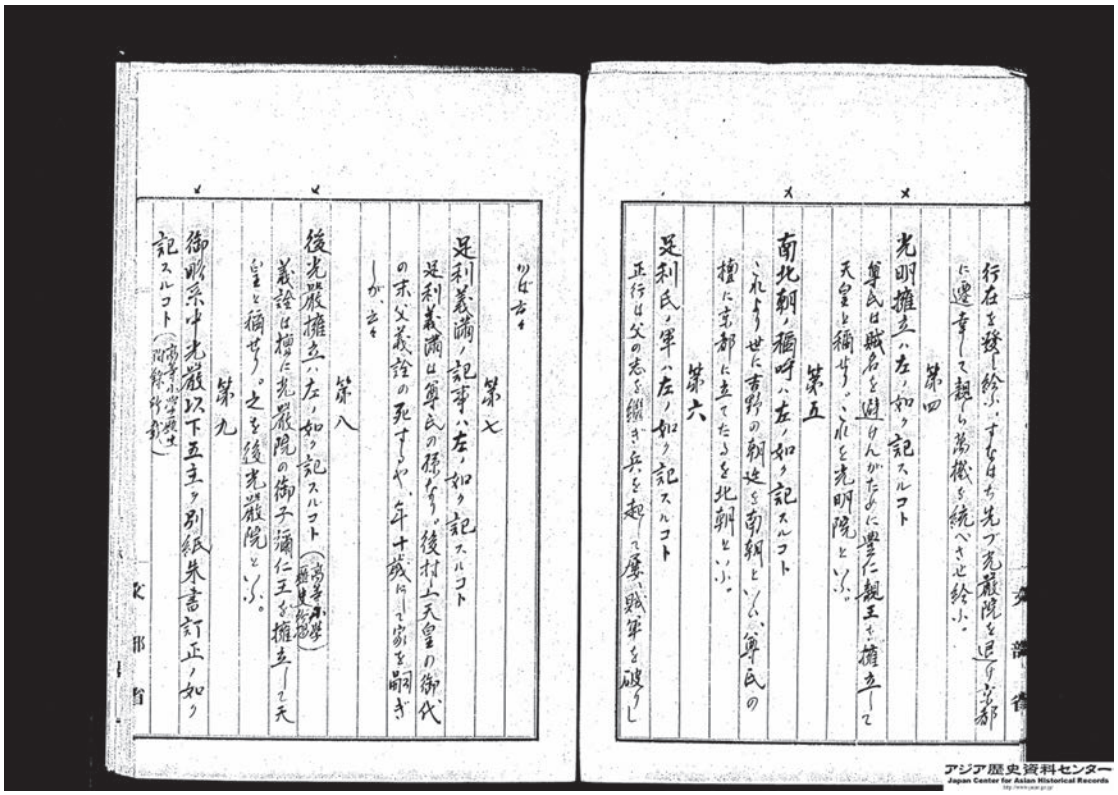

行在ヲ發シ給ヒ、すなはち先ツ光嚴院ヲ退ケ京都ニ還幸シテ親ら高氏ヲ統ベサセ給ヒ。

第四

光明擁立ハ左ノ如ク記スルコト

尊氏ハ賊名ヲ避けんがために豊仁親王ヲ擁立シテ天皇ト稱セリ。コレヲ光明院ト云フ。

第五

南北朝ノ稱呼ハ左ノ如ク記スルコト

コレより世に吉野の朝廷ヲ南朝ト云ヒ、尊氏の擁に京都に立てたるを北朝ト云フ。

第六

足利氏ノ軍ハ左ノ如ク記スルコト

正行ハ父の志ヲ繼ぎ兵ヲ起シテ屢ば賊軍ヲ破りし

第七

足利義滿ノ記事ハ左ノ如ク記スルコト

足利義滿ハ尊氏の孫なり、後村上天皇の御代の末父義詮の死するや、年十歳にして家ヲ嗣ぎしが云々

第八

後光嚴擁立ハ左ノ如ク記スルコト（高等小學歴史教科書）

義詮ハ擁に光嚴院の御子彌仁王ヲ擁立シテ天皇ト稱セリ。之ヲ後光嚴院ト云フ。

第九

御略系中光嚴以下五主ヲ別紙朱書訂正ノ如ク記スルコト（帝室系譜史 附錄修訂）

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-17】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

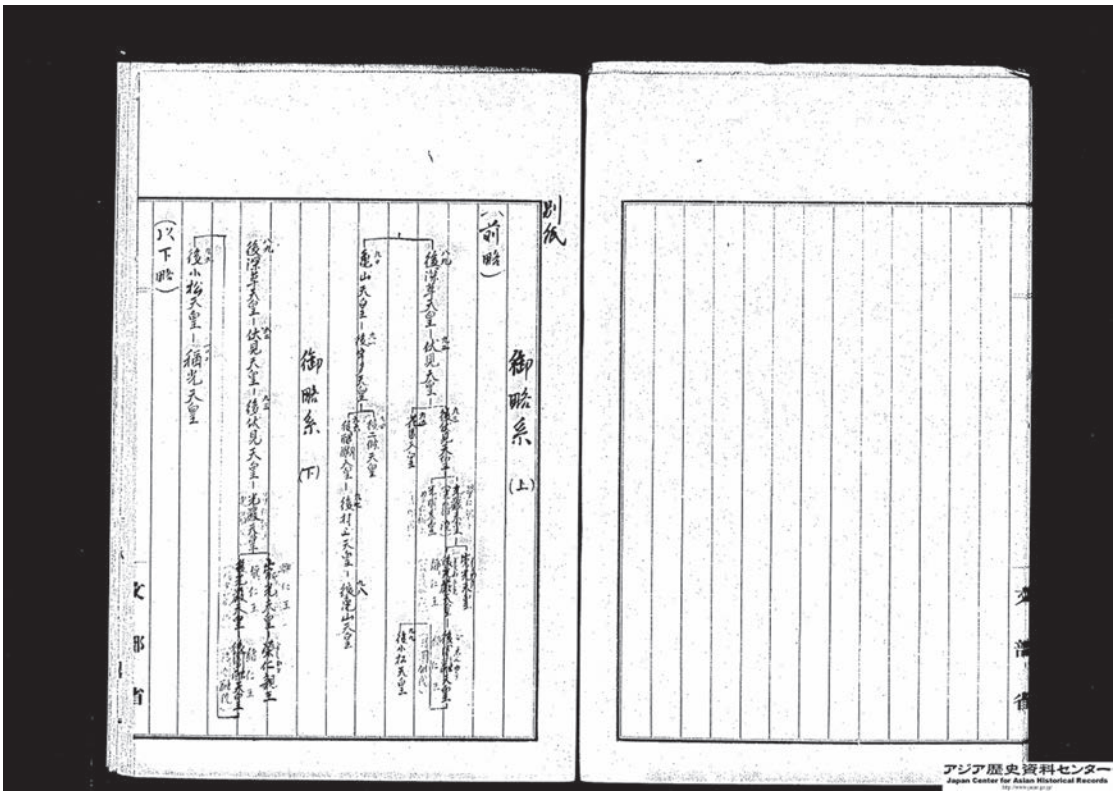

【写真 F-18】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

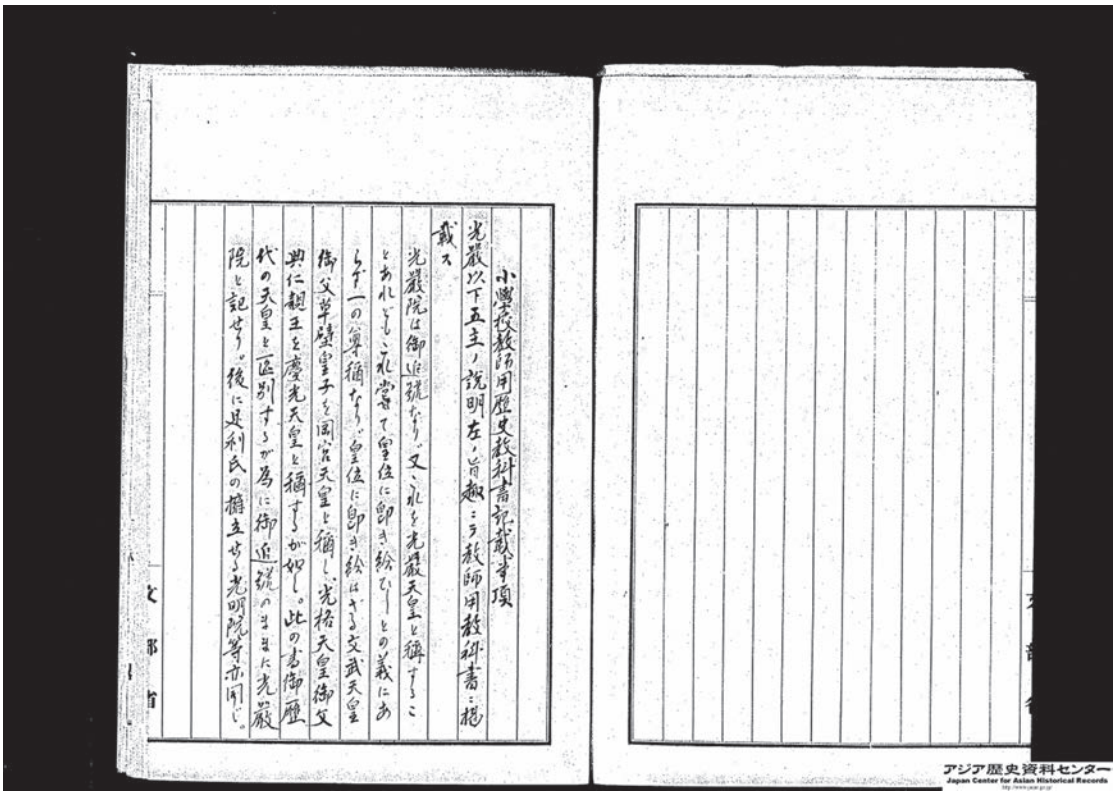

【写真 F-19】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

尊稱天皇及追尊天皇

(一)御在世中ニ太上天皇ノ尊號ヲ奉リ薨後別ニ尊稱ヲ贈ル場合

高倉天皇ノ皇子ニシテ後鳥羽天皇ノ父ナル守貞親王(後高倉院)及崇光天皇ノ皇子ニシテ後花園天皇ノ父ナル貞成親王(後崇光院)

(二)薨後太上天皇ノ尊號及尊稱ヲ贈ル場合

(イ)後陽成天皇ノ父ナル誠仁親王(陽光院)ハ子タル天皇ヨリ贈ラル

(ロ)光格天皇ノ父ナル典仁親王(慶光天皇)ハ數代ノ後ナル明治天皇ヨリ贈ラル

(三)薨後太上天皇ノ尊號ヲ贈ラレス單ニ尊

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-20】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

稱ヲ贈ル場合

(イ)淳仁天皇ノ父ナル舍人親王(崇道盡敬皇帝)及光仁天皇ノ父ナル施基皇子(春日宮天皇)ハ共ニ子タル天皇ヨリ贈ラル

(ロ)文武天皇ノ父ナル草壁皇子(岡宮天皇)ハ淳仁天皇ヨリ贈ラル

(ハ)桓武天皇ノ皇弟ニシテ其ノ太子ニ立チ後廢セラレタル早良親王(崇道天皇)ハ桓武天皇ヨリ贈ラル

備考

一、早良親王ノ外ハ皆天皇ノ父ナリ

一、北朝ノ天皇ハ之ニ場ケス

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

(秘)

陵一

27

皇室陵墓令案

【写真 F-21】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

陵墓令案第三十六條ニ關スル江木顧問官ノ
質問

一、別紙明治四十四年宮内大臣ノ直接ニ拝受セシ御訪決書
ハ是迄ハ宮内省ノ内規ニ過キサリシモノト認メ可然ヤ

一、果シテ然ラハ明治四十四年以來今日迄國定教科書ヲ始メ
一般教科書ニ於テ光嚴、光明、崇光、後光嚴、後円融ノ
五天皇ニ對シ古來ノ尊稱ヲ廢シ單ニ豐仁親王、豐仁
親王等ト称シ來リシハ不都合ナキモノト認メ可然ヤ

一、此度陵墓令ヲ制定セラレ第三十六條ノ規程ヲ設ケラルヽ
上ハ此規程ハ乃チ一般官民ヲ覊束スルコトヽナルヲ以テ
別記ノ如キ國定教科書ノ往來ノ記載方ハ勿論一般教科
書等モ速ニ修正ヲ加ヘサルヘカラサルコトヽ為ルモノト思考ス
果シテ然ルヤ

樞密院

【写真 G-1】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼騏一郎関係文書 366-3）

同顧問官ノ質問ニ對スル説明要旨

一 明治四十四年後醍醐天皇以下皇統ニ關スル件御裁定ノ際
宮内大臣ヨリ「光嚴光明崇光後光嚴後円融ノ各天皇ニ
對シテハ御尊崇ノ思召ニ依リ尊號御陵御祭典等ハ往昔
ハ通タルヘキ旨」伺定ヲ為シタルモ是レ宮内省内ニ於ケル御
取扱ノコトナレハ國定教科書ノ編纂ニハ關係ナシ

二 陵墓令案第三十六條ニ別記セル天皇ニ付テハ前項ノ伺定
以前ヨリ既ニ夫々陵名モ決定セラレ祭祀其ノ他ノ關係ニ於
テモ宮内省ニ於テハ今尚凡テ何々天皇ト称シ居リ本條
ハ此ノ往來ノ慣例ヲ其ノ儘法文ニ表示セントスルニ過キス
然レトモ是レ唯尊號タルニ止マリ其ノ正統ノ天皇トシテ御歴
代ノ中ニ数フヘカラサルコトハ本令第一條ノ明文ノ外ニ補則トシ
テ別ニ本條ヲ設ケタル趣旨ニ徴スルモ疑ナシ

三 歴史上追尊天皇尊稱天皇ノ事例尠カラサルノミナラス
明治十七年ニモ明正天皇ハ光孝天皇御父典仁親王ニ廣
光天皇ノ稱號ヲ追尊シ奉レル最近ノ實例アリ御歴代
ノ天皇以外ノ方ニシテ天皇ノ尊號ヲ有セラル、歴史上ノ
事實ハ到底之ヲ否認スヘカラス往ヲ光嚴天皇等ノ称呼
モ亦追尊天皇若ハ尊称天皇ト同シク之ヲ天皇ト称スルニ
別段ノ不都合ヲ認メス

樞密院

【写真 G-2】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼騏一郎関係文書 366-3）

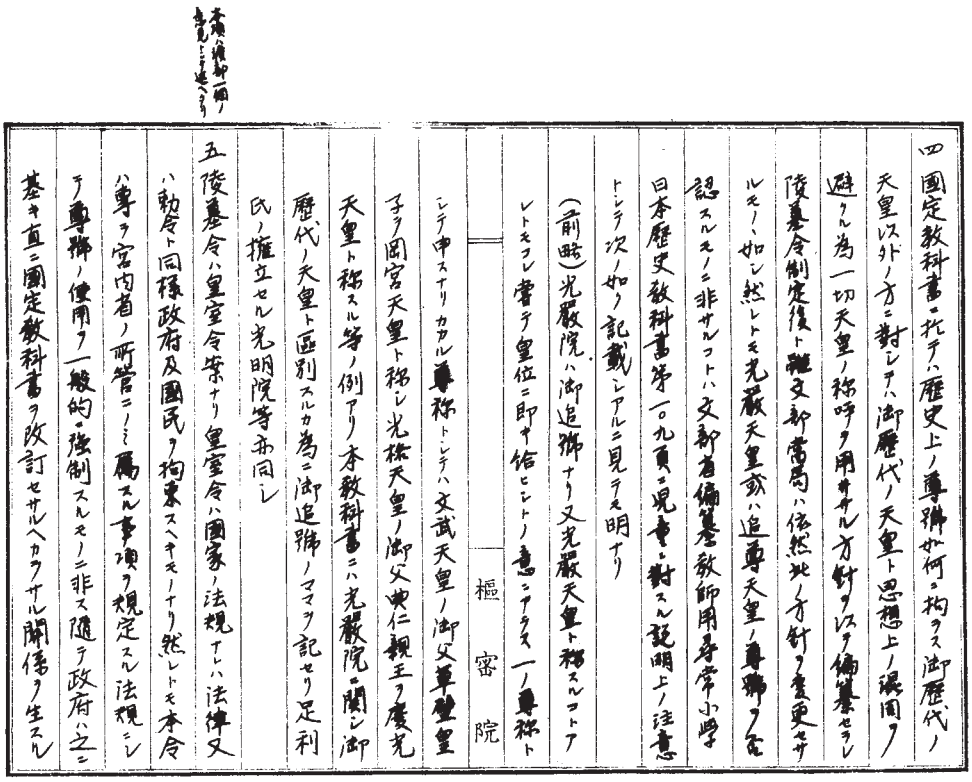

四 國定教科書ニ於テハ歴史上ノ尊稱如何ニ拘ラス御歴代ノ
天皇以外ノ方ニ對シテハ御歴代ノ天皇ト思想上ノ混同ヲ
避クル為一切天皇ノ稱呼ヲ用ヰサル方針ヲ以テ編纂セラレ
陵墓令制定後ト雖文部當局ハ依然此ノ方針ヲ変更セサ
ルモノヽ如シ然レトモ光嚴天皇或ハ追尊天皇ノ尊稱ヲ宜
認スルモノニ非サルコトハ文部省編纂教師用尋常小學
日本歴史教科書第一〇九頁ニ皇室ニ對スル説明上ノ注意
トシテ次ノ如ク記載シアルニ見テモ明ナリ
（前略）光嚴院ハ御追號ナリ又光嚴天皇ト稱スルコトヲ
シトモシテ書テ皇位ニ即ヰ給ヒシトノ意ニアラズ一ノ尊稱ト
シテ申スナリカカル尊稱トシテハ文武天皇ノ御父草壁皇
子ヲ岡宮天皇ト稱シ光孝天皇ノ御父典仁親王ヲ慶光
天皇ト稱スル等ノ例アリ本教科書ニハ光嚴院ニ關シ御
歴代ノ天皇ト區別スルカ為ニ御追號ノママヲ記セリ足利
氏ノ擁立セル光明院等亦同シ
五 陵墓令ハ皇室令第一ナリ皇室令ハ國家ノ法規ナレハ法律又
ハ勅令ト同様政府及國民ヲ拘束スヘキモノナリ然レトモ本令
ハ專ラ宮内省ノ所管ニノミ屬スル事項ヲ規定スル法規ニシ
テ專稱ノ使用ヲ一般的ニ強制スルモノニ非ス隨テ政府ハ之ニ
基キ直ニ國定教科書ヲ改訂セサルヘカラサル關係ヲ生スル

【写真 G-3】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼騏一郎関係文書 366-3）

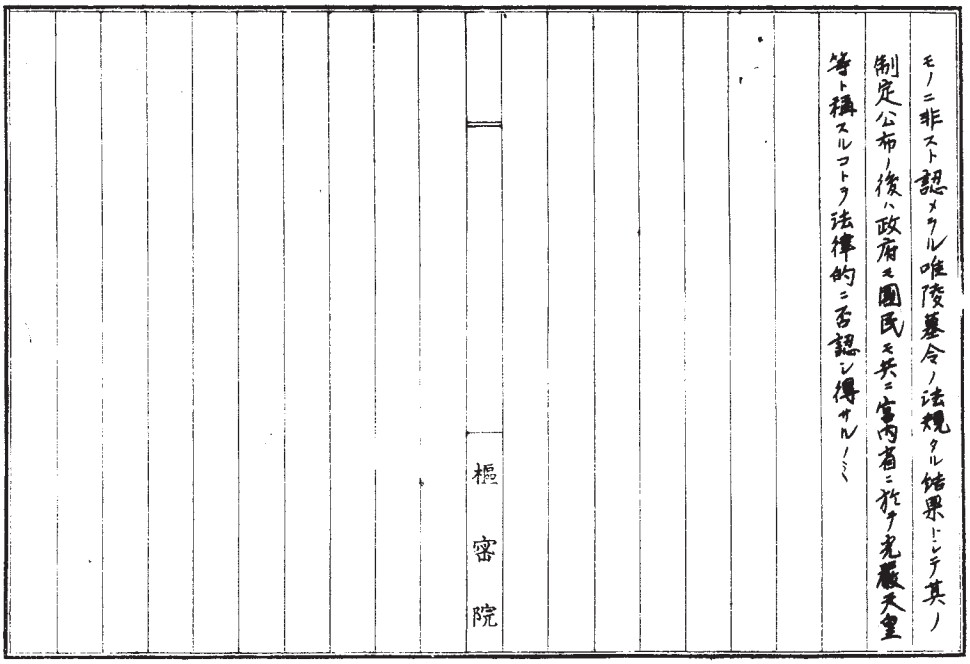

モノニ非スト認メタル唯陵墓令ノ法規タル結果トシテ其ノ
制定公布ノ後ハ政府モ國民モ共ニ宮内省ニ於テ光嚴天皇
等ト稱スルコトヲ法律的ニ否認シ得サルノミ

【写真 G-4】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼騏一郎関係文書 366-3）

朕惟フニ長慶天皇在位ノ事蹟ハ
史乘ノ紀述審ナラサルモノアリ今ヤ
在廷ノ臣僚ニ命シ深究精覈セシメ
其ノ事蹟明瞭ナルニ至レリ乃チ
大統中同天皇ヲ後村上天皇ノ次ニ
列ス茲ニ之ヲ宣示ス

嘉仁
裕仁

大正十五年十月二十一日
宮内大臣 一木喜德郎
内閣總理大臣 男爵 若槻禮次郎

宮内庁書陵部宮内公文書館　49977　長慶天皇を皇代に列せらるるの詔書正本／大正15年

【写真 H】長慶天皇を皇代に列せらるるの詔書正本／大正 15 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 49977）

第二十二号
明治三十二年八月調
崇光天皇以降御系図
皇族現在調

【写真 I-1】明治三十二年八月調崇光天皇以降御系図皇族現在調（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242）

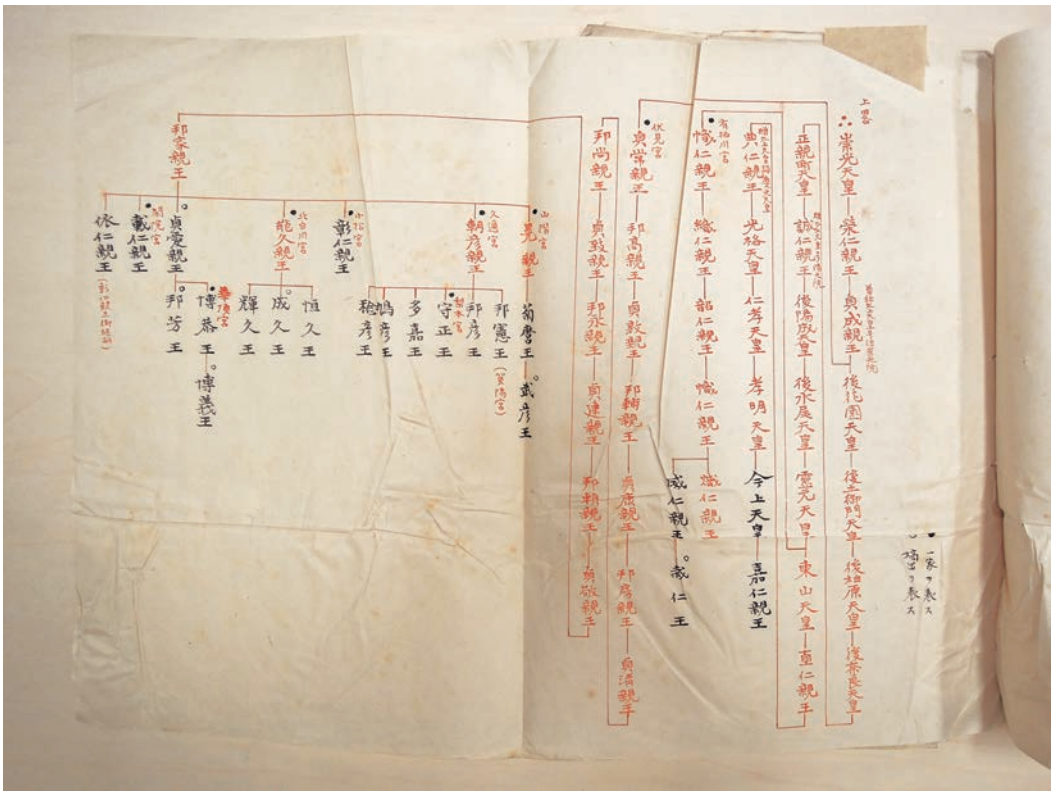

【写真 I-2】明治三十二年八月調崇光天皇以降御系図皇族現在調（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242）

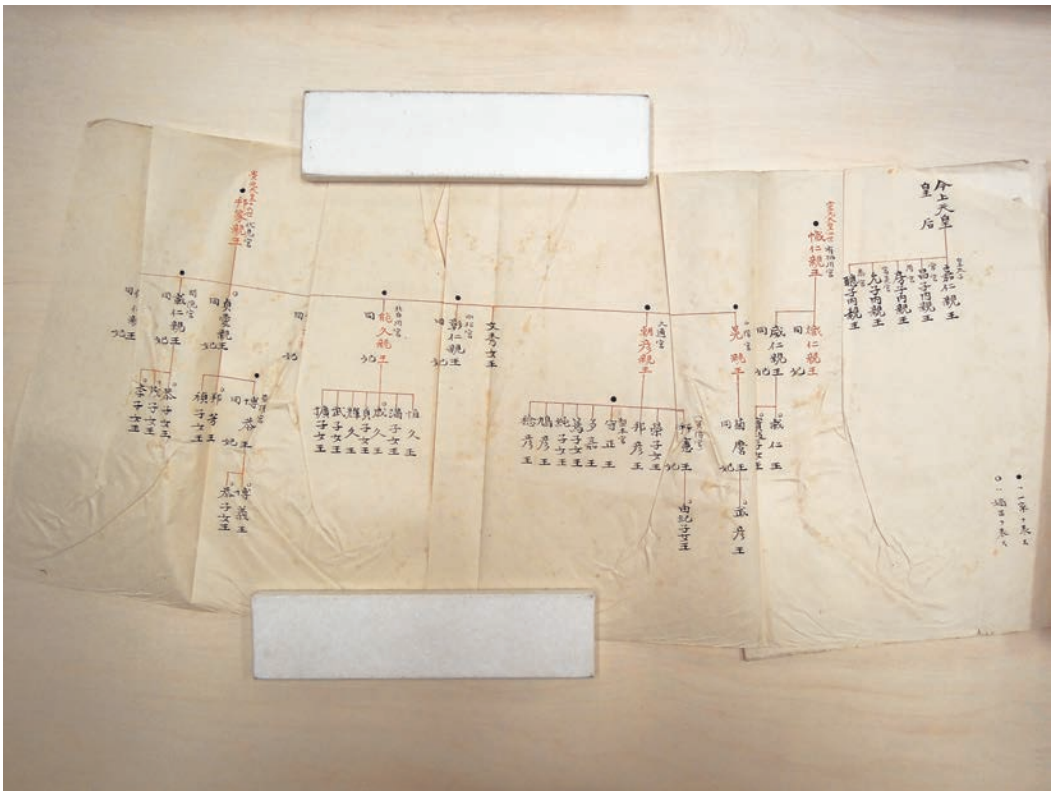

【写真 I-3】明治三十二年八月調崇光天皇以降御系図皇族現在調（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242）

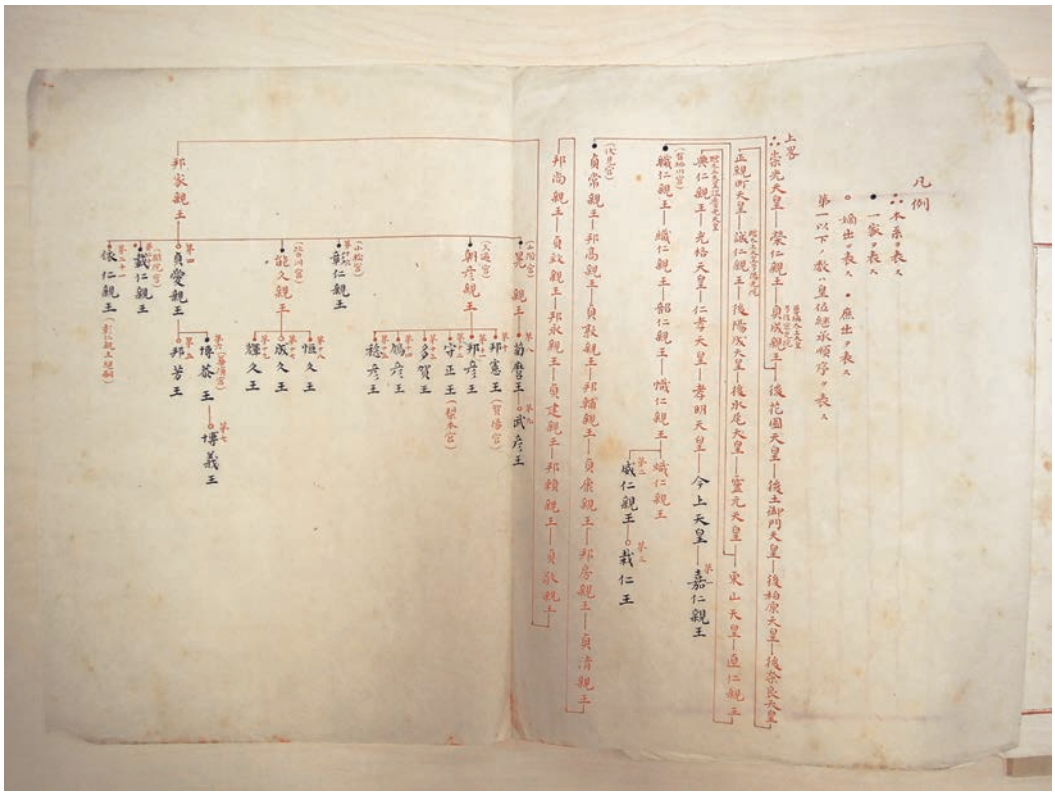

【写真 I-4】明治三十二年八月調崇光天皇以降御系図皇族現在調（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242）

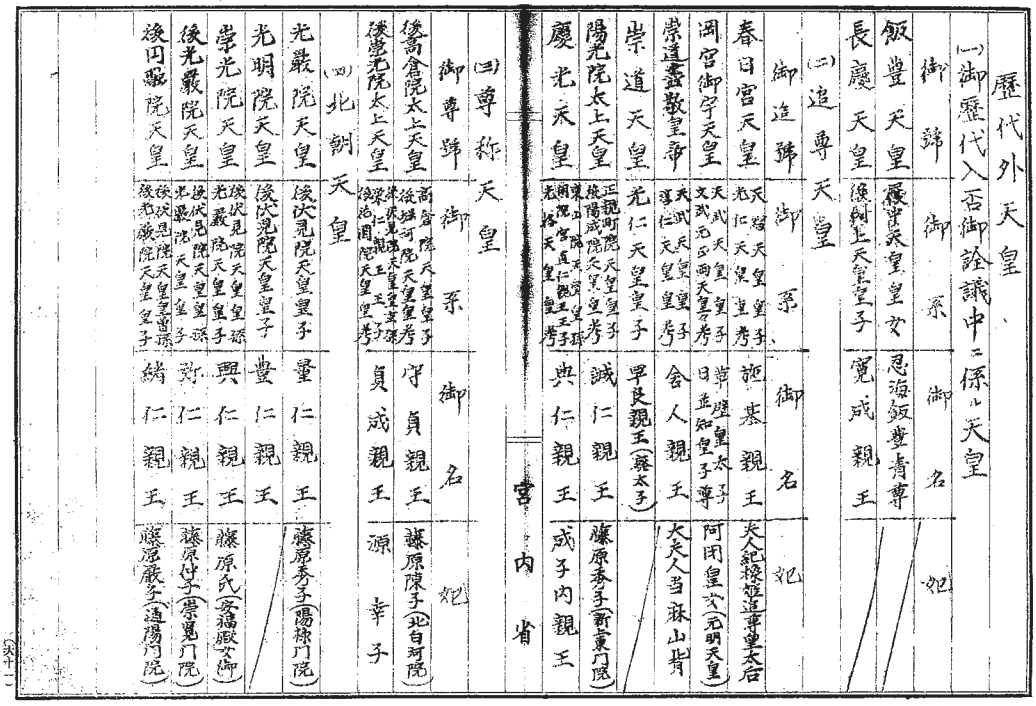

歷代外天皇

(一)御歴代入否御詮議中ニ係ル天皇

御諱	御系	御名	妃
飯豊天皇	履中天皇皇女	忍海飯豊青尊	
長慶天皇	後鳥羽上天皇皇子	寛成親王	

(二)追尊天皇

御追諱	御系	御名	妃
春日宮天皇	天智天皇皇子 光仁天皇皇考	施基親王	夫人紀橡姫追尊皇太后
岡宮御宇天皇	天武天皇皇子 文武元正両天皇皇考	草壁皇太子尊 日並知皇子尊	阿閉皇女(元明天皇)
崇道盡敬皇帝	天武天皇皇子 淳仁天皇皇考	舍人親王	夫人当麻山背
崇道天皇	光仁天皇皇子	早良親王(廃太子)	
陽光院太上天皇	正親町院天皇皇子 後陽成院天皇皇考	誠仁親王	藤原孝子(新東門院)
慶光天皇	後陽成院天皇皇子 光格天皇皇考	典仁親王	成子内親王

(三)尊称天皇

御尊諱	御系	御名	妃
後嵯峨院太上天皇	後堀河院天皇皇子 後深草天皇皇考	守貞親王	藤原陳子(北白河院)
後堀河院太上天皇	後鳥羽天皇皇子 後高倉院天皇皇考	貞成親王	源幸子

宮内省

(四)北朝天皇

光厳院天皇	後伏見院天皇皇子	量仁親王	藤原秀子(陽禄門院)
光明院天皇	後伏見院天皇皇子	豊仁親王	
崇光院天皇	後伏見院天皇皇子 光厳院天皇皇子	興仁親王	藤原氏(宣政門院)
後光厳院天皇	後伏見院天皇皇孫 光厳院天皇皇子	弥仁親王	藤原守子(崇賢門院)
後円融院天皇	後伏見院天皇皇曾孫 後光厳院天皇皇子	緒仁親王	藤原厳子(通陽門院)

【写真 J】歴代外天皇（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼騏一郎関係文書 245-28）

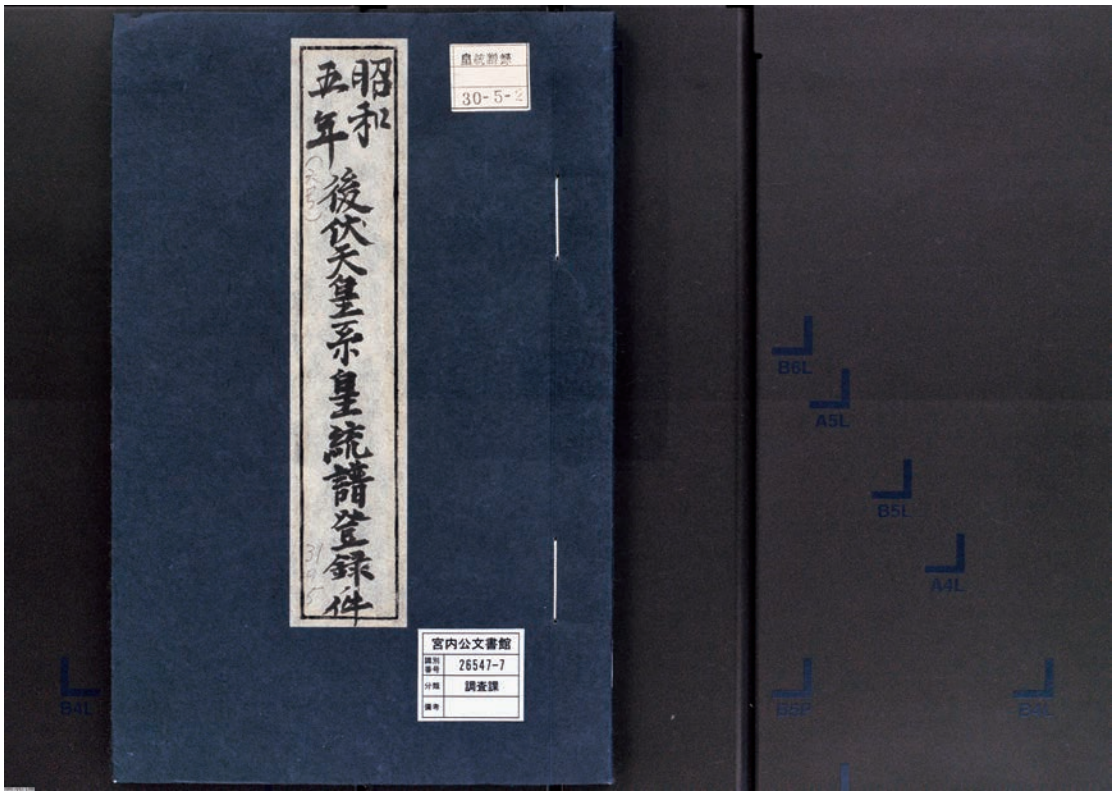

【写真 K-1】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

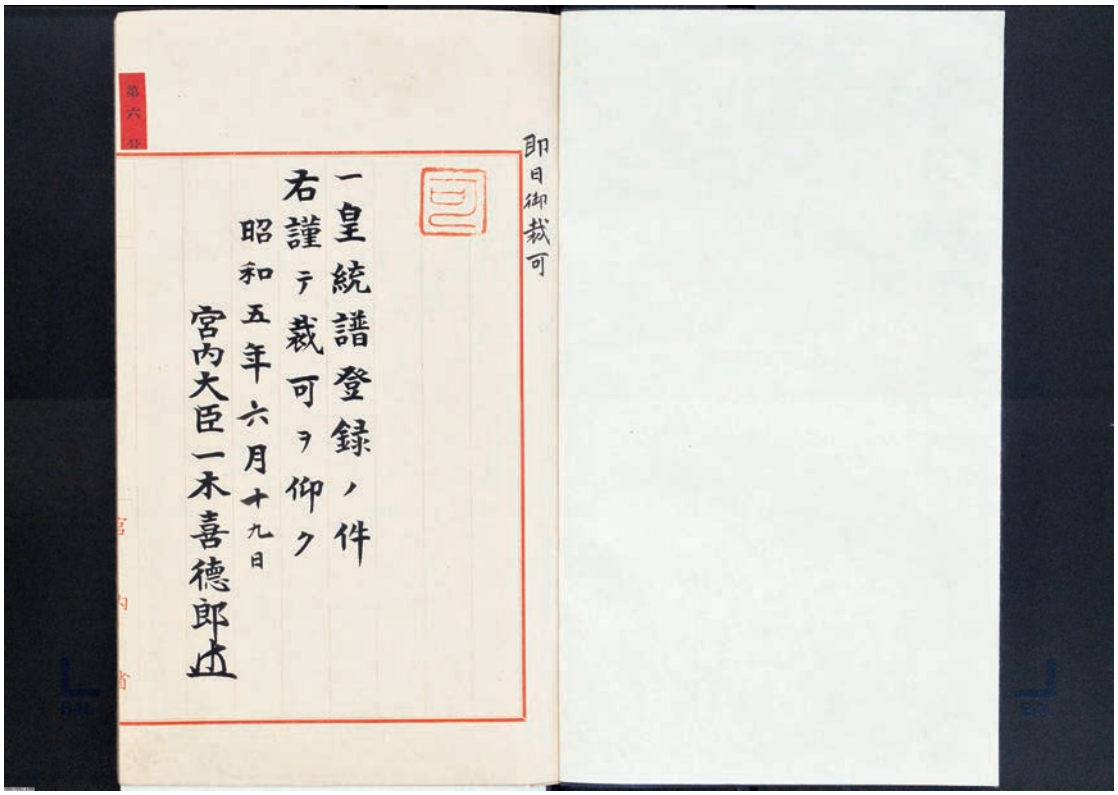

【写真 K-2】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

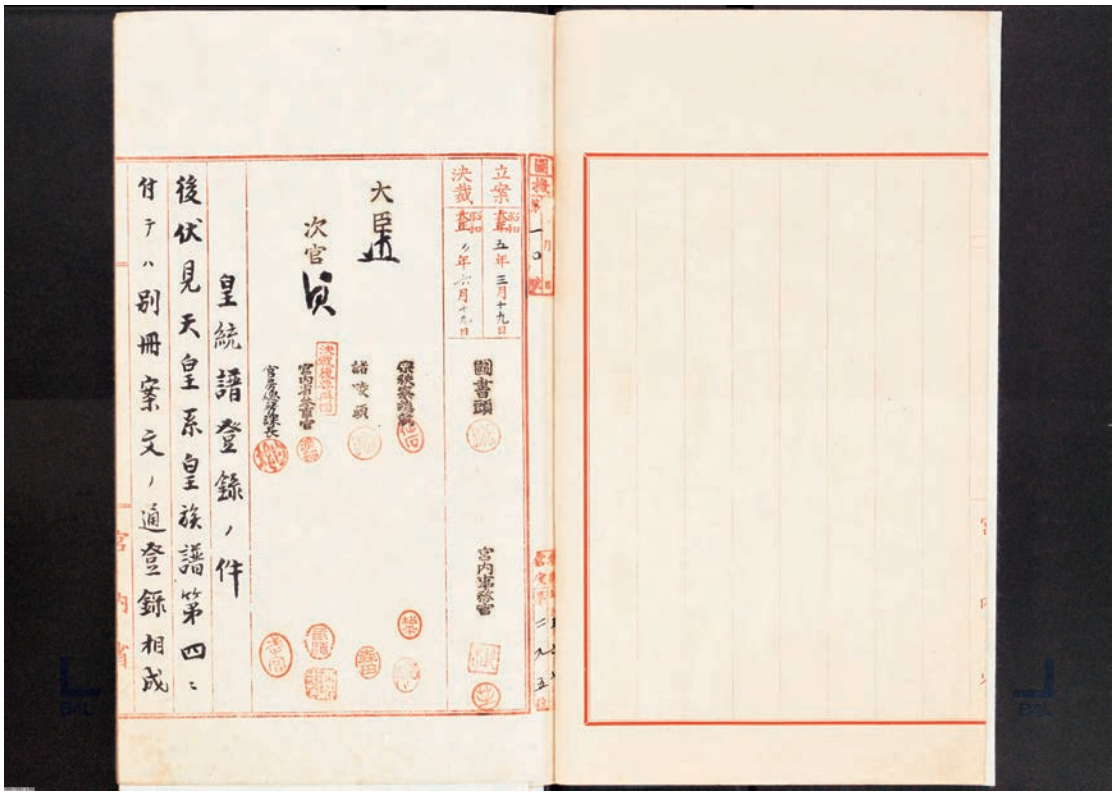

【写真 K-3】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

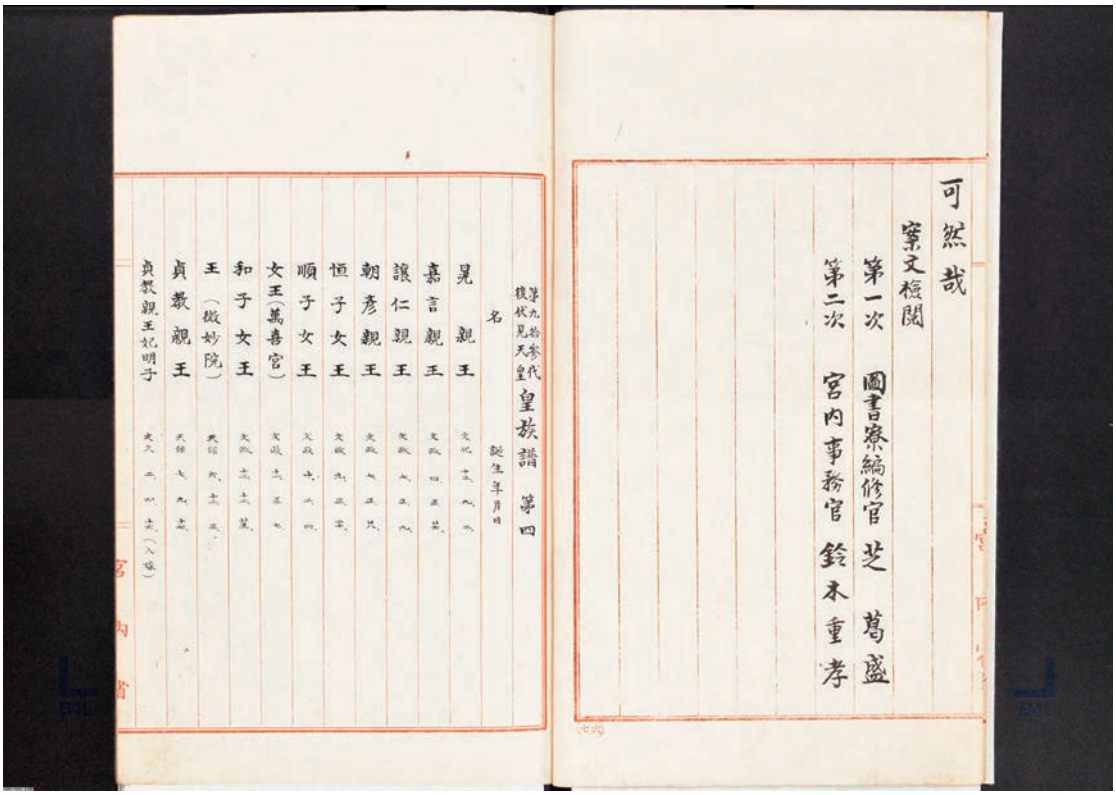

【写真 K-4】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

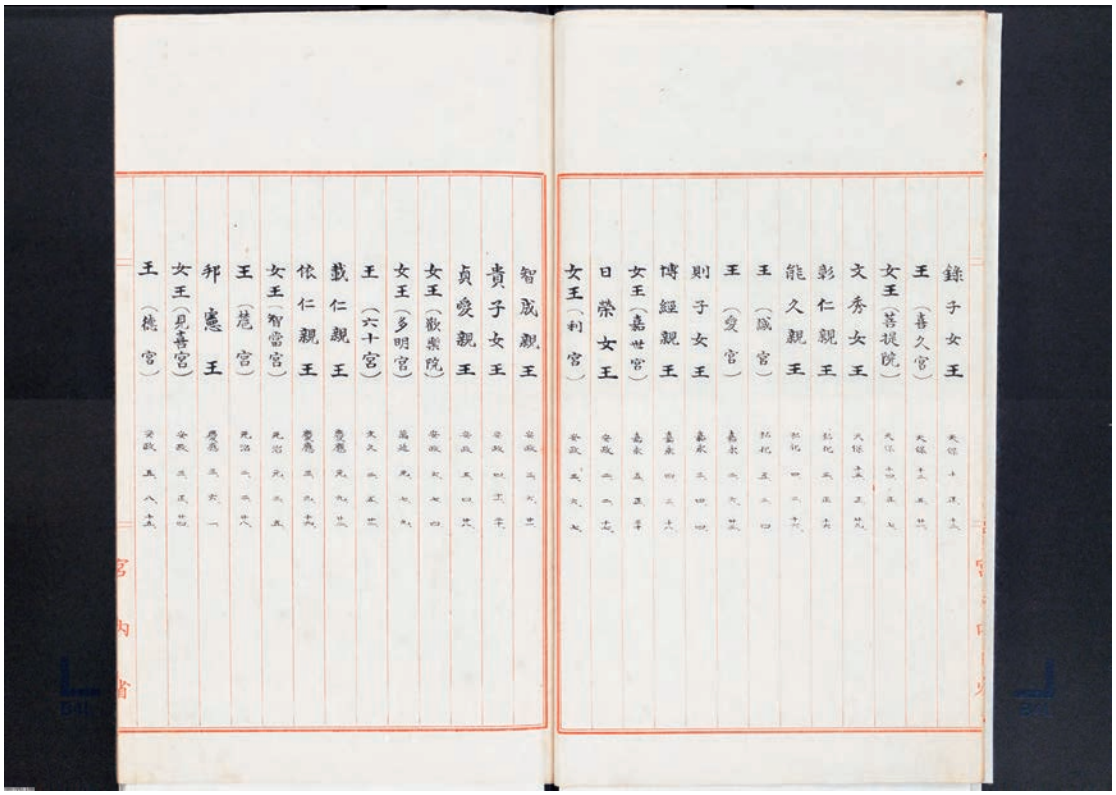

錄子女王	天保十年	十五
王（喜久宮）	天保十二年	十五
女王（菩提院）	天保十四年	九
文秀女王	天保十五年	五
彰仁親王	弘化元年	五
能久親王	弘化四年	十九
王（威宮）	弘化五年	四
王（愛宮）	嘉永元年	廿六
則子女王	嘉永三年	四
博經親王	嘉永四年	十六
女王（嘉世宮）	嘉永五年	五
日榮女王	安政元年	四
女王（利宮）	安政二年	九
智成親王	安政三年	廿二
貴子女王	安政四年	五
貞愛親王	安政五年	四
女王（歡樂院）	安政六年	四
女王（多明宮）	萬延元年	九
王（六十宮）	文久元年	五
載仁親王	慶應元年	廿二
依仁親王	慶應三年	十九
女王（智當宮）	明治元年	五
王（慈宮）	明治元年	廿八
邦憲王	慶應三年	一
女王（見善宮）	安政三年	廿四
王（德宮）	安政五年	八十五

宮内省

【写真 K-5】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

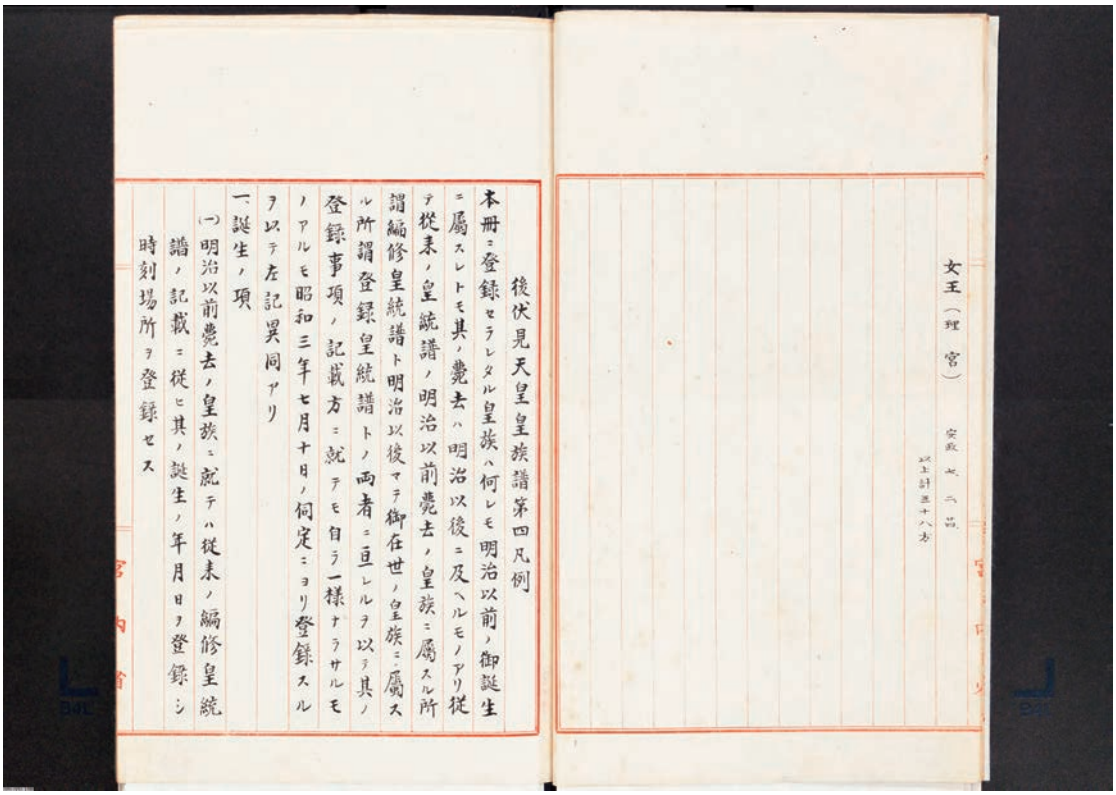

女王（理宮）　安政　年　月　日

以上計三十八方

後伏見天皇皇族譜第四凡例

本冊ニ登録セラレタル皇族ハ何レモ明治以前ノ御誕生ニ屬スレトモ其ノ薨去ハ明治以後ニ及ヘルモノアリ從テ從来ノ皇統譜ノ明治以前薨去ノ皇族ニ屬スル所謂編修皇統譜ト明治以後マテ御在世ノ皇族ニ屬スル所謂登録皇統譜トノ両者ニ亘レルヲ以テ其ノ登録事項ノ記載方ニ就テモ自ラ一様ナラサルモノアルモ昭和三年七月十日ノ伺定ニヨリ登録スルヲ以テ左記異同アリ

一、誕生ノ項

(一)明治以前薨去ノ皇族ニ就テハ從来ノ編修皇統譜ノ記載ニ從ヒ其ノ誕生ノ年月日ヲ登録シ時刻場所ヲ登録セス

宮内省

【写真 K-6】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

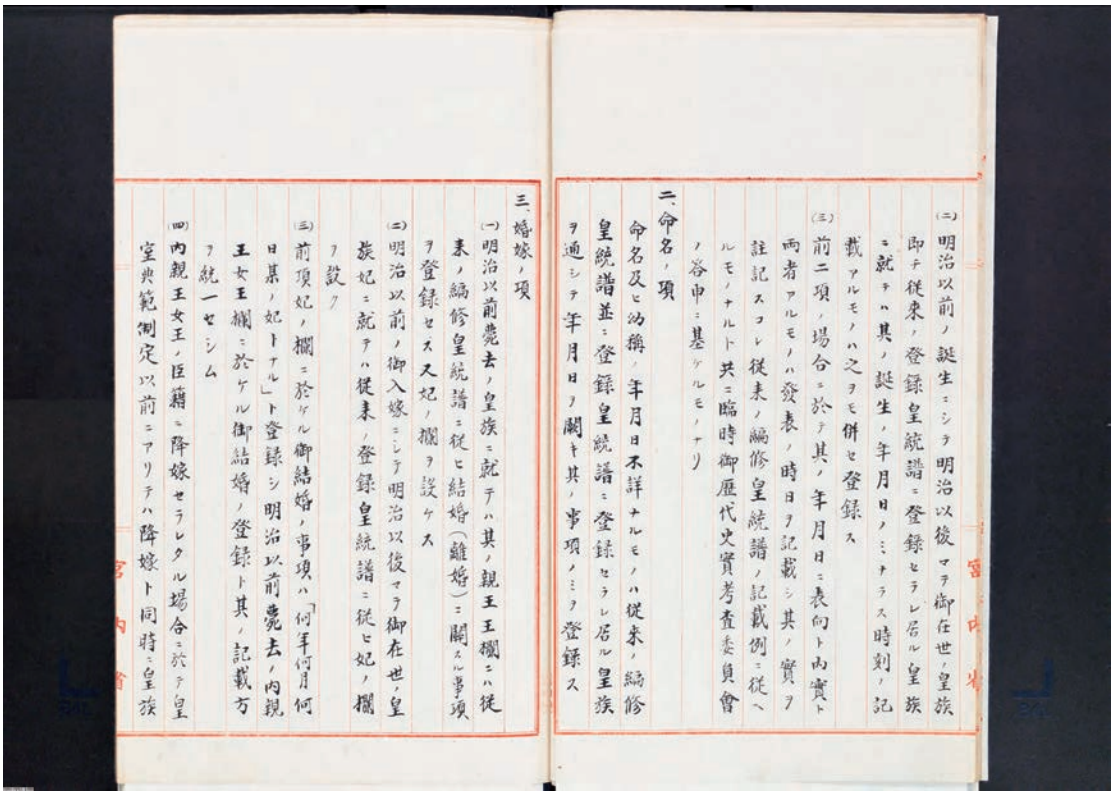

(二) 明治以前ノ誕生ニシテ明治以後マテ御在世ノ皇族
即チ従来ノ登録皇統譜ニ登録セラレ居ル皇族
ニ就テハ其ノ誕生ノ年月日ノミナラス時刻ノ記
載アルモノハ之ヲモ併セ登録ス
(三) 前二項ノ場合ニ於テ其ノ年月日ニ表向ト内實ト
両者アルモノハ發表ノ時日ヲ記載シ其ノ實ヲ
註記スコレ従来ノ編修皇統譜ノ記載例ニ従ヘ
ルモノナルト共ニ臨時御歴代史實考査委員會
ノ答申ニ基ケルモノナリ

二、命名ノ項

命名及ヒ幼稱ノ年月日不詳ナルモノハ従来ノ編修
皇統譜並ニ登録皇統譜ニ登録セラレ居ル皇族
ヲ通シテ年月日ノ闕キ其ノ事項ノミヲ登録ス

三、婚嫁ノ項

(一) 明治以前薨去ノ皇族ニ就テハ其ノ親王王欄ニハ従
来ノ編修皇統譜ニ従ヒ結婚(離婚)ニ關スル事項
ヲ登録セス又妃ノ欄ヲ設ケス
(二) 明治以前ノ御入嫁ニシテ明治以後マテ御在世ノ皇
族妃ニ就テハ従来ノ登録皇統譜ニ従ヒ妃ノ欄
ヲ設ク
(三) 前項妃ノ欄ニ於ケル御結婚ノ事項ハ「何年何月何
日某ノ妃トナル」ト登録シ明治以前薨去ノ内親
王女王欄ニ於ケル御結婚ノ登録ト其ノ記載方
ヲ統一セシム
(四) 内親王女王ノ臣籍ニ降嫁セラレタル場合ニ於テ皇
室典範制定以前ニアリテハ降嫁ト同時ニ皇族

【写真 K-7】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

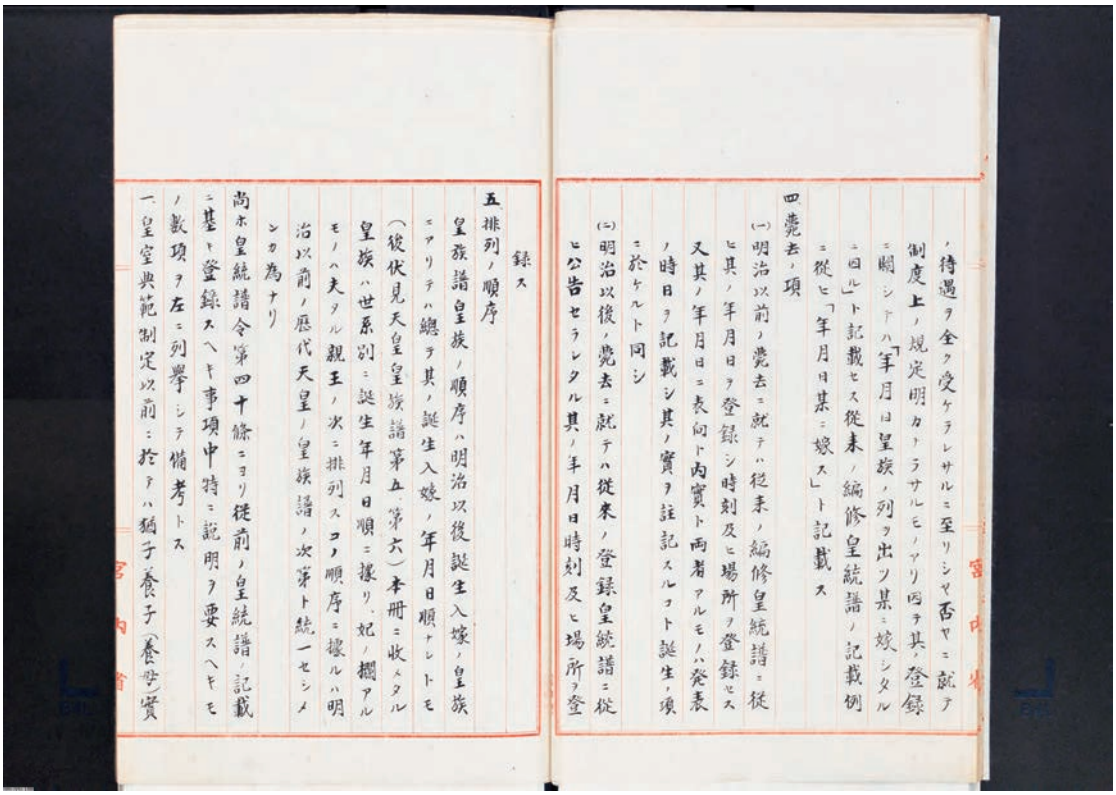

ノ待遇ヲ全ク受ケラレサルニ至リシヤ否ヤニ就テ
御度上ノ規定明カナラサルモノアリ因テ其ノ登録
ニ關シテハ「年月日皇族ノ列ヲ出ツ某ニ嫁シタル
ニ因ル」ト記載セス従来ノ編修皇統譜ノ記載例
ニ従ヒ「年月日某ニ嫁ス」ト記載ス

四、薨去ノ項

(一) 明治以前ノ薨去ニ就テハ従来ノ編修皇統譜ニ従
ヒ其ノ年月日ヲ登録シ時刻及ヒ場所ヲ登録セス
又其ノ年月日ニ表向ト内實ト両者アルモノハ発表
ノ時日ヲ記載シ其ノ實ヲ註記スルコト誕生ノ項
ニ於ケルト同シ
(二) 明治以後ノ薨去ニ就テハ従来ノ登録皇統譜ニ従
ヒ公告セラレタル其ノ年月日時刻及ヒ場所ヲ登

録ス

五、排列ノ順序

皇族譜皇族ノ順序ハ明治以後誕生入嫁ノ皇族
ニアリテハ總テ其ノ誕生入嫁ノ年月日順ナレトモ
(後伏見天皇皇族譜第五、第六)本冊ニ收メタル
皇族ハ世系別ニ誕生年月日順ニ據リ、妃ノ欄アル
モノハ夫タル親王ノ次ニ排列スコノ順序ニ據ルハ明
治以前ノ歴代天皇ノ皇族譜ノ次第ト統一セシメ
ンカ為ナリ
尚ホ皇統譜令第四十條ニヨリ従前ノ皇統譜ノ記載
ニ基キ登録スヘキ事項中特ニ記明ヲ要スヘキモ
ノ數項ヲ左ニ列擧シテ備考トス
一、皇室典範制定以前ニ於テハ猶子養子(養母實

【写真 K-8】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

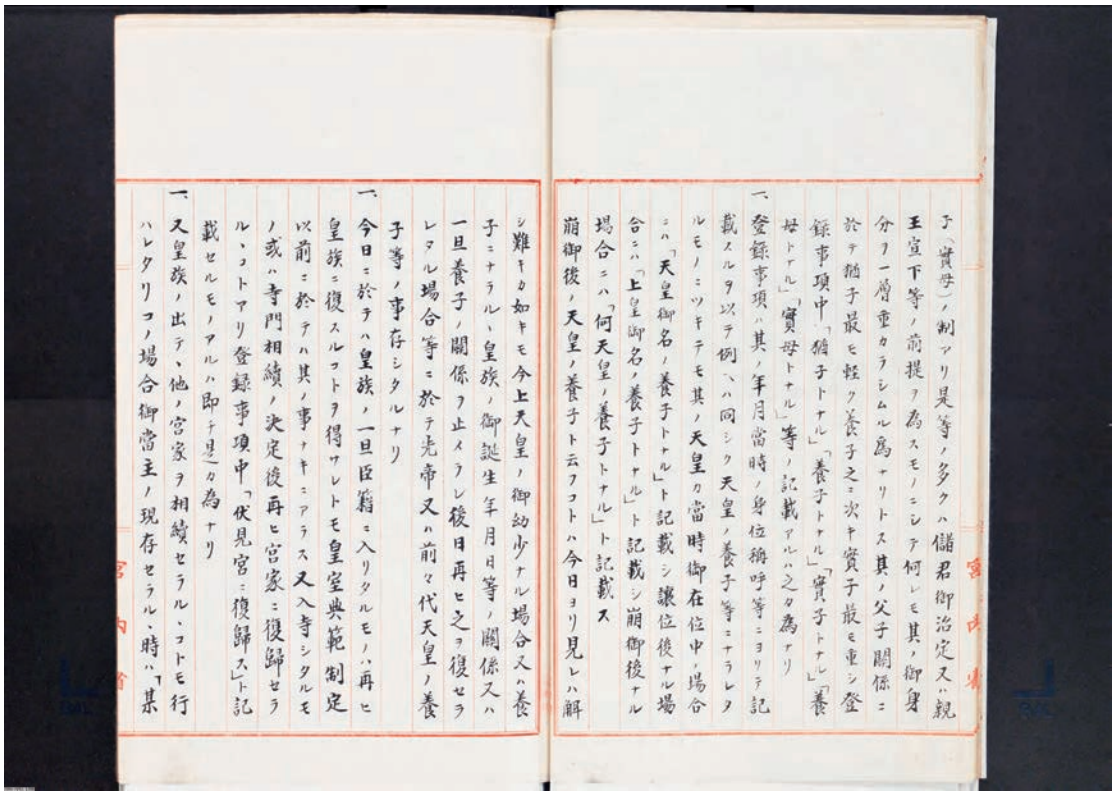

子（實母）ノ制アリ是等ノ多クハ儲君御治定又ハ親王宣下等ノ前提ヲ為スモノニシテ何レモ其ノ御身分ヲ一層重カラシムル為ナリトス其ノ父子關係ニ於テ猶子最モ軽ク養子之ニ次キ實子最モ重シ登錄事項中「猶子トナル」「養子トナル」「實子トナル」「養母トナル」「實母トナル」等ノ記載アルハ之タ為ナリ

一、登錄事項ハ其ノ年月當時ノ身位稱呼等ニヨリテ記載スルヲ以テ例ヘハ同シク天皇ノ養子等ニナラレタルモノニツキテモ其ノ天皇カ當時御在位中ノ場合ニハ「天皇御名ノ養子トナル」ト記載シ讓位後ナル場合ニハ「上皇御名ノ養子トナル」ト記載シ崩御後ナル場合ニハ「何天皇ノ養子トナル」ト記載ス

崩御後ノ天皇ノ養子ト云フコトハ今日ヨリ見レハ解シ難キカ如キモ今上天皇ノ御幼少ナル場合又ハ養子ニナラル、皇族ノ御誕生年月日等ノ關係又ハ一旦養子ノ關係ヲ止メラレ後日再ヒ之ヲ復セラレタル場合等ニ於テ先帝又ハ前々代天皇ノ養子等ノ事存シタルナリ

一、今日ニ於テハ皇族ノ一旦臣籍ニ入リタルモノハ再ヒ皇族ニ復スルコトヲ得サレトモ皇室典範制定以前ニ於テハ其ノ事ナキニアラス又入寺シタルモノ或ハ寺門相續ノ決定後再ヒ宮家ニ復歸セラル、コトアリ登錄事項中「伏見宮ニ復歸ス」ト記載セルモノアルハ即チ是カ為ナリ

一、又皇族ノ出テ、他ノ宮家ヲ相續セラル、コトモ行ハレタリコノ場合御當主ノ現存セラル、時ハ「某宮某親王ノ繼嗣トナル」ト記載シ御當主薨去後即チ遺跡相續ノ時ハ「某宮ヲ相續ス」ト記載ス

一、門跡寺院等ヘ入寺相續ニ就テモ門主現存ノ場合ニハ「某寺某ノ附弟トナル」ト記載シ門主現存セサル場合ニハ「某寺ノ門室ヲ相續ス」又ハ「某寺ヲ相續ス」ト記載ス

一、朝彦親王ノ登錄事項中「明治五年壬申正月六日辛卯伏見朝彦宮ト稱ス」トアルハ親王一時皇族ノ禮遇ヲ停止セラレ再ヒ勅命ニヨリ伏見宮復歸セラレシモ尚ホ宮ト稱スルコトヲ得サリシヲ更ニ恩召ニヨリ自今宮ト稱スヘキ旨御沙汰アルニ及シテ從來「伏見朝彦」ト呼ヒシヲ「伏見朝彦宮」ト稱スルコト、ナリシヲ記載セルモノニシテ當時尚ホ親王ニ復セラル、以前ニ屬シ當時ノ公文書ノ記載皆此ノ如クナルニ從ヘルナリ

能久親王ノ登錄事項中「明治參年庚午拾壹月貳日伏見滿宮ト稱ス」トアルモ亦右ト略ニ同例ナリ

一、日蒙女王ノ登錄事項中「明治八年八月貳拾五日臣籍ニ入ル從一位九條道孝ノ籍ニ入リタルニ因ル」トアルハ明治七年四月僧尼ノ族籍ノ定メラレタルニ當リテ伏見宮家令ヨリ宮内卿ニ伺出テタルニ對シ明治八年四月四日九條家ヘ入籍スヘキ旨達セラレ同八月廿五日九條道孝ヘ入籍ノ願出アリタルニ基キ記載セルモノナリ

【写真 K-9】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

【写真 K-10】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

Stable Imperial Succession and the Issue of Legitimacy in the Nanbokuchō Period: Emperor Meiji's Decision Regarding the Imperial Lineage and its Historical Influence

Gen NOMURA

The supplementary resolution of the committees of both the House of Representatives and the House of Councillors regarding the Law for Special Exception of the Imperial House Law Concerning Abdication, etc. of the Emperor sought from the government a speedy beginning of deliberations and a report on the findings concerning the issues involved in achieving a stable Imperial succession and that of female members of the Imperial family. It is possible that in the future the treatment of male descendants of former members of the Imperial family will become an issue. The public's awareness of the existence of former members of the Imperial family is an issue. However, Emperor Sukō, who is the ancestor of such persons, was determined to not belong to the Imperial lineage, and so there is also the issue of whether a future Imperial succession should be entrusted to persons whose ancestor was an Emperor outside of the Imperial lineage.

The reason the ancestor of former members of the Imperial family was considered to be outside the Imperial lineage is due to the 1911 issue regarding Imperial legitimacy in the Nanbokuchō Period, and Emperor Meiji's decision on Imperial succession based on the legitimacy of the Imperial line in the Southern Court period. In this paper the author has attempted to elucidate the deeper aspects within the issue of Imperial legitimacy in the Nanbokuchō Period that had an influence on the present Imperial system, using new materials as much as possible.

As a result it was learned that Emperor Meiji's decision, while of significance to the Imperial family in the sense of establishing the legitimate line of Imperial succession, was given in a text that was neither an imperial edict nor an imperial writ as stipulated by Kōshikirei. Also, that judgment had an impact on members of the Imperial family belonging to the Fushimi House and its branches, which traced its lineage back to Emperor Sukō of the Northern Court. In the Taishō period and into the Shōwa period the lineage of Emperor Sukō was reorganized as the lineage of Emperor Go-Fushimi, and this even extended to a movement to demonstrate that the ancestor of the members of the Imperial family belonging to the Fushimi House and its branches was not an emperor outside the Imperial lineage.